令和6年9月定例会

長和町議会会議録

令和6年 8月30日 開 会

令和6年 9月20日 閉 会

長 和 町 議 会

令和6年9月 議会関係日程表

令和6年8月30日招集

月	目	曜日	区		分		摘
8	1 9	月				12:00	一般質問締切日
	2 0	火				9:30	議会運営委員会
	2 1	水					
	2 2	木					
	2 3	金					
	2 4	土					
	2 5	日					
	2 6	月					
	2 7	火					
	2 8	水					
	2 9	木					
	3 0	金	本	会	議	9:30	9月定例会開会 (議案の上程)
	3 1	土	休		目		
9	1	目	休		目		
	2	月	休		会		
	3	火	休		会		
	4	水	休		会		
	5	木	休		会		
	6	金	休		会		
	7	土	休		目		
	8	日	休		目		
	9	月	本	会	議	9:00	一般質問
	1 0	火	本	会	議	9:30	一般質問
	1 1	水	委	員	会	9:30	決算特別委員会(一般会計決算審議)
	1 2	木	委	員	会	9:30	決算特別委員会(一般会計決算審議)
	1 3	金	委	員	会	13:00	決算特別委員会(一般会計決算審議)
	1 4	土	休		月		
	1 5	目	休		月		
	1 6	月	休		月		
	1 7	火	委	員	会	9:30	総務経済常任委員会
	1 8	水	委	員	会	9:30	社会文教常任委員会
	1 9	木	休		会		
	2 0	金	本	会	議	9:30	議会再開(委員長報告・質疑・討論・採決・閉会)

会期22日間



第 1 号

(8月30日)

議 事 日 程

令和6年 8月30日 午前 9時30分 開会 長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 9号 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 報告第10号 議員派遣結果報告
- 日程第 5 報告第11号 株式会社長門牧場第58期決算について
- 日程第 6 報告第12号 株式会社長門牧場第59期事業計画について
- 日程第 7 発委第 2号 長和町決算特別委員会の設置について
- 日程第 8 長和町決算特別委員会の委員の選任について
- 日程第 9 長和町決算特別委員会の正副委員長の互選結果について
- 日程第10 発委第 3号 長和町議会委員会条例の一部を改正する条例について

(委員会提出)

- 日程第11 発委第 4号 長和町議会会議規則の一部を改正する規則について (委員会提出)
- 日程第12 報告第13号 令和5年度長和町学校教育振興基金の運用報告について (町長提出)
- 日程第13 報告第14号 令和5年度長和町交通安全対策基金の運用報告について (町長提出)
- 日程第14 報告第15号 令和5年度長和町共済等推進基金の運用報告について (町長提出)
- 日程第15 報告第16号 令和5年度長和町地域福祉基金の運用報告について

(町長提出)

- 日程第16 報告第17号 令和5年度長和町福祉医療費資金貸付基金の運用報告について (町長提出)
- 日程第17 報告第18号 令和5年度長和町奨学基金の運用報告について

(町長提出)

- 日程第18 報告第19号 令和5年度長和町国民健康保険事業基金の運用報告について
 - (町長提出)
- 日程第19 報告第20号 令和5年度長和町国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用

報告について

		報告について	
			(町長提出)
日程第20	議案第40号	令和5年度長和町一般会計決算の認定について	
			(町長提出)
日程第21	議案第41号	令和5年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘)	定)決算の認
		定について	
			(町長提出)
日程第22	議案第42号	令和5年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別	別会計決算の
		認定について	
			(町長提出)
日程第23	議案第43号	令和5年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の記	忍定について
			(町長提出)
日程第24	議案第44号	令和5年度長和町介護保険特別会計決算の認定に	ついて
			(町長提出)
日程第25	議案第45号	令和5年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別	別会計決算の
		認定について	
			(町長提出)
日程第26	議案第46号	令和5年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定	定について
			(町長提出)
日程第27	議案第47号	令和5年度長和町和田財産区特別会計決算の認定は	こついて
			(町長提出)
日程第28	議案第48号	令和5年度長和町上水道事業会計決算の認定につい	ハて
			(町長提出)
日程第29	議案第49号	令和5年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設	没事業会計決
		算の認定並びに剰余金の処分について	
			(町長提出)
日程第30	決算審査報告		
日程第31	報告第21号	令和5年度健全化判断比率について	
			(町長提出)
日程第32	報告第22号	令和5年度資金不足比率について	
			(町長提出)
日程第33	令和5年度健全	全化判断比率及び令和 5 年度資金不足比率の審査報行	与
日程第34	議案第50号	長和町課設置条例の全部を改正する条例について	
			(町長提出)

日程第35 議案第51号 長和町職員定数条例の一部を改正する条例について (町長提出) 日程第36 議案第52号 行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例について (町長提出) 日程第37 議案第53号 長和町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例につい (町長提出) 日程第38 議案第54号 長和町犯罪被害者等支援条例の制定について (町長提出) 議案第55号 令和6年度長和町一般会計補正予算(第3号)について 日程第39 (町長提出) 議案第56号 令和6年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算 日程第40 (第1号) について (町長提出) 日程第41 議案第57号 令和6年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について (町長提出) 日程第42 議案第58号 令和6年度長和町介護保険特別会計補正予算(第1号)につい て (町長提出) 日程第43 議案第59号 令和6年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予 算(第1号)について (町長提出) 日程第44 議案第60号 令和6年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)に ついて (町長提出) 日程第45 議案第61号 令和6年度長和町和田財産区特別会計補正予算(第1号)につ いて (町長提出) 議案第62号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について 日程第46 (町長提出) 日程第47 議案第63号 財産の取得について (町長提出)

日程第48 議案第64号 令和6年度国庫補助ブランシュたかやまスキーリゾート降雪シ

ステム設置工事請負契約の締結について

(町長提出)

日程第49 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(町長提出)

日程第50 陳情第 4号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情

日程第51 陳情第 5号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情

日程第52 陳情第 6号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を 早急に行うことを求める陳情

日程第53 意見書案第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書 (議員提出)

日程第54 意見書案第6号 地方自治法の改正により創設された国の補充的指示制度の慎重 な運用を求める意見書

(議員提出)

日程第55 委員会付託について

散会

令和6年長和町議会9月定例会(第1号)

令和6年8月30日 午前 9時30分開会

出席議員(10名)

1番	阿	部	由糸	己子	議員	2番	龍	野	_	幸	議員
3番	荻	野	友	_	議員	4番	佐	藤	恵	_	議員
5番	田	福	光	規	議員	6番	羽	田	公	夫	議員
7番	原	田	恵	召	議員	8番	小	Ш	純	夫	議員
9番	渡	辺	久	人	議員	10番	森	田	公	明	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	图	田	健-	一郎	君	副	B	叮	長	高見	見沢	高	明	君
教 育 县	藤	田	仁	史	君	総	務	課	長	藤	田	健	司	君
企画財政課長	宮	阪	和	幸	君	建	設 水	道課	長	米	沢		正	君
こども・健康推進課:	も小	林	義	明	君	町	民 福	祉 課	長	清	水	英	利	君
情報広報課長兼会計管理	者 上	野	公	_	君	産	業 振	興課	長	中	原	良	雄	君
教 育 課 县	笹	井	佳	彦	君	総	務 課	長補	佐	遠	藤		剛山	君
代表監査委員	丸	Щ	淳	子	君									

議会事務局出席者

事務局長長井真樹君 議会事務局書記齊藤照恵君

◎開会の宣告

○議長(森田公明君) おはようございます。

定数、定刻ともに至りましたので、令和6年長和町議会第3回定例会を開会いたします。 これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(森田公明君) 日程第1 会議録署名議員の指名について、会議規則第127条の規定に 基づき、議長において、2番、龍野一幸議員、4番、佐藤恵一議員の両議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長(森田公明君) 次に、日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、8月20日開催の議会運営委員会において、別紙のとおり決定しておりますので、議会事務局長より報告いたします。

長井議会事務局長。

○事務局長(長井真樹君) それでは、議会の日程を申し上げます。

お手元の議案書2ページを御覧ください。

8月20日に開催されました議会運営委員会において、会期が決定いたしました。

本日、9月定例会の開会となります。

- 9月9日、一般質問が6名の議員からございます。
- 9月10日、一般質問が2名の議員の方からございます。
- 9月11日、12日、13日と決算特別委員会、9月17日、総務経済常任委員会、9月18日、 社会文教常任委員会をそれぞれ開催いたします。
- 9月20日、議会再開となりまして、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会という運びになって おります。

会期は22日間となりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(森田公明君) ただいまの報告のとおり、本定例会の会期を本日8月30日から9月20日までの22日間とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、本定例会の会期は本日8月30日から9月20日までの22日間と決定いたしました。

○議長(森田公明君) ここで報告いたします。

本定例会に提出された案件は、報告第9号から報告第22号までの報告14件、発委第2号から 発委第4号までの委員会発委3件、議案第40号から議案第49号までの令和5年度決算認定案1 0件、議案第50号から議案第54号までの条例案5件、議案第55号から議案第61号までの令 和6年度補正予算案7件、議案第62号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について1件、 議案第63号 財産の取得について1件、議案第64号 令和6年度国庫補助ブランシュたかやま スキーリゾート降雪システム設置工事請負契約の締結について1件、人権擁護委員の推薦につき意 見を求めることについて1件、陳情3件、意見書案2件、合計48件であります。

これより会議に入ります。

◎日程第3 報告第9号 例月出納検査結果報告

○議長(森田公明君) 日程第3 報告第9号 例月出納検査結果について、代表監査委員から報告を求めます。

丸山淳子代表監査委員。

○代表監査委員(丸山淳子君) おはようございます。

それでは、例月出納検査結果の報告をさせていただきます。

議案書8ページになりますが、よろしくお願いいたします。

報告第9号

令和6年8月30日

 長和町長羽田健一郎様

 長和町議会議長 森田公明様

例月出納検査結果報告(令和6年度7月分)

例月出納検査結果、令和6年度7月分でございます。

令和6年8月27日、7月分の例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項 の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、次のページ以降を御参照いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長(森田公明君) 報告を終わります。

◎日程第4 報告第10号 議員派遣結果報告

○議長(森田公明君) 次に、日程第4 報告第10号 議員派遣結果について報告を行います。

報告につきましては、私から報告いたします。

お手元の議案書16ページから18ページに記載してありますとおり、6月25日から6月27日にかけて、令和6年度長和町議会議員視察研修会行政視察に、7月12日には令和6年度長野県町村議会議員研修会に、8月7日には令和6年度下諏訪町・長和町議会議員研修会に各議員が出席しております。

内容につきましては、ここに記載のとおりであります。御参加いただき大変御苦労さまでした。 報告を終わります。

- ◎日程第5 報告第11号 株式会社長門牧場第58期決算について
- ◎日程第6 報告第12号 株式会社長門牧場第59期事業計画について

○議長(森田公明君) 次に、日程第5 報告第11号及び日程第6 報告第12号には関連がありますので一括して議題といたします。

報告第11号 株式会社長門牧場第58期決算について及び報告第12号 株式会社長門牧場第59期事業計画について、担当課長より報告を求めます。

中原産業振興課長。

○産業振興課長(中原良雄君) おはようございます。

それでは、報告第11号及び報告第12号につきまして御報告させていただきます。

最初に、議案書の19ページをお願いいたします。

報告第11号 株式会社長門牧場第58期決算についてでございます。

令和5年3月1日から令和6年2月28日までの決算につきまして地方自治法の規定により報告をさせていただきます。

内容につきましては20ページからになりますのでよろしくお願いいたします。

令和 5 年度の売上げにつきましては約 6 億 8 , 2 0 0 万円で前年と比べまして約 4 , 1 0 0 万円の増収となってございます。

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月から5類に移行し、規制の緩和措置がなされたことにより新型コロナウイルス発生前の生活環境が回復し、大分落ち着きを取り戻しつつございます。牧場へも、昨年同様、約11万人のお客様に御来場いただけたと推測される状況となってございます。

内訳でございますが、酪農部門で8月から生乳取引価格がキロ当たり10円値上げされたことに 伴い600万円の売上げ増となり、乳業売上げも3,500万円増加いたしました。コロナ感染拡 大以前の売上金額と比べましても昨年に引き続き最高の売上金額を達成することができました。

当期利益の状況でございますが、今期はロシアのウクライナ侵攻による社会経済への影響を受け 国や地方自治体から燃料費、電気料の抑制策や飼料価格高騰対策としての補助金があり、併せて販 管費の抑制をした結果、最終の当期純利益は4,700万円を計上いたしました。

21ページでございますが、部門別収支でございます。総務部門、酪農部門、乳業部門の3部門

で構成されていますが、酪農部門以外は当期純利益はプラスとなりました。

3 2ページまでが決算の内容となってございますので、後ほど御確認いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第12号 株式会社長門牧場第59期事業計画につきまして御報告させていただきます。

3 4ページをお願いいたします。

地代収入を除く売上目標といたしまして5億7,000万円とし、売上目標の達成と単年度収支 の改善、累積赤字の削減に努めてまいります。

重点事業計画でございますが、自社堆肥を活用して装置の更新を進め自家牧草の収穫量の増産を 図り、購入飼料費の抑制をいたします。

また、5か年計画で牛舎内飼育から放牧型飼育への転換を推し進め循環型農業、スマート農業の 実践を目指す計画となってございます。

また、自社製造商品はもとより、ソフトクリーム原料や短角牛等を活用した牧場限定商品を新たに投入し、商品のラインナップの充実を図ってまいります。

そのほか重点事業計画につきましては事業計画書のとおりでございますので御確認いただければ と思います。

報告につきましては以上です。

○議長(森田公明君) 報告を終わります。

◎日程第7 発委第2号 長和町決算特別委員会の設置について

○議長(森田公明君) 次に、日程第7 発委第2号 長和町決算特別委員会の設置についてを上程いたします。

議会運営委員長より提案理由の説明を求めます。

原田恵召議会運営委員長。

○議会運営委員長(原田恵召君) 発委第2号 長和町決算特別委員会の設置についての御説明を させていただきます。

それでは、議案書の35ページを御覧ください。

長和町決算特別委員会の設置について地方自治法第109条第6項第7項及び会議規則第14条 第3項の規定により提出するものであります。

議案書36ページを御覧ください。

名称、設置の根拠、目的は記載のとおりでございます。

委員の定数は8名で議長、監査委員を除く議員全員でございます。

活動期間ですが、決算の審査終了までとなっております。

以上でございますが、御理解の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長(森田公明君) 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。発委第2号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託 を省略し、本日審議いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、発委第2号は本日審議することに決定いたしました。 発委第2号 長和町決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより発委第2号を採決いたします。発委第2号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙 手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。したがいまして、令和5年度長和町一般会計決算につきましては、ただいま設置いたしました決算特別委員会において審査することといたします。

◎日程第8 長和町決算特別委員会の委員の選任について

○議長(森田公明君) 次に、日程第8 長和町決算特別委員会の委員の選任についてを議題といたします。

特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に 諮って指名いたします。

それでは、議会事務局長より読み上げます。

長井議会事務局長。

○事務局長(長井真樹君) それでは、長和町決算特別委員会の委員の名前を読み上げます。

渡辺久人議員、原田恵召議員、羽田公夫議員、田福光規議員、佐藤恵一議員、荻野友一議員、龍野一幸議員、阿部由紀子議員。

以上でございます。

○議長(森田公明君) お諮りします。ただいまの朗読のとおり御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、特別委員会の委員を、ただいま朗読のとおり指名いたします。

ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

休

開 午前 9時16分

○議長(森田公明君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第9 長和町決算特別委員会の正副委員長の互選結果について

○議長(森田公明君) 日程第9 長和町決算特別委員会の正副委員長の互選結果について、互選された結果を事務局長より読み上げます。

ただいま委員会の委員の互選結果をアップしましたので、事務局長の報告をアップしましたので 更新ボタンを押していただいて更新していただければと思います。

長井事務局長。

○事務局長(長井真樹君) それでは、長和町決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果を 読み上げます。

委員長、渡辺久人議員、副委員長、原田恵召議員。

以上でございます。

○議長(森田公明君) 特別委員会の正副委員長の互選結果の報告を終わります。

◎日程第10 発委第3号 長和町議会委員会条例の一部を改正する条例について (委員会提出)

◎日程第11 発委第4号 長和町議会会議規則の一部を改正する規則について (委員会提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第10 発委第3号 長和町議会委員会条例の一部を改正する 条例について及び日程第11 発委第4号 長和町議会会議規則の一部を改正する規則についてを 一括して上程いたします。

議会運営委員長より提案理由の説明を求めます。

原田恵召議会運営委員長。

○議会運営委員長(原田恵召君) それでは、最初に、発委第3号 長和町議会委員会条例の一部 を改正する条例について説明をいたします。

議案書の39ページを御覧ください。

発委第3号 長和町議会委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法第109条第6項、第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

令和6年2月8日付で標準町村議会委員会条例の改正が行われ、これに伴いまして長和町議会委員会条例についても一部改正を行う必要が生じました。

改正の趣旨としましては委員会の委員の選任に関する規定の改正と議会に係る手続のオンライン

化を可能とする規定の改正となります。

議案書40ページからの改正文を御覧ください。

第5条及び第7条では特別委員の選任方法について整合を図るための改正が行われております。

第13条の2は、委員会をオンラインで行う場合の特例が規定されていましたが、表現を一部見 直しております。

第22条は意見を述べようとする者の申出方法を紙媒体に加え電子情報処理組織と呼ばれるオンラインによる方法を可能としたものであります。

なお、施行日については、公布の目から施行するとしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

次に、発委第4号 長和町議会会議規則の一部を改正する規則について。

議案書45ページを御覧ください。

発委第4号 長和町議会会議規則の一部を改正する規則について、地方自治法第109条第6項、 第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

標準町村議会会議規則が一部改正されたことに合わせまして地方議会の会議規則を改正するものであります。

改正の趣旨としましては、現在の社会情勢に照らし、一部の規定の文言や表現を改めるもの、また議会に係る手続のオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されましたことに伴う改正となります。

議案書46ページからの改正文を御覧ください。

主には、第9条、議長による会議時刻の変更方法の改正、第103条、議場に入る者の服装、携帯品の禁止規定に係る一部改正、第129条の2電子情報処理組織による通知等以降は各手続のオンライン化に対応する通則的な規定を新設しております。

なお、施行日については、公布の日から施行するものとしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(森田公明君) 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。発委第3号及び発委第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、 委員会への付託を省略し、本日審議いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、発委第3号及び発委第4号は本日審議することに決定いたしました。

初めに発委第3号 長和町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより発委第3号を採決いたします。発委第3号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙 手を求めます。

(全員挙手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。 次に、発委第4号 長和町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。 本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより発委第4号を採決いたします。発委第4号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

- ◎日程第12 報告第13号 令和5年度長和町学校教育振興基金の運用報告について (町長提出)
- ◎日程第13 報告第14号 令和5年度長和町交通安全対策基金の運用報告について (町長提出)
- ◎日程第14 報告第15号 令和5年度長和町共済等推進基金の運用報告について (町長提出)
- ◎日程第15 報告第16号 令和5年度長和町地域福祉基金の運用報告について (町長提出)
- ◎日程第16 報告第17号 令和5年度長和町福祉医療費資金貸付基金の運用報告について

(町長提出)

- ◎日程第17 報告第18号 令和5年度長和町奨学基金の運用報告について (町長提出)
- ◎日程第18 報告第19号 令和5年度長和町国民健康保険事業基金の運用報告について

(町長提出)

◎日程第19 報告第20号 令和5年度長和町国民健康保険高額医療費資金貸付基金

の運用報告について

	(町	長	提	出)
--	----	---	---	---	---

◎日程第20	議案第40号	令和5年度長和町一般会計決算の認定に	ついて
			(町長提出)
	***		(+) + + + + + + + + +

◎日程第21 議案第41号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)決算の認定について

(町長提出)

◎日程第22 議案第42号 令和5年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計 決算の認定について

(町長提出)

◎日程第23 議案第43号 令和5年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定に ついて

(町長提出)

◎日程第24 議案第44号 令和5年度長和町介護保険特別会計決算の認定について (町長提出)

◎日程第25 議案第45号 令和5年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計 決算の認定について

(町長提出)

◎日程第26 議案第46号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第27 議案第47号 令和5年度長和町和田財産区特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第28 議案第48号 令和5年度長和町上水道事業会計決算の認定について (町長提出)

◎日程第29 議案第49号 令和5年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業 会計決算の認定並びに剰余金の処分について

(町長提出)

◎日程第30 決算審查報告

◎日程第31 報告第21号 令和5年度健全化判断比率について

(町長提出)

◎日程第32 報告第22号 令和5年度資金不足比率について

(町長提出)

- ◎日程第33 令和5年度健全化判断比率及び令和5年度資金不足比率の審査報告◎日程第34 議案第50号 長和町課設置条例の全部を改正する条例について (町長提出)◎日程第35 議案第51号 長和町職員定数条例の一部を改正する条例について
- ◎日程第35 議案第51号 長和町職員定数条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- ◎日程第36 議案第52号 行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例について

(町長提出)

◎日程第37 議案第53号 長和町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例 について

(町長提出)

- ◎日程第38 議案第54号 長和町犯罪被害者等支援条例の制定について (町長提出)
- ◎日程第39 議案第55号 令和6年度長和町一般会計補正予算(第3号)について (町長提出)
- ◎日程第40 議案第56号 令和6年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について

(町長提出)

◎日程第41 議案第57号 令和6年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)について

(町長提出)

◎日程第42 議案第58号 令和6年度長和町介護保険特別会計補正予算(第1号) について

(町長提出)

◎日程第43 議案第59号 令和6年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計 補正予算(第1号)について

(町長提出)

◎日程第44 議案第60号 令和6年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

◎日程第45 議案第61号 令和6年度長和町和田財産区特別会計補正予算(第1号) について

(町長提出)

◎日程第46 議案第62号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

(町長提出)

◎日程第47 議案第63号 財産の取得について

(町長提出)

◎日程第48 議案第64号 令和6年度国庫補助ブランシュたかやまスキーリゾート 降雪システム設置工事請負契約の締結について

(町長提出)

◎日程第49 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(町長提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第12 報告第13号 令和5年度長和町学校教育振興基金の 運用報告についてから、日程第49 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでを 一括して上程いたします。

全議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 皆さん、おはようございます。本日、ここに長和町議会9月定例会を招集いたしましたところ、大変お忙しい中、議員全員の皆様の御出席を賜り開会できますことに心より感謝を申し上げる次第でございます。

さて、今年度もはや5か月が過ぎようとしております。今年の夏は、梅雨明け以降、熱中症の警戒アラートも多く発出され、同時に危険な暑さとともに各地で記録的な連続猛暑日が続いております。

お盆を過ぎ、朝晩は涼しくなったとはいえ、残暑につきましても暑さが大変厳しい予報もございます。熱中症対策に関する周知などにもしっかりと取り組むとともに、これから迎えます実りの秋へ向けての農作物への影響が非常に憂慮されますので、その動向につきましても注視するところでございます。

併せて、お盆前休みに東北地方を横断し記録的な豪雨をもたらした台風 5 号、関東地区で交通、 観光地を直撃した 7 号は多くの被害をもたらしました。幸い、ここ長和の里はここまで大雨による 被害を受けることなく過ごすことができましたが、これから台風シーズンを迎えます。

本年の発生は平年並みか多い予想となっておりますが、現在、これまでに経験したことのない大雨・暴風などにより災害の危険度が高いと言われております。台風10号が列島を縦断しております。雨災害など有事の際を想定した万全の準備と厳重な警戒、しっかりした体制により対策を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

また、8日に発生した、宮崎県の日向灘を震源とする最大震度6弱の地震に伴い、巨大地震注意、 南海トラフ地震臨時情報が発表されました。幸い、通常とは異なる地殻変動は観測されず、引き続 き巨大地震発生の可能性に変化はないことが明らかにされました。

今後も住民の皆さんお一人お一人が防災対応を検討・実施する、国や県からの情報提供などに合

わせて日常生活を行いつつ日頃からの地震への備えの確認や安全な防災行動が取れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

ロシア軍による突然のウクライナへの軍事侵攻から早くも2年半が過ぎました。相変わらず戦線 は膠着状況が続き、終戦がますます見通せない状況となっております。

この侵攻は原油の高騰や物価の上昇など依然として世界経済にも大きな影を落としており、大変 憂慮するところでございますが、越境攻撃も始まり、ますます激化の一途をたどる中で幼い子供た ちなど社会的弱者が戦渦に巻き込まれる行動を目の当たりにするたびに心が痛むところでございま す。終戦から79年、イスラエルの戦争なども同様でございますが、一日も、そして一刻も早い平 和の訪れを心から切に願うものでございます。

フランス・パリで開催されました夏季オリンピックの日本選手団は海外開催大会として史上最多のメダルを獲得しました。選手たちが躍動する多くの激闘や名勝負に一喜一憂しながら観戦をいたしましたが、スポーツの価値や意義を改めて感じさせられ、熱狂の渦を生み出し、人に勇気と感動を与え、たくさんの人の人生に大きな影響を与えるものこそが、スポーツの祭典、オリンピックであると改めて感じたところでございます。

パリ五輪が終わり、どこか楽しみが一つなくなったような、そんな感覚に陥っている今日この頃でございますが、この28日から12日間にわたり、現在、パラリンピックが開催されておりますので、オリンピック同様、各種目での日本選手団の活躍を期待し応援するものでございます。

デフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえました物価高騰対応重点支援、地方創生臨時交付 金事業に取り組み、令和6年分の所得税及び個人住民税において定額減税も実施しておりますが、 減税し切れないと見込まれる方に対しまして、先般、調整給付事業を開始したところであります。

また、昨今の人口減少や超高齢化社会に向けた行政運営を目指して、この10月から行政組織を 見直し、改編いたします。これらにつきましては、この週末、町内4か所におきまして地区懇談会 を開催し報告させていただくお願いをしておりましたが、台風10号への厳重な警戒体制を取るた め延期とさせていただいたところでございます。

これらの諸事業に対しまして、町民の皆様には、御理解と御協力、そして改めて御支援をお願い するものでございます。

今議会は令和5年度決算について認定を頂く議会でもありますので昨年度の各事業の実績を基に 所信の一端を述べさせていただきたいと存じます。

まず、総務課に関係する事業ですが、公共交通審議会などの会議を重ね、巡回バスからデマンド バスへ運行形態を移行するための準備を整え、この4月から実証運行を開始することとなりました。 引き続き利用しやすい運行を心がけてまいります。

危機管理関係では、消防団と資機材の充実や自主防災組織の設置を進めておりますが、引き続き 積極的に推進するとともに南海トラフ地震などに対し住民の災害に対する意識の向上を図ってまい ります。 町税の関係でありますが、令和5年度の町税収入額は約7億4,900万円と前年度比0.1% の増となりました。また、収納率の点では全体で96.4%と前年度より0.1%増となりましたが、引き続き適切な課税と収納に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、企画財政課関係でございますが、町の令和5年度一般会計決算額につきましては、歳入決算額は60億6,066万4,000円、歳出決算額は58億2,522万7,000円となっており、翌年度への繰越財源7,160万円を差し引いた実質収支は1億6,383万7,000円となりました。

しかしながら、これは3億円を超える財政調整基金などの取崩しを行って事業の実施に充てた結果であり、令和5年度は決算に伴う決算積立て8,200万円の財政調整基金への積立てを行いますが、少子高齢化の進行等に加え、物価高騰や為替相場の急激な変動等による社会情勢の変化により今後も大変厳しい財政運営が続くというふうに思われます。

これからも一層の創意工夫に富んだ財政運営の取組に努めてまいりたいと考えております。

町の重要な施策の一つとなっています移住・定住に関しましては、今まで以上に空き家バンク制度を充実させるとともに、田舎暮らし体験住宅につきましては単身移住者向けの住居が少ないことから令和5年度からシェアハウス機能を追加した長和町シェア型移住体験施設NAUとして運用を開始しました。今後はさらに本施設を活用して町の魅力を発信していくことができればと考えております。

また、公営住宅及び町営住宅の適切な管理に努めていくことにより、定住者の増加を図り、人口減少に歯止めをかけてまいりたいというふうに考えております。

このほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略などに基づく事業の推進もさらに効果的な取組を図り、誰一人取り残さない持続可能な「しあわせ長和町」の実現、そして町の活性化に努めてまいります。

次に、情報広報課の関係では、毎月発行しております広報ながわでは、令和6年1月号で当町と 災害協定を結んでいる東京都目黒区とタイアップし、それぞれの広報誌面でお互いのまちの魅力を 紹介し、それに合わせて町の特産品のプレゼント企画を行いました。反響は大きく、目黒区の皆さ んから775件もの応募を頂き、広報誌を活用した町の魅力発信を行うことができました。

また、国の自治体DXの推進に呼応した取組といたしましては、町の推進本部より、行政サービスのデジタル化に向けた検討はもちろんのこと、スマートフォンアプリを使った新しい情報発信ツールのNナビとタブレット等を活用した書かない窓口の実現に向けてゆびナビぷらすの運用を令和6年2月から開始いたしました。

次に、町民福祉課の関係では各係とも関係機関等と連携を図り適正に事業を実施いたしました。 窓口係の担当業務として令和5年2月よりサービスを開始した各種証明書のコンビニ交付サービスは各支所の交付件数を上回る発行が行われており、時間にとらわれない交付サービスとして利便性の向上が図られております。 福祉係、高齢者支援係、生活環境係では新型コロナウイルスの感染症の影響や電力・ガス・食料品等価格高騰に対する支援として低所得者世帯、福祉サービス提供事業者やごみ収集運搬事業者に各種交付金を給付させていただきました。

また、町では2022年8月29日に気候非常事態を宣言し、昨年度は地球温暖化対策と景観対策として必要な計画の策定と関係する委員会において計画案を取りまとめていただきパブリックコメントを経て公表いたしました。

このほか4つの特別会計においても関係機関等と連携を図り適正な運営を行ってまいりました。 住民の皆様、そして高齢者、障がい者やその家族からの相談や要望また住民の皆様の生活に直接関 わる各事業を通じ、住み慣れた地域、長和町で安心・安全に生活ができるよう努めました。

次に、こども・健康推進課の関係でございます。

令和5年度はながと・和田の保育園合わせて122名の園児が元気に園生活を送りました。保育園間の交流や小学校・地域とのつながりを大切に心豊かに健やかに成長できるよう子供主体の保育に取り組むとともに関係機関等と連携しながら個別支援などを行っております。

子育て支援関係では子供は地域や町の宝として切れ目のない子育て支援事業や支援センターの運 営、児童手当や子育て支援に関わる各種給付事業を行っております。

また、健康づくり関係では、健康はみんなの願いであり幸せであることから自分の健康への関心を高めるとともに健診など各種保健事業を行っており、町の健康課題でもある高血圧と糖尿病の重症化予防に取り組んでおります。

新型コロナワクチン接種につきましては、春開始接種として65歳以上の方等の接種を行い、令和5年度秋開始接種では65歳以上の方及び5歳以上の希望する方へオミクロンXBB.1.5株対応ワクチンの接種を行いました。令和6年4月からは65歳以上の方などへの定期予防接種として10月からは接種を開始する予定で準備を進めております。

このほか、令和3年度から5年度までの3年間において信州大学医学部健康推進学講座を設置し、 肝臓の病気の早期発見・早期治療により町全体でウイルス性肝炎撲滅を目指す取組を行い、20歳 以上の全町民の約7割の血液検査が行われ、検査結果を通知するとともに肝疾患が懸念される方に は肝臓外来への受診を促しました。

次に、産業振興課でございます。

最初に、和田宿ステーション関係でございますが、令和5年2月に道の駅に登録となり、9月に 道の駅登録証伝達式及び供用開始のセレモニーを実施いたしました。新型コロナウイルスが5類に 移行したこと、また道の駅として供用開始となったことにより売上げ・来場者数ともに前年比を大 きく上回っている状況でございます。

有害鳥獣駆除対策事業でございますが、ニホンジカ及びイノシシ合わせて925頭を捕獲し、農 産物被害の抑制に努めました。

また、松くい虫防除の関係につきましては、被害木の伐倒燻蒸処理を実施し、被害の拡大防止に

努めました。

商工関係でございますが、地方臨時交付金を活用し、地域内の店舗及び事業者の経済対策並びに 消費喚起を促すために3,000円分の長和の里いきいき券を配付させていただきました。

観光振興事業でございますが、観光協会と連携した事業として国の補助金を受けスポーツによる 地域活性化事業に取り組むとともに観光誘客PR活動を実施いたしました。

株式会社長和町振興公社は、経営の健全化のため減資を行い、資本金300万円として事業規模に合った資本金といたしました。

また、ブランシュたかやまスキー場につきましては、辺地債を活用し、スキー場施設の改修工事 を実施いたしました。

次に、建設水道課の関係でございます。

道路・河川等の改修につきましては、国庫補助事業により令和5年に第3期橋梁長寿命化計画を 策定し、全143の橋のうち、レベルⅢが36橋、レベルⅣが1つの橋と診断されたため令和5年 度道路メンテナンス事業補助大多沢橋橋梁保全工事に着手いたしました。

また、橋梁長寿命化修繕計画策定業務、橋梁定期点検業務委託についてそれぞれ実施いたしました。

災害復旧事業関係では、国庫補助事業により、元災台風19号豪雨災害復旧事業5か所、令和3 年災害復旧工事2か所、町単工事6か所を実施し、全て竣工いたしました。

上下水道関係では、上下水道事業とも公営企業法適用となり、引き続き健全な経営に努め、経営 基盤の強化を図ってまいります。

別荘関係では、平成29年度より学者村別荘地の管理事務所について町営別荘地全体の把握する管理センターに位置づけ別荘係が常駐することによりオーナー様への対応の迅速化、事務処理と管理業務の連携強化を図りながら取り組んでおります。

次に、教育課の関係でございますが、長門小学校においては162名の児童、和田小学校では33名の児童が元気に学校生活を送っております。令和5年度も保護者負担軽減のため高等学校通学費等補助のほか小中学校の給食費無償化を引き続き実施いたします。

また、和田小学校ランチルームに冷房設備がございませんでしたが、和田小学校空調設置工事を 実施いたしました。

令和4年度に完成した古町コミュニティセンターは大変有効に住民に活用されており、今後も山の子学園共同村様とともに地域共生社会の実現、地域の拠点施設として多くの方に利用していただけるよう務めてまいります。

文化財の関係につきましては、国史跡永代人馬施行所のかやぶき屋根の腐朽劣化が進み、令和5年度、6年度の2か年計画で修理工事を行っております。

黒耀石の関連につきましては歴史遺産を生かした国際交流事業として黒耀石大使3期・4期生1 4名のオランダ・イギリス渡航交流事業を8月5日より15日の間で実施いたしました。 以上、令和5年度における各課の実施事業の実績を基に述べさせていただきました。

続きまして、令和5年度決算における町の財政指標の主なものについて説明をさせていただきます。

まず、実質公債費比率でありますが、今回は9.8%となり、前年度の10.3%から0.5ポイント減少いたしました。

次に、将来負担比率についてでありますが、前年度の58.1%から14.2ポイント減の43. 9%となりました。

前年度と比較して実質公債費比率は減少、将来負担比率は減少しておりますが、双方とも財政健 全化を図る基準を下回っておりますので令和5年度決算における財政健全化の状況は全て健全な状 況にあると言えます。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率につきましては本議会に報告案件として提出させていた だいております。後ほど担当課長より説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第50号 長和町課設置条例の全部を改正する条例、議案第51号 長和町職員定数 条例の一部を改正する条例、議案第52号 行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例に つきましては、10月に実施いたします役場組織の機構改革に伴います条例改正となっております。

次に、議案第53号 長和町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、来年度からの集団検診に関わる自己負担額の変更と保健センター業務を現在の業務内容に合わせる改正を行うものであります。

次に、議案第54号 長和町犯罪被害者等支援条例の制定につきましては、犯罪被害者等基本法に基づき支援に関する基本理念を定め、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的に制定するものでございます。

それでは、次に、補正予算案7件につきまして順次説明をさせていただきます。

最初に、議案第55号 令和6年度長和町一般会計補正予算(第3号)につきまして主な内容を 説明させていただきます。

最初に、歳入の関係ですが、普通交付税の額の確定により地方交付税を増額する補正予算を計上させていただきました。令和6年度の普通交付税の額は27億5,167万2,000円となります。

また、財政調整基金繰入金につきましては今回の補正予算に伴い8,900万6,000円を減額する補正予算を計上させていただいたほか、令和5年度決算に伴う繰越金、歳出に伴う財源としての国・県支出金、町債等の補正予算を計上させていただきました。

次に、歳出の関係ですが、この10月1日、機構改革に関する補正予算を計上させていただきま した。書類棚や机・椅子の購入、ネットワーク関係の配線に関わる内容となっております。

また、7月の臨時議会でお認めを頂きました物価高騰対応に関わる低所得者世帯の皆様への給付金につきまして、対象世帯が確定したことによる補正予算、ふるさと納税に対応するための地域お

こし協力隊の採用に関する補正予算も計上させていただいております。

このほか、高齢者生活支援センターに設置する予定となっておりました非常用電源設備の実施内容の変更に関わる補正、獣害防止柵資材費、松くい虫防除対策費の増額補正、橋梁復旧工事に関わる補正予算を計上させていただきました。

以上、一般会計全体で3,209万1,000円の増額補正をお願いするものであり、補正後の 予算総額は61億940万8,000円となります。

続きまして、議案第56号 令和6年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)から議案第61号 令和6年度長和町和田財産区特別会計補正予算(第1号)までの特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

これらの補正予算につきましては、令和5年度決算に伴う繰越金の補正が主なものとなっております。

繰越金関係以外の主な補正といたしまして、国民健康保険特別会計におきましては令和5年度の 普通交付金の精算に伴う雑入及び償還金、給付金の確定に伴う医療給付費等に関わる補正予算を計 上させていただきました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、令和6年度の保険料率改定に伴う保険料及び後期高齢 者医療広域連合への納付金に関わる補正予算等を計上させていただきました。

介護保険特別会計におきましては、令和6年度から令和8年度までの新しい保険料の決定に伴う 補正予算、一般会計繰入れ・繰出しに関わる補正予算のほか介護保険支払準備基金に関わる繰入金 及び積立金に関わる補正予算等を計上させていただきました。

観光施設特別会計につきましては、公用車購入に関わる補正予算ほか、山の家解体に関わる補正 予算等を計上させていただきました。

続きまして、議案第62号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、広域連合が処理する事務を規定した規約の変更であり、地方自治体の規定に基づき議会の議決をお願いするものになります。

次に、議案第63号 財産の取得及び議案第64号 令和6年度国庫補助ブランシュたかやまスキーリゾート降雪システム設置工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

議案第63号につきましては、ブランシュたかやまスキー場の圧雪車購入に関わる契約締結案件、 議案第64号につきましては、スキー場のスノーマシン設置及び配管工事に関わる契約締結案件で ございます。

両議案とも地方自治法及び長和町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に係る条例 の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。

次に、日程第49 人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めることについては、委員の任期 満了につき百瀬哲夫氏を再任いたしたく議会の意見を求めるものでございます。

以上、本定例会に提案させていただきました議案について概要を説明させていただきました。

詳細につきましては、御審議の際、それぞれ担当者より説明を申し上げますので、原案を御承認 賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございま した。

○議長(森田公明君) 提案理由の説明が終わりました。

ただいま10時34分です。10時45分まで休憩といたします。

休 憩 午前10時34分 _____

再 開 年前10時45分

○議長(森田公明君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第12 報告第13号 令和5年度長和町学校教育振興基金の運用報告についてから、日程第29 議案第49号 令和5年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計決算の認定並びに剰余金の処分についてまでを一括して議題といたします。

報告第13号 令和5年度長和町学校教育振興基金の運用報告についてから、報告第20号 令和5年度長和町国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用報告についてまで、会計管理者より説明を求めます。

上野会計管理者。

○会計管理者(上野公一君) それでは、議案書の54ページからでございます。

地方自治法241条の5項の規定によりまして、基金の運用報告をするものでありますが、基金のうち特定の目的を定めてある基金について定めておる規定でございます。

なお、内容につきましては、監査委員さんに審査を頂き、8月27日に意見書を頂いておるところでございます。

では、55ページからですが、まず長和町学校教育振興基金1,250万円の基金でございます。 運用益を小学校図書等の充実費用に充てるということで5年度は2万9,000円の運用益があり まして一般会計へ計上しております。

次に、56ページの交通安全対策基金の運用報告でございます。

57ページを御覧いただきまして、こちらは100万円の基金ですが、5年度は2,000円の 運用益がございました。

それから、58ページ、長和町共済等推進基金の運用報告でありますが、59ページを御覧ください。

長和町共済等推進基金523万9,430円の基金でありますが、これは農業者等が加入するこの事業の推進あるいは地場産業活性化施策の推進等に充てるという規定になっておりまして5年度は1万2,000円の運用益がございました。

続きまして、地域福祉基金でございますが、61ページを御覧ください。

地域福祉施策の充実・強化を図るための基金で、1億9,179万3,000円ございますが、

5年度は45万3,000円の運用益がございました。

続きまして、福祉医療費資金貸付基金の運用でございます。

63ページをお開きいただきまして、こちらは貸付用の基金でございますが、50万円の基金額 でございまして5年度中の貸出しはなかったということで50万円の残高でございます。

次は、長和町奨学金の運用報告になります。

65ページをお開きいただきまして、限度額は1億2,000万の基金でございます。基金の移動状況の表の下側で、5年度は39名の方から返済があり、現在、貸付期間の方は18名になります。償還期間中の方も含めた全体では73名の方に貸付を行っております。現金そのものの残高といたしましては一番右下にありますように5,220万7,500円の残高となっております。

続いて、国民健康保険事業基金の運用報告でございます。

67ページをお開きいただきまして、国民健康保険特別会計の財政調整的な基金であり、5年度中は620万円の決算積立てと1,500万円の取崩しを行いましたので5年度末現在高は1億2,928万3,624円となりました。

最後になりますが、国民健康保険の高額医療費の資金貸付基金の運用報告でございます。

69ページを御覧いただきまして、これも300万円の基金を持っておりまして、5年度中は貸付け等がありませんでしたので残高も300万円のままでございます。

以上、8つの基金につきまして御説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長(森田公明君) 次に、日程第20 議案第40号 令和5年度長和町一般会計決算の認定 についてから、日程第27 議案第47号 令和5年度長和町和田財産区特別会計決算の認定につ いてまで、会計管理者より概要説明を求めます。

上野会計管理者。

○会計管理者(上野公一君) それでは、お手元の議案書の70ページからでございますが、令和 5年度の決算概要につきまして御説明を申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、71ページをお開きください。

第1表として、一般会計、特別会計の全ての会計について歳入歳出を一覧表にまとめてございます。

まず、表の一番上の行ですが、一般会計につきましては、令和5年度では災害復旧工事の完了や新型コロナウイルスの感染収束による臨時交付金の減少などにより前年度と比較して減額となった決算の状況となっております。歳出決算額では前年度より12億8,627万少ない58億2,52万円余りの決算額となっております。

一方、それ以降の特別会計につきましては、交付金などの増減により変動はございますが、全体ではおおむね前年並みの決算額となっております。それぞれ御覧いただければと思いますが、表の一番下で、一般会計、特別会計、合わせまして77億9,892万円余りの歳出決算額となっております。

続きまして、72ページ、73ページでございますが、一般会計の歳入と歳出でございます。

まず、72ページ、第2表の歳入でございますが、構成比や前年度増減比率の大きい科目のみ申 し上げます。

まず、款 1 町税につきましては、7 億 4 , 9 9 5 万円ほどの金額となりました。構成比では 1 2 . 4%となっております。

款10 地方交付税ですが、29億7,379万円ということで構成比は49.1%と一番大きなウエートを占めている状況でございます。

次に、款14 国庫支出金でございますが、前年に比べまして6億3,671万円余り減額となっております。災害復旧事業が終わり、農業被害復旧工事補助金などが減額になったこと、新型コロナウイルスの収束に伴い臨時交付金が減額になったことが主な要因でございます。

加えて、款20 諸収入でも、令和5年度は前年の東京都八王子市からの姫木平自然の家の解体費や振興公社分社化に伴う貸付元金の返済、このようなものがございませんでしたので2億9,20万円余り減額となっております。

最後に、款21 町債でございますが、公共施設に係る起債の減少により総額で2億9,700 万円余りとなり、構成比では4.9%となっております。表の一番下、歳入合計は収入済総額で6 0億6,066万円余りの決算になりました。

続きまして、73ページ、第3表、歳出でございます。

前年度と比べまして大きく減額となったのは商工費、教育費、災害復旧費であります。

まず、款6 商工費では、令和4年度の姫木の家取壊し費用2億円の積立てや振興公社分社化に伴う貸付金の基金繰戻し、棚卸資産の購入、このようなものはございませんでしたので4億1,730万円ほどの減額となっております。

次に、款9 教育費では、令和4年度の古町コミュニティセンター建設工事や長門小学校の改修 工事などの国庫補助事業がございませんでしたので2億5,634万円ほどの減額となっておりま す。

款10 災害復旧費は、令和元年からの災害により被災した農業施設、林業施設、土木施設の災害復旧が完了し、款全体で4億5,444万円ほどの減額となっております。

全体で一般会計の支出済額は58億2,522万円ほどになりました。

また、翌年度の繰越額は7,160万円ほどとなっております。

それと、不用額につきましては2億6,193万円ほどございます。この不用額については次の 年への繰越金も見込んだ中での不用額としてありますので御承知いただければと思います。

次に、74ページ、75ページが特別会計に関わります収入状況と執行状況でありまして、参考 として財産区の状況も載せてございます。 それぞれ御覧いただければと思いますが、74ページの第4表の中ほどに特別会計の合計額があります。収入済額は20億8, 796万円余り、前年比で1.5%ほど増加しております。

そして、75ページ、第5表の歳出でございますが、同じく中ほどに特別会計全体の支出済額があります。19億7, 369万円余りでこちらも前年比0. 5 %増となっております。

続きまして、76ページの第6表でございますが、決算積立額の一覧表ということで、これは、一番下の行、地方自治法233条の規定、それから地方財政法も関係してくるわけですが、一般会計で8,200万円、国民健康保険で420万円、介護保険で3,520万円、観光施設で970万円、和田財産区で450万円をそれぞれ決算を御認定いただいた後に基金に積立てをするところでございます。

77ページをお願いいたします。

第7表、収入未済額でございます。

まず、上段の一般会計分でございますが、1の町税から始まりまして分担金・負担金、使用料・ 手数料、財産収入、諸収入を合わせまして5年度のトータルでは3,677万円ほどでございます。 前年度対比では3.8%の増となっております。長引く経済活動の低迷、価格高騰による企業収益 の低下や家計の圧迫などが影響しているようでございます。

また、不納欠損額は257万円ほどになりました。

続きまして、下段の表が特別会計でございます。

2の国保会計から14の観光施設特別会計まで5年度のトータルでは1億2,542万円ほどの収入未済額となっております。

次は、78ページ。第8表の町税の収入状況でございます。

町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税に分けまして金額と収入率をお示ししてございますが、一番下の合計欄では、現年滞納分を合わせまして5年度の収入率は96.4%、それから、右側の、4年度、前年度が96.3%ということですので収入率は0.1%上昇した状況となっております。

また、79ページ、第9表ですが、国民健康保険税と後期高齢者医療保険、介護保険の収入状況でございます。

中段の後期高齢者医療保険料は99.2%、最下段の介護保険料も99.2%という収入率になっております。

最後に80ページでございます。

第10表の年度の基金の動向になります。

まず、初めに一般会計の基金でございますが、1番の財政調整基金では決算積立てや前年度中の 利子等の積立てを行いました。令和5年度の取崩し額は3億771万円余りとなり、15億3,3 68万円余りの残高となっております。

次に、6番の公共施設整備基金ではふれあいの湯源泉ポンプ入替工事に460万円を充てております。

19番の新町一体感醸成基金では、依田窪病院への負担金などに1億422万円余り、28番の ふるさと納税基金では寄附額が1,320万円余り、取崩し額は438万円余りで基金残高は7, 344万円ほどになっております。

34番の国際交流事業基金は、長和町青少年海外派遣事業の参加者負担金105万円の積立てと 240万円を事業費用として取り崩しております。基金残高は159万円ほどになっております。

38番の森林環境譲与税基金につきましては、2,550万円を町単の林業施設災害復旧工事費などに充てております。

その他の基金におきましても利子と積立金の変動がございますが、それぞれ御覧の表のとおりで ございます。

令和5年度の一般会計基金残高の合計は前年比3億1,251万円減の32億3,249万4,769円となっております。

続きまして、特別会計の基金の動向でございます。

初めに国保事業の基金ですが、決算積立てで620万、取崩しで1,500万円を行い、年度末で1億3,228万円ほどの残高となっております。

観光施設会計につきましては、決算積立てで700万、学者村別荘地風の庭建設費用などに充てるため1,132万円ほどの取崩しを行いましたので、こちらは3,613万円ほどの残高となっております。

また、介護保険につきましては、決算積立てで5, 300万円、取崩しを4, 559万円行い、基金残高は4, 065万円ほどになっております。

最後になりますが、和田財産区につきましては、決算積立てを210万円行いましたので7,9 57万円ほどの基金残高となっております。

以上、雑駁ではございますが、一般会計、特別会計の決算概要とさせていただきます。よろしく お願いいたします。

○議長(森田公明君) 次に、日程第28 議案第48号 令和5年度長和町上水道事業会計決算の認定について及び日程第29 議案第49号 令和5年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について、建設水道課長より概要説明を求めます。

米沢建設水道課長。

○建設水道課長(米沢 正君) 令和5年度の上下水道事業の関係について説明をさせていただきます。

決算概要書の81ページを御覧ください。

令和5年度公営企業会計決算概要書、長和町上水道事業会計の説明をさせていただきます。

令和5年度損益計算書、水道事業費用は2億5,532万円でございます。

右側になりますが、水道事業収益は2億5,404万7,000円でございます。

左下、下段を御覧ください。当年度の純損益は127万3,000円で赤字決算となりました。 この主な要因につきましては、料金収入が年々減少している中で緊急を要する修繕工事等を実施し たことによるものでございます。

続きまして、83ページを御覧ください。

令和5年度公営企業会計決算概要書、長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計の決算概要並びに剰余金の処分について説明をさせていただきます。

下水道事業費用は4億2,883万6,000円でございます。

右側になりますが、下水道事業収益は4億7,620万8,000円でございます。

左側、下段を御覧ください。当年度純利益は4,737万2,000円で黒字決算となりました。 この主な要因につきましては緊急を要する修繕工事等が少なく維持管理費等を抑えたことによるも のであります。

続きまして、84ページを御覧ください。

剰余金の処分につきまして報告をさせていただきます。

右側下段の資本の部、7、剰余金、(2)利益剰余金、ロ、当年度末処分利益剰余金1億8,901万9,134円を公営企業債の償還に要する資金に充てるため議会の議決をお願いするものであります。

説明は以上となりますが、よろしくお願いいたします。

○議長(森田公明君) 決算の概要説明を終わります。

次に、日程第30 決算審査報告について、代表監査委員より報告を求めます。

丸山淳子代表監査委員。

○代表監査委員(丸山淳子君) それでは、令和5年度事業決算審査の結果を報告させていただきます。

議案書につきましては、86ページをお開きいただきたいと思います。

7月1日に収納状況審査、7月9日に事業現場監査、7月26日に基金運用状況の審査、7月25日から30日まで一般会計、特別会計及び公営企業会計の書類審査等を実施して全て審査を行いました。

以上について、一般会計、特別会計については歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び証書類、公営企業会計については決算報告書、財務諸表、決算附属書類及び証書類を審査した結果、経理は収支ともに適正であるものと認めましたので、ここに御報告申し上げます。

詳細につきましては、次ページ以降の決算審査意見書を御参照いただければと思います。 以上でございます。

○議長(森田公明君) 報告を終わります。

次に、各課長より令和5年度各課の主要事業の実績について説明を求めます。

最初に、総務課関係について説明を求めます。

藤田総務課長。

○総務課長(藤田健司君) それでは、町政白書に基づきまして御説明をさせていただきますので 白書のほうをお願いしたいと思います。

総務課関係でございますが、5ページからとなります。

まず、職員数につきましては事業とその成果にあります表の右上に職員数の推移を記載してございます。令和5年4月1日現在93名となっておりまして、6ページには国家公務員給与との比較をしたラスパイレス指数がございますけれども、ラスパイレス指数につきましては97.6%という状況でございます。

7ページでございますが、選挙につきましては昨年度におきましては長野県議会議員の選挙が執行されたところでございます。それぞれの執行日、事業費、投票率につきましては表のとおりでございます。

8ページをお願いいたします。

町営バス等につきましては、巡回ワゴン車によります新公共交通体制での運行を3年にわたり実施したわけでございますが、ドア・ツー・ドア方式によりますデマンドバス導入に向けましての協議・準備を進めまして、この4月から実証運行にこぎ着けたところでございます。

引き続き皆様がより利用しやすい運行を心がけるとともに利用率や効率性の向上を目指しまして 取り組んでまいります。

12ページをお願いいたします。

国際交流事業の関係でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大並びにロシアによりますウクライナ侵攻の長期化の影響もあったため延期されていましたオランダ・英国渡航を8月5日から15日間の日程で長和町青少年黒耀石大使3・4期生14名によりましてオランダ・イギリス渡航を実施いたしたところでございます。

続きまして、14ページからの危機管理の関係でございますが、軽積載車の整備を行ったところ でございます。

各分団の団員数並びに機械力の配置状況につきましては表のとおりでございます。

15ページの防災対策関係でございますが、自主防災組織の設置に向けまして町民の皆様への災害に対する啓発を行いますとともに今後も積極的に組織の立ち上げを推進してまいりたいと考えております。

次に、17ページからの税務の関係でございます。

町税の収入につきましては7億4,995万円で前年と比較いたしまして112万円ほどの増額、 徴収率につきましては全体で96.4%と0.1%の増となっております。

引き続き県などと連携を取りながら徴収に取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、23ページから26ページにおきましては大門、和田、長久保と3つの支所 の関係を記載させていただいてございます。

いずれの支所につきましても町民の皆様にとって身近な存在として町民の活動や相談等、財産関連の業務を行っておりますので、引き続きまして利用者の目線に立ち丁寧な対応を心がけてまいりたいと考えております。

総務課の関係につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(森田公明君) 次に、企画財政課関係について説明を求めます。 宮阪企画財政課長。
- ○企画財政課長(宮阪和幸君) それでは、企画財政課関係の決算概要について説明させていただきます。

企画財政課につきましては、まちづくり政策係、財政係、管財係の関係になりますが、最初にま ちづくり政策係の決算概要について説明させていただきます。

説明につきましては、ほかの係も同様ですが、町政白書の(2)の事業とその成果を中心に説明 をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、白書の29ページをお願いいたします。

事業とその成果の①の関係につきましては移住交流事業の関係でございます。上田地域定住自立 圏構成市町村と連携して長和町の魅力の発信に努めました。首都圏ではまだ長和町の認知度が低い 状態にありますが、相談件数は年々増えてきておりますので移住につながるよう努めていきたいと 考えております。

- ②につきましては田舎暮らし体験住宅の関係でございます。単身移住者向けの住居が少ないということから令和5年度からシェアハウス機能を追加した長和町シェア型移住体験施設NAUとして 運用を開始しております。令和5年度につきましては5件の利用がありました。
- ③④につきましては空き家バンクの関係でございます。令和5年度につきましては売買・賃借契約の成立が9件という状況となっております。また、空き家を購入または賃借して町外から移住した場合、建物の改修費と不要な家財道具の処分費用を補助する空き家改修費等補助につきましては、改修の補助の関係が3件、家財道具等の処分の補助が2件となっております。
- 29ページから30ページの⑤につきましては地域おこし協力隊の関係でございます。令和5年度における地域おこし協力隊につきましては隊員の皆さんがそれぞれのミッションと自身の定住へ向けまして活動を行っております。それぞれ町の皆様との関わり合いを持って積極的な活動を継続していただいているところでございます。
- ⑥につきましては町民手づくり事業の関係でございます。住民の皆様が自らまちづくりのため創 意工夫し企画した事業に要する経費に対して補助するものでございますが、令和5年度におきまし ては8団体に対して補助を交付しております。
 - ⑧につきましては合併特例交付金とコミュニティ助成金の関係でございます。合併特例交付金に

つきましてはいこいの丘公園整備事業として実施しました大型遊具などの設置、コミュニティ助成 金につきましては草刈り機や芝刈り機、除雪機の購入に充てさせていただいております。

次に、財政係の関係をお願いいたします。

32ページになりますが、お願いいたします。

町の令和5年度一般会計計算につきましては、歳入が60億6,066万4,000円、歳出は58億2,522万7,000円となっております。前年度と比較しますと、歳入は12億860万5,000円、率にして16.6%の減、歳出につきましては12億8,627万7,000円、18.1%の減となっております。

歳入歳出の決算額が減少した主な要因につきましては、歳入関係につきましては32ページ、歳 出関係につきましては32ページから33ページに記載してございますので、後刻、御覧いただき たいと思います。

33ページから 34ページにかけての町債の関係でございますが、借入額につきましては 2 億 8 , 189 万 5 , 000 円となっております。起債ごとの内訳につきましては白書に記載のとおりですので御覧いただきたいと思います。

起債事業につきましては、必要な事業を精査した上で起債を有効に活用し、財政負担の軽減を図っております。

今後も厳しい財政運営が続くと思いますので、実施予定事業等について精査しながら持続可能な 財政運営に努めてまいりたいと考えております。

35ページから36ページにつきましては、令和5年度の決算状況をまとめたものでございます ので、また御覧いただきたいと思います。

次に、管財係の関係をお願いいたします。

37ページになります。

財産管理の関係では庁舎管理の効率化、維持管理費の縮減に努めてまいりました。

- ④のふるさと納税の関係でございますが、令和5年度のふるさと納税の利用状況は、延べ478 人の方々から約1,320万円の寄附があり、全額をふるさと納税基金へ積み立てております。
 - 39ページをお願いいたします。

公営住宅、町営住宅の管理の関係でございます。長門地区で148戸、和田地区で36戸の合計184戸の住宅を管理しております。入居費や維持・補修など適切な管理に努めてまいりました。 今後も使用料の滞納対策を含め適正な管理を行っていきたいと考えております。

次に、41ページをお願いいたします。

広域行政の関係でございますが、令和5年度から9年度までを計画期間とします上田地域広域連合の広域計画に基づいてそこの表にありますとおり各種事業に共同で取り組んでいるところでございます。

また、このほかの関係で上田地域定住自立圏につきましては上田市を中心市として現在7市町村

との間で事業のほうを進めてまいっております。

次に、統計の関係になりますが、43ページをお願いいたします。

令和5年度につきましては、学校基本調査と経済センサス、住宅・土地統計調査の各指定統計調査を実施しております。

次に、地方創生の関係をお願いいたします。

45ページになりますが、よろしくお願いいたします。

①と②の関係でございますが、平成27年に町の総合戦略を策定し、現在、令和2年度から令和6年度までの5年間、第2期計画ということで実施しております。令和5年度におきましては、社会情勢の変化とか新型コロナウイルス感染症の影響で実施事業が十分にできない事業もあるということで、一部、計画の見直しのほうを行っております。

③のアートによる長和町活性化事業につきましては、連携が始まりました平成28年度からの7年間の取組の総括ということで昨年11月に行われました文化祭で各種発表とか大学の准教授によるスピーチなどを行っております。

⑤の新型コロナウイルス症の対応の地方創生臨時交付金の関係でございます。令和5年度につきましては電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分ということで約6,520万円の交付決定を受けまして単独事業7事業、国庫補助事業2事業の合計9事業を実施しております。

⑥につきましては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の関係でございます。この事業につきましては令和5年度から新たに創設されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業でございまして、5年度におきましては低所得者の皆様の支援分ということで610万円ほどの交付決定を受け単独事業ということで3事業を実施しております。

今後も臨時交付金が交付される場合は効果的に活用のほうをしてまいりたいと思っております。 以上、企画財政課の決算内容の説明とさせていただきます。

○議長(森田公明君) 次に、情報広報課及び会計課関係について説明を求めます。 上野情報広報課長兼会計管理者。

○情報広報課長兼会計管理者(上野公一君) それでは、私のほうからは情報広報課と会計課について御説明をさせていただきます。

まず、白書の47ページからの情報広報課関係から御説明を申し上げます。

初めに広報の関係でございますが、毎月第1火曜日に区長様宛てに発送し、全戸に配付していただいているところでございます。平均しますと一月当たり31ページほどの広報誌となっております。毎月開催する広報委員会において記事の内容やレイアウトなどを精査し、町民の皆さんが読みたくなる誌面作りに努めております。

また、令和6年1月号で当町と災害協定を結んでいる東京都目黒区とタイアップをし、それぞれ の広報誌面でお互いのまちの魅力を紹介し合いました。記事の中の町特産品のプレゼント企画では 775件もの応募があり、広報誌を活用した新たな町の魅力発信を行うことができました。 おめくりいただきまして48から49ページの情報システム関係でございます。

庁内のネットワークシステムの管理・運用、情報セキュリティー対策の実施はもちろんのこと、 国が進める地域社会のデジタル化推進に伴う自治体DX(デジタルトランスフォーメーション)を 推進するため役場内の推進本部、若手職員による本部会において県のITコーディネータ協会の協 力も頂きながら行政サービスのデジタル化・オンライン化に向けた検討を進めました。

49ページの上段になりますが、令和5年度においては前年度から準備を進めていたタブレット等を活用した書かない窓口の実現に向けたゆびナビぷらすとスマートフォンアプリのライフビジョンを使った新しい情報発信ツールのNナビの運用を令和6年2月から開始、町公式ホームページについてもリニューアルを実施いたしました。

また、住民のデジタルデバイドの対策として、県のデジタル活用支援推進事業に参画し、シニア 向けスマホ教室を町内4会場で全6日間開催し、延べ145人の方にスマートフォンの使い方、ア プリの活用方法を学んでいただきました。

ますます多様化する情報ネットワーク業務に対応するため現行システムの改修とともに役場職員 一人一人のデジタルリテラシーの底上げが急務となっております。

続きまして、50ページからのケーブルテレビ関係でございます。5年度末のケーブルテレビ加入者は2,425件、インターネットは667件の加入状況となっております。加入者は減少しておりますが、インターネットコースの切替需要の増加により使用料収入は横ばいで推移しております。

事業とその成果にも記載がございますが、ケーブルテレビを含めた情報発信の強化が求められている中でNナビや町ホームページ、FMとうみとのデータ連携や自主放送番組の活用について引き続き検討を進めてまいります。

51ページに移りまして課題と対策では町内の光ケーブル化は完了したものの、情報館局舎内の 放送設備の経年劣化、定期更新への対応、町ケーブル事業の安定運営に向けた検討を引き続き進め てまいります。

情報広報課については以上でございます。

次に、会計課関係をお願いいたします。

ページは飛びますが、237ページをお開きいただきたいと思います。

237ページから238ページになりますが、会計課では一般会計、特別会計及び一部事務組合関係の出納事務また財産区を含めた基金管理・運用、有価証券の管理を行っております。

出納事務では歳入伝票が1万1,564件、歳出伝票は2万7,528件の処理を行いました。

今後も、規則や法令に従い適切な事務処理を行うとともにさらに職員への周知を行い、誤りのないよう会計事務を執行してまいりたいと考えております。

また、令和5年10月には消費税のインボイス制度が始まりました。制度の施行に合わせて町の 会計システムの改修、職員の研修、ホームページ等での周知を行いました。 今後の課題といたしましては、長引く低金利、各金融機関の振込手数料の値上げが続く中、公金の支払い方法も多様化しておりまして、令和6年度には窓口収納業務のキャッシュレス対応を行う 予定でございますが、これらの決済手数料の増加も予想されるため支払い経費の節減策を今後も引き続き検討してまいります。

会計課については以上になります。よろしくお願いいたします。

- ○議長(森田公明君) 次に、町民福祉課関係について説明を求めます。 清水町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(清水英利君) それでは、町民福祉課に関わります一般会計と4つの特別会計の 決算概要について私のほうから御説明をさせていただきます。

最初に、白書52ページからの窓口係の業務でございますけれども、戸籍事務、住民基本台帳事務、マイナンバーカード交付関連事務及び印鑑登録関連事務等については常に適正・迅速な事務処理を心がけながら窓口対応をしております。

また、住民票など各種証明書類の発行業務はそれまでの本庁舎と各支所での発行に加えまして昨年2月よりコンビニでの交付サービスが始まり、住民への利便性が図られております。

52ページ下段から54ページにかけまして事業とその成果としまして事務処理状況等を記載しております。

コンビニ交付の実績につきましては、53ページ中段の表、⑤証明書交付件数のとおり昨年度は724件で公用による発行件数を除く合計の交付件数7,037件の10.3%となっております。また、これまで当町のコンビニ交付におきましては誤交付等のトラブルなども生じておらず有効なサービスの構築が図られていると認識しております。

5 4ページの表はマイナンバーカードの交付状況等の数値となりますが、この3月末での保有件 数及び保有率等は御覧のとおりでございます。

窓口業務におきましては、今後も法改正や事務処理が変化していく状況にありますけれども、関係機関としっかり連携を取りながら適正な事務処理に努めてまいります。

続きまして、55ページの国民年金でございます。

年金事務につきましては日本年金機構小諸年金事務所と連携をいたしまして町は各種届出の受理 等の窓口業務を担っております。

事業とその成果として被保険者数及び届出受付件数を記載しておりますので御確認ください。

次に、56ページの福祉係の関係でございますが、現在の社会情勢等から福祉を取り巻く現状は 依然と厳しく様々な課題・支援に的確に対応していく必要がある中、福祉係の事業とその成果とし て主なものについて説明をさせていただきます。

まず、57ページの障がい者福祉施策の推進ですが、町では地域福祉計画、障がい者基本計画等 に沿いまして地域福祉及び障がい福祉施策の推進を行ってまいりました。

同じく57ページから59ページには関係機関との連携状況を記載しております。

民生児童委員、福祉事務所、地域の福祉関係者と連携を図りながら地域福祉の向上に努めてまいりました。

18歳までの医療費の窓口完全無料化や母子・父子家庭、障がい者等への福祉医療給付事業につきましては、60ページ⑦福祉医療給付事業に区分別に記載させていただきました。早期・適切な療養の促進と経済的負担の軽減を図っております。令和5年度の支給状況につきましては1,014名の方に4,072万2,000円を支給しております。

障がい福祉関連施策のうち障がい者等へのサービス提供状況につきましては、60ページ下段の ⑧障害者自立支援給付費から63ページ⑩障害者程度区分認定関係事業に記載させていただきましたとおりで、障がいのある方の自己決定を尊重しながら相談支援事業所の担当者が作成するサービス等利用計画によりましてサービスの決定・提供を行っており、利用実績等につきましては御覧のとおりでございます。

また、65から66ページになりますが、電気、ガス、灯油、食料品など物価高騰が続く社会情勢の中で様々な困難に直面した方々に対しまして国・県の給付金を活用した各種支援を実施いたしました。

令和5年度に実施した事業は、®地方創生臨時交付金低所得世帯支援給付金として住民税非課税 世帯に一律3万円を、⑩価格高騰特別対策支援金としまして住民税所得割非課税世帯に一律2万円 を、⑩物価高騰対策支援給付金として住民税非課税世帯に一律7万円を支給しております。それぞ れの事業内容や実績等につきましては御覧のとおりでございます。

続いて、68ページ、高齢者支援係ですけれども、町の高齢化率は令和5年10月1日現在43. 5%で前の年の同時期より0.9ポイント高くなっております。

また、2025年に団塊の世代が75歳以上となることから後期高齢者や高齢者の独居世帯、高齢者のみの世帯、要介護・要支援認定者など支援を必要とされる方などの増加が見込まれます。

高齢者支援係は高齢者の総合窓口といたしまして高齢者やその家族等からの多岐にわたる相談に 対応しております。

69ページからの事業とその成果では、相談業務事業に記載のとおり令和5年度の年間相談延べ件数は2,254件を数え、前年度より286件増えている状況となっております。

同じく69ページ下段からの町単事業につきましては地域の実情に応じて各種事業を実施しておりまして実績等につきましては記載のとおりとなっております。

続いて、71ページの中段より記載してあります地域支援事業では、①総合事業、ア、介護予防・生活支援サービス事業で72ページに記載のある虚弱な高齢者の方が「少し前の自分に戻る」を目指しまして短期集中的にリハビリ専門職による運動指導を実施する短期集中リハビリプログラムは令和3年度より始めた事業ですが、昨年度も依田窪老人保健施設いこいへ委託をいたしまして介護予防・重度化予防の取組をいたしました。参加された皆さんも終了時には歩行の安定、意欲の向上、運動習慣の定着などの効果が見られております。

実績につきましては記載のとおりとなっております。

同じく72ページのイ、一般介護予防事業についてですが、こちらも介護予防・重度化予防の事業を積極的に実施しております。

専門職が高齢者訪問を行う介護予防把握事業、元気アップ教室、はつらつ運動教室、リハビリ専門職派遣事業や介護予防ボランティア育成事業などに取り組むことができました。

様々な事業を通じて介護予防の目的等を周知することができており、その成果も少しずつではありますが、出てきているものと思っております。

次に、78ページ、生活環境係の環境衛生事業についてでございますけれども、空き家、EV充電器、犬・猫、河川水質検査、住宅用太陽光発電システム設置補助、大桜墓地公園、上田地域広域連合関連の清浄園、依田窪斎場と多岐にわたる事業を適正に実施しており、事業とその成果につきましては80、81ページに記載しております。

その中で、80ページの空き家に関しましては、危険な空き家3棟を長和町空家等対策協議会で 現地視察をいたしまして、その結果を受けて特定空家に認定して助言・指導を行い、1棟につきま しては取壊しを行っていただきました。

続いて、84ページからの清掃・塵芥処理事業ですけれども、一般廃棄物処理関連事業、85ページの④不法投棄、⑤丸子クリーンセンター、⑥生ごみ堆肥化処理施設、86ページに移りまして⑦汚泥再生処理センターまで、こちらも多岐にわたり事業を実施しております。

事業とその成果ということで86ページから89ページにわたりまして実績・数値等を記載させていただきましたので御確認をお願いいたします。

その中で、86ページの一般廃棄物処理の状況ですけれども、町民の皆さんの御協力を得ながら ごみの分別やリサイクルとともにごみの量の削減にも努めていただき、可燃ごみの処理量につきま しては、令和5年度は874トン、生ごみの処理量は54.7トンとそれぞれ前年度の処理量から 減っている状況となっております。

続いて、88ページ、③収集運搬業務について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を活用いたしましてごみ収集運搬委託業者に対し継続して収集運搬を実施していただくため燃料価格高騰に対する支援といたしまして4事業者に対し39万5,000円を交付しております。

同じく、88ページ、⑥生ごみ堆肥処理施設、⑦汚泥再生処理センターの施設運営につきまして は施設の安定的稼働のため計画的な施設のメンテナンスの実施、管理委託先への継続的な指導と管 理の徹底を図りました。

次に、91ページからの公園管理事業では、いこいの丘公園、水明の里公園、長門水処理センター内公園の管理等を行い、いこいの丘公園には合併特例交付金の事業として大型遊具を設置し、公園のリニューアルを図りました。

また、花と緑のまちづくり費では花壇整備、道路・河川等の景観・環境整備を実施いたしました。

事業とその成果につきましては94ページにそれぞれ記載しております。

今後も、課題等はございますけれども、引き続き適正な管理ができるよう対応していきたいと思っております。

95ページ中段からの防犯、97ページ中段からの交通安全につきましても、それぞれ、95、 96ページに刑法犯罪種別認知件数、98ページに事故発生状況を記載してあります。

今後も、警察、防犯協会、交通安全協会、地域との連携等によりまして実情を把握しながら積極的な啓発と必要な対策を進め、より安全・安心なまちづくりを目指してまいります。

続きまして、100ページでございます。

地球温暖化・景観担当係ですが、地球温暖化対策の取組としまして、法律により定められております長和町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定して公表し、また地球温暖化対策実行計画策定委員会におきましてアンケートの実施や関係団体へのヒアリング、パブリックコメントを行って長和町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)についても公表いたしました。

また、景観計画につきましては、長和町景観計画策定委員会におきまして町に即した計画について御協議を頂き、こちらもパブリックコメントを実施して計画案が取りまとめられました。

今後は、計画に基づいて必要な調査等を行い、再エネ設備の導入によるCO₂排出量削減の取組を進めていくとともに住民の皆様や関係事業者等に各計画について周知を進めてまいります。

一般会計では最後となりますが、102ページ、福祉企業センター係でございます。

心身の理由または世帯の事情等によりまして就業能力や機会が限られている方に就労の場、技能 習得の場として定員30名に対し令和5年度末現在で28名の方に御利用を頂いております。利用 者の内訳等につきましては(1)現状の②を御確認いただければと思います。

今後も、利用者の方ができる仕事を安定的に確保することが課題となりますけれども、引き続き 利用者の立場に立った事業運営を心がけてまいります。

次に、保険係が担当しております特別会計について御説明を申し上げます。

ページは飛びますけれども、244ページをお願いしたいと思います。

最初に、国民健康保険特別会計ですが、平成30年の制度改正により現在は県も財政運営の責任 主体に加わり国民健康保険を運営しております。

また、国保財政運営が都道府県単位化されたことによる県内市町村の保険税水準の統一に向け令和3年度より実施しております資産割を段階的に廃止し賦課方法を3方式とするため令和5年度におきましても保険税の改定を行いました。

事業とその成果につきましては245ページから247ページの各表を御覧いただければと思います。

245ページ、①被保険者加入状況ですけれども、下段のウ、年度別推移で分かりますように保 険者数につきましては年々減少傾向にあります。これは人口減少と年齢到達による後期高齢者医療 保険への移行の影響、社会保険の適用拡大などによるものと考えられます。 続いて、246ページの②医療費の状況を見ていただきますと、R5年度給付費全体での伸び率は前年度比106.56%、5億5, 800万円余りで、次の表の1人当たり医療費については、令和5年度速報値でございますけれども、45万5, 430円となっております。

また、247ページ、⑤子育て世帯支援事業補助金の交付ですけれども、令和4年度より国と町の事業として実施しており、18歳未満の保険税均等割額の軽減措置として国の事業と町独自事業で合わせて58世帯に対し69万4、947円の軽減措置を実施いたしました。

今後も、県統一保険税を見据え、資産割額を段階的に廃止し、賦課方式を3方式にすることに加 え、国保事業納付金を確実に納められるよう国保税率等の検討を行いまして安定した国保会計の運 営に努めてまいりたいと思っております。

次に、249ページの国民健康保険歯科診療所事業特別会計でございます。御覧いただきますとおり、令和5年度の患者数は848人、診療報酬額は917万6,000円余りという状況でございます。

今後も医療法人新生会(ながと歯科診療所)と連携を図りながら適正な運営に努めてまいりたい と思います。

続いて、250ページからの後期高齢者医療特別会計でございます。町は保険料の徴収、各種申請書等の受付など長野県後期高齢者医療広域連合への橋渡し的役割を担っております。令和5年度末の被保険者数は1,378人と前年度より30人増えております。

また、保険料の徴収についても99.2%と高い収納率を維持しており、今後も長野県後期高齢 者医療広域連合と連携を取りながら適正な事務処理に努めてまいります。

事業とその成果につきましては250、251ページに保険料収納状況、医療費の状況、被保険 者数を記載しておりますので御確認いただければと思います。

最後になりますけれども、252ページの介護保険特別会計でございます。介護保険制度は広く 住民に浸透し、高齢者やその家族の安心を支える仕組みとして定着してきております。

事業とその成果としまして、介護保険第1号被保険者数は2,486名、認定者数は要支援が119名、要介護が353名、合計で472名で前年度と比較しまして20名の減となっております。 認定者数等の推移は252ページの第1号被保険者数・認定者数一覧を御覧いただければと思います。

また、介護保険料収納状況と保険給付費支払い実績につきましては253ページのほうを御覧いただければと思います。

保険給付費の支払額は令和4年度より2,114万9,000円余りの減額となり、総額8億9, 270万374円となりました。

今後につきましては、新たに策定されました第9期介護保険事業計画に基づき、介護サービスを 必要とする方が安心して利用し続けることができるよう地域包括ケアシステムのさらなる充実や介 護サービス給付費の適正化に努め、引き続き介護保険特別会計の安定的運営を図ってまいりたいと 思っております。

以上、町民福祉課に関わる御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(森田公明君) 次に、こども・健康推進課関係について説明を求めます。 小林こども・健康推進課長。
- 〇こども・健康推進課長(小林義明君) こども・健康推進課の関係につきまして白書104ページをお願いいたします。

令和5年度は、和田保育園13人、ながと保育園109人、合わせて122人が元気に保育園生活を送りました。

おめくりいただき、(2)事業とその成果ですが、延長保育、土曜希望保育、一時保育の利用状 況等となります。

- 106ページからは保育園の行事・活動、バスの置き去り防止装置設置など安全対策などの状況、 108ページ®では第三者機関が保育園の運営体制や保育内容を評価する第三者評価を受審しました。よい点を伸ばし、指摘事項については改善を図ってまいります。
- (3) 今後の課題と対策につきまして、保育園間の交流や小学校・地域とのつながりを大切に心豊かに健やかに成長できるよう子供主体の安全な保育に今後も取り組んでまいります。
- 111ページ、子育て支援の(2)事業とその成果では児童手当を延べ子供人数4,872人に5,413万円を支給しました。

子育て支援センター運営事業では、保護者と子供さん合わせて2,070人、1日平均8.3人の利用がありました。

- 1 1 3 ページの理学療法士や保健師による子育て相談を充実するとともに子育て支援センターの 利用のきっかけとなるような楽しいイベントを開催いたしました。
- 114ページ、子育て支援事業としましては新規事業として一時保育利用料の一部を補助する家庭保育保護者支援事業や伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行う出産・子育て応援給付金事業、おめくりいただき、地方創生事業では子育て応援ごみ袋や子育て応援給付金の支給、臨時給付事業では低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金や物価高騰対策支援給付金のこども加算を給付いたしました。

今後も子供は地域や町の宝として切れ目のない子育て支援事業を行っていくとともに子育て支援 情報等の発信に努めてまいります。

117ページ、健康づくりの状況につきまして、健康はみんなの願いであることから自分の健康 への関心を高めるとともに健診などの各種保健事業を行っております。

新たに公認心理師の専門職員が配属となり、子育て支援、ペアレントトレーニング、児童発達検査、支援会議などを行い、心の相談や支援にも対応できるようになりました。

121ページ(2)事業とその成果につきましては母子保健事業や定期予防接種などの状況、124ページの成人・老人保健では健康診断や地区組織の活動状況となります。

126ページ③第3期データヘルス計画と④健康増進計画(第3次)では、健康増進、母子保健、食育推進を一体化し、町の健康課題でもある高血圧と糖尿病の重症化予防に取り組んでいく計画を策定いたしました。

127ページからは精神保健、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組状況となります。

129ページ、新型コロナワクチンの接種につきましては令和5年度春開始接種として65歳以上の方への接種を行い、秋開始接種では65歳以上の方及び5歳以上の希望をする方へオミクロンXBB.1.5株対応ワクチンの接種を行いました。秋開始接種の接種率は全体で47.6%、そのうち65歳以上は72.4%と高い接種率でありました。

令和6年4月からは65歳以上の方などへの定期予防接種となり、10月から接種を開始する予 定で準備を進めております。

133ページ、信州大学医学部健康推進学講座を令和3年度から5年度までの3年間設置し、肝臓の病気の早期発見・早期治療により町全体でウイルス性肝炎を撲滅する取組を行い、二十歳以上の全町民の約7割の血液検査が行われ、検査結果を通知するとともに肝疾患が懸念される方には肝臓外来への受診を促しました。

- 134ページの広域行政負担金等の状況では依田窪医療福祉事務組合負担金などを公営企業繰出基準等に基づき支出しております。
- (3) 今後の課題と対策としましては保健師、栄養士、公認心理師などの専門職が連携しながら各種計画に基づき心と体の健康づくりを一層推進してまいります。

また、この10月から定期予防接種として行う新型コロナワクチン接種につきましても十分な周 知に努めてまいります。

以上、こども・健康推進課です。よろしくお願いいたします。

○議長(森田公明君) ここで午後1時まで昼食のため休憩といたします。

再 開 午後 1時00分

○議長(森田公明君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前中に引き続き各課長より令和5年度各課の主要事業の実績について説明を求めます。

産業振興課関係について説明を求めます。

中原産業振興課長。

○産業振興課長(中原良雄君) それでは、産業振興課の令和5年度主要事業の実績について説明 させていただきます。

産業振興課につきましては白書136ページからになります。

最初に農政係の関係でございます。

農業委員会関係の事業とその成果でございますが、白書の137ページをお願いいたします。

②農業委員会総会でございますが、毎月1回開催され、法令による農地の権利移転の許可、農地 転用許可の審議のほか地域農業の諸課題について協議・検討を行いました。

また、白書138ページでございますが、農地法の規定による利用状況調査、利用意向調査を実施いたしました。

白書139ページ、⑤農地利用最適化推進委員会の関係でございますが、農地利用に関する意向確認の内容や取りまとめに向けての活動及び検討を実施していただいてございます。

農業振興関係の事業とその成果でございます。

白書144ページをお願いいたします。

エ、経営所得安定対策でございますが、一定の要件を満たした認定農業者、集落営農組織、販売 農家へ国から交付金が直接交付されてございます。交付対象者は63件で金額につきましては約6, 900万円でございます。

次に、白書146ページをお願いいたします。

③農業振興関係のア、獣害柵の関係ですが、農産物被害と生産意欲の低下を及ぼす有害鳥獣対策につきまして獣害防止柵の資材の提供を行いました。令和5年度の実績につきましては令和4年度の繰越事業として約5,000メートル分の資材の購入をいたしました。そのほか、町単として補修資材を購入し、要望があった各自治会や区に資材を提供してございます。

続きまして、白書147ページ、エでございますが、JA及びJAの生産部会また関係団体に対しまして農業振興のための補助金を支出いたしました。内容につきましては白書147ページから 150ページに掲載してございますので御確認いただければと思います。

続きまして、白書153ページ、⑧地方創生臨時交付金の関係でございますが、新型コロナウイルス感染症並びにウクライナ情勢等に関連して価格高騰により大きな影響を受けている農業者に対し農業経営の下支えとなる支援をするため令和5年度においても給付金を交付いたしました。

次に白書160ページをお願いいたします。

地場産業振興施設運営関係の③直売施設運営関係です。和田宿ステーションの関係でございますが、令和5年2月に道の駅に登録となり、9月23日に登録証伝達式及び供用開始のセレモニーを 実施いたしました。新型コロナウイルスが5類に移行し、抑制されていた人流や需要が持ち直して 経済活動が正常化したことに加え、道の駅として供用開始となったことにより売上げ・来場者数と もに前年を大きく上回ってございます。

続きまして、白書166ページをお願いいたします。

特産品販売促進強化・研究開発関係の①特産品販売促進強化事業の関係でございます。長和町及び長和町奨励品の知名度向上と観光及び特産品の販売促進を目的にキャンペーン及び物品販売に参加いたしました。令和5年度は、14か所、延べ24日間出展し、またキャンペーン隊においても表にありますとおりそれぞれ参加していただきました。

次に、白書168ページ、③元気づくり支援金の関係でございます。

県の元気づくり支援金を活用し、中山道「峠の力餅」復活プロジェクトは令和4年度に引き続き 2年目の事業に取り組みました。令和5年度は峠の力餅の商品化と販売促進に取り組みました。

続きまして、林務係の関係でございます。

白書173ページをお願いいたします。

事業とその成果、①有害鳥獣駆除対策事業でございますが、町内の猟友会長和支部また長和町わなの会の会員様による有害鳥獣捕獲を実施し、農産物被害の抑制に努めました。捕獲数はニホンジカ895頭、イノシシ30頭でございました。

②でございますが、松くい虫防除の関係でございます。信州上小森林組合に委託し、被害木の伐倒・集積・燻蒸処理を約600立方メートル行い、被害拡大防止に努めました。

続きまして、商工観光係の関係でございます。

白書176ページをお願いいたします。

商工振興事業、(2)事業とその成果、②町内事業者エネルギー高騰応援事業でございます。地 方創生臨時交付金を活用した事業でして、物価高騰により経営が圧迫されている町内事業者の事業 継続を応援するため事業者の従業員規模に応じた応援金を給付いたしました。

白書178ページをお願いいたします。

地域活性化事業の①地域いきいき券事業負担金の関係でございます。商工会が実施している地域 いきいき券事業は住民の皆様にも浸透してきており、加入店数及び発行額も年々増えている状況で 地域経済への振興に大きな役割を果たしております。令和5年度、町の負担分として約736万円 を支出いたしました。

続きまして、観光振興事業でございます。

白書181ページをお願いいたします。

観光協会と連携した観光振興ということで、観光協会へ補助金を交付しているほかスポーツによる地域活性化支援事業、地域おこし協力隊活動事業に取り組むとともに観光誘客PR事業にも積極的に参加してございます。

続きまして、白書182ページでございます。

和紙の里・ブランシュたかやまスキー場・姫木平自然の家・温泉の関係でございます。

(1) 現状の⑤でございますが、株式会社長和町振興公社の資本金は1億円でありましたが、スキー場などの指定管理事業などを株式会社マウント長和に移管したことにより減資を行い、資本金を300万円といたしました。これにより累積欠損を解消し、事業規模に合った資本金といたしました。

白書183ページでございますが、ブランシュたかやまスキー場施設改修工事、約1億890万円でございますが、こちらは人工降雪機、給水配管等の改修工事でございます。この事業につきましては辺地対策事業債を活用したものでございます。

(3) 今後の課題と対策、②でございますが、姫木平自然の家は施設の老朽化が顕著であり、ま

た八王子市からの宿泊者数も減少したことから、現在、指定管理をやめ、営業をしていない状況になってございます。解体費用の2億円も含め当施設の今後の在り方について検討・協議をしているところでございます。

産業振興課の説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

- ○議長(森田公明君) 次に、建設水道課関係について説明を求めます。米沢建設水道課長。
- ○建設水道課長(米沢 正君) それでは、建設水道課関係につきまして説明をさせていただきます。

町政白書の184ページを御覧ください。

初めに、建設耕地係、建設関係の事業とその経緯についてでございますが、平成24年12月2日に中央自動車道笹子トンネルで起きました崩落事故を受けまして橋梁やトンネルの点検に関する法令の整備が一気に加速し、道路橋の定期点検は5年に1度の頻度で実施することが義務づけられました。

令和5年度に第3期橋梁長寿命化計画を策定し、全143橋のうちレベルⅢ(早期措置段階)と判断された橋梁が36橋、レベルⅣ(緊急措置段階)と対応された橋梁が1橋の状況となっております。

事業とその成果でございますが、国庫補助事業として令和5年度道路メンテナンス事業補助大多 沢橋橋梁保全工事のほか3件を実施いたしました。事業費は3,138万7,000円で補助率は 62.35%でございます。

185ページを御覧ください。

災害復旧事業、繰越工事につきましては2件、令和4年度から繰越事業としまして令和4年度国 庫補助3災公共土木施設災害復旧工事大沢上と五十鈴川について実施し、事業費は1,108万7, 000円で補助率は66.7%でございます。

今後の課題と対策についてでございますが、道路施設の点検及び修繕を計画的に進めながら、補助事業を有効活用し、安全・安心な道路整備に努めていきたいと考えております。

- 186ページを御覧ください。
- (1)修繕工事の現状についてでございますが、町内各所において老朽化による舗装箇所の傷みや水路等の損傷等に対する各地域からの要望、緊急を要する工事依頼等については年々増加傾向にある状況でございます。

次に事業とその成果についてでございますが、松尾橋修繕工事、町道追分7号線舗装工事、その他100万円未満の工事32件、合計34件を実施いたしまして事業費は958万2,000円でございます。

今後の課題と対策についてでございますが、道路・河川等の修繕要望に対し、現地確認を行い、 迅速な対応の徹底を図るとともに限られた予算の中で適正に対応していきたいと考えております。 187ページの下段から188ページにかけてを御覧ください。

耕地関係でございます。災害復旧事業は5件で、9,584万1,000円、補助率は98.5%です。また、災害復旧事業(町単分)は6件で404万8,000円でございます。工事関係は1件で、繰越事業でございますが、農業用水路等長寿命化・防災減災事業臼ノ入地区水路改修工事で、942万7,000円、補助率は70.0%です。

189ページを御覧ください。

工事関係は2件で、繰越事業、上組排水路改良工事2工区、沢田地区圃場2号線応急工事を実施 し、事業費は2,786万3,000円でございます。

次に、多面的機能支払事業では、農村地域の過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により地域の共同活動により支えられていた多面的機能の発揮に支障が生じている状況であります。令和5年度、協定が締結となった面積・交付金額は、農用地面積は472ヘクタールで、組織数が14組織、交付金額は3,219万902円でございます。

190ページを御覧ください。

今後の課題と対策についてでございますが、地元からの整備要望箇所等を精査し、有利な県の事業の導入を検討するとともに、緊急度を勘案しながら、順次、計画的に進め、農業基盤の維持管理に努めていきたいと考えております。

土地開発の関係についてでございますが、今後につきましても、土地開発等の情報収集を行い、 土地開発公社とも連携を取りながら町の発展のため引き続き進めていきたいと考えております。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。

白書は後ろのほうになります。256ページを御覧ください。

観光施設事業特別会計でございます。

現状についてでございますが、平成29年度より、学者村別荘地の管理事務所を町営別荘地全体 を掌握する管理センターに位置づけ建設水道課別荘係職員を常駐することによりオーナー様への対 応の迅速化、事務処理と管理業務の連携強化を図っております。

257ページを御覧ください。

事業とその成果についてでございますが、歳入及び歳出の主な内訳は表に記載のとおりでございますが、歳入の財産貸付収入、地代、別荘管理費収入、管理費が主な収入であるため収納率の向上に向け引き続き取り組んでいきたいと考えております。

259ページを御覧ください。

第9回長和町直営別荘地経営委員会を令和5年2月27日に開催し、学者村別荘地第1期山の家 広場に一般避難所施設も含めたコミュニティスペースを令和5年度より建設することが決定し、外 構工事を実施いたしました。

松くい虫被害木伐採事業及びライフライン確保事業については、産業振興課林務係と協力し、昨年に引き続き実施いたしました。オーナー様からの苦情や要望に対して早急に努めるとともに道路

等公共施設の維持・修繕を実施しております。

今後の課題についてでございますが、町営別荘地の多くが開発から50年が経過し、各管理事務所をはじめ、道路等のインフラの老朽化はもちろんのこと、区画内の流木が成長し手入れもなかなか進まないため環境や景観の悪化が進んでおり、別荘オーナー様への快適な別荘環境の提供のための維持管理が困難になってきている状況でございます。

当初契約で30年の賃借権を設定した方の契約更新時期を迎えていることに加え、オーナー様の高齢化やレジャー産業の低迷、新型コロナ等、様々な要因が重なり、任期満了時の解約希望者や契約満了前の途中合意解約希望者が増加している状況ですが、これらの対応を含め、関係者で協議しながら所有者の皆さんに別荘ライフを楽しんでいただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

260ページを御覧ください。

今後の対策についてでございますが、解約者の増加により町営別荘地の経営はますます厳しい状況になると予想されます。長和町別荘地マスタープラン及び長和町観光施設事業総合戦略の実現を大きな目標としながら、直営別荘地経営委員会で協議・検討を行い、地主である古町・長久保・大門財産区や東信森林管理署とも協議を進め、将来にわたって安定した維持管理を行えるよう取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、企業会計の上水道事業会計でございます。

263ページを御覧ください。

現状についてでございますが、上水道会計は公営企業であるため料金収入が主な財源となります。 そのほかには一般会計繰入金として企業債償還金の2分の1の基準に沿った金額や水道加入負担金 などの収入をもって財源としております。

厳しい会計状況を把握するためにアセットマネジメント策定事業を実施し、上水道会計の今後の 見通しを検証いたしました。結果として、現状の歳入歳出の状態では施設の維持管理がやっとの状態であり、老朽化した施設の修理等は望めない状況にあります。

安心・安全な水の供給には施設改修や水道管の交換などが必要不可欠でありますので健全な経営 に向けて料金改定の検討を早急に進めていく必要があると考えております。

事業とその成果についてでありますが、水道使用料金の調定額は1億5, 980万2, 597円で収入額は1億4, 043 万8, 596 円でございました。収納率は87.88%でございます。

264ページを御覧ください。

委託事業といたしましてアセットマネジメント策定業務を実施いたしました。事業費は1,26 5万円でございます。

工事請負費の関係では古町深井戸流量計更新工事ほか3件を実施いたしました。事業費は879万9,000円でございます。

今後の課題と対策についてでございますが、事業運営が厳しいことについてアセットマネジメン

トの検証の結果から理解ができましたが、施設修繕や水道管の入替え、耐震管の必要性も見えてきたことから今後の事業が健全に進められるように取り組んでいかなければならないと考えております。

また、県内で進められている水道事業の統合や共同化について当町でも取り入れられる経費等の 軽減策や共同化などのメリットを見極め引き続き検討していきたいと考えております。

次に、下水道関係でございます。公共下水道事業及び排水処理施設事業会計でございます。 265ページを御覧ください。

現状についてでございますが、令和5年度の経営状況は一般会計からの繰入れ等により黒字決算となりました。現在、起債の償還がピークを迎えており、今後、施設修繕費等の増加も見込まれることから自主財源の確保の対策について検討する必要があると考えております。

長門処理区、鷹山処理区、簡易排水施設、個別排水処理施設の現状につきましては記載のとおり でございます。

266ページを御覧ください。

事業とその成果についてでございますが、現年分の下水道使用料金収入は1億1,702万2,862円で調定額に対し収入額は1億116万4,008円となりました。収納率は86.45%でございます。

防災安全交付金事業としてストックマネジメント全体計画策定業務を実施いたしました。事業費は3,069万円でございます。

維持管理の関係については、水処理センター及びマンホールポンプ維持管理業務2,964万5,000円、簡易排水施設維持管理業務54万1,000円、機械等修繕費といたしまして1,066万7,000円をそれぞれ支出しております。

267ページを御覧ください。

浄化槽関係についてでございますが、合併浄化槽設置補助金として5人槽の10基分332万円を支出いたしました。

今後の課題と対策についてでございますが、人口減少や節水型機械等の普及により使用水量及び 下水道使用料金収入の減少傾向は続くと予想されることから、維持管理費の節減に一層努め、下水 使用料の見直しを図りながら健全経営を目指していかなければなりません。

施設全体を捉え長期間にわたって最適な管理を行うためのストックマネジメント計画を令和5年、6年度で策定いたします。処理施設の設備更新の際は、交付金や起債を活用し、ストックマネジメント計画に基づいて計画的な修繕・更新を図り、経年劣化等による突発的な修繕計画を減らしていきたいと考えております。

事業の運営につきましては、厳しい状況でありますが、適正な管理運営に努め、事業が健全に進められるよう取り組んでいかなければならないと考えております。

建設水道課の関係につきましては以上でございます。

- ○議長(森田公明君) 次に、教育課関係について説明を求めます。笹井教育課長。
- ○教育課長(笹井佳彦君) それでは、教育課関係の決算概要について説明させていただきます。 教育課は、学校教育係、社会教育係、文化財係、人権男女共同参画係の4係になります。 町政白書につきましては191ページからになります。

最初に、教育委員会事務局でございますが、④の高等学校通学費等補助につきまして高等学校などの通学に関わる費用の保護者負担軽減のために引き続き実施いたしました。補助の内容につきましては192ページにございます表のとおりであります。実績につきましては、令和5年度における助成件数が127人、総支給額が981万1,600円となっております。

次に、193ページ⑨の和田小学校空調設置工事を行いました。これは、ランチルームに冷房施設がございませんでしたが、近年の温暖化の影響により夏場の気温上昇が著しく、国庫補助事業でエアコンを整備いたしました。

次に、194ページ⑥の奨学金貸付けにつきましては、高等学校及び高等専門学校の生徒は月額 2万5,000円、大学・短期大学及び専修学校の学生は月額4万円を無利子で貸し付けていると ころでございます。令和5年度におきましては3名への貸与が決定されました。

次に、⑦の小中学校の給食費無償化です。町内に住所を有する児童生徒の給食費を無償化するものでございます。小中学校の給食費無償化に伴う決算額は給食材料費分といたしまして支出しております。実績につきましては194ページ⑦のとおりでございます。

次に、⑧の新型コロナウイルス感染対策でございます。令和 5 年度におきましては物価高騰支援の交付金事業として高等学校通学費等補助について 1 か月 2 , 0 0 0 円の上乗せ支援を行ったほか両小学校に換気対策として網戸の設置を行いました。

次に、小学校の関係でございますが、白書の197ページからになります。

各小学校とも学校教育目標、教育理念に基づき学校運営が行われました。昨年5月に新型コロナウイルスが5類に移行となったことで延期・中止・縮小されてきた学校行事やクラブ活動などが平常どおり行われることが増え、学校生活の楽しみが戻ってきたことが感じられる一年となりました。

なお、児童数でございますが、長門小は198ページに、和田小は203ページに表がございますが、令和5年度は令和4年度に比べ長門小学校では7名減の162名、和田小学校は1名減の33名という状況でございました。

次に、文化財の関係でございますが、211ページからになります。

黒耀石と原産地遺跡群の現状につきましては、黒耀石の埋蔵文化財調査の成果として、原始・古代ロマン体験館、黒耀石体験ミュージアム、星くそ館の保存活用の取組により社会教育や学校教育との連携による生涯学習の実践の礎として定着しているほか、対外的な事業としては、黒耀石のふるさと祭りを開催したほか、日本遺産の認定を受け認知度が高まり、マスコミなどの紹介も加わり、個人や家族単位で訪れる一般利用者や大人を対象としたパックツアーでの利用者が増加しておりま

す。

次に、中山道、和田宿・長久保宿につきましては、①の国史跡永代人馬施行所のかやぶき屋根の腐食劣化が進み、令和5年度、6年度の2か年計画で修理工事を行っております。実績につきましては215ページに記載しておりますので後ほど御覧いただきたいと思います。

そのほかにも和田宿文化財施設の腐朽劣化による修繕も必要になってきております。

次に、214ページ⑤の歴史遺産を活かした国際交流事業につきましては、令和5年度は長和青 少年黒耀石大使3期・4期生14名のオランダ・イギリス渡航交流事業を8月5日から15日に実 施いたしました。

オランダでは、ライデン市のナチュラリス生物多様性センターを訪問し、シーボルト・コレクションの中の和田峠産を含む資料を見学したほか、シーボルト及び黒耀石コレクションについての頒布用パンフレット、日本語版と英語版を作成いたしました。

そのほか、イギリス、セットフォードでは、遺跡訪問、地元ティーンエイジヒストリークラブを 対象に英語でプレゼンテーションワークショップを開催し、交流しました。

事業費は記載のとおりでございます。

そのほか、217ページ、218ページに、町内文化財係所管の施設の入館者数、入館料などを 記載しておりますので、こちらも後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、社会教育の関係でございますが、219ページからになります。

社会教育関係の大きな行事であります総合文化祭は、11月3日、4日の2日間、芸能発表を再開し、開催いたしました。

次に、220ページの公民館関係の講座などにつきましては11講座を行いました。

次に、221ページの社会体育関係事業として13団体によるスポーツ教室などを実施しています。

次に、222ページ、④の課題といたしまして、公民館講座においては、高齢者対象の講座が多く、合併以降、続いているものが多く、今の時代に合った新しい講座・教室の開設が必要となっており、現在、検討しているところでございます。

次に、児童館の関係でございます。

白書は223ページからになります。

令和5年度の児童クラブの登録者数は、長門児童クラブが75人、和田児童クラブが17人という状況でございました。

224ページにございます(2)事業とその成果の②でございますが、児童クラブ利用実績にありますとおり年間延べ7,803人の利用を頂いております。コロナ禍前に比べますと利用者自体は減少しておりますが、近年、配慮の必要な児童が増えており、支援体制の充実が必要になっております。

次に、隣保館・人権教育の関係でございますが、白書は227ページからになります。

(2) 事業とその成果の①ですが、差別をなくす町民集会につきましては12月に開催いたしました。講師にシンガーソングライターのう~みさんをお招きし、人権コンサートで講演を頂きました。

次に、232ページ(2)事業とその成果の①ですが、男女共同参画係の関係でございます。

町民の男女共同参画に関する意識・意向について把握し、施策の推進に役立てることを目的に男女共同参画に関する意識調査を実施いたしました。町内在住18歳から69歳までの住民のうち無作為に抽出した男女600人を対象といたしました。これで得られた意識・意向情報を参考に今後の男女共同参画の取組に生かしてまいります。

次に、233ページ、図書館の関係でございますが、上田地域図書館情報ネットワーク構成図書館(通称エコール)に加盟しており、自館分も含め総蔵書数が100万冊を超えました。この図書を相互に貸し借りできるようになっております。

また、電子書籍であるデジとしょ信州の普及にも努めてまいります。

最後に特別会計の関係でございます。

ちょっとページが飛びますが、255ページをお願いいたします。

教育委員会の特別会計につきましては同和地区住宅新築資金等貸付特別会計を所管しております。 この会計につきましては全ての貸付事業を終了しております。滞納している債務者のうち町との協 議に応じて分割返済を約束している方については納付書や口座振替により納入を行っていただきま した。

引き続き返済に向けて取り組むとともに、居どころ不明、相続放棄など回収が不可能と判断せざるを得ない債権について債権回収対策あるいは債権放棄を含め関係機関、専門家と相談しながら対策を講じてまいりたいと考えております。

教育課の関係については以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(森田公明君) 次に、議会事務局関係について説明を求めます。長井議会事務局長。
- ○事務局長(長井真樹君) 議会事務局、それから監査委員事務局関係について御説明を申し上げます。

白書の239ページをお願いいたします。

現状でありますけども、コロナの感染症が5類に移行しまして現在は感染拡大前と同様に議会運営ができております。ペーパーレス化を進めるため令和5年9月議会から議案書などの資料を紙媒体とタブレット端末による閲覧に切り替えまして徐々に紙媒体を減らしながら議会運営のDX化に取り組んでおります。

次に、事業とその成果であります。

定例会・臨時会の開催でありますが、昨年は定例会が4回、臨時会を6回開催しております。審議された案件につきましては、令和5年中、合計136件でございました。議会全員協議会の開催

につきましては20回開催いたしました。委員会の開催状況につきましては、議会運営委員会を6回、総務経済常任委員会、社会文教常任委員会をそれぞれ4回、予算特別委員会、決算特別委員会をそれぞれ2回、広報広聴常任委員会を13回開催いたしました。

240ページになります。

他団体との交流会及び研修会につきましては、青木村議会、立科町議会、下諏訪町議会、各議員 との研修会、それから長野県町村議会議員研修会、上田地域市町村議会議員研修会が開催され、出 席しております。

視察研修の実施につきましては両常任委員会合同により東京都檜原村と山梨県見延町へデマンド 交通に関する視察研修を実施いたしました。

241ページになります。

各種団体などとの懇談会につきましては、町社会福祉協議会、町振興公社、町民生委員、町商工会との懇談会を開催いたしました。また、町民への議会報告懇談会も町内の2会場において行い、総勢46名の町民に御参加いただきました。

議会だよりの発行につきましては、年4回、議会開催の翌々月に発行しまして定例会において審議された議案や議会活動等について町民の方にお知らせしております。

議会モニター制度でございますが、以前の議会だよりモニター制度から議会モニター制度を移行しまして、令和5年中は7名の方に議会モニターの委嘱を行い、議会定例会に対する意見や本会議を傍聴していただいての感想等を伺いました。併せて議会だよりの意見・感想も伺い、議会運営の参考とさせていただきました。現在も7名の方に議会モニターを委嘱し、継続して取り組んでおります。

政務活動費につきまして、議会議員の調査・研究やその他の活動に資するため必要な経費の一部 について1人年間6万円を上限に補助を行い、10名の議員に対しまして総額57万2,615円 を支出したところでございます。

今後の課題につきましてはタブレット端末の活用につきまして資料の閲覧の範囲などを検証しながら有効に活用していきたいと考えております。

また、町村議会議員の成り手不足問題について、誰もが立候補しやすい環境づくりや議員報酬の 改善などに向けた検討について進めていく必要があると考えております。

続きまして、監査の関係でございますが、令和3年12月2日から代表監査委員に丸山淳子氏、 それから議会選出監査委員に小川純夫氏が就任され、現在、町の監査業務を行っていただいており ます。

事業とその成果でございますが、例月出納検査につきましては毎月実施してございます。

令和4年度実施事業につきまして、現場監査は7月12日、決算審査につきましては7月25日から28日までの4日間、実施したところでございます。

その他、監査事業について、年次計画に基づいて各調査・監査を実施いたしました。

議会及び監査に関する事業につきましては以上でございます。

○議長(森田公明君) 以上で各課の主要事業の実績についての説明を終わります。

ただいま説明のありました基金運用報告、決算概要説明及び各課の主要事業の実績について質疑 を行います。

なお、本定例会に上程いたしました令和5年度決算認定案、条例案、令和6年度補正予算案につきましては、全て委員会への付託を予定しておりますので、ここでは総括的大綱的なものについて 質疑をお願いいたします。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結いたします。

次に、日程第31 報告第21号及び日程第32 報告第22号は関連がありますので、一括して議題といたします。

報告第21号 令和5年度健全化判断比率について及び報告第22号 令和5年度資金不足比率 について報告を求めます。

宫阪企画財政課長。

○企画財政課長(宮阪和幸君) それでは、令和5年度の健全化判断比率と資金不足比率について 報告をさせていただきます。

議案書の109ページをお願いいたします。

報告第21号 令和5年度健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により報告をさせていただきます。

110ページを御覧いただきたいと思います。

健全化判断比率報告書でございますが、健全化判断比率の4つの指標のうち、実質赤字比率と連 結実質赤字比率につきましては赤字ではないということでありますので健全ということになります。

次に、実質公債費比率ですが、令和3年度から令和5年度の決算に基づく3か年の平均で9. 8%となり、前年度の10.3%から0.5ポイント減少いたしました。令和5年度単年度の起債 元利償還金の減少がこの減少の要因となっております。早期健全化基準の25%も下回っておりま すので当町につきましては健全と言えると思われます。

今後も実質公債費比率が上昇しないよう起債の借入れなどにつきましては地方交付税措置のある 起債の借入れに努めていきたいと考えております。

次に、将来負担比率の関係でございますが、将来負担比率は44.0%となり、前年度の58. 1%から14.1ポイント減少しております。将来的な負担となります地方債の現在高などの減少が要因となっております。

将来負担比率につきましても早期健全化基準の350%を下回っておりますので当町におきましては健全と言えると思われます。

実質公債費比率、将来負担比率とも減少しています。また、早期健全化基準も下回っております

ので令和5年度決算における財政の状況につきましては健全な状況にあると言えます。

次に、議案書の113ページをお願いします。

報告第22号 令和5年度資金不足比率の関係でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により報告をさせていただきます。

114ページを御覧いただきたいと思います。

資金不足比率報告書でございますが、資金不足比率は公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模 に対する比率を示したもので、経営健全化基準は20%となっております。

当町の公営企業会計では、上水道事業会計、下水道事業会計、簡易排水施設会計、観光施設会計ともに資金不足はないという結果となっております。

以上、報告第21号と第22号の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(森田公明君) 次に、日程第33 令和5年度健全化判断比率及び令和5年度資金不足比率の審査報告について、代表監査委員より報告を求めます。

丸山淳子代表監査委員。

○代表監査委員(丸山淳子君) それでは、報告させていただきます。

議案書111ページ、115ページを御覧いただきたいと思います。

令和5年度の健全化判断比率及び資金不足比率の内容につきまして審査した結果、算定の基礎となる事項を記載した書類等関係書類はいずれも適正に作成されていると認められましたので、ここに御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長(森田公明君) 報告を終わります。

次に、日程第34 議案第50号 長和町課設置条例の全部を改正する条例についてから、日程 第38 議案第54号 長和町犯罪被害者等支援条例の制定についてまでを一括して議題といたし ます。

担当課長より概要説明を求めます。

藤田総務課長。

○総務課長(藤田健司君) 次に、議案書の117ページを御覧ください。

議案第50号 長和町課設置条例の全部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の118ページから条文となってございます。この10月に予定しております機構改革に 伴う課の名称の変更によりまして分掌事務を振り分け、全部を改正するものでございます。

施行日につきましては、令和6年10月1日からとしてございます。

次に、議案書の122ページを御覧ください。

議案第51号 長和町職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の124ページからの新旧対照表を御覧ください。

第4条中、町長部局の職員を85人に、議会部局の職員を2人に、教育委員会部局の職員を7人に、公営企業職員を3人にそれぞれ改正するものでございます。

施行日につきましては、令和6年10月1日からとしてございます。

次に、議案書の125ページを御覧ください。

議案第52号 行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、議会の 議決をお願いするものでございます。

議案書126ページからでございますけれども、機構改革に伴います課名の変更によりましてそれぞれの条例にある課名を変更するものでございます。

128ページから133ページまで新旧それぞれの対照表となってございますので御覧いただきたいと思います。

施行日につきましては、令和6年10月1日からとしております。

次に、134ページでございます。

議案第53号 長和町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

実在しない部門の削除と検診におきます自己負担額を変更するために改正するものでございます。 議案書の136ページからの新旧対照表を御覧ください。

第3条では、実在していない部門を削除し、「保健衛生」に統一いたしてございます。

137ページの表内では検診での自己負担額を増額する改正と肺がん、前立腺がん、骨密度、肝炎ウイルスに係ります自己負担額の追加を改正するものでございます。

施行日につきましては、令和7年4月の1日からとしてございます。

次に、138ページでございます。

議案第54号 長和町犯罪被害者等支援条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の139ページからでございますけれども、犯罪被害者等基本法に基づきまして犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、町の責務及び町民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の施策について基本的な事項を定め犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建、権利利益の保護を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に条例を制定するものでございます。

施行目につきましては、公布の目からとしてございます。

説明につきましては以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(森田公明君) 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結いたします。

次に、日程第39 議案第55号 令和6年度長和町一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

担当課長より概要説明を求めます。

宫阪企画財政課長。

○企画財政課長(宮阪和幸君) それでは、議案第55号 令和6年度長和町一般会計補正予算 (第3号) について説明させていただきます。

議案書の144ページをお願いいたします。

最初に、第1条の関係ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,209万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億940万8,000円とするものでございます。

次に、第2条の債務負担行為の追加の関係ですが、148ページの第2表の債務負担行為補正を 御覧いただきたいと思います。

コンビニ交付システムに係る標準化対応システムの改修業務委託につきまして、令和6年度中に 完了予定となっておりましたが、当初の予定より遅れが生じているため令和7年度にかけての債務 負担行為として設定させていただくものでございます。

次に、第3条の地方債の補正の関係につきましては149ページの第3表の地方債補正を御覧いただきたいと思います。

今回の地方債の補正については、臨時財政対策債の発行可能予定額の確定に伴います臨時財政対 策債の補正、給食費無償化事業に係る過疎対策事業債の補正、高齢者生活福祉センターの非常用電 源設置工事に係る緊急防災・減災事業債に係る補正となっております。

起債の発行限度額を臨時財政対策債につきましては732万6,000円に、過疎対策事業債につきましては1億1,270万円に、緊急防災・減災事業債につきましては190万円に変更をお願いするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきまして変更はございません。

それでは、歳入の主なものについて説明させていただきます。

153ページをお願いいたします。

款9 地方特例交付金の関係でございますが、定額減税による個人住民税の減収を補填するため 定額減税減収補填特例交付金が新たに創設されましたので、この関係の補正予算といたしまして2, 137万5,000円を計上させていただきました。

次に、款10 地方交付税の関係でございますが、令和6年度の普通交付税の額の確定により普通交付税を5,167万2,000円増額する補正予算を計上させていただきました。令和6年度の普通交付税の総額は27億5,167万2,000円となります。

次に、款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金、節1 社会福祉費補助金の関係でございますが、高齢者生活支援センターに設置する予定となっておりました非常用電源設備の設置に係る補助金の関係です。国の要綱が示されたことによりましてこの施設が補助対象外施設となったため補助金1,401万円を全額減額する補正予算を計上させていただいております。

次に、154ページをお願いいたします。

次に、款15 県支出金、項2 県補助金、目4 農林水産業費補助金、節2 林業費補助金につきましては松くい虫防除事業補助金と森林税活用事業森林づくり推進支援金の関係でございます。内示額が示されたことによりましてそれぞれ1,108万3,000円、108万円を増額する補正予算を計上させていただきました。

款18 繰入金の関係では財政調整基金の繰入金につきまして今回の補正予算に伴いまして繰入額を8,900万6,000円減額する補正予算を計上させていただいております。

また、ふるさと納税基金繰入金につきましては、道の駅直売所施設関係の工事費の財源として200万円を、森林環境譲与税基金繰入金につきましては林道改修事業の財源として588万2,000円を、有線放送改善基金繰入金につきましては告知放送システム改修などの財源として310万2,000円を取り崩す予算を計上させていただいております。

減債基金繰入金につきましては、普通交付税算定の際の算定費目となっております臨時財政対策 債償還基金費、この分につきましては減債基金に積み立て臨時財政対策債の元金の償還分に充てる こととされていますので、これに関係する取崩しとして745万5,000円を計上させていただ いております。

155ページをお願いいたします。

款 1.8 繰越金につきましては令和 5 年度決算に伴う繰越金としまして 4 , 1.83 万 7 , 0.00 円を増額する補正予算を計上させていただきました。

款20 諸収入、項6 雑入、目1 過年度収入、その中の節1 過年度収入につきましては令和5年度の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の関係で事業の精算に伴うものとして259 万円を計上させていただいております。

節2 雑入につきましては、戸籍情報データや戸籍附票データに関する標準事業化交付金という ことで184万8,000円を計上させていただいております。

款21 町債の関係ですが、目1 臨時財政対策債につきましては令和6年度の臨時財政対策債 発行可能額の確定に伴うもの、あと、民生債につきましては、高齢者生活支援センターの非常電源 設備に係る緊急防災・減災事業債、この1,590万円を全額減額する補正予算、あと目6 教育 費につきましては過疎対策事業のソフト分の発行限度額の確定に伴う給食無償化事業充当分の30 万円の増額に係る補正予算を計上させていただいております。

次に、歳出の主なものについて説明させていただきます。

156ページをお願いいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費、目4 財産管理費の関係では、この10月1日の機構改革の関係で各課の配置が変わること、あと業務の機能向上のためということで書類棚や机、椅子などを新たに購入する補正予算として523万5,000円を計上させていただきました。

また、地域おこし協力隊 2 名分に係る補正予算を計上させていただきました。協力隊 2 名分の旅費や備品購入などの活動費に係る予算として 8 6 万 7 , 0 0 0 円を、あと、 1 5 7 ページになりますが、人件費分ということで報酬などに係る補正予算として 2 5 3 7 5 , 0 0 0 1 円を計上させていただいております。

158ページをお願いいたします。

項2 徴税費、目1 税務総務費の関係でございますが、町税の過年度分に係る還付金などの不 足が生じる見込みということで100万円の増額補正予算を計上させていただいております。

項3 戸籍住民基本台帳費の関係では、戸籍システムの標準化対応につきまして、戸籍附票の対応が来年度実施予定となったことによりまして令和6年度に計上しましたシステム改修に係る予算2,701万6,000円を減額する補正予算を計上させていただいております。

159ページをお願いいたします。

項7 情報管理費の関係ですが、その他の委託料につきましては、庁内ネットワークの更新、あと機構改革に伴う関係経費の委託料として779万2,000円を計上させていただきました。また、ネットワーク機器のリース料につきましては入札開始時期の決定によりまして872万6,00円を減額する補正予算を計上させていただいております。

項8 ケーブルテレビ施設運営費の関係では、電柱の共架などの関係の申請に係るケーブルテレビの管理委託料ということで116万1,000円の増額補正、音声告知放送機器改修などに係る業務委託料ということで212万円の増額補正予算を計上させていただいております。

次に、160ページをお願いいたします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費の関係ですが、新たに住民税均等割非 課税世帯などの皆さんに対する給付金につきまして対象世帯数が確定したことに伴い450万円を 増額する補正予算を計上させていただいております。

目4 在宅福祉費の関係では、高齢者生活支援センターに設置する予定でありました非常用電源設備が補助対象外施設となったため非常用電源設備に係る設計管理委託料と工事請負費2,700 万円を全額減額して小型非常用発電機を設置するための備品購入費として300万円を計上させていただいております。

161ページをお願いいたします。

介護保険特別会計繰出金の関係でございますが、介護給付費支払準備基金積立金等の減額によりまして一般会計への繰出金を1,194万2,000円に減額する補正予算を計上させていただいております。

ページが飛びますが、164ページをお願いいたします。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費の関係では獣害防止柵の資材費につきまして農業者の皆様からの要望に対応するために603万3,000円を増額する補正予算を計上させていただいております。

165ページの目5 農地費の関係でございますが、単独事業設計管理委託料につきましては河川占用に係る申請委託料などとして1,050万円の補正予算を計上させていただいております。

また、町単耕地改良事業につきましては橋梁復旧工事に係る補正予算として1,500万円を計上させていただきました。

目6 地場産業振興費につきましては、道の駅大型農畜産物直売施設の付帯施設機能向上整備工事ということで、閑散期である11月以降に工事を行うこととしましたので、単価の改定、あと価格高騰などによる事業費の増額に伴い工事請負費341万円を増額する補正予算を計上させていただいております。

166ページをお願いいたします。

項2 林業費、目2 林業振興費の関係では松くい虫防除委託につきまして県の補助金の確定に伴いまして1,583万2,000円を増額する補正予算を計上させていただいております。

また、有害鳥獣駆除対策協議会補助金につきましては鹿などの捕獲頭数の実績見込みにより900万円を増額する補正予算を計上させていただいております。

167ページをお願いいたします。

款 6 商工費、目 3 観光費の関係でございますが、地域おこし協力隊の人数の減に伴いまして、旅費などの活動費を177万7, 000円、あと、168ページのほうになりますが、人件費関係を886万6, 000円減額する補正予算を計上させていただいております。

款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費の関係では、道路修繕に係る分筆測量委託 として150万円の増額補正予算を、あと目2 土木維持費の関係では道路の側溝などの修繕工事 費として105万円の増額補正予算を計上させていただいております。

169ページをお願いいたします。

項3 住宅費、目1 住宅管理費の関係では町営住宅の建物修繕費に不足が生じる見込みのため 132万8,000円を増額する補正予算を計上させていただいております。

款9 教育費、項2 小学校費、目10 小学校管理費の関係でございますが、長門小学校の校 内放送設備が老朽化して使用できない状態となっているため、この関係の修繕費として126万5, 000円の補正予算を計上させていただいております。

以上、議案第55号の御説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(森田公明君) 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結いたします。

次に、日程第40 議案第56号 令和6年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)についてから、日程第42 議案第58号 令和6年度長和町介護保険特別会計補正 予算(第1号)についてまでを一括して議題といたします。

担当課長より概要説明を求めます。

清水町民福祉課長。

○町民福祉課長(清水英利君) それでは、議案第56号 令和6年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について御説明を申し上げます。

議案書の176ページになります。

既定の歳入歳出にそれぞれ491万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ7億8,491万6,000円とするものでございます。

それでは、補正内容について御説明をさせていただきます。

182ページをお開きください。

歳入といたしまして、款11項1目1 繰越金でございますが、令和5年度繰越金の確定により63万4,000円の増額補正となります。

款12項4目5 雑入につきましては、令和5年度療養給付費等の普通交付金の精算によりまして国民健康保険団体連合会より返還金として428万2,000円を歳入として受け入れ、歳出の款9項1目5 償還金及び還付加算金により県へ返還するための増額補正となります。

次に183ページの歳出について御説明させていただきます。

款1項1目1 一般管理費につきましては、国の決定によりまして被保険者証の郵送を普通郵便ではなく特定記録郵便による郵送としなければならないことにより増額分として14万9,000円、事業月報システムの改修委託料として19万8,000円の増額補正をお願いするものとなります。

款3項1 医療給付費分から項3 介護納付金につきましては、国民健康保険事業納付金の確定によりまして医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分についてそれぞれ増減の補正となり、款3 国民健康保険事業納付金の合計で48万3,000円の増額補正となります。

184ページ、款9項1目5 保険給付費等交付金償還金につきましては、歳入で説明をさせていただきましたが、令和5年度療養給付費等の普通交付金の精算に伴う県への返還のため496万7,000円の増額補正となります。

なお、歳入と歳出の補正額の差についてでございますが、歳入は実績の確定により受け入れる額 で歳出は概算額として交付を受けた分の返還額により計上してあることによります。

目7 その他償還金につきましては、令和4年度事業納付金——退職分となりますけれども——についての精算と、令和5年度出産一時金臨時補助金の実績確定による精算額について県への償還金として9,000円の増額補正となります。

款10 予備費につきましてはこのたびの歳入歳出の補正により89万円を減額補正するものとなります。

続きまして、議案第57号 令和6年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして御説明を申し上げます。

議案書186ページのほうをお開きいただきたいと思います。

既定の歳入歳出にそれぞれ1,382万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億902万8,000円とするものでございます。

補正内容についてでございますけれども、192ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

款1項1目1 特別徴収保険料ですが、今年度の保険料率改定に伴い本算定額が増えたことによりまして834万2,000円を増額するものでございます。

また、目2 普通徴収保険料につきましても同じ理由によりまして534万3,000円の増額 補正となります。

なお、この2つの補正につきましては歳出の後期高齢者医療広域連合納付金において同額を補正 し支出させていただくものとなります。

次に、款 5 項 1 目 1 繰越金につきましては令和 5 年度の繰越金の確定により 1 4 万 3 , 0 0 0 円を増額させていただくものとなります。

続いて、193ページからの歳出ですけれども、款 2項1目 1 後期高齢者医療広域連合納付金は先ほど歳入において説明をさせていただきましたとおり保険料として増額補正した額と同額を補正させていただきまして款 3項1目 1 保険料還付金につきましては額の確定によりまして 19万円を減額するものでございます。

款4 予備費につきましてはこのたびの歳入歳出の補正によりまして33万2,000円を増額 補正するものとなります。

続きまして、議案第58号 令和6年度長和町介護保険特別会計補正予算(第1号)について御説明を申し上げます。

議案書195ページとなります。

既定の歳入歳出にそれぞれ4,680万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ11億5,58 0万円とするものでございます。

今回の補正につきましては今年度からの新保険料額の決定に伴いまして関連科目について補正を要するもののほか前年度の繰越金の確定と令和5年度の給付費等の実績に伴う国・県支払基金への 償還金の確定に伴う補正が主なものとなります。

それでは、201ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

款1項1目1 第1号被保険者保険料につきましては、今年度からの新たな保険料額の決定に伴

いまして、特別徴収、普通徴収保険料、それぞれ増額し、併せて2,481万9,000円を補正 させていただくものとなります。

次に、款8項1目4 その他一般会計繰入金につきましては、同じく新保険料の確定に伴い介護給付費支払準備基金積立金を1,000万円減額し、システム標準化に関わる広域連合への負担金の確定により1万5,000円を増額した合計として998万5,000円を減額補正するものとなります。

また、款 8 項 1 目 5 低所得者保険料軽減繰入金は、交付決定の確定によりまして 1 9 5 万 7 , 0 0 0 円を減額し、項 2 基金繰入金は、歳出でも御説明をさせていただきますが、令和 5 年度の給付費等の実績に伴う国等への返還金が確定したことから基金より 2 , 5 2 0 万円の繰入れを行うものとなります。

次に、款9 繰越金につきましては、前年度の繰越金の確定に伴いまして809万円を増額補正させていただき、款10項2 雑入につきましては上田地域広域連合への負担金のシステム標準化に関わる費用に対し補助金が交付されることとなったため補助金額の63万3,000円を補正させていただきました。

続いて、202ページの歳出でございますが、款1項3目1 認定審査会委託負担金については、 先ほど歳入の雑入で御説明申し上げました上田地域広域連合に支払う負担金の対象となる補助金に 補助対象外分の1万3,349円を加えた64万8,000円を増額補正するものとなります。

次に、款 2 項 1 から項 2 各サービス等諸費については、財源内訳の変更となり、額の増減はございません。

次に、203ページの款5項1目1 介護給付費準備基金積立金ですが、今年度からの新たな保険料の確定に伴い1,000万円を減額補正するものでございます。

また、款 6 項 1 目 2 償還金につきましては令和 5 年度の介護給付費及び地域支援事業交付金の確定により返還金が確定したことから 5, 137万4,000円を増額補正するものとなります。

款8 予備費につきましてはこのたびの歳入歳出の補正により477万8,000円を増額補正 するものとなります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長(森田公明君) 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結いたします。

次に、日程第43 議案第59号 令和6年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正 予算(第1号)についてを議題といたします。

担当課長より概要説明を求めます。

笹井教育課長。

○教育課長(笹井佳彦君) それでは、議案第59号 令和6年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

議案書の204ページからになります。

次の205ページを御覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ716万4,000円とするものです。

補正の内容でございますが、211ページをお開きください。

最初に、歳入でございます。

款2 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、前年度繰越金でございますが、収入状況を勘案し6万4,000円の増額をさせていただきました。

次に、歳出でございますが、212ページをお願いいたします。

款 2 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費でございますが、6 万 4 , 0 0 0 円の増額とさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(森田公明君) 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結いたします。

次に、日程第44 議案第60号 令和6年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第1号) についてを議題といたします。

担当課長より概要説明を求めます。

米沢建設水道課長。

○建設水道課長(米沢 正君) それでは、議案第60号 令和6年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)につきまして御説明をさせていただきます。

議案書の214ページを御覧いただきたいと思います。

歳入歳出の補正、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳出歳入それぞれ701万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,961万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては220ページを御覧ください。

歳入につきましては、令和5年度決算が確定したものによるものでございますが、款4項1目1 節1 繰越金で701万6,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、221ページを御覧ください。

歳出につきましては主なものについて説明をさせていただきます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目2 別荘地総務管理費につきましては直営別荘地管理事業

で節17 備品購入費154万2,000円を計上させていただきました。

備品の内容でございますが、車両購入費用として軽バンを1台お願いするものでございます。現在、管理人が使用できる車両は1台しかなく、走行距離が17万キロを超えており、エンジントラブルが多い状況であることに加え、現在、使用できる車両が1台しかない状況でありますので、それぞれの現場へ行くため、1台、台数を増やしたいことからお願いするものでございます。

次に、目3 学者村別荘地管理費につきましては、学者村別荘地管理事業で、節10 需用費で、 車両修繕費といたしまして、2トンダンプの修繕になりますが、除雪作業によるセンサー等故障修 繕費用69万円、軽ダンプの修繕費用といたしまして飛び石によるフロントガラスの修繕費用8万 円、合計で77万円をお願いするものでございます。

続きまして、節14 工事請負費で山の家解体工事といたしまして250万円を計上させていただきました。学者村最初の管理事務所として建設され、築50年が経過し、屋根に穴が開くなど老朽化が著しく倒壊等のおそれがあるため早急な対応を求められていることから解体工事をお願いするものでございます。

次に、目5 ふれあいの郷別荘地管理費につきましては、ふれあいの郷別荘地管理事業で節17 備品購入費140万6,000円を計上させていただきました。

備品の内容でございますが、ふれあいの郷公用車購入費用として軽トラック1台の購入をお願いするものでございます。現在、軽バンが1台配備されておりますが、作業を行うためには軽トラックが必須であることから、作業用軽トラックを配備し、現在、使用している軽バンにつきましては総合管理センターへ配置変えを行い、機能強化を図りたいと考えております。

次に、款3 予備費につきましては、2万1,000円を計上させていただき、歳入歳出の調整 を図るものでございます。

説明は以上となりますが、よろしくお願いいたします。

○議長(森田公明君) 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結いたします。

次に、日程第45 議案第61号 令和6年度長和町和田財産区特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

担当課長より概要説明を求めます。

藤田総務課長。

○総務課長(藤田健司君) それでは、お願いいたします。

議案書の223ページからになります。

224ページでございますが、議案第61号 長和町和田財産区特別会計補正予算(第1号)につきまして説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ677万3,000円を増額し、歳入歳出予算の 総額を997万3,000円とするものでございます。

内容につきましては230ページをお願いいたします。

間伐材の売払い収入並びに前年度繰越金の確定に伴いまして、運営一般経費74万7,000円、 予備費602万6,000円、それぞれ増額する補正を行うものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(森田公明君) 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結いたします。

次に、日程第46 議案第62号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

担当課長より概要説明を求めます。

清水町民福祉課長。

○町民福祉課長(清水英利君) それでは、議案第62号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして御説明申し上げます。

議案書232ページをお願いいたします。

このたびの変更は国の制度改正に伴いまして長和町が加入しております長野県後期高齢者医療広域連合が処理する事務を規定した規約の一部を変更するものとなります。

昨年12月にいわゆるマイナンバー法等改正法の施行日が閣議決定され、令和6年12月2日に 現行の被保険者証の発行が終了されることになりました。

現行の規約では被保険者証の発行等を含めまして広域連合及び関係市町村が行う事務を列挙して おりますので、国の制度改正に合わせてこれを「高齢者の医療の確保に関する法律及び同法施行令 に基づき行うものとされた事務を処理するもの」に変更するものとなります。

234ページには変更の理由と変更の内容が記載されておりますし、235ページ以降には新旧対照表が示されております。

なお、施行期日は、令和6年12月2日からとなります。

以上、長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして地方自治法第291条の11の規 定により議会の議決をお願いするものとなります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(森田公明君) 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結いたします。

次に、日程第47 議案第63号 財産の取得について及び日程第48 議案第64号 令和6年度国庫補助ブランシュたかやまスキーリゾート降雪システム設置工事請負契約の締結についてを一括して議題といたします。

担当課長より説明を求めます。

宫阪企画財政課長。

○企画財政課長(宮阪和幸君) それでは、議案第63号 財産の取得についてと議案第64号 令和6年度国庫補助ブランシュたかやまスキーリゾート降雪システム設置工事請負契約の締結につ いて説明をさせていただきます。

議案書の237ページをお願いいたします。

議案第63号 財産の取得につきましては、圧雪車の購入に関わるものでございます。

地方自治法及び長和町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

まず、取得する財産の関係でございますが、圧雪車でありますピステンブーリー2台でございます。契約の金額につきましては1億3,838万円。契約の相手方につきましては、長野県長野市 北尾張部145番地、日本ケーブル株式会社長野支店でございます。契約の方法につきましては随 意契約でございます。

議案書の238ページの仮契約書を御覧いただきたいと思います。

納期限につきましては令和6年12月15日となっておりまして令和6年8月26日付で仮契約 を締結させていただいております。

この事業につきましては随意契約により仮契約を締結させていただいております。圧雪車の取扱 業者は、今回、仮契約を締結しました日本ケーブル株式会社ともう一社のみとなっております。

もう一社のほうは唯一の国産企業でございまして、雪の多い地域の軟らかい雪を想定した仕様の 圧雪車を取り扱っており、日本ケーブルは硬い雪質にも対応するドイツ製の圧雪車を取り扱ってお ります。

人工降雪機に頼りますブランシュたかやまスキー場は、自然の雪と違い、雪質が硬いため日本ケーブルの扱う圧雪車が適しており、現状のゲレンデ品質を維持するためにも日本ケーブル株式会社との随意契約をお願いするものでございます。

次に、議案書の239ページをお願いいたします。

議案第64号 令和6年度国庫補助ブランシュたかやまスキーリゾート降雪システム設置工事請 負契約の締結の関係でございます。

この工事につきましては、スキー場のスノーマシン、給水配管の改修、給水ポンプ更新などに関わる工事でありますが、地方自治法及び長和町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては議案書記載のとおりの工事請負契約の締結でございます。契約金額は

6,930万円。契約の相手方につきましては長野県佐久市根々井15-10、樫山スノーテック株式会社でございます。契約の方法につきましては随意契約でございます。

議案書の240ページから241ページの仮契約書の写しを御覧いただきたいと思います。

この工事につきましては工期は令和6年11月30日を竣工期限としておりまして令和6年8月23日付で仮契約を締結させていただいております。この事業につきましては、随意契約により仮契約を締結させていただいておりますが、これは令和2年度から毎年実施している配管などの改修工事の施工業者であること、あと、この工事に合わせて中央監視室の操作用端末から無線制御で稼働するシステムを構築することになっておりますが、樫山製の降雪機のみがこの無線制御に対応しているため樫山スノーテック株式会社と随意契約をお願いするものでございます。

以上、議案第63号と64号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(森田公明君) 説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。議案第63号及び議案第64号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、議案第63号及び議案第64号は本日審議することに決定いたしました。

議案第63号 財産の取得についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第63号を採決いたします。議案第63号を原案のとおり可決することに賛成議員 の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 令和6年度国庫補助ブランシュたかやまスキーリゾート降雪システム設置 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第64号を採決いたします。議案第64号を原案のとおり可決することに賛成議員 の挙手を求めます。

(全員拳手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。休憩中、議会全員協議会を開催いたします。

| 休 題 午後 2 時 4 0 分 |-----

○議長(森田公明君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、日程第49 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。 担当課長より詳細説明を求めます。

笹井教育課長。

○教育課長(笹井佳彦君) それでは、議案書242ページをお願いいたします。

日程第49 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

現在、人権擁護委員は4名の方にお願いしておりますが、そのうち1名の方が今年の12月31 日で任期満了となります。その後任の方を法務大臣に推薦するに当たりまして議会の同意を頂くも のでございます。

推薦者は百瀬哲夫様でございます。

生年月日と住所につきましては議案書に記載のとおりでございますので御確認ください。

説明は以上となりますが、よろしくお願いいたします。

○議長(森田公明君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決を行います。本案について原 案のとおり適任とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて は適任と決定いたしました。 ◎日程第50 陳情第4号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情

◎日程第51 陳情第5号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情

◎日程第52 陳情第6号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情

○議長(森田公明君) 次に、日程第50 陳情第4号 政府の責任で医療・介護施設への支援を 拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情、日程第51 陳情第5号 国民健康保 険財政への国庫負担の増額を求める陳情、日程第52 陳情第6号 訪問介護報酬の引き下げ撤回 と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情を一括して上程いたします。

上程された陳情は全て委員会付託を予定しております。

なお、今回の陳情第4号につきましては趣旨説明会を予定しておりますが、その他、資料請求や あらかじめ質問事項がございましたら9月4日までに事務局へ申し出てください。

> ◎日程第53 意見書案第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める 意見書

> > (議員提出)

◎日程第54 意見書案第6号 地方自治法の改正により創設された国の補充的指示制度の慎重な運用を求める意見書

(議員提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第53 意見書案第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速や かな批准を求める意見書及び日程第54 意見書案第6号 地方自治法の改正により創設された国 の補充的指示制度の慎重な運用を求める意見書を一括して議題といたします。

ここでお諮りいたします。意見書案第5号及び意見書案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、意見書案第5号及び意見書案第6号は本日審議すること に決定いたしました。

初めに、意見書案第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

阿部由紀子議員。

○1番(阿部由紀子君) 本日は女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書について提案理由を御説明させていただきます。

まず、日本におけるジェンダー平等の現状について御説明をいたします。

世界経済フォーラムが毎年発表している世界ジェンダー・ギャップ指数において日本は長年にわたり低い順位にとどまっており、直近のランキングでは146か国中125位となっております。

これはG7諸国の中でも最も低い順位であり、ジェンダー平等の推進が世界的に進展する中、日本がいかに後れを取っているかを表しています。この現状を改善するためには法制度の整備が欠かせません。

国連は1979年に女性差別撤廃条約を採択し、日本は1985年にこの条約を批准しました。 現在、世界では189か国がこの条約を批准しています。さらに1999年には選択議定書が国連総会で決議・採択され、現在、110か国が批准をしていますが、残念ながら日本はまだ批准をしていません。この状況を踏まえ、私たちは日本が選択議定書を速やかに批准することを強く求めます。

県下では本年の6月定例会において長野県内の県議会及び21市町村議会で女性差別撤廃条約選 択議定書の批准等を求める意見書が採択されています。これを受け、私たちもこの動きを後押しし、 国に対して強く働きかける必要があります。

また、本年10月には国連女性差別撤廃委員会による第6回目の日本報告審査が予定されており、 この重要な機会を見据えて国において女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを求め ます。

選択議定書は女性個人や団体が国内で適切な救済を受けられない場合に国連の女性差別撤廃委員会に対して直接苦情を申し立てることを可能にする制度を提供します。これにより国家の法的枠組みが国際的な基準に照らして適切かどうかを検証し必要に応じて改善することが求められるようになります。

議員各位におかれましては、この意見書の趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますようお願いたしまして、提案理由とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(森田公明君) 提案理由の説明が終わりました。

意見書案第5号について質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより意見書案第5号を採決いたします。意見書案第5号を原案のとおり可決することに賛成 議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。 次に、意見書案第6号について、提出者から提案理由の説明を求めます。 田福光規議員。 ○5番(田福光規君) 地方自治法の改正により創設された国の補充的指示制度の慎重な運用を求める意見書の提案説明を行います。

お手元の意見書案を御覧ください。

意見書案を読み上げて提案理由の説明と代えさせていただきます。

2024年6月19日、第213回国会において国の地方公共団体に対する補充的な指示——以下、国の補充的な指示というふうに書いています——の規定が盛り込まれた地方自治法の一部を改正する法律が成立しました。

法律は、国と普通地方公共団体との関係等の特例規定を新設し、国民の安全に重大な影響を及ぼ す事態が発生し、または発生するおそれがある場合に国の補充的な指示として各大臣が閣議決定に より普通地方公共団体に対してその事務処理について必要な指示をすることができることなどを定 めています。

全国知事会は「憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれるおそれもある」「国の補充的な指示が地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう事前に適切な協議・調整を行う運用の明確化などが図られるよう強く求める」と表明しています。

今回の法改正では国の補充的な指示を行使した場合に国会への報告義務が追加されるとともに衆 参両院の総務委員会において国の補充的な指示は事前に関係地方公共団体等と十分な必要な調整を 行うこと、目的を達成するために必要最小限のものとするなどの附帯決議がなされました。

よって、国におかれては、衆参両院総務委員会の附帯決議を十分踏まえた上で国の補充的な指示が現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないよう制度運用をすることを強く要望します。

以上により意見書を提出しますということです。

議員の皆様におかれましては、本意見書の趣旨を十分に御理解いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長(森田公明君) 提案理由の説明が終わりました。

意見書案第6号について質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより意見書案第6号を採決いたします。意見書案第6号を原案のとおり可決することに賛成 議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第55 委員会付託について

○議長(森田公明君) 次に、日程第55 委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に提出されました議案第40号から議案第49号までの令和5年度決算認定案10件、 議案第50号から議案第54号までの条例案5件、議案第55号から議案第61号までの令和6年 度補正予算案7件、議案第62号の長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について1件、陳情 第4号から陳情第6号までの3件につきましては、委員会付託表のとおりそれぞれの委員会に付託 いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、別表のとおり各委員会に付託することに決定いたしました。

各委員会は、本会期中に審査の上、結果報告願います。

次に、9月9日に一般質問を予定しておりますが、会議時刻を午前9時からといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、9月9日の一般質問につきましては午前9時から開議いたします。

◎散会の宣告

○議長(森田公明君) 以上をもちまして、本日予定していた会議は全て終了いたしました。 会議を閉じ、散会といたします。

散 会 午後 3時00分

第 2 号

(9月9日)

議 事 日 程

 令和6年
 9月
 9日

 午前
 9時0分
 開議

 長和町議会議長

日程第 1 一 般 質 問 散 会

令和6年長和町議会9月定例会(第2号)

令和6年9月9日 午前 9時00分開議

出席議員(10名)

1番	阳	部	由紀子		議員	2番	龍	野	_	幸	議員	
3番	荻	野	友	_	議員	4番	佐	藤	恵	_	議員	
5番	田	福	光	規	議員	6番	羽	田	公	夫	議員	
7番	原	田	恵	召	議員	8番	小	Ш	純	夫	議員	
9番	渡	辺	久	人	議員	10番	森	田	公	明	議員	

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長		羽	田	健-	一郎	君	副	Œ	叮	長	高見	見沢	高	明	君
教 育	長	藤	田	仁	史	君	総	務	課	長	藤	田	健	司	君
企画財	宮	阪	和	幸	君	建;	設 水	道課	長	米	沢		正	君	
こども・健康	小	林	義	明	君	町」	民 福	祉 課	長	清	水	英	利	君	
情報広報課長兼会計管理者		上	野	公	_	君	産	業 振	興 課	長	中	原	良	雄	君
教 育	課長	笹	井	佳	彦	君	総	務 課	長 補	佐	遠	藤		剛	君

議会事務局出席者

事務局長長井真樹君 議会事務局書記齊藤照恵君

◎開議の宣告

○議長(森田公明君) おはようございます。 長和町議会第3回定例会を再開いたします。 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長(森田公明君) 日程第1 一般質問を行います。

通告順により、本日6名の一般質問を行います。

5番、田福光規議員の一般質問を許します。

田福光規議員。

○5番(田福光規君) 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

本日、私は第1に、健康保険証、マイナ保険証、資格確認書の今後の運用について、第2に、上 下水道事業の現状と今後の課題についての、2つについての一般質問を行います。

最初の質問、健康保険証、マイナ保険証、資格確認書の今後の運用について、町民みんなが安心 して医療機関を受診できるために、であります。

9月2日の信濃毎日新聞に、全国18の地方紙がマイナンバーカードに保険証機能を持たせたマイナ保険証に関する合同アンケート結果が報道されました。その結果は、「現行の保険証を残し、マイナ保険証導入はやめて」が42.0%、「現行の保険証を残し、選択制に」という回答が39.8%、合わせて約8割強の方が「現行保険証を残して」と回答しています。

そして、健康保険証の新規発行を停止する12月2日まで3か月を切りましたが、マイナ保険証の利用率は1割を切っています。政府が税金をつぎ込んで利用促進を図っても、効果は上がっていません。

厚生省は5月から7月を利用促進集中取組月間と位置づけ、医療機関などに対し、マイナ保険証の利用人数の増加に応じ、最大20万円の一時金の支給を打ち出しました。その中間月に当たる6月の利用率は9.90%、前月から2.17ポイントの増加にとどまりました。

厚労省は6月下旬には一時金の上限額を、病院は1か所40万円、診療所・薬局は20万円に倍増させました。申請不要で利用者が一定数増えたことが確認できれば、自動的に支援金が振り込まれるというばらまきです。

マイナ保険証をめぐる国民への説明の在り方も、問題が多くあります。一時金の要件は、一定の利用人数のほか窓口での、1、厚労省の指定ポスターを掲示すること、2に厚労省作成の台本に沿った声かけと指定チラシの配付徹底です。

厚労省のチラシは、「本年12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなります」と大書き

されていますが、同日以降も現行の保険証が有効であることは、下に小さく書いてあるだけです。

さらに重要なことは、マイナンバーカードを保険証登録していない人には、全員に申請なしで資 格確認書が交付され、保険診療が受けることができることの説明はありません。

このまま健康保険証を廃止すると医療現場が混乱し、ひいては医療を受ける権利が損なわれかねません。今からでもマイナ保険証への一本化方針を撤回すべきだと思いますが、今年12月2日以降も町民全員が安心して医療機関を受診できるよう、健康保険証、マイナ保険証、資格確認書の今後の運用についての質問を行います。

1、現行の健康保険証の有効期限についてであります。

公的医療保険には、被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度の3種類があります。私が加入している国民健康保険は、今年7月末に有効期間が8月1日から来年の7月31日までの保険証が送られてきました。後期高齢者保険は私の母が加入しており、有効期限が来年7月31日までの保険証が送られてきました。

被用者保険には、健保組合、協会けんぽ、共済組合の3つがありますが、この保険証には有効期限がありません。例えば、役場の職員の皆様が加入されている共済組合の有効期限を調べていただくようお願いしましたが、いかがな結果でしたでしょうか、答弁をお願いしたいと思います。

- ○議長(森田公明君) 羽田町長。
- ○町長(羽田健一郎君) 皆さん、おはようございます。

それでは、田福議員の一般質問、答弁をさせていただきます。

健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正されまして、現行の健康保険の発行につきましては、本年12月2日より終了いたしまして、マイナンバーカードを健康保険証として利用するマイナ保険証への仕組みに移行し、現行の健康保険証は新規発行されなくなります。

マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したもので、マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、医療機関の受診や薬局を利用したりする際に、医療費の節約や手続なしで高額医療の限度額を超える支払いを免除、自分の健康管理に役立つことや確定申告が簡単、便利になるなど、様々なメリットがあるとされております。

反面、マイナ保険証のデメリットは、今お話いろいろございましたが、一部の医療機関だけでは、 まだマイナ保険証に対応していないため、場合によっては、マイナ保険証に切替え後も、現行の保 険証を併せて所持しておくなどの対策が必要となることや、現行の保険証よりも多くの個人情報が ひもづいているため、紛失した際の個人情報の漏えいリスクが高くなるなどとされております。

この保険証への賛否は拮抗しているようでございますが、利便性と将来の社会保障の持続性を向上していただきたいと考えているところでございます。

御質問の内容につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) それでは、私のほうからお答え申し上げます。

役場職員が加入しております共済組合の保険証についての御質問でございますが、共済組合の保 険証につきましての有効期限は、現状ではございません。

しかしながら、本年12月2日以降、新規の健康保険証は発行されず、12月2日時点で有効な保険証につきましては、その時点から最長1年間使用することができるとされております。

令和7年12月2日以降につきましては、現行の保険証の使用はできなくなり、マイナ保険証または資格確認書で医療機関を受診することとなっております。

- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 次に、国民健康保険の資格確認書の発行についてお聞きします。

最初に、県の保険医協会が5月から7月に実施した、マイナ保険証について県内77市町村の国民健康保険加入者への対応の調査結果で、マイナ保険証を持たない人に交付する資格確認書の送付対象に関する質問結果を公表しました。

「申請者に限って発行する」と答えたのが16自治体、21%です。「マイナ保険証の利用登録者以外」という回答が30自治体で、39%。「全保険加入者」が10自治体の13%、「その他」21自治体、27%という結果でした。

当町はどのように回答されましたか、またその理由をお聞きします。

- ○議長(森田公明君) 清水町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(清水英利君) 県保険医協会が実施をいたしました調査に関する御質問でございます。

当町におきましては、令和6年5月の時点で「その他」、これ県からの情報提供待ちということですけれども、「その他」として回答をしております。

その理由でございますけれども、厚生労働省からの令和5年12月22日付事務連絡に、交付対象者を当面の間、マイナ保険証を保有していない者、その他保険者が必要と認めた者については、本人の申請によらず、保険者が交付するとの記載があるものの、保険者ごとのマイナ保険証利用登録者の把握方法についてなど詳細な指示はなく、今後、県から何かしら通知があるだろうと見込んでの回答になっております。

- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 先ほどの調査で、国民健康保険加入者のマイナ保険証の登録率の結果では、「およそ把握している」というのが58自治体で75.3%。「一部は把握できているが、登録率は不明」が6自治体、7.8%。「把握できていない」が13自治体、16.9%でした。

当町の回答内容とその理由をお聞きします。

- ○議長(森田公明君) 清水町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(清水英利君) 当町におきましては、およそ63%ということで回答をしております。

その理由でございますけれども、長野県国民健康保険団体連合会よりマイナ保険証利用登録者数

が毎月情報提供されておりまして、調査回答いたしました令和6年5月時点では、2月診療分における被保険者数1,408名に対し、マイナ保険証利用登録者数887名ということで、およそ63%ということで把握をしておりました。

- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 再質問いたします。

長野県の国民健康保険団体連合会より、マイナ保険証の利用登録者数が毎月情報提供されている。 そして、2月診療分における被保険者数が1,408名とは、当町の国保被保険者全員の数ですか。 また、マイナ保険証利用登録者数887名とは、当町の国保被保険者の中の登録者数ですか、答弁 お願いします。

- ○議長(森田公明君) 清水町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(清水英利君) 1,408名でございますけれども、2月末時点での当町の国保 被保険者総数となります。そのうちの887名がマイナ保険証利用登録を行っておりまして、さら に、そのうちの93名が、マイナ保険証を利用して医療機関を受診している状況でございます。
- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- 〇5番(田福光規君) 先ほどの調査でのマイナ保険証登録者の有効期間や、電子証明書の執行時期の把握という結果では、「把握できていない」が54自治体70.1%、「分からない」が11自治体14.3%との回答で、合計65自治体、84.4%の自治体で把握できていない状況でした。

当町の回答内容とその理由をお聞きします。

- ○議長(森田公明君) 清水町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(清水英利君) 当町におきましては、「把握できていない」と回答しております。 その理由でございますけれども、町民の電子証明書情報を管理している住民基本台帳ネットワー クシステムの主管ですけれども、これが窓口係のほうにございまして、閲覧には権限や制限がかな り多くございます。

調査回答いたしました令和6年5月時点では、マイナ保険証利用登録者の電子証明書有効期限などの情報について、保険係でリスト化することができないという判断からの回答になっております。

- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 再質問です。

ただいまの回答内容についてお聞きします。

マイナ保険証登録者の有効期間とは何年で、有効期間が切れた場合は、また再登録しなければならないのですか。また、電子証明書の失効時期とは何を指しているのですか。

- ○議長(森田公明君) 清水町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(清水英利君) 初めに、今いただきました御質問の内容を少し整理させていただきますと、国民健康保険資格の有効期限と、マイナンバーカードに格納されております電子証明書

の有効期限とは別物になります。

国民健康保険被保険者でマイナ保険証を利用登録されている方の有効期限は、基本的に 7 5 歳の 後期高齢者医療保険への移行時期を迎えるまでとなっております。

一方で、電子証明書の有効期限は、発行から5回目の誕生日を迎えるまでとなり、電子証明書の有効期限が切れてから3か月を経過するまでは、マイナ保険証として引き続き利用が可能であるため、継続利用を希望される場合は、有効期限から3か月以内に再度電子証明書の発行手続をしていただくことが必要になります。

なお、再度の発行手続が行われない場合、3か月を経過するタイミングで、申請によらず資格確認書を交付することを想定はしております。

○議長(森田公明君) 田福議員。

○5番(田福光規君) マイナンバーカードに含まれる電子証明書、すなわちマイナ保険証の有効期限は5年、発行日から5回目までの誕生日までで、その後3か月以内に再発行の手続が必要とのことです。

私も知りませんでしたが、このことを理解されている町民がどれだけおられるか、非常に心配であります。去年、おととしと、された方が多いわけですから、あと3年後に一斉に有効期限を迎えるということになりまして、これもちょっと混乱するんじゃないかというふうに心配されます。

次の質問です。

来年の7月31日で、現行の国民健康保険証の期限が切れます。政府はマイナ保険証を持たない 人全員に、資格確認書を申請なしで交付するとしていますが、どこが責任を持って資格確認書を発 行するのか、できるのか心配です。

国民健康保険の被保険者情報は町が持っていますが、国は持っていません。町は国保被保険者でのマイナンバー登録情報を持っていますが、マイナ保険のひもつき情報は持っておらず、国しか分かりません。

最終的に、資格確認書の発行は各自治体の仕事に回ってくるように思われますが、その場合、間 違いなく漏れなくできるのでしょうか。国や県への要望を含めて、率直なお考えをお聞きします。

- ○議長(森田公明君) 清水町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(清水英利君) 資格確認書の発行に関する御質問でございます。

被保険者情報の件についてでございますが、被保険者情報は町の標準システムで管理しておりまして、マイナ保険証のひもづけ情報は、国民健康保険中央会と支払基金で共同運営しております医療保険者向けの中間サーバーで管理をしております。

現在、医療保険者向け中間サーバーにあるマイナ保険証のひもづけ情報を、町の標準システムに 取り込むことにより、マイナ保険証の登録情報を把握できるようになるシステム改修を行っている ところでございます。

資格確認書の発行は、各自治体の仕事に回ってくるように思われるとの件につきましては、これ

まで毎年7月に新しい保険証を交付しておりましたけれども、来年の7月からは、マイナ保険証の 方には資格情報のお知らせを、マイナ保険証非保有の方には、資格確認書を交付するようになりま す。

間違いなく漏れなく発行できるのかとの御質問につきましては、システム改修後、登録情報を町で把握、そして確認できるようになりますので、間違いなく漏れなく対応できるだろうと考えております。

- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 再質問ですが、現在マイナ保険証の登録情報を把握できるようになるシステム改修を行っているとのことですが、どのようなシステムですか。随時の変更が自動的にリアルタイムで行われるシステムなのですか。

また、その費用額は幾らですか。財源は町の一般財源ですか。答弁お願いします。

- ○議長(森田公明君) 清水町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(清水英利君) 今の件でございますけれども、先ほどの答弁でも御説明をさせていただきましたけれども、被保険者情報は町の標準システムで管理しておりまして、マイナ保険証のひもづけ情報は、国民健康保険中央会と支払基金で共同運営している医療保険者向けの中間サーバーで管理しております。

今回のシステム改修は、医療保険者向け中間サーバーにあります、マイナ保険証のひもづけ情報を確認できるシステム改修でありまして、国民健康保険連合会や後期高齢者広域連合を通じて、町の標準システムに情報を取り込むことになります。そのため、国民健康保険連合会及び後期高齢者医療広域連合がシステム改修に係る費用を負担することから、町の負担は発生しないものと確認をしております。

また、随時の変更が、自動的にリアルタイムで行われるシステムなのかという御質問でございますが、国民健康保険については、加入・脱退などの手続を役場窓口で随時行っておりますけれども、 医療機関受診時の確認など、外部へ変更した情報を反映させることにつきましては、現段階ではリアルタイムではできないと確認をしております。

また、後期高齢者医療保険は、広域連合におきまして諸手続が行われるため、町の窓口で対応した情報の反映は後日になってしまいます。

- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 来年7月に向けて資格確認書の発行が行われるわけですが、リアルタイムの変更ができないという状況ということが分かりました。来年6月以降、加入・脱退された人の情報というのは、国民連合会のほうに送って、それから国民連合会のほうから情報が来ないと、町は手がつけられないということで、誤差が生じる危険性があるというふうにちょっと確認したいと思います。

次の質問です。

前述の県の保険医協会の調査では、全被保険加入者に資格確認書を送付するとした自治体が10 自治体ありました。全被保険者が間違いなく被保険者として医療を受けるために、当町も全被保険 者に資格確認書を送付することを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(森田公明君) 清水町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(清水英利君) 当町も全被保険者に資格確認書を送付することを検討していただきたいという御質問でございますけれども、厚生労働省からの令和5年12月22日付事務連絡におきまして、マイナ保険証非保有者とされているため、全被保険者への交付につきましては、現在のところは予定していないという状況でございます。
- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 次の質問です。

医療機関でのマイナ保険証の使用状況とトラブル等についてです。

国保依田窪病院でのマイナ保険証の使用状況はどのようになっていますか。

また、マイナ保険証使用時のトラブル等は起こっていないか、把握しておられればお聞きしたい と思います。

- ○議長(森田公明君) 清水町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(清水英利君) 医療機関での使用状況とトラブルなどに関する御質問でございますけれども、依田窪病院に確認をいたしましたところ、マイナ保険証を使用する方は全体の約8%の状況で、マイナ保険証での受付時に顔認証ができなかったことが数件あったようですけれども、そのほかには大きなトラブルはないと確認をしております。
- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 次の質問に移ります。

マイナ保険証の使用のメリットと言われている過去の診療・薬剤情報、特定健診情報などについてお聞きします。

政府はマイナ保険証を使用するメリットとして、医療機関や薬局を受診した際に、本人が同意した場合、医師や薬剤師から過去の診療・薬剤情報、特定健診情報などに基づいた総合的な診断や適切な処方が受けられることが強調されています。

現在のマイナ保険証で、どのような過去の診療・薬剤情報、特定健診情報などが得られるかを町 民に正確に知っていただくために、依田窪病院に問合せをして行っていただいて回答をお願いした いと要望しております。

最初、特定健診情報はどのような情報が閲覧できますか。

- ○議長(森田公明君) 清水町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(清水英利君) マイナ保険証でどのような情報が得られるのかという御質問でございますけれども、依田窪病院に確認をしましたところ、マイナ保険証を使用いただくと、全国の 医療機関で受けた保険診療の情報を閲覧することができます。

特定健診情報としましては、身長、体重、腹囲、血圧、尿検査、血液検査の結果、それから既往 歴、生活習慣など特定健康診査の結果が閲覧できるとのことでございます。

- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 薬剤情報はどのような情報が閲覧できますか。
- ○議長(森田公明君) 清水町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(清水英利君) 薬剤情報につきましては、処方された注射や服薬など薬剤名の情報が閲覧できるとのことでございます。
- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 診療情報は、いつからのどのような情報が閲覧できますか、答弁お願いします。
- ○議長(森田公明君) 清水町民福祉課長。
- ○町民福祉課長 (清水英利君) 診療情報につきましては、令和3年9月以降の手術やレントゲン、 血液検査などの実施状況が閲覧できるとのことでございました。
- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 再質問です。

閲覧できる実施状況とは、いかなる情報ですか。レントゲン、血液検査などの検査結果、データも分かる電子カルテ情報ですか。それとも、レセプト情報ですか。

- ○議長(森田公明君) 清水町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(清水英利君) 閲覧できますのは、実証いたしました検査等について保険請求を 行ったレセプト情報でありまして、検査結果などが入りました電子カルテ情報ではないとのことで ございます。
- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 現在閲覧できる診療情報は、保険医療機関から審査支払い機関に提出され た電子レセプトから抽出した情報だということです。

電子レセプトとは、医療機関が国民健康保険連合会や健康保険組合に医療費を請求するために行った処置や使用した薬剤等を記載した明細書、請求書のことです。

電子レセプトでは、各医療機関が行った診療情報の詳細や検体検査や放射線検査の結果は見ることができません。医師が診療情報に基づいて診療を生かすためには、各医療機関の電子カルテや検査データをつないでマイナ保険証情報に載せる必要がありますが、その計画はありますか。それはいつ頃実現する予定ですか、答弁お願いします。

- ○議長(森田公明君) 清水町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(清水英利君) 国では、マイナンバーカードを利用いたしましたマイナポータル、 行政オンラインサービスですけれども、マイナポータルを核とした医療DXの実現に向け、全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化など、診療報酬改定DXを3本柱といた

しました取組を進めておりまして、令和7年度からは、検査値、アレルギー、薬剤禁忌、傷病名等 の医療情報の共有拡大と、電子カルテ情報標準化の普及拡大を計画してございます。

これにより、保険・医療・介護におけます情報を共有することで、より良質な医療やケアを受けられるシステムの構築を推進しているとのことでございます。

○議長(森田公明君) 田福議員。

○5番(田福光規君) 令和7年度に、電子カルテ情報の標準化の普及拡大を計画しているとのことです。まだ、いつから本物の診療情報が使用できるのか、未定の状態です。それにもかかわらず、政府はマイナ保険証の使用のメリットとして大きく取り上げて宣伝しています。私は誇大広告だと思います。

また、必要な方に漏れなく資格確認書が送られてくるのか、不明な点も多々あります。町民皆さんが安心して医療機関を受診できるために、今後の議会でもこの問題を継続して取り上げていきたいと思います。

2つ目の大きな質問に入ります。

質問事項2、上下水道事業の現状と今後の課題についてであります。

今年6月、上田市上下水道審議会が、2025年度以降の上下水道料金の値上げを審議したことが新聞報道されました。市側は、国が昨年示した基準に沿い、施設の維持更新や再構築に必要な資産維持費を計画的に捻出できるよう料金設定したいと提案。仮に基準を21年から24年度の会計に当てはめた場合、現在よりも大幅に料金を上げる必要があるとの試算も示しました。

国基準は、施設の維持更新などを計画的に進める原資として、資産維持費を毎年内部留保するよう求め、維持更新が必要な固定資産の金額の3%を標準と例示。市は基準に従うと、市の上水道は年8億1,000万円、下水道は年22億1,500万円の資産維持費が必要としました。

これを21年から24年度に当てはめると、現行料金では資産維持費を捻出できず、上水道は今の1.4倍余、下水道は1.5倍余の料金が必要と試算。激変緩和のため、資産維持費を固定資産の1から2%台に抑えることも選択肢としたとの報道でした。

そして、先月、同審議会が2025年度から4年間の上水道料金を18.5%、下水道料金を1 1.7%、それぞれ引き上げることが適当との答申をまとめたとのことが報道されました。

現在、日本全国でかつてない物価の高騰が起こり、国民の生活を大変苦しめています。私はこの 上田市の上下水道料金の値上げの報道を受けて、当町でも同様に値上げが行われることを危惧し、 当町の上下水道事業の現状と課題についての質問を行います。

最初の質問です。

自治体の上下水道事業は、なぜ公営企業会計なのかということであります。

当町の上下水道事業は、一般会計とは別の特別会計に分離されており、公営企業会計によって管理されています。公営企業会計とはどのようなものですか。

○議長(森田公明君) 羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 上下水道事業の現状と今後の課題についての御質問でございます。

上下水道事業は、計画的な経営基盤の強化と、そして財政マネジメントの向上等を的確に行うため、平成27年から平成31年度までを簡易水道事業と下水道事業を重点事業として位置づけまして、公営企業会計に移行するよう国からの要請を受けまして、上下水道事業が平成29年度から、上下水道事業が平成31年、令和元年から公営企業会計に移行いたしました。

町民の恒久的財産でございます水道施設及び下水道施設を適正に維持管理するため、財政情報を整理しまして、その企業的性質を生かしながら、より一層の経営の効率化・健全化に努めますが、地方公営企業法の適用は主に会計方法の変更であり、上下水道料金、加入負担金などの納付方法については、これまでと変更はございません。

町民の皆さんが常に安全で安心して飲んでいただけるよう、水道水の管理と供給を行っていかなければならないというふうに考えております。

今後の課題等につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

- ○議長(森田公明君) 米沢建設水道課長。
- ○建設水道課長(米沢 正君) 公営企業会計とはどのようなものかとの御質問でございますが、 公営企業の業種は政令により、水道、工業用水道、交通、電気、ガス、簡易水道、湾岸整備、病院、 市場、屠畜場、観光施設、宅地造成、公共下水道、これら13事業に定められております。

公営企業の経営原則は、経済性の発揮や公共の福祉、独立採算制といった特徴を有し、上水道・ 下水道といった生活インフラや公立病院などを経営し、住民の福祉増進を図ることを目的としております。

- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 当町の上下水道事業は、なぜ公営企業の形態を取っているのですか、答弁 お願いします。
- ○議長(森田公明君) 米沢建設水道課長。
- ○建設水道課長(米沢 正君) 平成27年度から平成31年度の間に、住民生活に密着し、資産 規模の大きな上下水道事業は計画的な経営の強化と財政マネジメントの向上等をより的確に行うた め、地方公営企業会計の適用に取り組むよう、国からの要請に従って移行をいたしました。
- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 公営企業会計とはどのような会計ですか、答弁お願いします。
- ○議長(森田公明君) 米沢建設水道課長。
- ○建設水道課長(米沢 正君) 公営企業会計とはどのような会計ですかとの御質問でございますが、一般的に役所で行われております会計処理は、収支を1つの会計で処理しており、歳入と歳出の予算は必ず同額となります。

公営企業会計では、収益的収支は営業活動による収支、水道事業でいえば、水道水を供給し、料 金収入を得るという事業活動に伴う収支を表します。 これに対しまして資本的収支は、営業活動に必要となる資本の形成に係る支出、水道事業でいいますと、水道管の布設・更新、配水池の建設・更新等に必要な費用の収支を表しております。

公営企業会計はこの2つの収支を組み合わせて、収益的収支の利益と減価消却で資本的収支の赤字を補填するというバランスを取ることによって、健全で持続的可能な事業経営を行うことを可能にしております。

- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 公営企業会計のメリットとデメリットについてお伺いします。 最初に、公営企業会計のメリットは何ですか、答弁お願いします。
- ○議長(森田公明君) 米沢建設水道課長。
- ○建設水道課長(米沢 正君) 公営企業会計のメリットについてでございますが、貸借対照表や 損益計算書などの財務諸表を作成することで、財政状況や経営成績を分かりやすく示すことができ ます。

また、減価消却の導入により、施設の老朽化の状態等を的確に把握できるようになる点が上げられます。

- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 公営企業会計のデメリットは何ですか、答弁お願いします。
- ○議長(森田公明君) 米沢建設水道課長。
- ○建設水道課長(米沢 正君) 公営企業会計のデメリットは何かについてでございますが、公営 企業会計は料金収入を中心に事業展開をしなければならないため、国の補助事業等も減ってしまい ます。当町のような規模の小さな事業者は、その事業も規模の小ささゆえ対象にならないため、容 易に改修工事等もできない状況が生じております。

また、給水人口の減少に伴い、料金収入も減少しておりますので、維持管理が大変な状況になっていることについてはデメリットだと考えております。

- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 公営企業は独立採算が原則と言われていますが、一般会計で負担できるものはありますか。
- ○議長(森田公明君) 米沢建設水道課長。
- ○建設水道課長(米沢 正君) 一般会計が負担できる部分についての御質問でございますが、一般会計からの繰入金として負担していただいているものもございます。

水道事業では、過去の事業での企業債借入金の元利償還金の2分の1の額を一般会計から負担してもらっております。下水道事業では、元利償還金の2分の1のほか、維持管理費用の一部、分流式下水道等経費、高資本費対策経費、臨時措置元利償還金について、一般会計から負担をしていただいている状況でございます。

○議長(森田公明君) 田福議員。

- ○5番(田福光規君) 当町の上下水道事業の現状と課題についてお聞きします。 過去5年分の上水道の収支をお聞きします。
- ○議長(森田公明君) 米沢建設水道課長。
- ○建設水道課長(米沢 正君) 過去5年間の上水道の収支についてでございますが、上水道事業の過去5年の収支につきまして、令和元年度の水道事業収益は2億8,008万円、水道事業費用は2億6,861万3,000円で、純利益1,146万7,000円の黒字。令和2年度の事業収益2億7,693万4,000円、事業費用は2億6,266万5,000円で、純利益1,426万9,000円の黒字。令和3年度事業収益は2億6,561万7,000円、事業費用は2億7,238万5,000円で、純損失676万8,000円の赤字。令和4年度事業収益は2億6,441万8,000円、事業費用は2億6,092万5,000円で、純利益349万3,00円の黒字。令和5年度の事業収益は2億5,404万7,000円、事業費用は2億5,532万円で、純損失127万3,000円の赤字決算となっております。
- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 過去5年分の下水道の収支をお聞きします。
- ○議長(森田公明君) 米沢建設水道課長。
- ○建設水道課長(米沢 正君) 過去5年間の下水道の収支についてでございますが、下水道事業の過去5年間の収支につきまして、令和元年度の下水道事業収益は5億3,500万7,000円、下水道事業費用につきましては5億591万6,000円で、純利益3,009万1,000円の黒字。令和2年度の事業収益は5億1,367万5,000円、下水道費用4億6,144万9,000円で、純利益5,222万6,000円の黒字。令和3年度事業収益は4億8,735万円、下水道事業費用は4億3,717万3,000円で、純利益5,017万7,000円の黒字。令和4年度の事業収益は4億8,858万8,000円、下水道事業費用は4億4,872万1,000円で、純利益3,986万7,000円の黒字。令和5年度の事業収益は4億7,620万8,000円、下水道事業費用は4億2,883万6,000円で、純利益4,737万2,000円の黒字決算となっております。
- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) この5年間で水道料金の値上げは行いましたか、答弁お願いします。
- ○議長(森田公明君) 米沢建設水道課長。
- ○建設水道課長(米沢 正君) 水道料金の改定についての御質問でございますが、上下水道事業ともに、平成31年4月に改定をいたしましてからは、料金改定は実施しておりません。
- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 平均家庭で比較しまして、当町の水道料金は近隣の自治体に比べて高いですか、答弁お願いします。
- ○議長(森田公明君) 米沢建設水道課長。

○建設水道課長(米沢 正君) 水道料金の近隣自治体との比較についてでございますが、一般家庭の水道メーター13ミリで、2か月16立方メートルを使用した場合に、長和町の基本料金は2,134円に対しまして、上田市が2,400円、東御市が2,805円、青木村が3,938円と長和町が一番安い状況でありますが、2か月で30立方メートルを使用した場合は、長和町が4,444円、上田市が4,184円、東御市が5,709円、青木村が5,968円となっておりまして、上田市が一番低い料金体系の状況となっております。

また、現在、使用料が多いほど、水道料金は上田市が一番安い状況となっております。

- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 当町で上下水道事業の中で、一般会計が負担している内訳と金額をお聞き します。令和5年度分でお願いします。
- ○議長(森田公明君) 米沢建設水道課長。
- ○建設水道課長(米沢 正君) 令和5年度における一般会計からの繰入金についてでございますが、上水道事業では企業債の元利償還金の2分の1の5,267万8,000円と基準外繰出金、事業費の不足分といたしまして1,126万8,000円、合わせまして6,394万6,000円を繰出金として負担していただいております。

下水道事業では、分流式下水道等経費5,552万6,000円、高資本費対策経費4,828万1,000円、臨時措置元利償還金963万4,000円、基準外繰出金、事業費の不足分といたしまして1億4,000万9,000円で、合わせまして2億5,345万円を繰出金として負担をしていただいている状況でございます。

- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 国の基準は、施設の維持更新などを計画的に進める原資として資産維持費を毎年内部留保をするよう求め、維持更新が必要な固定資産の金額の3%を標準と例示しているとのことです。

この標準について町の考えをお聞きします。

- ○議長(森田公明君) 米沢建設水道課長。
- ○建設水道課長(米沢 正君) 資産維持費に関する御質問でございますが、日本水道協会により 資産維持率が位置づけられております。

資産維持率は、今後の更新、再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として3%を標準とし、各水道事業者への創設時期や施設の更新状況を勘案して決定をされておりますが、標準的な資産維持率に寄りがたいときは、各水道事業者における長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等を踏まえて、計画的な自己資本の充実を図るため、料金算定期間の末期における中間的な自己資本費構成比率の目標値を達成するための所要額を資産維持費として計上できるものとすると規定されておりますが、現状では、資産維持費3%を確保することは非常に困難な状況と考えております。

そのような状況のことから、アセットマネジメント策定事業を実施し、今後の事業経営について 検討を進めているところでございます。

3%の標準につきましては、全国的にもクリアしている事業者は少ない状況でありますが、赤字 経営にならずに事業を継続し、今後も進めていきたいと考えております。

- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 時間の関係で、質問の7はちょっと割愛させていただきます。8番目です。 当町の現在の資産維持費留保金額をお聞きします。
- ○議長(森田公明君) 米沢建設水道課長。
- ○建設水道課長(米沢 正君) 長和町の資産維持費についてでございますが、上水道事業では、 令和5年度127万3,000円の赤字決算でありまして、資産維持費としての留保金額はござい ません。
- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 昨年度アセットマネジメント策定事業を行い、上水道事業の今後の見通し を検証したとのことですが、その結果をお聞きします。
- ○議長(森田公明君) 米沢建設水道課長。
- ○建設水道課長(米沢 正君) 上水道事業の検証結果についてでございますが、上水道事業におけるアセットマネジメント策定事業は、人口の減少に伴う厳しい財政状況が見込まれる中、中長期的な視点での資産管理の方向性を示し、具体的な事業計画及び料金検討を進めるために実施をいたしました。

財政状況は、今後の施設改良などに関する方向性と、長期の財政収支の見込みの把握等について、 複数ケースで検証をいたしました。その結果、現行料金では、近い将来、赤字経営が継続的に続く ことが予想されるため、料金収入を現状の25%増収する必要性が示されました。

料金改定につきましては、検証結果を基に、今年度上下水道審議会に諮り、検討を進めていく予定でおります。

- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 長野県では、水道事業を広域で進める計画とお聞きしていますが、それは どのような計画で、当町はその計画に含まれていますか。
- ○議長(森田公明君) 米沢建設水道課長。
- ○建設水道課長(米沢 正君) 水道事業を広域で進める計画についての御質問でございますが、 長野県では令和元年10月に施行された改正水道法によりまして、水道事業の基盤強化の有効な方 策である広域連携の推進役としての責務が規定され、水道広域化推進プランの策定が要請をされま した。

このことを受けまして、水道事業の広域連携、小規模水道の基盤強化に向けた対応策等を進める こととなっております。 長野県では、県内を9圏域に分割し、各種広域連携について圏域単位での事業統合、事務の共同 化について検討や、水質検査の委託業務の共同委託、消毒・薬品等の共同購入などによる効率化に ついての検討を現在進めている状況でございます。

長和町では、上田圏域・長野圏域合同の圏域に参加し、この圏域では、上田市、坂城町、千曲市、 長野市、県企業局の事業統合を進めるほか、それ以外の町村との事務の共同化、共同委託、物品な どの共同購入についても検討しているところでございます。

また、維持管理経費等の削減につきまして、共同により削減できる部分について、現在、青木村 と検討を始めているところでございます。このことにつきましても、引き続き検討し、進めていき たいと考えております。

- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 町長にお聞きします。

今までの質問の中で、当町の上下水道事業は大変厳しい状況であることが認識できましたが、大幅な水道料金の値上げなど町民への多大な負担をかけることは、現在の厳しい生活上から見て、避けていただきたいと思います。現在の状況をどのように改善していくおつもりですか、お考えをお聞きします。

- ○議長(森田公明君) 羽田町長。
- ○町長(羽田健一郎君) 現在の状況をどのように改善していくかという御質問でございますが、 長野県には当町のように、町の単独で事業展開している町村が多くございます。

上下水道事業は、住民の皆さんの命に直結する事業でございます。生活に欠かせないものであることから、県が代表となって事業を進めていく形が将来的には理想というふうに考えておりますので、長野県が水道事業の最終目標としている、長野県で統一になるよう働きかけていきたいというふうに考えております。

長和町の水道事業の運営につきましては、お話のように大変厳しい状況が続いている現状でございますが、給水人口の減少に伴う水道料金収入の減少や老朽化した管路・施設の改修、災害などが発生した場合に対応できるための耐震化の布設替え等、今後に向けた施設維持管理計画や更新事業を実施するための財政計画等を作成する中で、事業を継続をしていかなければならないという状況であると考えております。

また、水道料金改定につきましては、令和7年度からの改正に向け、上下水道審議会の皆さんに お諮りをしまして、関係者の皆さんと協議しながら、改正に向けて進めていきたいというふうに考 えております。

- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 今後の上下水道事業の運営は自治体単独、特に当町のような小規模地方自 治体単独では非常に困難だと考えますが、県や国への働きかけについてお聞きします。
- ○議長(森田公明君) 羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 国や県への働きかけについての御質問でございますが、水道の基盤を強化するための基本的な方針について、国は水道の基盤を強化するための基本方針を、都道府県は水道の基盤を強化するため必要であると認めるときは、基本方針に基づき、水道の基盤の強化に関する計画を定めることとなってございます。

水道の基盤の強化につきましては、人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化等が、様々な課題が総合的に解決することが求められております。

そのためには、広域連携や水道の維持管理及び計画的な更新、健全な経営の確保等について、考え方等について一定の方向性を定め、これに基づき進めていかなければならないというふうに考えております。

特に長野県の場合、小規模町村が多いことや、地形的に管路延長が長いことにより、維持管理に 関わる経費は、都市部より莫大な経費が発生することという状況を踏まえて、県が率先して対応等 に取り組んでいただきたいというふうに考えております。

私も長野県町村会長として、こういった問題、議題に上りますので、こういった会議等の場におきまして、それぞれの意見等を申し上げますが、水道事業を運営していく中で、小規模の町村に影響が出たり、小規模の町村が不利になるようなことがないよう、関係機関等に対し、引き続き働きかけをしていきたいというふうに思っております。

- ○議長(森田公明君) 田福議員。
- ○5番(田福光規君) 最後の質問です。

発がん性が指摘される有機フッ素化合物、いわゆるPFASが、全国の水道水や河川から検出され、大問題になっています。当町の検査予定についてお聞きしたいと思います。

- ○議長(森田公明君) 米沢建設水道課長。
- ○建設水道課長(米沢 正君) 水道水の有機フッ素化合物検査に関する御質問でございますが、 長和町での検査の実施につきましては、検査は16か所の水源を2回に分けて実施をいたします。

1回目につきましては、8月19日に8か所について実施をいたしました。2回目につきましては、本日、残り8か所の検査を予定しております。

また、検査結果はおおむね1か月後に出てまいりますので、10月には16か所の検査結果が分かる状況となっております。

○議長(森田公明君) 以上で、5番、田福光規議員の一般質問を終結いたします。 ここで10時11分まで休憩といたします。

 休
 憩
 午前10時02分

 再
 開
 午前10時11分

○議長(森田公明君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

7番、原田恵召議員の一般質問を許します。

原田恵召議員。

○7番(原田恵召君) 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました4点、まず、依田窪病院等への補助金の推移は。2つ目、振興公社でふるさと納税の窓口になれないか。3つ目、ブランシュたかやまスキー場のスノーボード対応について。4つ目、できるところから避難所にWi一Fi設置をという4項目でございます。

なお、時間の都合で、4つ目に行けるかどうかというふうに思っていますが、もし行けない場合 には次回にしたいと思いますのでよろしくお願いします。

まず最初に、依田窪病院等への補助金の推移はということで、病院やマウント長和、振興公社等 の補助金についての質問をいたします。

まず、依田窪病院ですが、過去10年における依田窪病院への補助金の金額と、その根拠になっているルールは何なのか。それは病院からの要望によるものなのか。また、そのうち交付税に算入されている金額は幾らなのか。推移はということで、①として、過去10年間の金額は増えたのか。過疎債も利用しているのか。

2つ目、ルールはいつできたのか。町村合併前からこのルールなのか。誰が決めたのか。また、いつ変更したのか。

3つ目、交付税に算入されてきているのは所在市町の長和町だけなのか。上田市には来ていないのか。武石の診療所も依田窪病院から派遣しているそうだが、これについて、かかった費用を全額上田市が負担しているのか。交付税分はどうなっているのか。

一括して伺います。

○議長(森田公明君) 羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 病院の関係でございますが、平成29年度は3名であった依田窪病院の 勤務内科医師は、医師確保に向けた取組や関係機関の御協力により現在は9名となり、全常勤医師 は15名と充実をされてまいりました。医療体制を強化することにより、救急車や時間外診療等、 多くの救急患者を受け入れるなど、住民の安心となる地域医療を行っていただいておるところでご ざいます。

また、上小医療圏は医師の偏在指標が県内で一番低く、第3次の医療機関、いわゆる救急救命センターがないなど救急医療の維持が懸念される、医療体制が脆弱な地域でもございます。

そのような中、5月17日に、上田医療センターと依田窪病院が医療連携に関する協定を締結をさせていただきました。満床による救急重症患者の受入れができない上田医療センターの満床対策として、高度急性期医療等を終了した患者さんが依田窪病院に転院をいただきリハビリや退院支援を継続して行う、言わば下り搬送による出口対策を行うとともに、上小の医療の救急車を受け入れる輪番病院の欠員日を補完する上田医療センターの負担を軽減するため、医師、看護師を派遣する入口対策を行うことで、上小医療の救急医療、地域医療にも大きく貢献をしていただいております。ただいま様々、依田窪病院の運営負担金について御質問いただきましたが、このことにつきまし

ては、担当課長より答弁をさせていただきます。

- ○議長(森田公明君) 小林こども・健康推進課長。
- 〇こども・健康推進課長(小林義明君) 議会運営などに係る一般会計等を除く依田窪病院会計へ の過去10年間の長和町の負担金額を申し上げます。

平成26年度、2億9,349万円、平成27年度、2億7,991万円、平成28年度、4億1,730万円、平成29年度、3億9,894万円、平成30年度、3億6,421万円、令和元年度、3億5,796万円、令和2年度、3億5,214万円、令和3年度、3億5,944万円、令和4年度、3億9,129万円、令和5年度、4億3,637万円でございます。

令和5年度負担金額の増分につきましては、令和4年度に電子カルテ等の更新を行い5年間で償還すること及び病院管理診療棟は建設から41年、病棟は24年が経過しており、経年劣化等による施設修繕や設備の更新が必要となっておりますことから、建設改良等に要する企業債元利償還金の増額によるものでございます。

過疎債につきましては、令和6年度より、医療機器の購入及び病院施設整備事業に係る町負担割合分につきまして、普通交付税の算入が大きい町の過疎債を利用し、病院会計に負担することといたしました。

2つ目の御質問、運営負担金の規定につきましては、平成17年10月の長和町合併以前より、 依田窪医療福祉事務組合規約第11条に組織町村の分担金について規定されており、同条第2項に 分担金の割合は人口割によるものとされております。平成18年3月、上田市合併時の協議により、 長和町及び上田市の旧武石村区域の人口割へと改正が行われております。

この規定に基づき、長和町・上田市依田窪医療福祉事務組合により運営負担金に関する協定を締結しており、病院や老健施設の運営状況等により、構成市町と組合が協議を行った上で、平成18年2月、平成22年3月、平成28年3月、令和6年4月に協定を行っております。

3つ目の御質問、依田窪病院に係る交付税につきまして、普通交付税は病院が所在する長和町に一括交付されており、負担金割合により按分した交付税額を上田市に支出しております。特別交付税につきましては、それぞれの市町に直接交付がされております。令和5年度、病院に係る長和町の交付税措置額は1億6,543万円で、負担金額の4割程度が交付税措置となっております。

上田市武石診療所への医師派遣につきましては、月曜日と水曜日の午前に派遣をしており、交付税とは関係なく、医療機関への医師派遣として、毎月、医師派遣に係る費用を請求しているとのことでございます。

○議長(森田公明君) 原田議員。

○7番(原田恵召君) 確認をしたいんですが、依田窪病院に係る交付税につきましては、普通交付税は病院が所在する長和町に一括交付されており、負担金割合により按分した交付税額を上田市に支出しておりますという話があったんですが、まとめて来ているものを、上田市分を返して、また上田市から来ているのかというのが確認の1点。

それと、武石診療所は月曜と水曜だけなのかということ。今、依田窪病院から武石の診療所に行っているそうなんですけど、実は診療所に対する交付税というのもあるんですけど、毎年ざっと710万円ほどあるというのがあるんですが、いつからこのようにやっているのか。その710万円はもらうべきじゃないかという、それについてと、前に財政との説明会の中で、依田窪病院の負担金、例えば令和5年は4億3,600万円ありますけど、2億4,000万円ほどは従前からの定められたルールによって支払われているので、例えば職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に係る経費は約3,000万円あるんですけども、そういうものを払っていて、差引きすると4億3,60万円のうちの2億4,000万円ほどは毎年決まったものが出ていって、残りの2億円ほどが毎年上下しているんですけど、電子カルテ、これがいつまで払っていくのかをお願いします。

- ○議長(森田公明君) 小林こども・健康推進課長。
- 〇こども・健康推進課長(小林義明君) 上田市に繰出しをしている交付税につきましては、最初、 一般財源で上田市より負担をしていただいております。そこで、交付税が入った分を割合分で支出 している状況でございます。

あと、武石診療所につきましては、月曜日から金曜日まで、午前中診療を行っております。依田 窪病院以外の医師で診療を行っておりまして、依田窪病院からは月曜日と水曜日の2日間、派遣を している状況でございます。

あと、電子カルテにつきましては、5年間で償還ということですので、令和8年までとなります。 ○議長(森田公明君) 原田議員。

○7番(原田恵召君) さっきの上田市との行き来というか、交付税の云々については、また後で確認させてもらいますのでよろしくお願いします。

次の質問なんですが、毎年4億8,000万円前後が補助金として支出されるんですけども、今後もこのルールで補助金を出していくのか、いけるのか。

- ①裕福な町なら問題ないが、町でこの先、対応できるのか。今のままで、町はあと何年で基金がなくなると予想されるか。なくなったらどうするのか。どう考えるのか。
- ②人気のある整形は、差額ベッドのような特別料金制の導入を検討できないか。整形はいつも混んでおります。地元の人がなかなか行きづらいような状況になっている中で、町外というか、病院の負担金を支払っている長和、武石以外の人からは別料金取れないかという、そういう意味合いですけども、お願いします。

3つ目として、上田地域全体で考える段階に来ていないか。経営に参画できないのか。 これについて伺います。

- ○議長(森田公明君) 宮阪企画財政課長。
- ○企画財政課長(宮阪和幸君) それでは、私のほうから、1番目の依田窪病院負担金でございますが、今後の対応について、お答えのほうさせていただきたいと思います。

依田窪病院への負担金につきましては、新町一体感醸成基金より、毎年度1億円の取崩しを行い、

負担金の財源としております。

新町一体感醸成基金の令和5年度末の残高は約4億6,300万円となっておりますので、このまま毎年1億円を取り崩していくと、4年後には新町一体感醸成基金を負担金の財源とすることは困難という状況になってしまいます。

このような状況になった場合は、依田窪病院への負担金が引き続き必要である場合は負担金の財源を確保していかなければなりませんので、財政調整基金での対応について検討が必要になると思われます。

依田窪病院の負担金につきましては、依田窪医療福祉事務組合と組合構成市町であります長和町 及び上田市とで開催をしております病院経営企画会議がありますので、この場などにおいて協議を していきたいと考えております。

○議長(森田公明君) 小林こども・健康推進課長。

〇こども・健康推進課長(小林義明君) 差額ベッド料につきまして、依田窪病院に確認をしましたところ、病棟には特別室3室と個室28室があり、診療科を問わず、部屋の利用を希望する患者さんから、病院条例に基づき、特別室は1日1万1,000円、個室は1日5,500円の入院差額室料、差額ベッド料を徴収しているとのことです。

差額ベッド料は保険診療以外の部分となり、患者さん自らが選択して受けるサービスであるため、 不当な自己負担が生じないよう十分な説明と自己選択を保障した上で、その内容や費用を明確化し 掲示することなどの義務づけが厚生労働省より通知されているとのことでございます。

上小地域の医療を考えるべく、上田広域連合では地域医療対策課を新設するとともに、長野県では上小医療圏地域医療構想の調整会議を開催し、上小地域の医療を考えております。

病院経営への参画につきましては、長和町、上田市ともに依田窪病院経営強化プランの策定や市、町、病院経営企画会議、老健いこい経営企画会議をはじめ、その都度、運営状況に関し協議をするなど、経営に参画をしております。

- ○議長(森田公明君) 原田議員。
- ○7番(原田恵召君) 私が病院議会に行っている当時は、依田窪病院をサイズダウン、スケール ダウンするという話がありましたが、どうなっているのか。

このサイズダウンの予定はどうなっているのかというのと、今この病院を支えている人口7,000人規模の町と市の一部、武石、長門、和田、ここの7,000人のところでは到底賄えないのではないか。病院の将来像をどのように捉えているのかを質問します。

○議長(森田公明君) 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長(小林義明君) 病院施設の一部を閉鎖し、サイズダウンをすると、収入減となる上に施設の維持管理はしていかなければならないため、上小医療圏の病院として、下り搬送等により病床稼働率を上げ、現施設をフル活用しながら地域の役割を果たしていく経営強化プランとなっております。

- ○議長(森田公明君) 原田議員。
- ○7番(原田恵召君) 依田窪病院につきましては、町政懇談会でも行われるそうですので、いこいについても一つのターニングポイントであるのではないかなというふうに考えております。

6月に、議会で上富良野町に視察に行きまして、病院建設等々のお話を伺ってまいりました。上富良野は人口9,700、約1万人弱の町なんですけども、ここの町立病院、2名の常勤医——3名いたんですけれども、1人いなくなってしまって、2人で39床の病床の病院を運営しております。近年は赤字が続いておりまして、4年に8,000万円、5年に1億6,000万円という赤字を生んでいるんですが、病棟を新たに建て直して、これから毎年2億円近くの負担をしていくという話でございましたが、その中で、町では、この病院は我々のゲートキーパーだというふうに言っておりました。

ゲートキーパー、漢字でいうと門番であったり最後の切り札というような、そういう意味合いで使っていたというふうに思いますが、依田窪病院がこの地域の住民のゲートキーパーとしてなれるのか、住民のよりどころになれるのか、命を預けることができるのかというのが、今の病院としての使命を果たしていただきたいところでございます。

常勤医が増えて充実した病院、また施設も機器も充実しておりますけども、これを本当に運営していけるのか、維持できるのかというのが、今、危機的な中で感じるところでございます。

質問の最後、病院の将来像をどのように捉えているのか、お答えがありましたらお願いします。 〇議長(森田公明君) 小林こども・健康推進課長。

- ○こども・健康推進課長(小林義明君) 病院の将来像でございますが、現在のところ、内科と整形外科を中心に地域医療を進めて、住民皆さんの安心となる医療を行っていただきたいと思っております。特に、急に調子が悪くなったとか、急患の受入れを積極的に行っていただいておりますので、住民の安心となる病院で今後もあっていただきたいと思っております。
- ○議長(森田公明君) 原田議員。
- ○7番(原田恵召君) ぜひ、ゲートキーパーという言葉を思い出していただいて、当たっていただきたいというふうに思います。

次に、病院からマウント長和の話なんですが、スキー場等を運営するマウント長和に補助金を出してはいないんですけれども、今後も変わらず補助金という形では出さないのか。指定管理費も出さず、補助金も出さず、過疎債、辺地債の町が国に償還する部分を会社が負担するというルールで行けるのか。これについて伺います。

- ○議長(森田公明君) 中原産業振興課長。
- ○産業振興課長(中原良雄君) 株式会社マウント長和につきましては、令和4年会社発足以降、 指定管理料をお支払いしてございません。

また、御質問にありますとおり、過疎債、辺地債の町が国に償還する額を株式会社マウント長和 から施設使用料ということで町に納入していただくようになっております。 さらに、リフト修繕工事、レンタル備品の購入など、町が実施した工事等についても、施設使用料として納入していただくようになっているところでございます。

しかし、会社の経営状況は、国内スキー人口の減少、光熱費をはじめとする諸物価の高騰、温暖 化による雪不足などの影響により大変厳しくなっており、償還金等、マウント長和から町への納入 については繰延べをしているところでございます。

必要な設備投資の資金については、できるだけ有利な起債や国庫補助を活用するよう努めている ところでございますが、公設民営を原則に指定管理をお願いしていることを考えれば、設備面の修 繕など、町の負担があってもよいのではないかと考えるところでございます。

しかし、株式会社マウント長和が設立された経緯、また町の財政状況を鑑みれば、現状の方針で 行きたいと考えているところでございます。

- ○議長(森田公明君) 原田議員。
- ○7番(原田恵召君) 次に、振興公社ですが、振興公社へは指定管理費として支出をしておりますが、半年が経過しているところで経営状況はどうなのか。
- ①経営状況を速やかに報告することという3月に附帯決議が出されているんですが、それが無視されているがなぜか。これについて伺います。
- ○議長(森田公明君) 中原産業振興課長。
- ○産業振興課長(中原良雄君) 株式会社長和町振興公社と議会との懇談会につきまして、開催できていないことにつきましてはおわびを申し上げます。

振興公社との懇談会につきましては、9月2日に取締役会が開催され、7月までの業績報告がございましたので、この報告に基づき、今会期中に懇談会を開催させていただく予定となってございますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(森田公明君) 原田議員。
- ○7番(原田恵召君) 指定管理費を振興公社の要望に沿って予算化をいたしました。つまり、欲しいだけ予算つけているんですけども、実情はどうなのか。必要がなければ予算の削減を提案したいが、どうなのか。これについて伺います。
- ○議長(森田公明君) 中原産業振興課長。
- ○産業振興課長(中原良雄君) 株式会社長和町振興公社に関わる指定管理料でございますが、ふれあいの湯の指定管理料は1,850万円で前年度比200万円の増、やすらぎの湯の指定管理料が、今年度1,600万円で前年度比1,270万円の増額でございます。

指定管理料の算出に当たっては、前年度及びそれ以前の収支状況等を踏まえ、長和町振興公社と 協議した上で計上させていただいたものでございます。

長和町振興公社の今期4月以前の月次収支を見ますと、閑散期ということもありますが、マイナスの状況でございます。4月以降につきましては、プラスの月もありますが、トータルでは若干のマイナスとなってございます。いずれにしましても、指定管理料が適正な額なのかは、年間を通し

た中で判断してまいりたいと考えているところでございます。

なお、先月、お盆の期間中でございますが、過去最高入館者、売上げがあった令和元年度と比較いたしまして、今期はやすらぎの湯で入館者数102%、売上げで121%、ふれあいの湯で入館者数89%、売上げで97%となってございます。お盆だけの期間で見ますと、入館者数は令和元年度には及びませんでしたが、売上げは過去最高の令和元年度を上回る状況となってございます。

- ○議長(森田公明君) 原田議員。
- ○7番(原田恵召君) 振興公社とは懇談会が予定されておりますので、その中で、また逐次伺ってまいりたいというふうに思います。予算をつけたので予算を全部消化することのないように、くれぐれも注意していただきたいというふうに思います。

次に、長門牧場の経営状況はどうなのか。昨年の決算で黒字を出したが、債務、長期借入金が10億円という話でございました。経営状況はいかがなものなのか、伺います。

- ○議長(森田公明君) 中原産業振興課長。
- ○産業振興課長(中原良雄君) 長門牧場の経営状況でございますが、58期決算については、議会開会日に御報告させていただいたとおりでございますが、令和5年度の売上高につきましては約6億8,200万円で、前期と比べまして約4,100万円の売上げ増となってございます。この売上高は、コロナ禍前の売上高と比較しても、過去最高となってございます。また、収支につきましても、国や町などからの補助金のほか、販売費及び一般管理費等の削減を実施した結果、今期4,700万円の黒字となってございます。

なお、債務の関係でございますが、平成29年度から30年度にかけまして、おおむね10億円の事業費により、酪農施設の更新と乳製品加工施設の増設と更新を実施いたしました。このことにより債務が大きくなってはございますが、コロナ明け以降、順調に売上げが伸びているところであり、58期には収支が大幅に改善されたところでございます。

また、酪農部門において、購入飼料費が約9,800万円と大きな金額となってございますが、 このことにつきましては、現在、全量購入している飼料を、牧場装置の再生を図り、自家飼料を増 産することにより、購入飼料の抑制に努めていく取組を進めているところでございますので、今後 さらに経営改善が図られていくものと考えているところでございます。

- ○議長(森田公明君) 原田議員。
- ○7番(原田恵召君) 次に、大きな質問の2つ目、振興公社でふるさと納税の窓口になれないか を伺います。
- (1) として、前回の質問で、シルバー人材センターが人不足で、注文に応じ切れていないという話があった。振興公社で人を雇って対応できないか。シルバー人材センターにこだわることはないので、比較的若い人を確保することができるのではないか。これについて伺います。
- ○議長(森田公明君) 羽田町長。
- ○町長(羽田健一郎君) ふるさと納税の役務提供に関わる返礼品の対応に関する御質問でござい

ます。

6月議会の原田議員のふるさと納税のお墓掃除や草刈り等の役務提供に関わる返礼品に関する一般質問におきまして、これらの返礼品については、今、お話しございましたようにシルバー人材センターが提供する役務であるが、人手不足のため、サービスの提供が大変難しくなっておりまして、現在は非公開としている旨の答弁をさせていただきました。

これら役務提供に関する件につきましては、返礼品の需要がどの程度あるのか、現時点では非公開としているため見通せない状況でございますが、他自治体でも草刈り代行サービスを返礼品としているところが数多くあります。

また、町におきましても、空き家、空き地等が増加している傾向にあると思われますので、これらの管理に関する返礼品の需要はある程度は見込まれるのではないかというふうに思っております。 また、物品に関わる返礼品につきましては、地域の特性によって大きく左右されますが、役務提

ふるさと納税の増収を図るため、物品に関わる返礼品について検討するとともに、役務提供に関 する返礼品につきましても検討を進めていきたいというふうに考えております。

供に関する返礼品につきましては、地域の特性に関わる影響は少ないものと思われます。

役務提供に関する返礼品につきましては、役務提供に関わる人員が必要になりますので、振興公社と役務提供に関わる返礼品に対応する職員体制を整えることが可能かどうか、この辺のことについては非常に難しい部分がございますので、相談をして考えていきたいというふうに思っております。

- ○議長(森田公明君) 原田議員。
- ○7番(原田恵召君) (2) として、専門に人を雇って、ふるさと納税を担ってもらったらどうか。今のような形態では、せっかくの寄附金が委託会社に支払われ、町外へ流出してしまう。これについてお伺います。
- ○議長(森田公明君) 宮阪企画財政課長。
- ○企画財政課長(宮阪和幸君) ふるさと納税に関して、振興公社で専門の人を雇ったらどうかと の御質問でございます。

現在、ふるさと納税関係につきましては、町職員が事務的な面を担当し、返礼品の手配、発送などの業務につきましては委託会社に委託している状況となっております。

委託会社には、多種多様な決済契約や各種サイトとの連携契約、制度改正対応や顧客の問合せや クレーム処理、事業者管理などの事務一連の対応をお願いしております。ふるさと納税につきまし ては、システム化が必要となります。サイトでの寄附受付、寄附管理、決済、配送管理などを含む 全ての業務を一から始めることを振興公社に依頼することは、現時点ではなかなか難しいと考えて おります。

今年度は、ふるさと納税に係る町ホームページのリニューアルに際し、地域おこし協力隊の皆さんが起業した合同会社ナワメ社にホームページのデザインなどをお願いしております。

町としましては、ふるさと納税に対応していくために、この9月の補正予算におきまして、ふるさと納税関係をミッションとする地域おこし協力隊に関する予算を計上させていただきました。この地域おこし協力隊の皆様に、ふるさと納税に係る返礼品の開拓やふるさと納税全般に関する内容について対応をしていただきたいと考えております。この地域おこし協力隊の皆様が、隊員任期を終え起業する際に、現在の委託会社の業務を行っていただくことができればよいと考えているところでございます。

- ○議長(森田公明君) 原田議員。
- ○7番(原田恵召君) 極端なこと言って、今、職員1人で全部受け持っている。それで黒字になっている。黒字って、町から出ていってしまえば、町の税金の分がよそへ行ってしまえば赤字になりますけども、そうでなく、今はプラスになっているという話なんですけども、ぜひ、人の雇用と人への給料が出せるような状況ができればなというふうに思いますが、商品開発もその人たち担ってもらえないかということで伺います。
- ○議長(森田公明君) 宮阪企画財政課長。
- ○企画財政課長(宮阪和幸君) ふるさと納税返礼品の商品開発の関係の御質問でございます。

ふるさと納税になるものでも、ふるさと納税になるとは考えられない、埋もれてしまっている商品があるかと思います。返礼品となる商品開発につきましては、先ほどの答弁の中で触れさせていただきました地域おこし協力隊の皆様にお願いしたいと思っております。

振興公社におきましては、長和町ならではの商品や長和町に根づいた返礼品のアイデアを出していただき、長和町のよさをアピールできるような商品開発を、先ほどの質問にもありました役務提供に係る返礼品の可否を含め、一事業者として登録して販売していただけるようにしていただければと考えているところでございます。

- ○議長(森田公明君) 原田議員。
- ○7番(原田恵召君) 干し芋で7億円という、市かな、町かな、ありましたけども、そうとは言いませんけど、ぜひ自主財源になるような収入を得られるようなふるさと納税を目指していただきたいというふうに思いまして、次の質問を伺います。

ブランシュたかやまスキー場のスノーボード対応について。

2026シーズン、再来年からスノーボードを解禁するとのことだが、それに向けて準備を進めているのか。ボードのレンタル備品類の購入にも費用がかかると思うがどうなのか。これについて伺います。

- ○議長(森田公明君) 羽田町長。
- ○町長(羽田健一郎君) ブランシュたかやまスキー場は、御案内のとおり、昭和60年12月の営業開始以来、スキーヤーオンリーということで現在まで営業をしております。
- 1990年代後半にスノーボードがはやって以降も、スノーボードを解禁することなく営業しており、スキーヤーオンリーを貫き通してきたことは、特徴あるスキー場ということで一定の評価を

いただいているところでございます。

また、スキー場の経営につきましては、御承知のとおり、今まで町が97%株主の出資をしておる長和町振興公社が経営しておりましたが、このたび町が18%出資する株式会社マウント長和へ事業移管をしまして、マウント長和が運営を行う体制となっております。

スノーボード解禁の件につきましては、株式会社マウント長和の取締役会においても協議をされております。私も町のほうの代表として取締役会には参加をさせていただいております。

今、御質問いただいたように、現在、スノーボード解禁の方向に向けて進めておりますけれども、 その内容等につきましては担当課長より答弁をさせていただきます。

- ○議長(森田公明君) 中原産業振興課長。
- ○産業振興課長(中原良雄君) ブランシュたかやまスキーリゾートでのスノーボード解禁の件で ございますが、御質問にもありますとおり、2026シーズンより、当スキー場においてスノー ボードの滑走を解禁させるため、今シーズンより準備を進めているところでございます。

当スキー場におけるスノーボード解禁までの取組としましては、今シーズンのリフトシーズン券を販売いたします令和6年10月1日より、当スキー場を利用されるお客様へスノーボード解禁に関する情報等の周知を実施してまいります。

また、この情報解禁と併せ、年が明けた令和7年3月には、2週間という期間を設け、一般のお客様を中心に実際にスノーボードで滑走していただいた後、スノーボード解禁に関するアンケートに答えていただく等のモニタリング期間を設けさせていただきます。そのモニタリング期間におきましてお客様よりいただきました御意見や御提案を基本とし、スノーボード解禁へ向け、本格的に動き出したいと考えているところでございます。

スノーボードのレンタル等につきましては、現在、スキーレンタルを委託しております企業やスキー及びスノーボードメーカーで、当スキー場とも関係の深いHEADのプロショップともスノーボード解禁に向けた協議を進めているところでございます。

また、スノーボードを解禁するに当たり一番大切なことは、当スキー場を楽しまれているお客様の安全性の確保でございますので、新たにスキー場内に設置しなければならない防護ネットやリフト乗降環境の改善等、スノーボードの解禁に向け、様々な準備を進めてまいります。

- ○議長(森田公明君) 原田議員。
- ○7番(原田恵召君) 条例改正はいつ行うのかということで1つ付け足しますけど、町の条例見たら、レンタルスキーやレンタルウエアは条例に載っていないですけども、それって条例に載せなくていいのか、もし分かったらお願いします。
- ○議長(森田公明君) 中原産業振興課長。
- ○産業振興課長(中原良雄君) 条例改正につきましては、先ほども答弁させていただいたとおり、 お客様からの意見や提案を重視しながら、当スキー場での夏季営業の取組、株式会社マウント長和 の新たな事業戦略に基づくリフト料金、またスキー場の名称変更等も含め、どういった改正をしな

ければいけないのかしっかり検討するとともに、しかるべきタイミングで改正をしたいと考えております。

先ほど追加で御質問いただきましたレンタル備品等の利用料金等につきましても、条例の中で規 定しなければいけないかどうかも含め検討させていただいた上で、改正が必要であれば、また議会 のほうに提出させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

- ○議長(森田公明君) 原田議員。
- ○7番(原田恵召君) レンタルを条例化するかしないかは、その所有が町なのか、会社なのか。 マウント長和は財産持たないという前提がありますんで、そうすると、町が買った場合には町の財産を人に貸すという形になるんで、条例が必要なのかなというように思い、またしっかりと検討していただきたいと思います。

3つ目として、専門家によるアドバイスが必要でないか。町には、ボードのオリンピアンまたプロスノーボーダーもいるが、アドバイザーになってもらったらどうか。これについて伺います。

- ○議長(森田公明君) 中原産業振興課長。
- ○産業振興課長(中原良雄君) まずは、一般のお客様を中心としたモニタリング機関を設けさせていただきたいと考えておりますが、当町にはオリンピアンでもあります藤森由香さんや有名なプロスノーボーダーの方が複数名おられますので、様々な皆様に当スキー場でのスノーボードの在り方について御意見をお伺いしながら、実際に滑走いただくなどの試みも実施したいと考えておるところでございます。

また、可能であれば情報発信、PRにも関わっていただければと考えております。

- ○議長(森田公明君) 原田議員。
- ○7番(原田恵召君) 専門家に評価していただくというのは一番だと思いますのでよろしくお願いします。

4つ目として、ブランシュたかやまスキー場、この2024年シーズンはどうだったのか。どのように総括したのか。これについて伺います。

- ○議長(森田公明君) 中原産業振興課長。
- ○産業振興課長(中原良雄君) 2024シーズンの状況でございますが、令和5年12月16日のオープン予定でございましたが、高温及び降雨の影響により、オープン日を遅らせて12月20日に一部滑走可能エリアのみで営業開始となりました。

そのため、12月単月での来場者は前年比78%、売上げも前年比84%という状況となってしまいました。その後も降雪に恵まれないまま、年末年始期間を迎えてしまい、1月単月でも来場者は前年比77%、売上げも前年比87%という状況になってしまいました。

そのような状況ではありましたが、2月では大雪が降り、また暦の上でも3連休が2回あったことから、2月単月の来場者は前年比120%、売上げ前年比118%と持ち直すことができました。また、3月に入っても降雪に恵まれ、ゲレンデコンディションも万全だったことから、3月単月

の来場者は前年比122%、売上げ前年比99%という状況に持ち直しました。

しかし、年末年始期間の低調が大きく響き、2024シーズンとしましては、来場者は前年比94%、売上げ前年比98%という結果でありました。

このような状況を打開するべく、今シーズンは新規圧雪車2台の導入と併せまして、ジャイアントコースへ新しい降雪システムを設置する予定でございます。

先シーズンでの大きな影響が出てしまった年末年始期間の集客に対応すべく、万全の態勢でお客様を満足させるゲレンデづくりを進めてまいりたいと考えているとのことでございます。

なお、会社の経営方針等につきましては、他株主を含めた取締役会において総括また計画が決定されます。しかし、指定管理をお願いする立場として、町の見解をしっかり伝えるとともに、ブランシュたかやまスキー場が観光振興、地域の活性化に資するよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

- ○議長(森田公明君) 原田議員。
- ○7番(原田恵召君) 9月の半ばになろうとしているが暑い日が続いております。今年は、昨年以上に暑かった夏という、そういう評価がございますけれども、冬に向けて、本当に寒い冬が来るのかというのが心配されるところでございます。雪商売でございますので天候に左右されますけれども、それに対応すべく、スノーマシンまた圧雪車を購入してまいりますので、しっかりと対応して集客に努めていただきたいというふうに思います。

最後の質問ですが、この災害が続いている、災害がいつ起こるか分からないような状況の中で、できるところから避難所にWi-Fi設置をということで質問します。

整備の進まない理由は何か。技術的なものか、設置費用およびランニングコストか、これについて伺います。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 避難所にWi-Fiの設置をと御質問でございます。

全国的にも防災や教育、観光施設などへ設置する自治体も増加してまいりましたところでございますが、反面、通信内容を暗号化していないフリーWiーFiを利用すると、SNSやメールののぞき見、閲覧しているサイトの履歴を察知されたり、不正アクセスやセキュリティーに関する不安など、リスクが高まるようでございますし、設置並びに維持管理していくための経費につきましても安価なものではございません。

町では、Wi-Fiに関しましては、導入経費も維持管理費も費用がかかりますので、費用対効果などにつきましても勘案し、令和 4 年度におきまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を活用いたしまして、防災施設にWi-Fi構築事業ということで実施をしておるところでございます。

事業の概要につきましては、避難所及び消防団の詰所にWi-Fi環境を整備し、災害時において災害、新型コロナウイルス感染症等の情報発信、受信ができる環境を構築し、ウェブカメラを整

備することにより、避難所の情報や状態を災害対策本部において確認し、いち早く新型コロナウイルス感染症などの対策に活用できるというものでございます。

この事業によりまして、消防団詰所にはマルチキャリアルーターを7台、避難所用につきましては可搬型のWi-Fiシステムを5台整備したところでございます。

第一段階といたしまして、本年度に職員を対象にいたしましての避難所運営に関わる訓練の際に 活用してみたいと考えておるところでございます。

- ○議長(森田公明君) 原田議員。
- ○7番(原田恵召君) 整備が進んでいるというか、整備を進める前段階にあるという話なんですが、詰所7台はありがたいというふうに思いますし、可搬型5台というところが、実際に被害が起きたところに持っていくんでしょうけれども、普段はその5台はどうなっているのか、どのように運用するのか、お願いします。
- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 普段につきましては、この可搬型のWi-Fiシステムにつきましては、防災関係の担当者が会議室等にしまってございます。

有事の際には活用したいと思いますけれども、若干、普通の設置したものよりも可搬型のものであるもので弱いんじゃないのかなという感はしているようでございます。

- ○議長(森田公明君) 原田議員。
- ○7番(原田恵召君) 災害が起きると停電が想定されるんですけれども、その可搬型は発電等に よっては対応ができるんですか。
- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 発電用の充電器も設置してございますので、十分対応できると思って います。
- ○議長(森田公明君) 原田議員。
- ○7番(原田恵召君) 以上で、私の質問を終わります。
- ○議長(森田公明君) 以上で、7番、原田恵召議員の一般質問を終結いたします。 ここで11時16分まで休憩といたします。

 休
 憩
 午前11時05分

 再
 開
 午前11時16分

- ○議長(森田公明君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。 3番、荻野友一議員の一般質問を許します。
 - 世間上 翌日
 - 荻野友一議員。
- ○3番(荻野友一君) 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。 本日、私は、長和町消防団についてと、長和町公共交通「ながわごん」の実証運行の経過につき

まして、2点について質問いたします。

私は、昨年12月より長和町消防委員会委員長を務めさせていただいております。長和町消防団 の活動、経費について幾つか質問いたします。

長和町長期総合計画の基本計画で、第5節に「自然と調和した快適で安全なまちづくり」とあり 推進施策1として、災害防止と環境保全があります。

先日、発令されました南海トラフにおける地震注意報や、線状降水帯による洪水の心配など、日 常に潜む災害に対する防災意識を高める必要性が重要になってきていると思います。

長期総合計画に示された災害防止に関し、現状と課題の中では、町民の防災意識が決して高くないこと、地域における防災活動が停滞気味であることを問題として取り上げ、これまで経験したことがない災害が発生するなど、予期せぬ出来事がいつ起こるか分からない時代になったと言える中で、被害を最小限に抑えるために重要なことは、ハード面での基盤整備に加え、町民が日頃から高い防災意識を持ち続けることと地域防災力の向上が大切であると示されています。

地域防災の面で、災害発生時に第一線で活動する消防団につきましては、施策方針として、消防 団員の確保と参加向上につながる有効的な施策の検討と、防災活動に必要な資機材などの計画的な 整備を挙げています。

消防団を取り巻く様々な課題やこれからの消防団の展望について、消防団の最高責任者でもある 町長にお考えをお尋ねいたします。

- ○議長(森田公明君) 羽田町長。
- ○町長(羽田健一郎君) 荻野議員におかれましては、町の消防委員会の委員長で御苦労いただい ておるわけでございまして、大変お世話になっております。感謝申し上げております。

さて、消防団におかれましては、広域消防本部と消防署と同様に消防組織法に基づきまして市町村に設置されております消防機関であります。地域防災におけるリーダー、中核として平常時、非常時を問わず住民の安心と安全、生命、財産を守り、地域の消防力や防災力の向上、またコミュニティーの活性化に大きな役割を担っていただいておりまして、本当に心から敬意を表するとともに、この場をお借りいたしまして感謝を申し上げる次第でございます。

さて、昨今の消防団を取り巻く状況におきましては、様々な懸案事項でございます。全国的に見ましても、消防団員の減少あるいは処遇改善など課題がございますが、行政におきましては時代に合わせた変化、対応をしていかなければならないというふうに考えております。

処遇改善につきましては、国において、非常勤消防団員の報酬等の基準に基づきまして、令和4年度より団員の直接支払いを行い、年間報酬、出動手当の増額を実施しているところでございます。

また、消防団員の減少問題につきましては、他市町村は多少減少しておりますが、幸い当町は県内でもまれに見る微増しております。しかし、これに慢心せず、地域を含め、さらに積極的な勧誘を行う考えでおります。

今後におきましても、地域防災の要としての役割を果たしていただくとともに、行政におきまし

てもバックアップをしていく所存でございますので、議会の皆さんの御理解もよろしくお願いいた します。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) 令和4年より実施されました処遇改善について、団員への直接支給と年間報酬、出動手当の増額につきましては、多くの団員が好意的に受け止め、消防団活動への前向きな取組に役立っているという答えが返ってきます。

それと引き換えに、各分団の活動費につきましては、この後の質問でもお尋ねしますが、分団独自の訓練や地元の消防に関する広報活動、地元住民との連帯意識の醸成などを勘案すれば、なかなか足りないのではないかと感じています。

消防団のこれからの前向きな活動に必要となる経費につきましては、消防団からの具体的な活動 計画の提出をしていただき、それに見合った予算の編成をお願いしたいと思います。

続きまして、消防団の組織運営について、長和町消防団設置条例により組織構成、組織運営について説明をしてください。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 長和町消防団設置条例につきましては、消防組織法第18条第1項の 規定によりまして、長和町消防団は長和町全域と定められているところでございます。

また、組織運営につきましては、長和町消防団の組織に関する規則の消防組織法第18条第2項の規定により定めておりまして、団本部及び分団を置いております。

本部につきましては、団長、副団長、本部長、副本部長、正副ラッパ長等を置いてございまして、分団におきましては、分団長、副分団長、班長、団員を置いており、階級により統率、運営を行っているところでございます。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) 消防団の災害出動時の手順、組織としての命令伝達の経路、方法について お尋ねいたします。
- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 消防団においては、消防団活動マニュアルを定めており、緊急出動時 においては火災出動、地震対応、水災、土砂災害等がございます。

主に火災出動におきましては、まず上田広域消防本部指令室より防災行政無線、また自動連携を しております「Nナビ」、「はれラジ」により火災の発報を受け、団本部は役場本庁舎集合、指令 車等に乗車し、現場へ出動となります。

分団においては、各分団詰所に集合し、規定人員に達した後、積載車等により現場出動となります。

基本的に、火災防御活動においては常備消防と協力し、常備消防の指揮の下、活動を行うわけでございますが、団内においては、団長指揮の下、消火に当たっておるところでございます。

また、情報伝達等につきましては、本部長が指示を出し、各分団長以下が職務に当たります。本部、各分団ともIP電話を装備しており、常時情報伝達、共有を図りながら行動を行っておるところでございます。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) 消防団の活動マニュアルは消防団活動に必要不可欠なものと考えますが、 災害時には災害一つ一つ、それぞれ違った局面が存在するものと考えます。

それぞれの災害において、活動後の反省は常備消防署、消防団、行政、自治会が一緒になって考えていかなければ、以後の災害活動に教訓を生かすことが難しくなると考えます。

どうか、行政が中心となり、そのような防災活動を続けていくことが災害に強い長和町を築いていく。 いく礎になることと考えますのでよろしくお願いいたします。

次に、消防団員の確保と参加向上につながる有効的な施策とは、具体的にどのようなことを考えているのか、お尋ねいたします。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 先ほどの町長答弁と重なる部分がございますけれども、団員確保という部分におきましては、各分団それぞれの積極的な団員勧誘が主でございます。自らの地域は自らで守るという崇高な信念の下、微増ではございますけれども、団員増という結果をもたらしていると考えているところでございます。

また、参加向上につながる施策といたしましては、処遇改善が最も有効な施策と考えておりまして、団員の確保、士気の向上や家族等の消防団活動への理解と協力を得るためには不可欠でございます。

こういった中で、当町においては、近隣他の市町村より手当の支給要件が若干よいことなども挙 げられ、参加向上の一役を担っておるところでございます。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) 女性団員が増えていますが、女性団員に対する環境の整備について、これからの具体的な施策をお尋ねいたします。
- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 当町におきましては、現在、団員229名中31名が女性団員でございまして、平時、有事を問わず活動をしておるところでございます。

以前、原田議員の一般質問の際にもお答え申し上げましたが、課題となっておりますのが女性専用トイレの設置でございまして、一部詰所を除いては男女兼用となっております。現在は、男女兼用トイレの利用、近隣に設置されております公共施設などを利用していただいておるところでございますが、女性団員を統率する女性隊長などの意見や実動による費用対効果などを加味しながら、整備につきましても前向きに検討し、より活動しやすいように計画してまいりたいと考えているところでございます。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) 今期より、女性隊長が任命されましたが、分団の垣根を超えて長和町消防 団で女性隊員が活躍されますよう、隊員各自の意見を集約できる取組をお願いいたします。

ジェンダーレスのこれからの社会の中で、女性隊員にも災害現場で活動していただく機会が訪れることと考えております。災害現場での実情に合った訓練は、女性、ラッパ隊の区別なく実施されることが必要と考えますが、消防団と協力してこれからの新しい体制を整えていくことが必要になると考えております。

防災活動に必要な資機材の計画な整備について、具体的な整備計画書は作成されているのか。整備計画に関しては、消防団との綿密な話合いが必要であるが、行政と消防団の間でそのような会議の年間計画はあるのか。あれば、会議の結果について、具体的な整備計画を示していただきたい。 〇議長(森田公明君) 藤田総務課長。

○総務課長(藤田健司君) 資機材等の整備におきましては、毎年、各分団から要望書を頂き、安価なものであれば次年度予算に計上させていただいているところでございます。また、高価なものであれば、団本部や町の財政部局も含めて協議をいたしまして、長期総合計画実施計画に反映をしております。

具体的な整備計画につきましては現在、ありませんけれども、必要であれば団本部等と作成について協議してまいりたいと考えております。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) これからの消防団活動において必要な資機材の整備計画は、効果的な災害活動において必要不可欠なものになると考えております。各分団からの要望に加え、長和町消防団として必要な資機材は何であるのか。また、災害後の反省会で必要とみなされたものなど、行政と消防団の協議しなければならない項目は多くあると考えております。ぜひ、整備計画書を作成していただき、その中で消防団との協議を活性化していただきたいと思います。

次に、第1分団と第5分団の詰所について、川沿いの詰所ということで移転の要求が以前から出 されておりますが、具体的な計画はどうなっているのかお尋ねいたします。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 御質問の第1分団、第5分団の詰所につきましては、以前、原田議員 の一般質問の際にもお答えしたとおりでございますが、前から建て替え要望が出されておりまして、計画的な維持管理を行うこととされております。

町の個別施設計画では、第1分団が2028年、第5分団が2030年にそれぞれの施設の残存 使用年数となりますので、その時点で施設の利用劣化状況等を加味した中で判断することとされて おりますが、災害時における拠点となる詰所につきましては大変重要な役割を担っておりまして、 昨年、長期総合計画実施計画に反映したところでございます。

現在、移転立て替え、既存施設の併設を含めまして検討し、候補地を模索しており、今後、関係

部局を含めまして協議し、判断してまいりたいと考えているところでございます。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- \bigcirc 3番(荻野友一君) 昨今の大規模な災害は、本当に思いもよらない場所と時間に襲われています。第1分団、第5分団に限らず、全ての詰所について、現存の詰所が使用できない場合について、仮の詰所をどこに設置するのか、前もって準備しておくことも大事な施策と考えております。

次に、コロナ禍以降、消防団と地域住民の交流という地域防災の根幹に関わる機会が減少していると感じていますが、行政としてはどのような施策を講じる考えがあるのかお尋ねいたします。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 地域住民と顔の見える関係性は、地域防災においても重要であると考えております。地域住民との交流の場という点におきましては、確かにコロナ禍におきましては減少していたのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、コロナ禍以降におきましては、平時に戻り、以前のような通常総会、出初め式、 各種訓練、イベントなどで触れ合う機会も増えてきていると伺っております。

今後におきましても、様々な事業に際し、一層交流の場を大切にして、顔の見える関係づくりに 努めてまいりたいと考えているところでございます。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) 消防団と地域住民の交流について、各自治体、各地域において、担当分団と一緒に防災訓練に取り組むことが地域防災に関し、共に考える大変よい機会になると考えております。それには、地域によって防災意識に関しての差があるように感じています。行政主導の全町を挙げた防災訓練も、住民と協働で長和町の防災に取り組むよい機会になると思います。ぜひ、今の時代に適した、長和町に適した防災訓練の立案をお願いいたします。

次に、有事の際には、住民、消防団、行政、町民全体の協働で立ち向かわなければなりませんが、 長和町全体、またそれぞれの組織における災害時、災害後の活動についてのマニュアルはどうなっ ているのか。そのマニュアルを確実に実行できる体制はしっかりとできているのか。できていない ならば、考えられる問題点はどこにあるのかお尋ねいたします。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 大規模災害など、有事の際において基本となるのが長和町地域防災計画でございまして、風水害、地震災害等の発災時、発災後の計画が記されているところでございます。

当町におきましては、そのほかに災害発生時の職員行動マニュアル、避難所運営マニュアル、業 務継続計画等整備されておりまして、消防団におきましては、先ほどの答弁で申し上げましたが、 消防団活動マニュアルがございます。

しかしながら、国の方針、時代の潮流、組織体制の改革などがございますので、今後、随時各種 マニュアルの改訂、見直しを図ってまいりたいと考えております。 また、これらのマニュアルが確実に実践できるよう、努めてまいりたいと考えております。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) マニュアルの整備につきましては理解しましたが、マニュアルがあっても 実践できなければ意味がありません。マニュアルが本当に長和町の実情に適合しているのか、やは り実践的な防災訓練をしなければ検証できないと思っております。

考えているだけでは、実際の災害には対処できなくなる可能性を含んでいることを心配しております。

次に、南海トラフ地震等による大規模災害により起こり得る停電や携帯基地局の損傷により、情報機器が使用不能になった場合、孤立集落との情報収集のための通信手段をどう確立するのかお尋ねいたします。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 携帯電話等の不通によりまして孤立集落との情報伝達が滞る事象については、能登半島地震にも発生し、国全体においても課題であると感じているところでございます。

費用面についての課題などでございますが、その有効的な手段として地震の影響を受けない衛星電話がございます。長野県におきましても、多くの中山間地域を抱えておりますし、能登半島地震で顕在化いたしました課題や教訓に焦点を当て、この喫緊の課題に対応するために地震対策を総点検し、その充実、強化を図るアクションプランに全自治体を絡めて協議、検討を始めているところでございます。

いつ、どこで発生するか分からない大規模地震に備えまして、災害から徹底して人材を守り抜く、 そういったことを基本目標に取り組んでおりますので、同様に県の施策等を加味しながら、歩調を 合わせて検討してまいりたいと考えております。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) 次からは、経費について質問させていただきます。

令和6年度予算のうち、消防団に関する歳入歳出について、主なものについて説明をしてください。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 令和6年度の予算関係でございますが、歳入につきましては、コミュニティー醸成といたしまして、消防団活動服購入事業で100万円、消防団員等公務災害補償等の 共済基金より360万円でございます。

歳出につきましては、消防団員報酬といたしまして1,587万5,000円、公務災害退職報 奨金共済関係といたしまして604万7,000円、積載車購入事業といたしまして200万円、 分団運営費といたしまして582万5,000円、詰所のシャッター設置工事といたしまして17 6万円、歳入でもございましたが、消防団活動服購入事業といたしまして240万円などが主な事業となってございます。 なお、退職報奨金の歳入歳出につきましては、年度退職者の実績に応じて変動いたすところでご ざいます。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) 繰返しの質問になるかもしれませんが、予算要求の内容を決める際、消防 団からの要求はどのように取り上げられ、どのように決められているのかお尋ねいたします。
- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 先ほども申し上げたところでございますけれども、当初予算要求前に 消防団の各分団から予算要望書を提出いただきまして、関係部署も交えて精査をいたします。安価 な備品等であれば、次年度当初予算へ計上し、事業費が高額となる備品等でございましたらば、年 次計画などといたしまして長期総合計画並びに実施計画に掲載し、補助・起債事業等の導入や活用 などを研究、検討しながら、順次計画をいたしているところでございます。
- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) 先ほどの質問にありました、資機材の計画的な整備のために計画書に沿った毎年の予算計上が必要ですが、消防団の活動をする中で、どうしても必要な物品が出てくると思われますが、消防団の意向に沿った資機材の調達のために補正予算を組むことについて、町のお考えをお尋ねいたします。
- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 資機材の補正予算に対する御質問でございますが、各分団と協議の上、 当初予算に計上いたしますので、基本的には大規模災害などの非常事態の場合、やむを得ない緊急 的かつ突発的な事情によるもの以外につきましては、あくまでも当初予算に計上するため、基本的 には補正予算は組まないものと考えております。
- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) 次に、令和5年度決算について、消防団に関する歳入歳出の主なものについて説明をしてください。
- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 令和5年度決算に関わる歳入歳出でございますが、歳入につきましては、消防団員と公務災害補償等共済基金より789万4,000円が主でございます。

歳出でございますが、消防団員報酬といたしまして1,512万6,000円、消防団員公務災 害退職報奨共済関係といたしまして597万5,000円、軽の積載車購入事業といたしまして1 93万6,000円、消防団運営費等負担金補助並びに交付金といたしまして538万8,000 円、青原消防団消防庫の施設の解体費といたしまして71万5,000円などが消防団に関わる主 な事業でございます。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) 令和5年度の消防団の決算について、長和町の特徴的なものについて説明

をしてください。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 消防団は地域に居住する人々で組織しておりまして、その地域での経験を生かした活動を行っているところでございます。災害発生時には、消防職員と連携して迅速な防御活動を行い、人命救助や災害被害の軽減に努めてございます。また、日頃から訓練を行うとともに、特別警戒活動を実施するなど、災害へ備えた地道な活動も行っております。

常備消防、非常備消防、消防施設、消防対策における決算につきましては、通常の活動業務を 粛々と遂行している会計でございますので、特段、特徴的なものとして捉え、説明する事項につき ましてはございません。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) 特段、特徴的なものがないという説明でしたけれども、先ほどの質問の中で、当町においては近隣市町村より手当の支給要件がよいこと、これは大変特徴的な事案になると思いますので、町民の皆様にアピールしていただいてよいことだと思います。

次に、有事の際、例えば2日間、消防団が出動した場合、どれぐらいの人件費の支出が必要となるのかお尋ねいたします。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 消防団員の皆さんが出動した人件費に対する御質問でございますが、 丸2日間、48時間出動、団員総額229名のうち出動率6割と仮定いたしますと137名となる ところでございます。1人当たり48時間出動となりますと4万8,000円、137名ですと6 57万6,000円となるところでございます。
- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) 1つの活動で消防団が出動しますと約657万円の支出となる。なぜ、私が今回、このような質問したかといいますと、具体的な金額を提示することによって、町民の皆さんに防災、火の用心などを考えていただくよい機会になればいいと思いました。

町民の防災意識の向上のためにも具体的な数字を提示し、町民に訴えることも必要だと考えております。

次に、今後、人件費、諸物価の高騰、団員減少を補うための機械化、通信機器のIT化、団員に対する環境整備等の理由による消防団活動における費用の増大について、行政として、その予算決定等に関し、どのようなお考えがあるかお尋ねいたします。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 消防団につきましては、地域社会にとってはなくてはならない存在で ございますが、時代の変化に対応していく必要があると考えるところでございます。

変革や改革をすることは確かに困難はあるものの、時代の潮流に沿った改革につきましては、地域の安全と消防団員の自身の満足度の向上につながるものではないかと考えるところでございます。

今後、これらに関する費用につきましては増加傾向にあることは予想される中ではございますが、 財源にゆとりがあり、全ての環境整備ができればよいのですが、現状では不可能であることは理解 していただけると考えているところでございます。

したがいまして、先ほど申し上げましたが、必要な事業から優先順位をつけるなどしながら取捨 選択をし、長期計画並びに実施計画をもって対応してまいりたいと考えているところでございます。 〇議長(森田公明君) 荻野議員。

- ○3番(荻野友一君) 消防団活動に関しましては、町民の皆様の理解と信頼が必要になると考えております。住民、消防団、行政の協働体制を整え、災害に立ち向かえる強固な防災体制を築くために、どのような施策を行うか考えをお尋ねいたします。
- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 全国での災害が激甚化、頻発化する中で、住民、消防団、行政、事業 所の協働体制につきましては不可欠で、非常に重要なことであると考えているところでございます。

先ほども答弁で申し上げました顔の見える関係性はさることながら、防災体制などに関わる各種 会議、訓練などにおいての備え、対応の確認等でのそれぞれの連携による信頼関係の構築は、強固 な防災体制につながるものであると考えているところでございます。

消防団に関しましては、団本部と協議の上、積極的な事業参加・参画をするとともに、あわせて 地区防災会議、自主防災組織などにおきましては、元消防団員の方などもおられますので、消防団 との地域の橋渡しとして御尽力いただけるよう、創意工夫によりまして、今後も様々な形で地域に 密着した地域防災の担い手として、また時代の大きな流れに合致した見直しなども含め、様々な諸 事業を展開していけるよう努めてまいりたいと考えております。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) 長和町消防団について幾つか質問させていただきました。

消防団を取り巻く環境は年々変化しています。消防団員の皆さんには、地域を守るために強い意識を持って活動に従事されていることに心から感謝をしております。

災害に対するには、先ほどの藤田課長の答弁にもあったとおり、住民、消防団、行政、事業所の 協働体制が必要不可欠で、重要であると思います。

それを行うには、まず行政と消防団の実質的な協議が大事になると考えますが、現時点では残念ながらそれがなされていることを見ることはできません。防災訓練の実施計画や機材の整備計画などをつくることで、協議の場を増やし、長和町として一体感のある防災計画が構築されることを望み、今回の長和町消防団に関する一般質問は終了いたします。

次の質問に移ります。長和町公共交通「ながわごん」の実証運行の経過について質問をいたします。

長和町の公共交通として、町内巡回バス「ながわごん」が運行形態を見直し、フルデマンド方式 を導入し、4月より実証運行が開始されました。 実証運行が半年近く経過した現時点で、これからの「ながわごん」の運行に関し、公共交通に対する展望、また公共交通の長和町に適した形をどう考えるのか、町長にお尋ねいたします。

- ○議長(森田公明君) 羽田町長。
- ○町長(羽田健一郎君) 長和町の公共交通に対する展望に関する御質問でございます。

この4月より実証運行を開始している町内巡回バス「ながわごん」につきましては、多くの皆様 に御利用いただきまして、7月末時点での配車数は4,152件で4,525名の皆様に御利用を いただいております。

現在は実証運行期間中でございまして、毎日御利用いただく皆様の情報を毎月数値化をしまして、 デマンド運行システム事業者よりデータをいただき、「ながわごん」の運行を委託しているJRバ ス関東株式会社と定期的に運行に関する細部の調整を行っているところでございます。

実証運行を開始し、4か月が経過をいたしまして、御利用者様の利用情報から長和町の特徴が少しずつ出てきており、この特徴に対応すべく、検討を行っているところでございます。

実証運行期間は1年と想定しておりますが、先行してデマンド運行を行っている自治体では、その地域の特徴に合った運行にするために数年を要しており、長和町におきましても実証運行を終了 した後、先行自治体同様に年数が必要であるというふうに考えているところでございます。

今後の長和町の公共交通に対する展望でございますが、現在、御利用者様が多く、予約が入りづらい、もしくは予約ができない状況が一部ございます。この状況をどのように減らしていくかを運行を委託しているJRバス関東株式会社とシステム開発会社を含め、検討し、解消していく必要がございます。

また、長野県が推進している、長野県における交通キャッシュレス化を県内公共交通事業者等と 一緒に推進してまいります。具体的には、長野県内を1枚のカードで公共交通機関を利用でき、 様々なお店や施設で決済ができるようになるものでございます。

このカードにつきましては、交通系IC全国相互利用サービスのJR各社が発行するSuicaや首都圏での私鉄などで利用できるPASMOなどと連携する地域連携ICカードが誕生します。これにより、長野県内だけではなくて、全国の鉄道、路線バス、タクシーに現金不要でスムーズに乗ることができるようになることや、全国のコンビニや各種施設での決済ができるようになります。

地域連携ICカードの導入につきましては、長和町及びJRバス関東株式会社は導入する方向を確定しているところでございます。これにより、現在は「ながわごん」を現金やバス券によりお乗りいただいておりますが、ICカードにより御利用いただくことが可能となるほか、JRバスが運行しております町内路線もICカードにより乗車できるほか、ICカードには定期券も連携できますので、例えばJRバスで大屋駅まで向かい、そこからしなの鉄道へ乗り換える、鉄道で移動することも可能というふうになります。

導入の予定は令和7年度中の見込みとなっておりますので、導入までもう少し、しばらくお待ち をいただくこととなりますが、町内の公共交通の御利用をいただく皆様がより便利になるよう、取 り組んでまいりたいというふうに考えております。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) Suica、PASMOなどとの連携は大変よいニュースだと思います。 現在のJRの交通機関に接続することができれば、運賃に関するキャッシュレス化が進み、便利に 使用できるようになると思います。

次に、実証運行中の具体的な数字をお尋ねいたします。

まず最初に、利用時間の8時半より15時半の間の1時間ごとの利用者割合をお尋ねいたします。 〇議長(森田公明君) 藤田総務課長。

〇総務課長(藤田健司君) 「ながわごん」の時間帯別の利用者割合についての御質問でございます。

直近の7月のデータでございますが、8時台につきましては10.15%、9時台が13.6 2%、10時台が16.16%、11時台が12.61%、12時台が19.46%、13時台が 17.34%、14時台が9.22%、15時台が1.44%でございます。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) 次に、乗車場所について、自宅前、依田窪病院、やすらぎの湯、マルシェ 黒耀、ツルヤ丸子店、ツルヤ立科店、旧丸子駅、丸子中央病院、依田窪南部中学校、そのほか、そ れぞれの利用者数をお尋ねいたします。
- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 「ながわごん」の乗車場所についての御質問でございます。

乗車場所の利用者数につきまして、こちらにつきましても7月の直近データでございますが、自宅前が326件、依田窪病院が87件、やすらぎの湯が114件、マルシェ黒耀が49件、ツルヤ丸子店が58件、ツルヤ立科店が42件、旧丸子駅が43件、丸子中央病院が44件、依田窪南部中学校がゼロ件、その他につきましては419件で1,182件というデータでございます。その他の多くは最寄りのバス停ということでございます。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) 「ながわごん」の長和町町民、町民以外のそれぞれの利用者数をお尋ねいたします。
- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 「ながわごん」の利用者数につきましての御質問でございます。 町民の方と町民以外の方の御利用者様の人数につきましては、利用者様の登録情報に登録項目が ございませんので把握ができません。したがいまして、回答はできないということでございます。
- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) ちょっとデータが取得できないということで残念に思います。
 次に、「ながわごん」の乗り合い率、1回の運行、1台に大体何名が乗車されるのかお尋ねいた

します。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 乗り合い率に関する御質問でございます。

デマンド数、いわゆる予約数に対しての利用座席数、いわゆる予約完了数についての7月までの 直近データでございますが、平均で1.1名となっておるところでございます。

しかしながら、これにつきましては正式な乗り合い率といった集計とは言えないという状況でございます。

乗り合い率の定義につきましても難しいとは思いますけれども、現在のシステムでははっきりと 出てこないのが実情でございますので、今後、開催されます三者会議におきまして課題として示し、 対応してまいりたいと考えておるところでございます。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) 乗り合い率に関しましては、現在運用しているワゴン車が必要であるのか。 もっと小さい車両で運行できないのか。これからの「ながわごん」について考えるときに必要にな るデータになると考えられます。

また、AIの学習率を考えるときにも参考になるデータだと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、「ながわごん」のデマンドAIシステムによる予約配車及び運行ナビゲーションの学習状況について、現状について、どのような状況かお尋ねいたします。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 「ながわごん」のAIシステムへの御質問でございます。

デマンドAIシステムによります予約配車及び運行ナビゲーションの学習状況でございますけれども、御利用者様が電話での予約、スマートフォンやパソコンからの予約をいただいた時点で、AIが状況を判断し、予約を確定しておるところでございます。

そのほか、車両の運行状況について、GPSを利用し、位置情報などの分析や車両ごとの運行距離や運行時間、車両ごとの車速の情報など、様々な情報を現在、蓄積しているところでございます。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) 今までに配車予約時に乗車を断られたケースと数について、お尋ねいたします。
- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 「ながわごん」の配車予約時に乗車を断られたケースと数についての 御質問でございます。

乗車につきましてお断りをするケースにつきましては、予約センターへ御連絡をいただき、御希望の日時の予約を入れ、AIが状況を判断し、システムから返ってくる結果がエラーとなり、別の時間帯で再度予約を入力してもエラーとなる場合、御希望に沿うことができないため、お断りする

ということになります。

お断りする数につきましては、電話を含め、現在のシステムでは把握できない状況でございます。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) 5月に行われました「ながわごん」についてのアンケートから、アンケート結果と、それに対し、行政としてどのような「ながわごん」の運行を考えていくのかお尋ねいたします。
- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 公共交通に関するアンケートについての御質問でございます。

今回、実施いたしましたアンケートにつきましては、現在、策定を進めております長和町地域公 共交通計画に関するアンケートでございまして、計画の策定を委託しております業者が現在、集計 作業や取りまとめを行っているところでございますので、今年度中の策定を目指しているため、公 表できる段階にはございません。

しかしながら、JRバス関東株式会社によります利用者の皆様に対するアンケートにつきまして、 今後、実施する予定でございます。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) 実際の「ながわごん」の利用者からの意見の内容と、それらの意見に対する対処はどのように行われているのかお尋ねいたします。
- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 「ながわごん」の御利用者様からの御意見についての御質問でございますが、御利用者様からの御意見と対応につきましては、さきの町長の答弁でも触れさせていただきましたところでございますが、現在、御利用者様が多く、予約が入りづらい、もしくは予約ができない状況が一部ございます。

この状況をどのように減らしていくのかを運行を委託しておりますところのJRバス関東株式会社とシステム開発会社を含めて検討し、解消していく必要がございますので、しっかりと対応してまいりたいと考えておるところでございます。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) 「ながわごん」の割引利用者の使用状況について、割引事由ごとの利用者の割合についてお尋ねいたします。
- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 「ながわごん」の割引利用者の状況等に関する御質問でございます。 割引利用者の状況につきましては、現在行っておりますバス券の販売や料金支払いの手続では状況が把握できないため、お答えできない状況でございます。

今後につきましては、さきの町長答弁で触れさせていただきました長野県が推進する地域連携 I Cカードを導入することで、御利用者様の情報を登録することができるようになるとお聞きしてお

りますので、導入することで使用状況等の把握が可能になるというふうに考えておるところでございます。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) 運行時間につきまして、町民からも、朝、夕方までの運行時間の延長の希望を数多く聞いておりますが、行政としての対応はどう考えているのかお尋ねいたします。
- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 運行時間の延長につきましては、多くの御利用者様から御意見をいただいておるところでございます。

さきの答弁でも触れさせていただきましたが、現在、実証運行を行っており、運行を委託しております J R バス関東株式会社と運行状況について調整を行っている段階でございますので、町の特徴に合致した運行体制を見出すことが重要であると考えておるところでございます。

その中で、運行時間の延長等も視野に入れ、調整を図っていくことも必要かと考えておるところでございますが、ドライバーの確保や委託経費の増加などの課題も考えられますので、慎重な対応が必要であると考えておるところでございます。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) 観光振興の面から、実際に長和町の観光に「ながわごん」の利用があった のか。また、観光業に携わる町内事業者と利用方法等についての協議を行われているのか。行われ ているとすれば、具体的な協議内容はどのようなものかお尋ねいたします。
- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 「ながわごん」の観光利用につきましては、御利用を御希望される皆様からお問合せをいただいておりまして、その多くにつきましては、中山道を歩かれる方で実際に御利用をいただいておるところでございます。

観光業に携わる町内事業者との利用方法等についての協議につきましては、会議などを行っては おりませんけれども、パンフレットやチラシ、ポスターなどを配布し、御利用いただけるよう依頼 をお願いしているところでございます。

- ○議長(森田公明君) 荻野議員。
- ○3番(荻野友一君) 「ながわごん」の実証運行が始まり、利用者のお話を聞きますと、以前の 巡回バスと比べると便利になったという答えが返ってきております。

本日の質問の中で、データ化されていないものも多く、実証運行中に様々なデータを取り、それ らの検証を積み上げ、これからの長和町に適した公共交通に育てていくことを願っております。

検証を深めることにより、高齢化が進み、買物難民となる人が増えないよう、高齢者による交通 事故の軽減のためにも充実した公共交通になることを期待し、私の一般質問を終わります。

○議長(森田公明君) 以上で、3番、荻野友一議員の一般質問を終結いたします。 ここで昼食のため午後1時12分まで休憩といたします。 再

開 午後 1時12分

○議長(森田公明君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

9番、渡辺久人議員の一般質問を許します。

渡辺久人議員。

○9番(渡辺久人君) 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。 本日、4題用意してあります。

最初に、長和町職員の確保についてということです。

総務省のまとめによりますと、地方公務員の採用試験——2022年度版になりますが——の倍率は5.2倍となり、過去30年間で最低の数字となりました。

受験者数の減少が続く背景としては、少子化や待遇などへの不満が掲げられていますが、同時に、 地方公務員の若手職員の退職率も上がっていることから、地方自治体における人材確保は喫緊の課 題と言われています。

長和町においても、町長を筆頭に職員のパフォーマンスが長和町の将来に大きく関わってくると 考えます。

そこで質問です。正規職員、会計年度任用職員について、応募者人数と採用者数、及び早期退職 者数、メンタルによる療養休暇者数をお伺いします。

- ○議長(森田公明君) 羽田町長。
- ○町長 (羽田健一郎君) 地方自治体における人材確保と長和町における正規職員数等の推移に関する御質問でございます。

議員がおっしゃるとおり、長和町におきましても近年、職員採用試験における受験者数の減少が 続いております。その背景には、複雑化する課題に少数精鋭で対応が求められ、少子高齢化を背景 とした地方都市の空洞化、また気候変動による大規模災害等、行政課題は複雑化、多様化しており ます。

これらに対応するため、地方公務員には課題の本質を捉え、解決に向けて施策を立案し、地元企業等利害関係者を巻き込み、俯瞰した目線からプロジェクトを把握して実現する力が求められておりますが、その一方で地方財政の悪化を背景に行政のスリム化が求められ、限られた人員体制で業務を遂行することが求められております。

これらを背景に、地方公務員の離職率は近年増加しており、特に若手職員の離職が目立ちます。 その一般的な理由として、帰りが遅い、残業が多いとか、それからキャリアが描きづらいとか、それからクレーム対応が多いとか、敬意を払われないとか、それから硬直的な組織などが挙げられております。

長和町においても、職員のパフォーマンスは長和町の将来に大きく関わっていると考えます。

御質問の正規職員、会計年度任用職員の応募者人数と採用者数、及び早期退職者数、メンタルによる療養休暇者数につきましては、担当課長より答弁をさせますのでよろしくお願いします。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 正規職員、会計年度任用職員の応募者数と採用者数、並びに早期退職者数、メンタルによる療養休暇者数につきましては、令和2年度正規採用職員でございますが、11人の応募者数に対しまして4人の採用でございました。早期退職者数につきましては2名でございます。休職者数はございません。会計年度任用職員でございますが、42名の応募者数に対しまして41名採用ということでございます。早期退職はおられませんで、休職者数は3名ということでございます。

令和3年度でございますが、正規職員でありますが、応募者数が16人、うち採用人数が3人ということでございます。休職者数はにつきましては3人ということでございます。会計年度任用職員でございますが、応募者数が46人のうち、採用者数が43名となってございます。休職者数につきましては2名ということでございます。

令和4年度でございます。正規職員でありますが、12名の応募者数に対しまして採用が3名、早期退職が1名、休職者が2名ということでございます。会計年度任用職員につきましては、51名の応募に対して採用人数が48名ということでございます。休職者が1名ということでございます。

令和5年でございます。14名の応募者数に対しまして5名の採用者数ということでございます。 早期退職がおらないで、休職者が2名ということでございます。

令和6年度でございます。正規職員でございますが、応募者数が7名に対しまして、採用人数が3名ということでございます。早期退職がまだ未定で、休職者につきましては3名ということでございます。会計年度任用職員につきましては、45名の応募者数のうち45名採用という状況になってございます。

以上です。

- ○議長(森田公明君) 渡辺議員。
- ○9番(渡辺久人君) 地方公務員法の改正で、2020年から会計年度任用職員の運用が始まっています。既に4年が経過しています。会計年度任用職員は年齢制限もなく、長和町では保育士など、資格が必要な部署に多く採用されています。更新は、毎年度に行われ、2回まで更新できると定められています。

会計年度任用職員の更新時手続はどのように行っているか。更新時には公募を行っているのかお 伺いします。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 会計年度任用職員につきましては、2020年4月の地方公務員法の 改正により導入された非常勤の地方公務員のことでございまして、従来の臨時職員や嘱託職員と呼

ばれる非常勤職員に代わって設置されたところでございます。

会計年度任用職員の更新手続の関係でございますが、会計年度任用職員の任期につきましては、 会計年度――いわゆる4月1日から翌年の3月31日となるわけですが――それに合わせまして最 長1年間となってございます。

また、勤務成績が良好な場合につきましては最大3回まで再任用ができる制度となっておりまして、最長4年間の勤務を続けることができるところになっております。

3回の再任用を終えてから引き続き勤務いただく場合につきましては、公募させていただきます ので、初回同様に再度、求人に応募し、選考を経て採用される必要がございます。

- ○議長(森田公明君) 渡辺議員。
- ○9番(渡辺久人君) 引き続いて、会計年度任用職員で3年以上継続している職員は何名いるか、 最長は何年かお伺いします。
- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 3年以上勤務して継続してお勤めていただいている職員数、及びお勤めいただいてから一番長く勤務をいただいている職員の年数の質問でございますけれども、3年以上勤務、継続してお勤めいただいている職員につきましては32人でございます。一番長く勤務いただいている職員につきましては、5年目ということでございます。

以上です。

- ○議長(森田公明君) 渡辺議員。
- ○9番(渡辺久人君) 会計年度任用職員、保育士等有資格者以外の一般事務職員の事務内容はどのようなものか。正規職員と同様の事務を行っているのかお伺いします。
- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 事務内容につきましては、職員とほぼ同様の業務をしているところで ございます。
- ○議長(森田公明君) 渡辺議員。
- ○9番(渡辺久人君) 会計年度任用職員の部署は、公募のときに決まっているのか、異動はあるのか。部署と人数をお伺いします。
- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 会計年度任用職員の公募時におきまして、採用部署は決まっております。

会計年度任用職員の人事異動につきましては、基本的には公募時の部署でお勤めいただくところ でございますけれども、職員の人事異動に伴い、異動していただくこともございます。

部署と人数でございますけれども、総務課の税務係に2名、企画財政課のまちづくり政策係1人、 地域おこし協力隊で5人、町民福祉課の福祉係に1人、こども・健康推進課の健康づくり係に1人、 ながと保育園に15人、和田保育園に5人、子育て支援センターに2人、農政係に1人、商工観光 係に1人、社会教育係に1人、長門小学校に7人、和田小学校に6人、ALTに1人、公民館に1人と、それぞれ配置になってございます。

- ○議長(森田公明君) 渡辺議員。
- ○9番(渡辺久人君) 会計年度任用職員ですが、異動がなく、3年以上同一部署に在職していると、異動がある正規職員より精通した職員がいると考えますが、どのように評価しているかお伺いします。
- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 渡辺議員の御質問のとおりでございます。3年以上同一の部署に在籍 している会計年度任用職員は、異動してきたばかりの正規職員よりは業務に精通していると考えて おります。その会計年度任用職員につきましては、その部署の担当業務を遂行する上で重要な役割 を担っていると考えております。
- ○議長(森田公明君) 渡辺議員。
- ○9番(渡辺久人君) 次は、包括業務委託についてです。

長和町では近隣自治体に先駆け、包括業務委託制度を導入しました。この制度は、行政の窓口事務、軽微な道水路等の修繕作業などを派遣会社に委託する制度です。

現在の委託職員人数及び令和5年度の委託料総額はどれほどか。職員は、全て長和町在住なのか お伺いします。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 包括業務委託の職員数でございますが、全体で81名ということになってございます。令和5年度の委託料につきましては、全体で1億9,321万円ということでございます。

包括業務委託に従事している職員の居住地につきましては、町内在住者が61名で75%、町外在住者が20名で24%という状況になってございます。

- ○議長(森田公明君) 渡辺議員。
- ○9番(渡辺久人君) この制度採用時、委託業務は、段階的に企画立案を行う業務以外を外部委 託とすることがよいのではと私は提案しました。

委託職員の評価は行われているのか。町としての評価はどれほどか。今後、この制度を継続する のか、拡充していくのかをお伺いします。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 包括業務委託の職員に関する評価につきましては、いわゆる町職員の 人事評価に値する評価を行っておりませんけれども、包括委託業務職員の部署における担当業務に 対し、業務態度や勤務実績などについて委託会社へお伝えすることはございます。

今後の包括業務委託の継続や拡充につきましては、令和6年度をもちまして、現在、委託契約している業者との契約期間が満了となりますので、次年度以降の継続などについてしっかりと検証す

るとともに、次年度に向けまして、早期に検討してまいりたいと考えております。

- ○議長(森田公明君) 渡辺議員。
- ○9番(渡辺久人君) 次は、職員のメンタルについての質問です。

療養休暇職員のうち、メンタル的な疾病の職員がいると確認しています。療養となった経緯、原因は把握しているかお伺いします。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 療養休暇を取得している職員のうち、メンタルを理由として療養休暇 を取得している職員の療養となった経過や原因につきましては把握しているところでございます。
- ○議長(森田公明君) 渡辺議員。
- ○9番(渡辺久人君) メンタルヘルス、いわゆる心の健康は、働く環境や仕事内容、組織の風土、 人間関係などによる不安や悩みが解決しないまま、過度のストレスを抱えたり、長時間労働が続い たりすることで弱気する、心の健康が損なわれるものです。
- 一般企業では、労働安全衛生法でストレスチェックの実施が義務づけられるなどメンタルヘルス 問題に取り組んでいます。公務員は、労働安全衛生法に適用はしないと思われますが、ストレスチェックなどメンタルヘルス対策は行っているのかお伺いします。
- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 地方公務員につきましては、原則といたしまして労働基準法並びに労働安全衛生法など、労働基準関係法令が適用されるところでございます。ただし、地方公務員法によりまして、一部適用を除外されている部分もございます。

町におきましては、毎年1回、全職員に対しましてストレスチェックを実施しており、昨年の受 診率につきましては、長期休暇を取得している職員を除き100%となってございます。

また、メンタルヘルス対策におきましては、衛生管理者や公認心理士によります面談や、必要があれば産業医との面談の実施を行い、予防策として、長野県市町村職員共済組合や互助会が主催するメンタルヘルス相談会の周知などを行っているところでございます。

- ○議長(森田公明君) 渡辺議員。
- ○9番(渡辺久人君) 再質問です。ストレスチェックは外部へ委託したのか。その結果、高ストレス者はいたのかお伺いします。
- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) ストレスチェックの関係につきましては、令和2年度より民間事業者 へ委託をして事業を実施しているところでございます。

高ストレス者につきましては、本年でございますけれども、受検者121人中13人おったという状況でございます。

- ○議長(森田公明君) 渡辺議員。
- ○9番(渡辺久人君) 役場内の高ストレス者の割合は121人中13人で、10.7%となりま

す。企業から比べると低い率ではありますけれども、先ほどの答弁の内容で、公認心理士などが適切な面接指導を行っていると理解しています。

次に、メンタルで休業となる職員の休業開始及び休業中のフォロー、さらに復職までのステップと、復職時の部署、ポストなどの配慮、復職後のフォローをどのように行うのか。このことについてお伺いします。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) メンタルで休職となった職員への対応に関する御質問でございます。 先ほどの御質問でも答弁させていただきましたが、衛生管理者や公認心理士によりまして、休職 中のフォローや復職時におきますところの業務内容や勤務時間の調整などにつきまして、所属課長 を交えて行っているところでございます。

復職時の復帰先につきましては、原則的には元の係へ復帰ということになってございますけれど も、医師によりまして配置転換等の必要性が指示される際につきましては配置転換も行っておりま す。

降格につきましては、休職中に何らかの降格の対象となる事案が発生した場合は降格となる場合がございます。

以上です。

- ○議長(森田公明君) 渡辺議員。
- ○9番(渡辺久人君) 復職までの流れは答弁の内容でよいと思います。

復職後のフォローについて、私も現職時代、経験しておりますけれども、年月をかけて、月日をかけて行っていくのが適切かと思います。焦ると、また再発のリスクが高くなりますので、気をつけていただきたいと思います。

近年、人気が低迷している公務員です。成り手不足の原因には、先ほど町長の答弁にはありましたが、そのような誤認があります。長和町では、町自体が、役場自体が数少ない働き場所です。採用した職員は貴重な人材です。ハラスメントやメンタルなど配慮した中で、長和町の将来に関わる職員を育成していく必要があります。町長、管理職の重要な職務と考えていますのでよろしくお願いします。

次に、長和町の情報発信についての質問です。

行政の情報発信は様々なメディアで行われています。行政の行う情報発信の目的は何なのか。町では現在、どのような方法、メディアで発信しているのかお伺いします。

- ○議長(森田公明君) 羽田町長。
- ○町長(羽田健一郎君) 長和町の情報発信に対する御質問でございますが、まず、町の情報発信の目的とのことですが、町の情報発信の役割として、まず1つとして、町の施策や取組の周知、そして次が、行政サービスの案内や利用促進、そして次が、加えて有事の際の災害情報や避難情報の伝達など、町民の皆様に正しい行政情報を伝えることがまずは重要だというふうに考えております。

また、町内外の皆様に地域や町の魅力を伝えることで、移住や関係人口の増加や、にぎわいの創出などにも寄与するものと考えております。

町の情報発信の方法、メディアの種類につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。 〇議長(森田公明君) 上野情報広報課長。

○情報広報課長(上野公一君) 長和町の情報発信の方法とメディアの種類について、私のほうから御説明させていただきます。

まず、紙媒体といたしましては毎月発行している広報紙や、各課、各担当から配布されるチラシやお知らせ。音声媒体といたしましては、各御家庭にあるFM告知端末による音声告知放送、防災無線による野外放送、ケーブルテレビの文字放送の音声変換、サービスの提供を開始しましたスマートフォンアプリ「Nナビ」の音声読み上げ、FMとうみとの連携による朝のラジオ放送。映像の媒体といたしましては、ケーブルテレビの文字放送と自主放送番組、テレビのリモコンのdボタンで町の情報が見れるデータ放送。インターネットを活用したメディアといたしましては、町のホームページとスマートフォンのアプリを活用したものとして、町の情報発信であります「Nナビ」アプリ、広報紙がスマートフォンでも見れる「マチイロ」などのアプリ、FMとうみ様と連携による「はれラジ」というアプリ。それから、ソーシャルネットワーキングサービス、いわゆるSNSに分類されるXやフェイスブックなどが挙げられると思います。

また、国の全国瞬時警報システムでありますJアラートや、上小広域消防本部からの緊急放送などを町の音声告知放送や「Nナビ」などと自動連携させておりますので、これらも町の情報発信媒体からの情報提供と、そういうふうに考えております。

- ○議長(森田公明君) 渡辺議員。
- ○9番(渡辺久人君) 発信の手段と発信の内容、様々ありまして、十分かなとは思うんですけれども、発信内容についてですけれども、伝えたい相手にちゃんと伝わっているか、届いているか、響いているかなどを評価されたことはあるでしょうか。お伺いします。
- ○議長(森田公明君) 上野情報広報課長。
- ○情報広報課長(上野公一君) 住民への情報伝達に対する対応等への御質問です。

前段で申し上げました様々なメディアにより、町は情報発信をしていますが、一般的に行政の情報は住民に伝わりにくいとされております。

近年、話題となっている情報デバイト、いわゆる情報格差が広がっている中、スマホやパソコンで能動的に情報を取得する方と、広報誌や音声放送などで受動的に情報を取得する方の二極化が進んでおり、特に当町のような高齢者の多い地域においては受動的に情報を受け取る方の割合が高く、情報弱者への情報伝達をどうするのか、課題がございます。

これらの解消の一助として、町では「Nナビ」の運用開始に合わせ、高齢者向けスマホ教室を開催し、令和5年度は町内4会場で延べ5日間、延べ人数で145人の方が受講され、スマートフォンの操作やアプリの使い方を学んでいただきました。大変、好評いただきましたので、今年も8月

22日を皮切りに4日間、開催いたしますし、冬場にもう一度、開催できればと考えております。

これからも、情報発信の媒体はますます増えていこうと思いますが、職員一人一人がそれぞれの 媒体の特性を見極めながら情報発信を行える、そのような能力の向上に向けた取組を行っていきた いと考えております。

- ○議長(森田公明君) 渡辺議員。
- ○9番(渡辺久人君) 間もなく、高齢化率は50%を超えると言われておりますので、ぜひ高齢者向けのスマホ教室などを継続してお願いしたいと思います。

次に、情報発信ツールとして、4月から長和町のホームページがリニューアルされました。また、スマートフォン、タブレット用の地域情報サービスライフビジョン「Nナビ」が開始されました。この「Nナビ」は、「ながわごん」の乗車予約ができ、ホームでは町のお知らせがタイムリーで得られます。このアプリをインストールすれば、町の情報はある程度、入手できると思います。

この「Nナビ」の登録者数と利用の状況をお伺いします。

- ○議長(森田公明君) 上野情報広報課長。
- ○情報広報課長(上野公一君) ライフビジョン「Nナビ」の登録者数と利用の状況についての御質問でございます。

まず、この「Nナビ」の登録者数ですが、今朝、9月9日現在の登録者数ですが672人です。 また、利用状況についてですが、スマートフォンアプリのため、細かい利用状況を調べるには、 アプリの提供元のメーカーでサーバーのログなどを解析してもらうしかなく、現実的な対応ではな いため、調査の予定はございません。

最後に、「Nナビ」の評価についてですが、利用者からは「遅霜の情報がスマホに届いてよかった」とか、「ライブカメラがアプリで見れる」、「ごみのカレンダーが助かる」などのお声をいただいております。

また、「Nナビ」のアプリ内で一定期間、利用者アンケートも行いました。回答はあまり多くありませんでしたが、回答していただいた方のうち、約93%の方から「よい」もしくは「普通」という回答をいただいております。

- ○議長(森田公明君) 渡辺議員。
- ○9番(渡辺久人君) 続けて、ライフビジョンの特徴としまして、発信者を自治会や関係機関、 グループなどにアカウントを与えることができる。現在の発信者は役場関係者のみと思われますが、 関係機関などにアカウントを与える考えはあるかどうかお伺いします。
- ○議長(森田公明君) 上野情報広報課長。
- ○情報広報課長(上野公一君) 「Nナビ」のアプリでは、個人にアカウントを振ることができます。現在の運用は、役場職員と消防団員のみの運用としております。特定のアカウントのみに専用のお知らせを出せるように設定してあり、主に防災面での運用としております。

町の公式な情報発信ツールでございますので、現時点では特定の団体等へのアカウント配布は行

わない予定でございます。

- ○議長(森田公明君) 渡辺議員。
- ○9番(渡辺久人君) 同じくライフビジョンでは、情報入力の一元化を実現、公式ホームページ、フェイスブック、ツイッター、LINE、メールマガジン等と連携して情報配信ができますとのキャッチフレーズがあります。

町のホームページ、フェイスブック、「Nナビ」の配信はどの部署で行っているのか、一元化は されているのかお伺いします。

- ○議長(森田公明君) 上野情報広報課長。
- ○情報広報課長(上野公一君) 長和町の情報発信の一元化に関する御質問です。

「Nナビ」でいう一元化というのは、情報入力の一元化であり、情報発信部署の一元化ではございません。理由といたしましては、前段で答弁させていただいた膨大な情報発信メディアへの情報登録業務の軽減、情報内容のいわゆる鮮度の向上などを目指し、「Nナビ」の持つ様々なメディアとの連携機能に着目したからでございます。

よって、現在は「Nナビ」と幾つかのメディアを連携させ、役場の担当者がそれぞれ情報発信を するスタイルに変更してございます。

- ○議長(森田公明君) 渡辺議員。
- ○9番(渡辺久人君) 引き続き、ライフビジョンについてですが、音声発信ができると思われますが、視覚障がい、聴覚障がい者向けの機能はあるのか、活用されているのかお伺いします。
- ○議長(森田公明君) 上野情報広報課長。
- ○情報広報課長(上野公一君) ライフビジョン「Nナビ」には、音声配信機能も装備されております。しかし、現時点では情報を登録する側の職員の端末では、生成された音声の確認ができないため、音声配信の運用は見合わせております。

現在実施中の庁内ネットワーク更新が完了しますと対応が可能となりますので、年内の運用開始 を予定しております。

また、音声配信が開始されましたら、議員質問の視覚障がい者の方にはスマートフォン用の視覚障がい者用支援アプリなどを併用しながら、この機能も活用していただければと思いますし、聴覚の障がいの方には「Nナビ」が基本文字ベースでございますので、文字の情報として御活用いただければと思っております。

- ○議長(森田公明君) 渡辺議員。
- ○9番(渡辺久人君) ぜひ音声が活用できるようにお願いしたいと思います。

次に、ホームページの質問です。

リニューアルした長和町のホームページでは、トップ画面の下層の「組織から探す」のさらに下層で「各課のページ」となります。さらにその下層は係のカテゴリーになり、各カテゴリーの下層は業務案内のカテゴリーとなります。その各係の業務案内の内容はというと定型的なもので、情報

は一切ないと思われます。

教育委員会のホームページについては、私は2021年3月議会において、教育委員会の事務についてということで一般質問し、教育委員会会議の告示、教育委員会の管理及び執行の状況について点検及び評価、及び会議の公表、さらに教育委員会のホームページの作成を要望いたしました。 結果、教育委員会会議の告示と点検・評価は議会には公表されるようになりました。

ホームページについての教育課の答弁は、「今後、教育委員会の会議録など、教育委員会の会議 などに関する情報につきましても、その都度ホームページの教育・生涯学習のページにおいて掲載 するようにしていきたいと考えております」との答弁をいただいておりました。

私は、教育長部局として独立したホームページを作成するべきと考えていました。4月のリニューアルでは、残念なことに掲載はありませんでした。近隣の自治体のホームページを見ますと、教育委員会としてのページが設置されている自治体があります。

これまでも、教育委員会の情報は会議録や小学校に関わるアンケートなどほとんど公表がありません。開かれた教育行政とは言えません。

10月には、役場の機構改革が予定されています。当然、ホームページの更新もあるはずです。 そこで、教育委員会のホームページを新設あるいは増設して、教育課のページを充実した内容をあるものにしていただき、教育委員会会議規則第18条「教育長は会議録を公表するものとする」を 厳守した情報発信をしていただきたいが、いかがでしょうか。

- ○議長(森田公明君) 藤田教育長。
- ○教育長(藤田仁史君) ホームページにおける教育委員会の内容に関する御質問でございます。

議員御指摘の教育委員会会議における会議録の公開につきましては、個人情報を含む部分の確認など、現在、準備作業をしておりまして、今年度より公開をしたいというふうに考えております。

小学校に関わるアンケートにつきましては、デリケートな意見もあり、ホームページの公表は控えた経過がございます。もちろん、保護者には集計結果のほかに、頂いた御意見を掲載し、周知をしております。加えて、保護者に対し、説明会の開催、和田保育園保護者と町理事者との懇談会を行うなどの対応をしてきておりました。

公表すべきこと、公表を控えるべきこと、公表のタイミングなど、十分に考慮していることを御 理解いただきたいというふうに思っております。

また、昨年度、町ホームページに掲載した内容につきましては、教育委員会の点検評価報告、通 学費補助、奨学金制度、佐久大学市町村選抜試験の募集、男女共同参画計画、男女共同参画に関す る意識調査結果、図書館情報を毎月、社会体育活動のお知らせ、おたや祭りの山車など掲載をして きております。

そのほか、小学校は独自のホームページを開設しており、昨年度、ホームページのリニューアル を行い、学校の教職員が更新をできるようにいたしました。

また、黒耀石ミュージアムも独自のホームページを開設し、きめ細やかな情報の発信を行ってい

るところでございます。

今後につきましても、充実した内容を町ホームページで情報発信できるように努めてまいりたい と考えております。

- ○議長(森田公明君) 渡辺議員。
- ○9番(渡辺久人君) ほかの自治体のホームページを参照していただいて、研究していただきた いと思います。

次に、長和町におけるDX推進についての質問です。

国では、デジタル社会の実現に向けた重点計画として、住民に身近な行政を担う自治体、特に市町村の役割が極めて重要として、自治体DX――デジタルトランスフォーメーション――を推進しています。

自治体DXとは、現在のアナログ的な体制を改善するため、デジタル技術を用いて、住民の利便性を向上させること、業務効率化による行政サービスの向上を目指すものです。

自治体DXを推進するには、デジタル人材確保・育成が必須です。

最初の質問です。基本的なこととして、全ての職員は役場で導入しているシステムの操作、汎用 ソフトの利活用、及びメールの配信、オンライン設定などを行えるのかお伺いします。

- ○議長(森田公明君) 羽田町長。
- ○町長(羽田健一郎君) 町の自治体DX推進に関する御質問でございますが、現在、町では、政府の示したデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針、また閣議決定されましたデジタル社会の実現に向けた重点計画に基づき実施されている様々な国の取組に対して、町としても後れを取らないよう、鋭意対応をしているところでございます。

まず、国の主導で全市町村が取り組んでいる、自治体の基幹業務システムの標準化、共通化、ガバメントクラウドへの対応、マイナンバーカードの普及促進、保険証への利用拡大、マイナポータルを活用した行政手続のオンライン化の推進などへの対応はもちろんですが、住民にとって一番身近な市町村の行政サービスについても、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させる。これを自治体のフロントヤード改革と国は位置づけておりますが、町でも重点取組事項として対応を進めているところでございます。

職員のシステムの操作、ソフトの利活用等の部分については、担当課長より説明をさせていただきます。

- ○議長(森田公明君) 上野情報広報課長。
- ○情報広報課長(上野公一君) まず、全ての職員が役場で導入しているシステムの操作を行えるのかという質問の部分でございますが、役場のシステムは住民記録、税情報、健康保険や料金の情報など、機密性の高い個人情報を扱うものが多く、職員全員が全てのシステム操作を行うこと、もしくは行える状況にすることはあり得ません。

各職員は、自分の業務に必要なシステム、さらにはそのシステムの中で取り扱うことが可能な情

報のみ、各自のIDやアカウントでログインをして事務を行っています。

また、職員の汎用ソフトの利活用やメールの配信等の状況ですが、いわゆるワードやエクセルなどの汎用ソフト、また電子メールの送受信などの基本操作は全ての職員が行います。ただし、一般職員が勝手に役場のパソコンに業務用ソフトをインストールしたり、USBのデータをダウンロードすることは、町のセキュリティーポリシーにのっとり、厳しく制限しております。

最後にオンラインの設定ですが、役場のネットワーク設定は、セキュリティーの関係でこちらも厳しく制限・管理をしており、一般の職員がネットワークの設定をしたり変更したりすることはできなくしております。

しかし、コロナ禍以降、ウェブでの会議なども増えておりますので、それにつきましては専用パソコンを使い、各職員が専用ネットワークに接続をし、会議等に参加をしております。

- ○議長(森田公明君) 渡辺議員。
- ○9番(渡辺久人君) DXでは、情報データやソフトウェアなどが統一されるとも聞いております。現状では、役場のシステムは担当部署でしか使えないということに理解しました。

次に、自治体DXを進めるには、デジタル人材の確保が必要と思います。現在は、情報課の職員が頑張っておりますが、デジタル分野のプロフェッショナル人材の確保と育成が推進計画に明記されています。採用の予定はないか、また自治体DXを進めるには、職員個々が意識的にITに関わる必要があると思います。

職員のIT研修など、どのように行っているか。成果は出ているのかをお伺いします。

- ○議長(森田公明君) 上野情報広報課長。
- ○情報広報課長(上野公一君) デジタル人材の確保の御質問です。

デジタル分野のプロフェッショナル人材の採用予定はないかという御質問ですが、現在、情報広報課には県の自治振興組合派遣で、情報関係部署を経験してきた職員と大学で情報処理を学んできた職員がおり、この2名で自治体DXを含めた町の情報化推進に取り組んでおりますので、現時点では、デジタル分野のプロフェッショナル人材の採用予定はございません。

また、町のDX推進部会には、長野県ITコーディネーター協会からCIO補佐官1名、アドバイザー1名の専門家を派遣していただいており、町のDX対応のかなり細かい部分にまでアドバイスや御意見をいただいております。

現在の町の考え方といたしましては、デジタル人材の採用というよりは、職員全員のデジタルリテラシーの底上げ、いわゆるデジタル技術について、職員一人一人が適切に理解し、自ら活用できる能力の向上のほうが必要だと考えております。

これに対応するため、先ほど紹介した県のITコーディネーター協会の方を講師に職員向けのD Xリテラシー研修や汎用システムの操作研修を行うなど、職員全体の意識改革、情報処理スキルの 向上に向けた取組を行ってまいります。

今、話題のチャットGPTや自分で業務システムをつくれるノーコードツール、またRPAと呼

ばれる定型業務の自動化ツールなど、様々な業務改善ツールがリリースされる中、どのツールを活用すれば自らの業務の改善を行えるか、加えて、インターネット環境やIoTを活用した新しい住民サービスの立案、提供ができる知識の習得など、職員全体のDXリテラシー標準の底上げが求められる時代になってきたと感じております。

情報広報課では、新しい技術を使った業務管理システムの情報提供やデモ、比較検討会などの開催、必要に応じて導入施設の視察を計画するなど、個々の業務を担当する部署のサービス向上、業務改善のためのデジタル技術の検討、立案の支援を引き続き行ってまいります。

- ○議長(森田公明君) 渡辺議員。
- ○9番(渡辺久人君) DXの期限は来年度までだったかと思いますけれど、専門職員も配置されているということで、今後、あまり委託料の経費のかからないようなシステムの導入とか、職員のデジタル化へのレベルアップと実績を積んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

最後の質問であります。「こども計画」、「子どもに関する条例」についてです。

令和5年4月にこども家庭庁が設置され、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子供が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法はこども施策の6つの基本理念のほか、こども大綱の策定や子供等の意見の反映などについ

て定めております。

市町村には、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、そ

れぞれ努力義務が課せられています。

長和町では、こども計画、こども大綱は作成されているか。担当部署はどこか。作成の計画、状況等についてお伺いします。

- ○議長(森田公明君) 羽田町長。
- ○町長(羽田健一郎君) 子供は、いつも申し上げておりますように、地域や町の宝として、切れ 目のない手厚い子育て支援に取り組んでおります。

市町村こども計画には、それぞれの地域が抱える課題やこども施策を取り巻く状況に応じた目標 を設定することとされております。

こども計画の状況につきましては、担当課長よりお答えをさせていただきます。

- ○議長(森田公明君) 小林こども・健康推進課長。
- 〇こども・健康推進課長(小林義明君) こども基本法第9条及び第10条に国が定めるこども大綱に基づき、都道府県の計画を勘案して、市町村は子ども計画を定めるよう努めることと規定されております。

こども計画の担当部署につきましては、子供に関係する複数の課による計画となりますが、こども・健康推進課子育で支援係が現在作成中の第3期長和町子ども・子育で支援事業計画、令和7年度から11年度計画の中間見直しの際に、子供の意見を取り入れた中でこども計画を追加策定しよ

うと考えております。

- ○議長(森田公明君) 渡辺議員。
- ○9番(渡辺久人君) 今、答弁にもありましたが、第3期長和町子ども・子育て支援事業計画に追加との答弁でした。こども大綱、こども計画をベースに子供・子育て事業計画を盛り込み、一体化を国では推奨しています。補助金もあるようですので、補助金をいただけるような計画の作成と公表と説明をお願いいたします。

次に、子供に関する条例についてです。

子供に関して、様々な条例が各自治体で制定されています。その目的、規定内容などは、大きく 次のように分類することができます。

1つ目は、青少年に対する有害行為等の規制。2つ目は、子供の権利を保障する条例。3つ目は、子供・子育て支援に関する条例。4つ目は、子供に対する虐待・いじめ・食育等を規定する条例です。

長和町には、このように分類されている子どもに関する条例はあるか。あれば、目的と説明をお 伺いします。

- ○議長(森田公明君) 小林こども・健康推進課長。
- ○こども・健康推進課長(小林義明君) 子どもに関する条例の制定はしておりませんが、手厚い 子育て支援事業の実施と子育て支援に関する情報を発信するなど、子供や子育で中の方々を応援す る子供真ん中の住みやすいまちづくりを進めております。
- ○議長(森田公明君) 渡辺議員。
- ○9番(渡辺久人君) 子供に関する個別の条例には、虐待、いじめ、性被害、読書に関する家庭教育支援、食育、朝ごはん、ネット・ゲーム依存などがあります。また、行政・地域住民が相互に連携しながら子育てを応援していく子ども・子育て支援条例などがあります。

長和町で、このような子どもに対しての条例を制定する考えはないかお伺いします。

- ○議長(森田公明君) 小林こども・健康推進課長。
- 〇こども・健康推進課長(小林義明君) 第2次長和町長期総合計画をはじめ、子ども・子育て支援事業計画、障がい者基本計画、健康増進計画、男女共同参画計画など、各種事業計画に基づき、切れ目のない、手厚い子育て支援となる事業を実施しております。

今後も、渡辺議員のおっしゃる子供政策の推進を目的とし、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、命を守られ成長できること、子供にとって最もよいこと、子供の意見の尊重、差別のないことを原則とし、事業を計画してまいりますので、現在のところ、子ども条例の制定は予定をしておりませんのでよろしくお願いいたします。

- ○議長(森田公明君) 渡辺議員。
- ○9番(渡辺久人君) 様々な事業で子育て支援を行っているので、条例は制定しないとの答弁を いただきました。

条例は、地方公共団体が法令の範囲内で、議会の議決により制定する法形式の名称です。そもそも条例とは、地方公共団体が義務を課し、または権利宣言を行うものです。子供・子育て支援に関する条例は、その基本理念を定め、町の責務及び保護者、家族、学校など、及び長和町民の役割を明らかにするものです。

子育て日本一の長和町でこそ、単に財政的な支援だけでなく、子供に関する義務など、基本理念 を明記した条例が必要ではないでしょうか。

以上で、私の本日の質問は終わります。

○議長(森田公明君) 以上で、9番、渡辺久人議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後2時15分まで休憩といたします。休 憩 午後 2時04分

再 開 午後 2時15分

○議長(森田公明君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

2番、龍野一幸議員の一般質問を許します。

龍野一幸議員。

○2番(龍野一幸君) 議長の許可をいただきましたので、私のほうから3つ質問をさせていただきたいと思います。

まず、最初に安全と事故防止について。

本年 6 月の一般質問で町内の安全確認に関して質問をさせていただきましたが、時間がなくカーブミラーの倒壊事故に関しての 1 問で終わったため、今回はその続きをと、また秋になって感じた安全への取組に関して質問いたします。

前回は愛媛県でのカーブミラーの倒壊事故があり、私の質問は当町にはカーブミラーが何基あって、腐食やその他の点検はどのようにして行われ、不具合があった場合は誰が直すのかの内容でした。

答弁として、数の確認はできていない、腐食等の点検は通行人や近隣住民からの方からの通報に 依存する形態である、不具合箇所は設置箇所が町であれば町、県であれば県で行うとの回答でした。

最初の確認は、1番目として、答弁の内容から塩カルなど融雪剤の影響で腐食も考えられるが、

- 一度点検を実施していただくことを要望させていただきました。町内の設置箇所はかなりあり、誠 に大変かと思いますが、基数、点検など、確認されたのでしょうか。
- ○議長(森田公明君) 羽田町長。
- ○町長(羽田健一郎君) 安全と事故防止に関する御質問でございます。

お話がございましたように、6月の一般質問におきまして、愛媛県で発生したカーブミラー倒壊 事故につきましてお話をいただきました。

この事故につきましては、その後の調べで意図的に支柱を切断し、イベントの際に取り外しがで

きるよう加工されていたことが分かり、倒壊した原因の一つと報道がされておりました。

役場におきましても、カーブミラーの状態については引き続き注視してまいりますが、住民の皆様におかれましても、町内に設置されているカーブミラーの状態に異変等があることを確認された場合には、お手数ですが役場まで御一報をいただきますようお願いを申し上げさせていただきます。 なお、御質問の内容につきましては、担当課長より詳細を申し上げさせていただきます。

- ○議長(森田公明君) 清水町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(清水英利君) カーブミラーの数あるいは点検に関する御質問でございます。

御質問いただきましたカーブミラーですけれども、道路法第2条第2項第10号及び同法施行令第34の3第4号におきまして、他の車両または歩行者を確認するための鏡と規定されております。また、道路構造令第31条と同令施行規則第3条第4号にも同様の規定がございまして、交通安全施設の一つと位置づけられております。

カーブミラーは道路構造物の一つでありまして、様々な社会インフラが老朽化に伴い増加する中、維持管理に対する対応を迅速に行わなければならないと承知はしておるところでございますが、職員数や年々増加する業務量の対応などもありまして、いまだ点検はできていないというのが現状でございます。

御案内のとおり、カーブミラーは国道や県道、あるいは町道に設置されておりますけれども、そのほかにも農道ですとか林道にも数多く設置されており、全ての数や状態の確認には大変な労力と時間を要しますし、また知識のない職員による目視や触診検査などで修繕等につなげる診断を行うことは非常に困難であるため、今後、カーブミラーの定期的な検査を行うとなれば、専門知識やスキルを持った民間企業への委託、あるいは支柱の厚みが測定できる超音波測定器等の導入などを検討していくことが必要になるだろうと考えております。

- ○議長(森田公明君) 龍野議員。
- ○2番(龍野一幸君) カーブミラーに限らず、様々な標識や街灯付近は、人だけでなく二輪車や 四輪車も通るわけで、冬季の融雪剤を使用する当町においては、腐食は進行している箇所も多分あ るのではないかと想定します。

職員が全て確認することは、最初からちょっと無理かなとは思っておりましたが、逆に町としても把握するために自治会への協力も委ねたらいかがかと思います。自治会は自治会内の区に、区はさらに範囲を狭めて調べてもらうなどする方法もあるかと思います。ぜひ、御検討ください。

次の質問は、火の見やぐらに関して伺います。

火の見やぐらは江戸の明暦大火1657年以降から昭和の初期にかけて、地域防災の柱として、 火災や災害が起きた際にいち早く住民に伝えることを第一の目標とし、日本固有の構築物として存 在してきました。そして、現在に至っては全国的にその撤去が増加しております。

2番目の質問です。

当町における火の見やぐらの塔数。2つ目が不職や老朽化があった場合、立て替えて今後も使う

ものか否か、使わないとしたら今後どうするのか。3つ目として半鐘の落下の心配はないのか。4つ目として半鐘も有事の際に使うものとして残しておくのか否かを伺います。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 火の見やぐらの関係に関する御質問でございます。

まず、塔数につきましては、町内19か所に火の見やぐらを設置しております。火の見やぐらにつきましては、防災意識を呼び起こす記念碑的な存在でございまして、火災を発見したときに鳴らして、避難や消火の出動を知らせるためのものでございます。言うまでもなく防災施設ではございまして、地域の安全を見張り危機と注意を半鐘の音で知らせ、まさにコミュニティーを守るものでございました。

しかしながら、現在はやぐらの上に人は登らず、鐘も打たれることはなくなり、利用価値も低下 してまいりました。このような状況下、他の自治体を見ましても火の見やぐらはどんどん撤去が進 んでいる実情もございます。

また、設置につきましても、昭和20年代から40年代までのものが多く、老朽化に併せて修繕などを実施してまいった経過もございます。

実用上の機能といたしましては、工作物としてやぐらが残っているのは多くの場合、ホース乾燥 塔などとして転用されておるところでございます。

今後につきましては、引き続き地元消防団の皆様に管理、点検などをお願いしながら、詰所の遠 くに設置してあるものから劣化の状況によりまして、順次撤去してまいりたいと考えております。

○議長(森田公明君) 龍野議員。

○2番(龍野一幸君) 落下や倒壊事故等などのリスクもあり、順次、撤去を考えているとの回答 は正しい方向性であり当然かと思いますが、撤去するにも費用がかかります。

火の見やぐらは2016年にユネスコの未来遺産運動に登録されたことから、遺産かごみかという点では、遺産と判断する見方が出てきました。建築の果たすべき役割は、機能だけではなく存在 そのものにも意味がある。ただし、ただ建っているだけではその意味はなかなか伝わらない、そこ に新たな活用方法を見出していく必要があると、子供たちの社会学習やシンポジウムなど次世代へ 向けた動きもあります。

行動の一例として、ライトアップしてクリスマスイベントを開催したり、たくさんのこいのぼり を火の見やぐらからたなびかせたり、そんな情報もありました。

町内にある19のやぐらにおいては、その全ては対象とはならないと思いますが、やぐらの安全性が担保、確認され、周辺の環境に対し、利活用ができそうなものは残すということも考えてもよいのではないかと思います。

3番目の質問です。

やぐらの安全性確認をまず行い、今後の解体費削減と地域のコミュニティー形成を目的に19か 所を検証し、地域住民との合意形成を図り、利活用も考えられないか質問の次第とは離れますが、 見解を伺います。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 今後の解体費用の削減と地域のコミュニティー形成のために、やぐらの利活用を考えられないかという御質問でございます。

設置の経過から地域のコミュニティーの連帯の象徴といたしまして、新たな地域のシンボルとして安全遺産などとして取り組んでいる自治体もあるようでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、多くが設置年もかなり古く、老朽化も激しいため、経費をかけて修繕し、どのような利活用ができるのか、その費用対効果はどうなのか、有意義なものになり得るかなど、関係する皆さんにもお諮りしながら考えてまいりたいと思います。

○議長(森田公明君) 龍野議員。

○2番(龍野一幸君) 費用対効果を考えるというより、人間の持つ原風景というか、鐘の調べというのはほっとする人も懐かしさを感じる人もいるかと思います。改めて検討していただきたいと思います。

稲穂が垂れ下がる時期になって、ふと危険性を感じたことに、農道と町道の交差する箇所の安全性は確保されていないのではないかと感じました。地元古町地区を例とすると、古町橋から和紙の里までの間152号線につなぐ町道があり、それらの道路に対して真横に農道が走る地形になっております。こうした信号機がない公道と農道が交差する環境は、全町において他所あり、現在まで大きな事故もないことは幸いと感じなければならないと思います。

多くは比較的見通しのよい環境で、普通に考えれば事故などは考えにくいのですが、実際には小さな事故は起きているようです。見通しのよい環境で起こる事故は十勝型もしくは田園型と呼ばれ、コリジョンコース現象が原因とされております。

コリジョンコース現象とは、接近してくる車が止まって見えるAピラー、車の両サイドにある柱に隠れてしまう。さらに自分の走行道路が優先と勘違いしてしまうという現象だそうです。これは航空機においてもあり、一方年齢的な原因はないということです。当町では、ビニールハウスや小屋の影にお互いの車が確認できず、接触事故に至った事例もあるようです。

4番目の大きな質問です。

稲穂が最大に成長し、間もなく収穫を迎えようとしております。農道は通行規制はなく、散歩やジョギングをする姿も多く見かけます。子供が自転車で走る姿も見かけます。低い身長の方や子供に関しては、この時期は稲に隠れて確認できない箇所もあり、また通年を通してもコリジョンコース現象が起こりやすい町内全域の環境かと思います。

農道、町道の管理者は町になると思いますが、標識設置など大がかりなものではなくても、ペイントなどの対策を講じておく必要があるのではないかと思いますが、見解を伺います。

- ○議長(森田公明君) 米沢建設水道課。
- ○建設水道課長(米沢 正君) 農道、町道へのペイント等の対策についての御質問でございます

が、御質問にありますとおり、農道、町道の管理者は町となっております。農道、町道や一般的に 生活道路として利用されている道路につきましては、周りの状況に注意して利用していただきたい と考えております。

現時点におきまして、コリジョンコース現象に対する対策等につきましては特に計画しておりませんが、一般道路を利用する中で、特に危険と思われる箇所や心配されている箇所などがある場合は、建設水道課まで連絡をしていただき、関係者で現状を確認しながら対応策等について検討させていただきたいと思います。

- ○議長(森田公明君) 龍野議員。
- ○2番(龍野一幸君) 関連して伺います。

農道、町道に関して、道路交通法でいけば、標識のないセンターラインのある道路は基本制限速度60キロ、線のない1本道路は50キロ、生活道路とすると30キロという速度制限が異なるようですが、当町内の町道、農道の速度規制に対して、町民はどのように解釈したらよいのか、基準があれば教えていただきたい。

- ○議長(森田公明君) 米沢建設水道課長。
- ○建設水道課長(米沢 正君) 農道、町道の速度制限についての御質問でございます。

車両は道路標識等により、その最高速度が指定されている場合においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度を超える速度で進行してはならないと規定されておりますが、一般道路では普通乗用車の最高速度は60キロで、最高速度を示す標識は原則として設置しないということです。また、中央線のない1本の道路の最高速度は50キロでございます。

一般道路には交通量の多い幹線道路だけではなく、一般的に生活道路と呼ばれている道路も含まれますが、生活用道路とは主に地域住民の日常生活に利用される区域の道路のことをいい、歩行者の通りが多く通学路となっている、住宅の塀などで見通しが悪く道路が狭い、幹線道路までの抜け道として使われているといった特徴があります。

なお、再来年9月から生活道路での法定速度を時速30キロまで引き下げることが、令和6年7月23日に閣議決定されております。町内の農道、町道の速度規制に対しての基準等はありませんが、法定速度の範囲内において走行し、お互いに事故を起こさない、事故に遭わないよう気をつけていただくということで御理解をお願いしたいと思います。

- ○議長(森田公明君) 龍野議員。
- ○2番(龍野一幸君) 考え事をしていたり、周辺に見とれてヒヤリハットした経験は誰もが持っていると思います。保育園や小学校周辺では、ゾーン30として30キロに速度制限をしている道路は全国的にどんどん増えております。

当町の保育園、児童館、小学校や狭い道路においても、このゾーン30を早めに取り入れてもいいんじゃないかと思います。

次の質問です。

古町地区の町道に関しては、舗装が剥離し、土木委員さんや行政で応急的な補修をしていただいておりますが、凹凸が目立ち年寄りや二輪車の走行にはつまづきや転倒も見かけられました。それらの道路補修は、主に自治会からの申請になるかと思いますが、程度があるのか財源の関係で順番があるのか、どのような機関で対応していただけるのか伺います。

- ○議長(森田公明君) 米沢建設水道課長。
- ○建設水道課長(米沢 正君) 町道の舗装等の補修に関する御質問でございますが、町民の方から町道の破損箇所や舗装道路に大きな穴が開いているといった通報があった場合、現場を確認し、 緊急性の高いものについては早急に対応をさせていただいております。

また、各自治会等から修繕などの要望が寄せられているものも多く、予算の範囲内において対応しておりますが、全ての要望に応えられていないのが現状でございます。

町道につきましては、定期的にパトロールを実施し、簡易的な工法での補修等を行っておりますが、予算の範囲内において少しずつ対応しておりますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

- ○議長(森田公明君) 龍野議員。
- ○2番(龍野一幸君) マンホールや仕切弁設置箇所の周辺の凹凸が、結構目立っているところが あると思います。補修される際には気をつけていただきたいとお願いします。

続きまして、大きな質問の2番目。空き家対策についてになります。

私は、これまでに4回空き家に関する質問をしてきました。現在まで空き家に関しては町が中心となり、地域おこし協力隊の女性2名が数々の調査研究をされ、現在はナワメ社として起業され、大変御尽力いただいております。

私のこれまでの4回の空き家に関する一般質問をさせていただきましたが、令和4年度には実態調査がされ、537件の空き家の存在を確認してきたところです。

今回は4回の質問や提案の中で、検討するや協議していきますといった答弁のその後の進捗を確認させていただきたいと思います。令和3年12月の私の質問では、お年寄りや夫婦や1人暮らしの住民に対して今後の家屋をどうしていきたいかアンケートを取り、空き家予備群を把握し、今後、空き家を増やさないアプローチは必要ではないかという質問をさせていただきました。

回答では、予備群とされる家屋につきましては、現在のところ取り組む予定はありませんが、予 備群とされた家屋に何らかの対応をすることが将来空き家を増やさない一助となると思いますので、 今後、空き家等対策協議会等で検討してまいりますと回答をいただいております。

今後の予備群の把握はやはり必要と思います。検討もしくは取組などはされたのでしょうか、何います。

- ○議長(森田公明君) 羽田町長。
- ○町長(羽田健一郎君) 空き家対策検討協議会における検討状況についての御質問でございます。 町の空き家等対策協議会は、旧空き家等対策の推進に関する特別措置法第7条において組織する

ことができるとされており、町では令和3年3月24日に第1回目の会議を行い、令和5年3月2 9日の第4回目の会議において、長和町空き家等対策計画を策定したところです。策定に携わって いただきました皆様に、改めて御礼を申し上げます。

なお、御質問の詳細につきましては、空き家対策協議会の御質問となりますので、担当課長より 答弁させていただきます。

- ○議長(森田公明君) 清水町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(清水英利君) それでは、私のほうから答弁を申し上げさせていただきます。

旧空き家等対策の推進に関する特別措置法の目的は、適切な管理が行われていない空き家等が地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことを防ぎ、地域住民の生命や財産を守ることを目的としており、また空き家の活用を促進し、公共の福祉の増進や地域の振興にも寄与することとしております。このことから過去の資料を調べてみましたけれども、これまでの協議会で空き家となっていない、いわゆる予備軍について検討をしたという経過は見当たりませんでした。

現在、町の対応策といたしましては、予備軍と思われる皆様を含めまして、毎年4月に固定資産 税の納税義務者等に対しまして、当年度の納税通書を発送しており、その中に空き家バンク制度の 登録について折り込みチラシを同封させていただきまして、啓発をさせていただいております。

- ○議長(森田公明君) 龍野議員。
- ○2番(龍野一幸君) 予備軍の確認をし、将来売却したい考えがあるなど空き家となることが確 定できれば、御本人たちが理解した上で荷物の廃棄や整理を促し、バンク登録が容易になる環境を 導いていくことも必要ではないかと思いますがいかがでしょう。
- ○議長(森田公明君) 清水町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(清水英利君) 空き家バンクへの登録を容易にする必要についての御質問でございます。

議員が言われますとおり、予備軍の確認等ができれば空き家を増加させない施策としての予防、 保全につながると考えております。

しかしながら、予備軍はあくまでも空き家ではなく、現在、生活を営む方がそこにおります。生活が終われば、まずは相続問題が発生し、空き家の中でも相続人または相続予定人がいる空き家と相続放棄などがされ、誰も管理しない空き家もございます。

これらのことから、空き家になる前に行政が主導で確認などをすることにつきましては、慎重に 対応する必要があると考えております。

今回、貴重な御提案をいただきましたので、今後の空き家対策の施策を進めるに当たりましては、 参考にさせていただきたいと思います。

- ○議長(森田公明君) 龍野議員。
- ○2番(龍野一幸君) 次に、耕作放棄地や耕作を他社に管理をお願いしているが、その方も高齢であるケースは多数あります。移住はできないが農業をやりたい、やってみたいという傾向も最近

さらに増えてきております。

令和4年6月の質問では、本来のクラインガルテンとは別に、空き家と非耕地をセットにした活用はできないか、これはログハウス作成費等のイニシャルをかけずに、年単位で貸すなど売却以外個々に使用期限を設け、所有者にとっても収入になりその後の活用が容易にできるようなシステムなどを構築し、他の地域と違った切り口の長和風クラインガルテンは検討できないかの質問をいたしました。

そのときの回答では、クラインガルテンも含め、さらに有効な手法を模索し、遊休荒廃地解消に向け、空き家対策担当課など他の部署と連携しながら、縦割りではなく行政一体となった事業展開を図る必要があると認識しておりますと答弁をいただきました。

その年の12月の私の質問では、企業の福利厚生において投資や委託費、修繕費などの経費削減を図っており、長和風クラインガルテンを企業の福利厚生に向けアピールしてはどうか、空き家と空き地の利活用を改めて考えられないかの問いに対して、空き家対策と絡めて検討が必要な状況になった場合には対応したいと考えているが、クラインガルテン以外の事業例なども考慮しつつ、費用対効果、リスクを十分に検討する必要があると考えていますといった回答をいただきました。

空き家、空き地はただでもいいから使ってもらいたいと考える所有者がいると思います。そのと き答弁いただいた、さらに有効な手段、クラインガルテン以外の事業等を検証されたのか、新たな 方向性は見出されたのか伺います。

- ○議長(森田公明君) 中原産業振興課長。
- ○産業振興課長(中原良雄君) 令和4年度の答弁でも申し上げましたが、現在、クラインガルテン事業については具体的には検討してございません。

しかし、グリーンツーリズム事業、都市農村交流事業につきましては、地域おこし協力隊を募集 して取り組んでまいりたいと考えているところでございまして、交流人口、関係人口の増大により 町内に移住されたい方で農業に取り組む方がいれば、移住担当、空き家担当と連携して取り組んで まいりたいというふうに考えているところでございます。

- ○議長(森田公明君) 龍野議員。
- ○2番(龍野一幸君) 町は機構改革を着手します。

現在、ナワメ社において空き家の活用も一生懸命頑張っていただいております。しかし、到底1 社で処理しきれる数ではないと思います。また、今後もさらに増加を見込んだ上で、令和5年3月 の人口減少対策についての私の質問の中で、移住者を増やすために空き家を借りたい人からやりた いことを聞き出し、貸したい人の思いをつないでマッチングを図る、さかさま不動産も取り入れた らどうか、それを地域おこし協力隊に依存してみたらと問いました。

そのとき、既にその活動をされていた様子で、現在でもナワメ社を検索すると、さかさま不動産 という文字が出てきます。貸して借りてのマッチングは、タイミングが合わなければなかなか成立 させるのは大変だと思います。さかさま不動産での実績はあったのでしょうか。

- ○議長(森田公明君) 宮阪企画財政課長。
- ○企画財政課長(宮阪和幸君) 空き家バンクにおけるさかさま不動産の実績に関する御質問でございます。

令和5年3月議会の龍野議員の一般質問におきまして、空き家バンクの申請の際にやりたいことなどの目的を聞き出し、町から積極的に紹介していくことはどうか、地域おこし協力隊の協力を仰いだらどうかという質問があり、地域おこし協力隊員も、辰野町でさかさま不動産を運営する方と情報交換を行い、研修会などへの参加など、自身が起業する事業として計画化を検討している、町の空き家バンクとも連携を図り、より多くの移住者の増加を目指して取り組んでまいりたいとの答弁をさせていただいたところでございます。

空き家バンクの推進につきましては、町のホームページの専用ページによる空き家情報の提供を はじめ、長野県のサイトや情報紙にも掲載し、広く情報発信に努めてきたところでございます。

令和5年度末までに、61の物件を空き家バンクに登録することができ、ホームページで詳細情報を閲覧できる状態とすることができました。

なお、令和5年度につきましては、問合せは53件、売買賃借契約の成立は9件という状況となっております。

議員御質問の貸して借りてのマッチングを基本としたさかさま不動産による情報発信につきましては、このような方法では現在実施していないため、実績はないという状況になっております。

今後、空き家バンクの活用推進のためには、情報発信の内容についてさらに検討が必要となりますので、空き家バンクをより充実したものとしていくため、さかさま不動産の考え方を取り入れた情報発信に努めていきたいと考えております。

- ○議長(森田公明君) 龍野議員。
- ○2番(龍野一幸君) 対象およそ115件の大門地区、64件の長久保地区、95件の古町地区に対し、空き家対策を専門とする地域おこし協力隊を募集することを検討してみてはいかがか。うち1人は先ほど言いました火の見やぐらや建物のリノベーションを専門で考える人、1人はクラインガルテンも含めマーケティングを得意とする人、1人は解体した建材の利活用を専門とする人などを例として出します。いかがでしょうか。
- ○議長(森田公明君) 宮阪企画財政課。
- ○企画財政課長(宮阪和幸君) 空き家対策に係る地域おこし協力隊の活用に関する御質問でございます。

地域おこし協力隊につきましては、町の活性化を図る上で重要な役割を果たしており、特に空き 家活用関係では過疎化や人口減少に悩む地域において、空き家を有効活用することで新たなコミュ ニティーを生み出し、地域の魅力を高める取組が行われております。

空き家を改修し、住居や仕事場として提供することで、移住者を増やすことができるほか、空き 家をカフェやコワーキングスペースなど、地域住民が集まる場所に転用することで地域に活気をも たらすこともできると思います。また、老朽化した空き家を改修することで地域の景観が改善され、 魅力的な町並みになるということも考えられます。

これらのことを重点的に行っていくためには、地域おこし協力隊の活動は有効なことであると考えております。地域おこし協力隊につきましては、任期終了後の定住定着や起業などについて勘案しながら活動していきますので、議員の空き家対策に関する地域おこし協力隊の提案内容について、実施可能かどうか検討していきたいと考えております。

- ○議長(森田公明君) 龍野議員。
- ○2番(龍野一幸君) 空き家に関して整理整頓などがビジネスとして成り立つような仕事があれば、利活用の幅も広がると思われます。私の提案以外にも模索いただき、将来、今の倍になろうかとも空き家数にならぬよう、専門性を持たせた募集を要望して、次の質問に入ります。

3つ目の大きな質問。

最後の質問は、新和田トンネル無料化の今後について伺います。

令和4年4月1日から総事業費204億円をかけた新和田トンネルが無料となりました。諏訪岡谷方面との流通も増え、県道路建設課の資料では、平日この日は木曜日、1日だけですが57%、休日日曜日、1日は80%の増加を、そして信濃毎日新聞は5月期の平日は38.3%、休日72.2%の増加した数値の提供がありました。また、県の1日だけのデータではありますが、平日の大型車は倍近く増えております。

無料化後1年を通しての通行料の推移は把握されているのか、まず伺います。

- ○議長(森田公明君) 米沢建設水道課長。
- ○建設水道課長(米沢 正君) 新和田トンネル無料化に関する御質問でございます。

新和田トンネルが無料化となり、交通料が増加している状況につきまして、上田建設事務所により提供していただきましたデータに基づいて、報告をさせていただきます。

平日24時間観測した結果でございます。朝の7時から翌朝の7時まで、日にちにつきましては令和元年9月12日木曜日、これは新型コロナ緊急事態宣言前でございます。もう1日が無料化後の令和4年9月15日木曜日を比較した数値です。小型車1.05倍、大型車1.6倍、増加のほとんどが大型車だったとの結果でございます。

続きまして、休日の24時間観測結果でございます。日にちにつきましては、新型コロナ緊急事態宣言前の令和元年9月8日日曜日と、無料化後の令和4年9月11日の日曜日を比較した数値になります。小型車1.29倍、大型車1.46倍、以上の結果となっております。

また、無料化により平日、休日ともに増加傾向が見られるので、今後の推移を把握する必要があるとのことでございます。

- ○議長(森田公明君) 龍野議員。
- ○2番(龍野一幸君) 昨年は和田に道の駅ができ、利用者も増えております。一方、1件あった 和田のコンビニは閉店、解体され、地元民にとっては復活を望む声も耳にしております。コンビニ

は、小圏内では一般的に周囲に3,000人居ないと成り立たないと言われておりますが、郊外では2,000人程度の人口で営業展開が図れるということです。なぜ、郊外は少ない人口でも営業が可能なのかは、移動車両、移動人口が多くいるということが根拠のようです。

当町の人口は5,540人、8月1日現在ですので3店の出店がベストということとなり、現状の数がはまっているかもしれませんが、和田は住民人口を移動人口が上回る地区と言えるかと思います。

次の質問は、車両が増えたのだから、例え少額でもお金を落として回ることを考えないのかと町 民から声が上がっています。和田宿ステーションを中心とし、ふれあいの湯との動線を考え、車両 の受入台数を増やす改良など、地方創生への貢献を掲げているコンビニが展開できる環境整備はで きないものか、和田宿ステーションは今のままでいいのか、和田地区の活性化も目的に含めて見解 を伺います。

- ○議長(森田公明君) 中原産業振興課長。
- ○産業振興課長(中原良雄君) 道の駅和田宿ステーションにつきましては、国土交通省から令和 5年2月28日付で新たに道の駅として登録され、9月23日に道の駅登録証伝達式及びオープニングセレモニーを開催いたしまして、間もなく1年が過ぎようとしております。供用開始に併せて 知名度も飛躍的に向上し、今年のゴールデンウイークや夏休み中も大勢の方が訪れているとのところでございます。

和田宿ステーションは平成8年の竣工後、平成21年及び令和元年に直売所の改修及び売場面積 の拡張工事を実施してまいりました。また、令和4年には道の駅化に向けてトイレの改修、外構工 事など様々な改修を行ったところでございます。

現状といたしましては、施設の拡張や既存敷地の再活用について具体的な計画はございませんので、和田宿ステーションにつきましては道の駅化事業の完了をもって、大規模改修は一段落したとの認識でございます。

新たな整備につきましては、多様な目的や用途の活用が見込まれますが、町が置かれている厳しい財政状況や管理体制の在り方なども考慮しながら、関係者の意向も踏まえて慎重に協議、検討が必要なものと考えてございます。

コンビニエンスストアの展開につきましては、住民生活の利便性が向上する効果が見込まれますが、誘致に当たっては用地の確保が課題になることから、誘致できる場所の制限が大きい状況でございます。

また、コンビニエンスストアはフランチャイズ契約が主流となっており、オーナーが加盟店として本部と契約し、契約内容に従って会議を経営する方式であることから、親会社が独自に定める出店基準に加え、経営を行う上での採算性や従業員確保等の様々な条件や課題もあり、数年で店舗が閉店となってしまう事例も多く見られることから、事業者の経営判断に委ねられる部分も大きいことから、実現は難しいものと考えるところでございます。

- ○議長(森田公明君) 龍野議員。
- ○2番(龍野一幸君) 24時間営業の見直しについて、消費者の72.6%が見直すことに賛成というのが、日経新聞の調査で分かっています。それは深夜の利用者減少に加え、人手不足の事情を消費者が理解しているということだそうです。一方のコンビニ各社は、時間の見直しには慎重姿勢を崩していないというような情報でした。

最後の質問であります。

車両の増加に伴い、上田方面、佐久方面に分岐する長久保の信号箇所の渋滞が増加し、改良工事が入ると伺っております。四泊地区の国道沿いに歩道を造るという話を聞いておりますが、用地買収等はどのように進捗しているのか、最終的に歩道は造るのか伺います。

- ○議長(森田公明君) 米沢建設水道課長。
- ○建設水道課長(米沢 正君) 長久保交差点から四泊地区バス停までの道路改良工事についての 御質問でございます。

道路改良工事の経過についてでありますが、令和3年9月30日安全確保のためバス停までの歩道も含め、区間を設定して合同点検を実施いたしました。参加者は14名で、長和町教育委員会、長門小学校教頭先生、PTA、上田建設事務所、上田警察署の皆さんが参加をされました。

令和4年5月24日、役員説明会、令和5年8月29日に第1回住民説明会、令和5年9月5日 に第2回の住民説明会を実施いたしました。令和4年度に詳細設計、令和5年度用地測量を実施し ております。また、令和6年度に用地買収、物件補償を実施する予定でございます。令和7年度に 工事に着手し、令和10年度に工事完了予定となっております。

事業の進め方につきましては、用地買収、家屋等の補償を行い、順次工事を進めていく予定とのことでありますが、歩道の新設につきましては、長久保交差点から既存の歩道部分までの間、諏訪方面に向かい、下り車線側へ歩道の新設を計画しております。

また、セブンイレブンから四泊町営住宅の間につきましては、上り車線側へも歩道の新設を計画 してございます。工事の実施は国道142号線であるため、上田建設事務所により実施されますが、 現段階ではおおむね予定通り進んでいる状況とのことでございます。

- ○議長(森田公明君) 龍野議員。
- ○2番(龍野一幸君) 中仙道を歩く観光客の姿も多く見られ、安全性の高い歩道になることを望みます。また、安全と事故防止にも絡んで、現在の長久保の信号機から諏訪方面、大門方面へ向かう上り車線の左側の現状をしっかり確認していただき、これに関しても以前に対応を要望しましたが、側溝の中のある雑草がすごいことになっている。ごみもあり大雨が降った場合には、排水機能はないのではないか、改めて確認してみていただきたいと思います。

そして、最近では国道脇の歩道を散歩中、U字構の蓋が破損して欠落して、その開いた穴に足がはまりけがをしたという話を直接聞きました。穴に気づかなかった原因は、雑草に隠れていたためということが確認しています。ここ数年、特に昨年、今年の草の成長は著しく、除草対応の周期や

回数は見直さなければならない気候になってきていると感じます。

また、今回事故のあった数百メートル先も蓋が破損していて、それは現在修理は終わっているようですが、融雪剤や大型車両の増加等がその要因になるかと思いますが、U字構の蓋の疲労が進んできているのではないかと感じます。

この件は、県へ強く要望していただくことをまた要望し、国道沿いの雑草に関しては町も対応を 検討していただきたく、今年3月の一般質問でも雑草を資源として有効活用を考えたらどうかと提 案させていただきました。

先ほど、産業振興課長よりグリーンツーリズム事業強化のため、地域協力隊の採用を考えていくと回答をいただきました。雑草の有効活用ができれば、町の街道はきれいになり、安全確認が容易になり、荒廃地が減り、周辺農業従事者も喜び、土地所有者も助かるなど、様々な幅広いメリットがあると思います。ぜひ、よい人材を見つけていただくよう要望しまして、私の質問は終わります。 ○議長(森田公明君) 以上で、2番、龍野一幸議員の一般質問を終結いたします。

ここで3時16分まで休憩といたします。

 休
 憩
 午後 3時06分

 再
 開
 午後 3時16分

○議長(森田公明君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

1番、阿部由紀子議員の一般質問を許します。

阿部由紀子議員。

○1番(阿部由紀子君) それでは、議長の許可を頂きましたので、私の一般質問を始めたいと思います。

本日の私の質問は項目1つとなっておりまして、熱中症対策についてとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

質問事項1、長和町における熱中症対策について。

近年、地球温暖化の影響により、熱中症による健康被害が深刻化しています。

特に、高齢者や子供たちは熱中症にかかりやすく、命を落とすケースも後を絶ちません。

総務省消防庁サイトによりますと、今年の7月29日から8月4日における熱中症での救急搬送者は、全国で1万2,272名で、前年の同時期の1万1,284人に比べると988人、8.8%の増加となっており、今後、さらに熱中症予防に注意する必要が増すと思われます。

熱中症による救急搬送者を年齢区分別に見ると、65歳以上の高齢者が60.3%。18から64歳の成人が30.9%。7歳から17歳の少年が8.4%。生後28日から6歳の乳幼児が0.4%。生後28日未満の乳幼児に関しては1名となっており、高齢者の搬送割合が高まっている点に注意が必要だというデータ結果になっていました。高齢者が多い長和町においても、こうした状況を踏まえ、より一層の熱中症対策が求められています。

今回の一般質問では、長和町の現状と今後の対策について質問をさせていただきたいと思います。 質問その1、長和町では、その年に発生した熱中症事例の数や年齢別の内訳などは把握すること ができるのでしょうか。特に、高齢者や子供たちの被害状況について分かる情報があれば教えてく ださい。

- ○議長(森田公明君) 羽田町長。
- ○町長(羽田健一郎君) 窓を開けたまま寝ると風邪を引くと言われていたほど、朝晩は涼しかった避暑地信州も、今では35度を超えるような猛暑日や連日の熱帯夜が続くようになりました。熱中症は気がないうちに急に症状が現れますので、日頃からの熱中症予防と注意をお願いをしたいと思っております。

熱中症事例の把握につきましては、担当課長よりお答えをさせていただきます。

- ○議長(森田公明君) 小林こども・健康推進課長。
- 〇こども・健康推進課長(小林義明君) 町内で発生した熱中症事例につきましては、保健所等からの情報提供もなく、把握はしてございません。
- ○議長(森田公明君) 阿部議員。
- ○1番(阿部由紀子君) 茅野市、佐久市、上田市などでは、公式ラインで熱中症への注意勧告を 促す情報が送られてきます。

涼しい環境で過ごしましょう。小まめな水分補給をお願いするなど、長野県の熱中症警戒アラートの発表を基に注意を促すものです。

こうした情報を基に、長和町のホームページやNナビをチェックしましたが、目に見えるような ところに熱中症予防についての情報は確認することができませんでした。

町では熱中症対策として熱中症予防に関する広報活動は実施されているのか、お尋ねします。

- ○議長(森田公明君) 小林こども・健康推進課長。
- ○こども・健康推進課長(小林義明君) 熱中症予防につきましては、7月に厚生労働省から示されました熱中症予防のためのチラシデータを添付し、熱中症の予防や症状対処法などについて7月 11日から8月31日までの公開期間を設定し、ホームページに掲載をしております。

ホームページの新規掲載時には、トップページのお知らせにも表示されるとともに、Nナビでも 同時にお知らせをいたしました。

8月には高齢者や乳幼児は、特に熱中症に注意をいただくことや熱中症警戒アラートの配信メールサービスの登録方法についても周知をしております。

また、地区で開催される通いの場において、高齢者の熱中症対策について日頃からの心がけで熱 中症は防げることなどを保健師がお話をさせていただいております。

今後におきましても、引き続き、熱中症予防の周知に努めてまいります。

- ○議長(森田公明君) 阿部議員。
- ○1番(阿部由紀子君) 8月中旬頃、私が見たときにはホームページ、Nナビともにページをあ

ちこち探したのですが、情報がうまく見つけることができませんでしたが、7月から厚生労働省の チラシデータを載せていたということですので、情報発信はしていただいていたんだなとこちらの 答弁で知ることができました。今後も町民の目に留まりやすい、分かりやすい場所に情報提供をお 願いしたいと思います。

人の健康に重大な被害が生じる恐れのある熱さが予測された場合に発表される熱中症特別警戒アラートの運用が今年の4月から始まりました。

県内の自治体では、冷房が効いた公共施設などを市民に開放するクーリングシェルターの指定が 進められています。

熱中症特別警戒アラートは、熱中症警戒アラートの一段上のアラートで、環境省が気温や湿度などから算出する暑さ指数の予測値が全ての観測地点で35以上となった都道府県に発表をします。 発表された場合は、熱中症の予防を徹底するほか、自治体は冷房が効いた施設などをクーリングシェルターとして無料で開放することが求められています。

今年度、クーリングシェルターの設置の情報をSNSやホームページなどでも拝見をしました。 クーリングシェルターとは、暑さから身を守るための涼しい場所のことです。具体的には、冷房 設備が整った公共施設などを指し、熱中症警報が発令された際などに、誰でも利用できるよう開放 されています。

屋外での作業や外出中に暑さを感じた際に立ち寄り、涼むことができる場所として多くの自治体 で設置が進められています。

上田市、佐久市、下諏訪町、箕輪町、松川町など、周辺の自治体でもクーリングシェルターの設置を進めています。役場や美術館、図書館や文化センター、交流施設のほか、薬局やカフェなどを開放しているケースが見られます。長和町でもクーリングシェルターとして開放できる場所はないか、答弁をお願いします。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) クーリングシェルター、いわゆる指定所別避難施設とは、猛暑から住民を守るために自治体が冷房の利いた公民館などを開放する施設で、熱中症特別警戒アラートが発表された際に、一般に開放され、暑さをしのぐ場所として利用できる施設であると認識しておるところでございます。

公民館など、誰でも利用できる施設として指定され、誰でも自由に利用でき、高齢者などの熱中 症弱者にも優しい施設として機能するようでございます。

本年、7月19日時点では、全国の約4割に当たります47都道府県で710市区町村が公民館や商業施設など、約1万1,000施設を指定しているということでございますけれども、特別警戒アラート、暑さ指数WBGTが35に達する前に、発表される際に、施設が開放されるものでございます。

この地域では、実際に、特別警戒アラートが発表されたことはございませんけれども、発表され

たことのない特別警戒アラートの際に備えまして、都市部とは相違する、どのような公共施設を クーリングシェルターとして開放できるのか否か、関係する担当などと協議、検討してまいりたい と考えております。

- ○議長(森田公明君) 阿部議員。
- ○1番(阿部由紀子君) 年々、暑さが深刻さを増しておりますので、長和町の暑さ対策としてぜ ひ検討していただきたいと思います。

夏の観光シーズン中は、長和町にも多くの観光客が訪れるため、クーリングシェルターを設置することで、観光客の満足度向上につながり、リピーターを増やす効果も期待できると思います。

観光案内パンフレットなどを置いておき、涼みながら次の観光スポットを探すこともできます。 住民の安全確保とはまた別の視点で設置する観光スポットとしてのクーリングシェルターについて、 こちらも御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 御質問の住民の安全確保とは別の視点で設置いたします観光スポット としてのクーリングシェルターにつきまして、この関係につきましても比較的標高が低い観光スポットでの適切な施設があるかどうかなど、観光協会など、関係する皆さんと先ほどの回答と同様に、協議、検討してまいりたいと考えておるところでございます。
- ○議長(森田公明君) 阿部議員。
- ○1番(阿部由紀子君) 熱中症警戒アラートは、暑さ指数であるWBGTが一定の値を超えることが予測される場合に発表される熱中症への注意を呼びかける警報です。

WBGTは、気温、湿度、輻射熱を複合的に考慮した指標で、熱中症のリスクを評価する上で非常に重要な要素です。特に、屋外の作業や運動、そして屋内においても換気が不十分な場合など、熱中症のリスクが高まる状況下で、WBGTを測定することにより、より正確な熱中症予防対策を考慮することができます。

特に、高温期や持病を持っている方など、熱中症リスクが高い方を重点的に訪問し、測定結果や 支援内容についてを御本人や御家族だけでなく、地域の民生委員や自治会などにも共有することな ども必要ではないかと考えます。

長和町では、WBGTを測定するような取組は行われているのでしょうか。測定の結果に基づいて、どのような対策を行っているのでしょうか。

- ○議長(森田公明君) 小林こども・健康推進課長。
- 〇こども・健康推進課長(小林義明君) 暑さ指数を測定するWBGT測定器は、長門小学校、和田小学校、依田窪南部中学校にあり測定を行っております。

熱中症は日頃からの予防が重要なため、熱中症リスクが高いとされている高齢者や乳幼児をはじめとした熱中症の予防と対策についての情報提供を引き続き、行ってまいります。

○議長(森田公明君) 阿部議員。

○1番(阿部由紀子君) 先日、たまたま見かけたニュースでも高齢者の自宅での熱中症について が放送されていました。

認知症などがあると熱さを感じず、家の中で厚着をしているなどのケースもあるようです。

情報提供とともに現状の把握についても町民の方への情報を高齢者の事故のないように気にかけていただき、予防と対策を今後もお願いしたいと思います。

ほかの自治体では、熱中症対策の一環として、気候変動適用エアコン導入促進補助金を取り入れているところもあり、この制度は、自宅にエアコンがない高齢者世帯などを対象にエアコンの購入、設置費用を補助する制度です。

6 5歳以上の高齢者のみの世帯や6 5歳以上の高齢者と障がい者の方だけで構成される世帯であるほか、世帯の全員が住民税非課税または均等割のみ課税であることなど、条件はありますが、エアコンは、自治体の商工会に加盟する店舗で購入でき、最大8万円までを補助しているところもあるようです。

熱中症の危険から命を守るため、こうした制度を長和町でも取り入れることはできないか答弁を お願いします。

- ○議長(森田公明君) 清水町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(清水英利君) 高齢者世帯などを対象に、エアコン設置費用の補助が取り入れられないかと御質問でございます。

近隣市町村で確認できた状況ですけども、上田市において各種制限を設けながら最大5万円の補助を、佐久市におきましても最大3万円の補助を行っているようでございます。

近年、夏は、猛暑、酷暑の日も多く、エアコンがなければ過ごしにくい日が生じており、高齢者 のみでエアコンが設置されていない世帯は、工夫をしながら過ごされているかと思っております。

長和町におきましても高齢者のみの世帯ですとか、高齢者と障がい者の方だけで構成される世帯もございますので、上田市や佐久市以外の自治体の状況ですとか、高齢者世帯などの未設置状況の確認などをしながら制度の有効性について検証を行い、町の財政状況なども勘案しつつ、取組の必要性について検討してみたいと考えております。

- ○議長(森田公明君) 阿部議員。
- ○1番(阿部由紀子君) 近隣市町村でもエアコンの補助を既に行っているところがあるということですので、長和町でもぜひこうした補助金の今後の活用を積極的に検討していただきたいと思います。

次の質問です。

今年、高校1年生になった私の息子は、サッカー部に所属をしています。今年の夏休みも練習に、 試合に、合宿にと炎天下の中、毎日、部活動に励んでおりました。

熱中症アラートが公式 LINEで送られてくるような日でも、運動部に所属する子供たちは、皆、暑い中、様々な部活の練習に取り組んでいることが伺われます。中学校での部活動への熱中症対策

や行っていること、暑さにおける近年の状況はどのようになっていますでしょうか。

- ○議長(森田公明君) 笹井教育課長。
- ○教育課長(笹井佳彦君) 中学校における部活動での熱中症対策といたしましては、体育館及び校庭に暑さ指数計を設置し、気温、湿度、輻射熱などを測定して、熱中症となる指数に達した場合は部活動を中止します。

実際に、昨年、中止したケースもあり、適切に対策ができていると考えております。

また、保健室には、経口補水液や塩分タブレットを常備し、体調不良などに対応できるようにしております。

そのほか、試合などにおきましても休憩を挟み、水分補給を行うなどさせ、子供たちの体に無理 がないように注意を払って部活動を行っているところでございます。

- ○議長(森田公明君) 阿部議員。
- ○1番(阿部由紀子君) 適切に対策ができているとのことで安心いたしました。年々暑さが増してきて、部活動への影響も深刻になってきていると思いますので、引き続き、現状の把握と対策を ぜひお願いしたいと思います。

次の質問です。

ただいまの話にも出てきました経口補水液のOS-1についてです。

OS-1は、経口補水液と呼ばれるもので、激しい運動などで失われた水分と塩分を効率よく補給できるよう、成分が調整された飲料です。特に暑い時期のスポーツ活動では、大量の汗をかき、体内の水分と塩分が不足しがちです。この状態が続くと熱中症を引き起こすリスクが高まります。 OS-1を小まめに飲むことで体内の水分と電解質のバランスを保ち、熱中症予防に役立つそうです。

また、高齢者は、体に水分を貯め込む力が弱く、脱水症状になりやすかったり、高血圧、糖尿病など、基礎疾患を持つ方も脱水症状になりやすい場合があるため、OS-1を勧められるケースもあるようです。普段から飲むには塩分が多いので、注意が必要ですが、熱中症対策には常備しておくこともよいのではないかと思います。

近年、夏の災害が増加しており、台風などの影響で、避難所での生活を余儀なくされるケースも 少なくありません。

避難所では、エアコンが故障したり、停電により使用できなくなったりする可能性もあります。 そのような状況下では、熱中症のリスクが格段に高まります。

OS-1は、熱中症予防だけでなく下痢や嘔吐を伴う感染症による脱水症状の際にも有効です。 災害時には、水道水などが使用できなくなる可能性もあり、OS-1のような経口補水液は非常に 貴重な水分補給源となります。夏の熱中症対策のためにOS-1の備蓄をお願いしたいのですが、 いかがでしょうか。

○議長(森田公明君) 藤田総務課長。

○総務課長(藤田健司君) 熱中症対策におきますところの備蓄の質問でございます。

阿部議員のおっしゃるとおり、台風や豪雨などの災害時におきましては、主に夏期に発生する可能性が高く、長期的な避難所の開設運営において熱中症のリスクがございます。

OS−1は脱水症のための食事療法、いわゆる経口補水療法に用いる経口補水液でございます。 軽度から中等度の脱水症における水電解質の補給、維持に適した病者用の食品でございます。感 染症腸炎、感冒による下痢、嘔吐、発熱、高齢者の経口摂取不足、過度の発汗、脱水を伴う熱中症 の状態等を原因とした脱水症の悪化防止、回復、脱水症の回復後の状態等における水電解質の補給、 維持に利用するものとされまして、購入につきましては特別な規制とはございません。しかしなが ら、OS−1につきましては、適切に使用しないと期待する効果が十分に得られないことがあり、 併せて原疾患の治療が必要な場合も考えられるため、使用に関しては医師の指示、指導を受けるこ とをお勧めしますということになってございます。

OS-1の備蓄でございますが、自己完結型の被災地支援などでは重宝されているということで 伺っているところでございますけれども、避難所用の備蓄としては十分に普及していないのが現状 でございます。その主な要因となっているのが病者用の食品であることと、賞味期限でございます。 保存水の賞味期限は5年以上が主ではありまして、当庁においては、12年の保存水の備蓄となってございます。

経口補水液OS-1の賞味期限につきましては、通常15か月ということでありまして、シーズンに1回の購入、備蓄の入替えということが費用とともに懸念されるところでございますし、先ほども申し上げましたが、電解質濃度が高いため、透析療法を受けている方のほか、高血圧、心臓病、腎疾患等の持病、医師等の指示や指導などにおいても鑑みた場合に、現状ではあらゆる生活用水として使途がございます水の備蓄が最適であるということで判断しているところでございます。

○議長(森田公明君) 阿部議員。

○1番(阿部由紀子君) 賞味期限や備蓄の費用などの問題があり、水の備蓄が最適ということで理解をしました。ですが、状況によっては、今後、必要なケースも出てくるかもしれませんので、こうしたものが備蓄品に普及してくるかどうかも含めて、今後も他の自治体や被災地で普及してくるのかどうか、情報収集を行っていただけたらと思います。

地球温暖化による異常気象、高齢化社会の進展に伴い、国は熱中症対策を重大な課題として捉え、 補助金制度の拡充を図っています。

また働き方改革としても熱中症対策は、労働者の健康を守る観点からも重要視されており、働き方改革の一環として職場における熱中症対策が求められています。厚生労働省が発表した職場における熱中症による死傷災害の発生状況によりますと、2023年における職場での熱中症による死傷者、死亡あるいは4日以上の休業者の数は過去2番目に多い1,106人となり、前年の827人より大幅に増えました。今年はもっと多くなるのではないかと懸念されています。

エイジフレンドリー補助金は、厚生労働省の補助金事業で、高年齢労働者の労働災害防止のため

の取組に要する費用を補助するものです。

60歳以上の高年齢労働者を常時1名以上雇用している中小事業者が対象となり、補助額の上限は100万円です。

補助金メニューの中には熱中症防止対策があり、適度な温度が保たれた休憩所の整備や空調服の 購入などに活用が可能です。

工事現場や工場などでの熱中症の事故を回避するのに効果的とされ、環境省が推進する熱中症対策の一環として、高齢者が安心して安全に働くことができるよう、中小企業事業者による職場環境の改善を支援する補助金制度です。

高齢者の働きやすい職場環境を整備することで、熱中症による健康被害を防止することを目的と しています。こうした国の補助金について町は把握していますか。町の施設、企業センターなどの 温度環境は大丈夫か、今後取り入れていく予定はないか、答弁をお願いいたします。

- ○議長(森田公明君) 清水町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(清水英利君) 国の補助金、町の施設の温度環境などに関する御質問ですけれど も、初めに、私のほうから答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるエイジフレンドリー補助金につきましては、議員の質問でも触れられていましたけれども、高齢者を含む労働者が安心して安全に働くことができるよう、中小企業事業者による 高年齢労働者を労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を予防するための専門家による運動指導な ど、コラボヘルス等の労働者の健康保持、増進のための取組に対して補助を行うものとなります。

この補助金につきましては、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施 事業者、いわゆる補助事業者でございます。

中小企業事業者からの申請を受けて審査などを行いまして、補助金の交付決定と支払いを実施しております。

補助対象者が中小企業事業者であるため、市町村などの自治体は、この補助金の対象とはなって はおりません。このことを最初に御報告をさせていただきます。

- ○議長(森田公明君) 中原産業振興課長。
- ○産業振興課長(中原良雄君) 中小企業事業者による職場環境の改善につきまして商工会に確認 したところ、商工会員の皆様には、熱中症にも対応できる会員福祉共済をお勧めしているとのこと でございます。

御質問にありますエイジフレンドリー補助金も承知しているとのことでございました。

町といたしましては、今後も商工会と連携し、事業者の皆様の職場環境改善に努めてまいりたい と考えているところでございます。

- ○議長(森田公明君) 宮阪企画財政課長。
- ○企画財政課長(宮阪和幸君) 私のほうからは、施設の温度環境について答弁をさせていただきます。

町の施設の温度環境につきましては、各施設の担当部署において適切に管理されているものと認識しています。

また各施設におきましては、ほとんどの施設におきまして建設時に空調機器を設置していますが、 地球温暖化に伴う高温化に伴い、建設時には空調機器が設置されていなかった施設につきましても 設置の必要性が生じた施設につきましては、空調機器の設置を行っております。

次に、企業センターの状況でございますが、作業場については令和2年度、令和3年度において 十分な大きさの空調機を設置いたしました。

また休憩室、事務室においてもそれぞれ空調機を設置済みであり、温度環境についての設備は十分であると考えているところでございます。

- ○議長(森田公明君) 阿部議員。
- ○1番(阿部由紀子君) 今年の夏は、例年以上に厳しい暑さとなり、私たち町民は熱中症の脅威を身近に感じ、熱中症対策の重要性を改めて認識いたしました。

この経験を生かし、町民一人一人が熱中症対策を意識するとともに、当町での来年度からの積極的な取組を心より期待するとともに、住民が安心して暮らせるまちの実現に向けて御尽力いただきますようお願い申し上げまして、今回の私の一般質問を終わります。

○議長(森田公明君) 以上で、1番、阿部由紀子議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長(森田公明君) 本日の一般質問は全て終了いたしました。

本日予定した会議は終了しました。

会議を閉じ、散会といたします。

なお、明日10日の一般質問につきましては、午前9時30分から行いますので、時間までに御 参集願います。

散 会 午後 3時48分

第 3 号

(9月10日)

議 事 日 程

令和 6 年 9 月 1 0 日 午前 9 時 3 0 分 開議 長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問 散 会

令和6年長和町議会9月定例会(第3号)

令和6年9月10日 午前 9時30分開議

出席議員(10名)

1番	阿	部	由紀子		議員	2番	龍	野	_	幸	議員
3番	荻	野	友	_	議員	4番	佐	藤	恵	_	議員
5番	田	福	光	規	議員	6番	羽	田	公	夫	議員
7番	原	田	恵	召	議員	8番	小	Ш	純	夫	議員
9番	渡	辺	久	人	議員	10番	森	田	公	明	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	町 長		羽	田	健-	一郎	君	副	町		長	高見沢		高	明	君	
教	: T	育	長	藤	田	仁	史	君	総	務	課	長	藤	田	健	司	君
企画財政課長			宮	阪	和	幸	君	建;	設 水	道課	長	米	沢		正	君	
۲	ども・健	康推進	課長	小	林	義	明	君	町」	民 福	祉 課	長	清	水	英	利	君
情報広報課長兼会計管理者			上	野	公	_	君	産	業 振	興課	: 長	中	原	良	雄	君	
教	育	課	長	笹	井	佳	彦	君	総	務 課	長補	佐	遠	藤		剛	君

議会事務局出席者

事務局長長井真樹君 議会事務局書記齊藤照恵君

◎開議の宣告

○議長(森田公明君) おはようございます。 長和町議会第3回定例会を再開いたします。 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長(森田公明君) 日程第1 一般質問を行います。

通告順により、本日2名の一般質問を行います。

6番、羽田公夫議員の一般質問を許します。

羽田公夫議員。

○6番(羽田公夫君) 議長の許可をいただきましたので、一般質問に移らさせていただきます。 本日、私は3つの点について一般質問に上げてあります。

1番目は不動産の相続登記義務化について、2番目は小学校プールの活用状況と問題点について、 3番目は部活動の地域移行についてであります。

不動産の相続登記義務化が、令和4年4月1日より罰則つきでスタートしました。申請について のこの相続登記改正法は、今まで任意であったものが、国民の義務化に法務省が方向転換のかじを 切ったもので、大きな方向転換を意味しています。

義務化を選択した意図は、相続登記が未実施のまま、子から孫へと代が変わっても、所有者がしっかりと分かっていないことが主眼であり、既に相続した不動産も対象になっていて、相続を知ってから3年以内に登記しないと法務局が申請を促す催告をし、応じなければ裁判所から10万円以下の過料が課せられる内容になっています。

未登記の所有者には早急な対応が求められており、登記するには、登録免許税や司法書士に支払 う手数料がかかることから、利用価値が高い都市部では手放す機会もありますが、反面、田舎では 遺産の分割協議もスムーズに進まず、放置されるケースも多くなっていたのが実情であります。

新聞報道によれば、相続登記義務化を知っているのはの問いに、法務省の令和5年8月のアンケート調査では、知っている・大体知っているは約32%、知らない・よく知らないと答えた人は約68%に上る結果が出ていて、約7割の人がよく分からないと答えています。

ここまで来て、法務省が熱心に対応するのは、平成23年3月の東日本大震災の復興作業に当たり、所有者の分からない所有者不明土地が多く見つかり、用地買収に膨大な時間がかかり復旧工事に遅れが出たこと、もう一点は団塊世代の高齢化が進み、多死社会へと移っている現実があると思われる。

令和4年の高齢者の死者は156万人で戦後最高を更新し、国税庁の4年の相続申告額も過去最

多の2兆7,989億円となりましたとの報道もあります。

令和4年の所有者不明の土地は、全国で410万ヘクタールほどあり、九州を上回る面積であると言われています。多死社会の進行が相続増加の対策を急がせた要因になっていて、多くの国民に知ってもらう対策も考えているようです。

質問に入ります。

「相続登記の義務化、令和6年4月1日開始」の重大な町民へのお知らせは、広報ながわ4月号に掲載されていました。約7割もの人がよく分からないと答えている現状では、さらに住民への広報は必要と考えますが、この件について、町の考えをお尋ねいたします。

- ○議長(森田公明君) 羽田町長。
- ○町長(羽田健一郎君) 皆さん、おはようございます。ただいま、羽田議員の相続問題について の答弁をさせていただきます。

お話しにございましたように、相続登記の義務化に関する質問でございますが、御案内のように、この4月1日から相続登記が申請義務化されました。その背景には、今、お話いろいろございましたけれども、所有者不明の土地が増えていることが上げられ、所有者不明の土地とは、不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、または判明しても所有者に連絡がつかない土地のことで、不動産を相続したときに相続登記を行っていないと、既に亡くなった人が所有者として登録されていたり、所有者の住所や連絡先が変更されており連絡がつかなかったりする、こういう事例が多くあります。

相続登記の申請義務化が施行されましたこの4月1日以降に相続した土地や建物はもちろんでございますが、過去に相続した不動産や未登記の建物についても義務化の対象となり、その期限は不動産の相続を知った日、または施行日のいずれか遅い日から3年以内に申請をしなければならないと、このようにされております。

相続登記に関しましては、手続が難しく申請に手間がかかり、戸籍などの添付書類も多く、登録 免許税などの金銭的な負担ものしかかってくるため、様々な不安や問題を感じている人も多くいら っしゃるのではないかというふうに思われます。

御質問の詳細につきましては、担当課長より御答弁をさせていただきます。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 私のほうから、お答え申し上げます。

相続登記の義務化に関する広報紙への掲載につきましては、令和6年4月号に記事を掲載させていただきました。それ以前にも、令和4年12月号、令和5年6月号と12月号でそれぞれ掲載させていただいておるところでございます。必要があれば、今後も広報紙へ掲載してまいりたいと考えておるところでございます。

また、固定資産税の関係から、税務係の窓口でも相続登記が必要な方に対しましては、相続登記の義務化等につきましても御案内をいたしておりますので、引き続き、このことの関係につきまし

ては、取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

- ○議長(森田公明君) 羽田議員。
- ○6番(羽田公夫君) 今の件につきまして、関連質問させていただきたいと思います。

相続登記の義務化については、先ほど答弁に、今年の広報4月号で計4回にわたり、町民への広報を実施しているとの答弁でした。

その結果、これまでに税務係の窓口へ相談に見えられたり、実際に手続を始められた方はいらっ しゃるのかお尋ねしたいと思います。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 今まで、4回にわたりまして広報紙によります周知以降、電話ですと か窓口への問合せも何件も受けておりますし、実際に相続登記を行った方もおられますので、広報 紙による効果も、ある程度はあったのではないかなということで評価しているところでございます。 件数につきましては、カウントしているわけではございませんので不明でございます。
- ○議長(森田公明君) 羽田議員。
- ○6番(羽田公夫君) 次の質問に移ります。

現在、長和町には、相続登記がなされていないため所有者不明の不動産はあるのかないのか、あるとすればどれくらいの面積で何筆ぐらいあるのか、さらに、その土地からの固定資産税の徴収はされているのかお尋ねいたします。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 現状といたしましては、きちんと相続登記が行われていない所有者不明の不動産につきまして、面積や筆数を完全に把握することは不可能であるためできません。

固定資産税が課税されている場合につきましては、納税通知書を発送する必要があるため、所有者や相続人を特定するための調査を行いますけれども、所有者不明の土地につきましては、免税点未満の土地や非課税の土地が多くございます。

したがいまして、固定資産税が課税されていないという場合がほとんどという現状でございます。 したがいまして、きちんと相続登記が行われていない所有者不明の土地につきましては、固定資 産税の徴収は行われていないということとなっております。

- ○議長(森田公明君) 羽田議員。
- ○6番(羽田公夫君) 期限は、不動産を相続したことを知った日から3年以内となっていて、対応が急がれます。その対象者に対して、町として手続を急ぐように催促することができるのかお尋ねいたします。
- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 仮定のお話でございますが、対象者にこちらから催促するとした場合、全ての所有者が現時点で健在なのか、それとも亡くなられているのか、まずそれを調べるところから始めることとなります。

また、長和町の特徴といたしまして別荘地も非常に多いことから、当然ながら町外在住の所有者も多いわけでありますので、町外の所有者の場合、住所地の市町村から住民票を取り寄せて調査する必要がありまして、万が一亡くなられていたような場合につきましては、さらに戸籍謄本等を取り寄せて相続人を調査することになりますので、相当の時間と労力が必要になります。事務的にも、とても煩雑になることが想定されるところでございます。

また、所有者不明の不動産も対応するとなると、そういった土地の場合について、土地の登記簿 謄本に所有者名の記載はあるものの、所有者の住所が記載されていない場合もございますので、最 悪の場合、相続の調査に必要な戸籍謄本を取得することができない事態も想定されるところでござ います。

そういった想定も含めまして考えますと、町から対象者へ催促していくことにつきましては、現 実的には難しいものと思われますので、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、税務係におき まして、引き続いて相続登記が必要な方に対し、相続登記の義務化等について御案内をしてまいり たいと考えているところでございます。

- ○議長(森田公明君) 羽田議員。
- ○6番(羽田公夫君) 土地の管理が所有者の重荷になっている方には、一定の要件を満たせば相 続土地国庫帰属制度という方法もあり、令和5年4月から実施されています。

相続したが土地が遠い、利用する予定がない、経済的負担などで管理に困っている、それらの不動産の権利を国庫へ帰属させるものですが、制度の利用状況など、長和町の現状についてお尋ねいたします。

- ○議長(森田公明君) 藤田総務課長。
- ○総務課長(藤田健司君) 所有者不明の土地の発生を予防する観点から、相続等によりまして取得した土地について、法務大臣の承認を受けて国庫に帰属させる制度といたしまして、相続土地国庫帰属制度が創設され、制度開始の令和5年4月以降、長和町でも2件の申請が提出されておるところでございますが、現状では制度に関する相談等は、税務係を窓口といたしまして実施しておるところでございます。

申請に関する相談や手続は、法務局の本局のみでの対応となっているため、長和町に関する土地 の場合につきましても、長野地方法務局が窓口となってございます。

制度の大まかな内容でございますが、申請に当たりまして、土地1筆当たり1万4,000円の 審査手数料を支払う必要があり、申請する土地の形状が把握できる図面や写真、隣接する土地との 境界を明らかにする写真を境界点の数だけ作成し、添付書類として提出することとなってございま す。

また、申請ができていない土地の条件の一例といたしまして、建物や構造物、伐採などの定期的な管理が必要な樹木や竹など、通常の管理や処分を阻害するものが存在している土地とあり、仮に相続した実家の土地を申請しようとする場合、事前に家屋の取壊しと滅失登記を済ませる必要がご

ざいます。

審査結果が出るまでには半年はかかるとも聞いておりますが、もし無事審査が通り、国庫に帰属できることとなった場合、10年分の土地管理費相当分の負担金といたしまして、地目や条件にもよりますが、土地1筆当たり最低20万円を支払う必要がございます。

相続や遺贈によりまして望まぬ形で土地の所有者となり、その後の管理に負担を感じている方々にとって大変有意義な制度である一方、実際に申請する方にとりましては、事務的にも金銭的にも 負担が大きい制度であると感じているところでございます。

そのため、申請件数も余り増えていないのは現状ではないかと考えているところでございます。 〇議長(森田公明君) 羽田議員。

○6番(羽田公夫君) ただいまの国庫帰属制度でありますが、7月いつからだったか、ちょっと 覚えていませんが、信毎紙上に現状の悩み等が書かれていました。なかなか思うように進まないと いうような報道で、いずれにしても、これが進むように内容を変えてやりたいというようなことも 書いてありましたけれども、どのようになるかは、これからまた見守っていきたいと思っておりま す。

次の学校のプールの現状について質問したいと思います。

中学校プール授業で小学校4年生が溺れて死亡という大変ショッキングなニュースが、マスコミ によって流されました。

内容は、7月5日に小学校4年生が水泳の授業中に、中学校のプールで溺れてしまい意識不明となり、その後に死亡したという内容でした。なぜ、安全が確保されている学校のプールで水難事故が起きてしまったのか、詳しく説明を聞くまでは理解不能の内容でした。

いきさつは、小学校のプールのろ過装置の故障により使用できなくなり、市の教育委員会の判断で、水泳の授業は近くの中学校のプールを使って行われていた。事故の当日は、36人の児童を教頭と学級担任2人の計3人で分担して指導に当たっていたが、児童が溺れていることには気がつかなかった。同級生が見つけ、教諭が人工呼吸やAEDを使って救命措置をしたが、同日夜、病院で死亡した。

以上が事故の内容ですが、暑い夏の時期における水泳の授業は、子供たちにとっては特別に待ち 焦がれる学習であります。反面、水泳は一歩間違えると、生死を分ける危険性を持った学習場面で もあります。

夏季に限れば、例年、海や川等で楽しく水遊びをしている間に、中学生以下の子供たちの水難死 亡事故は、毎年20名から30名が犠牲になっているという統計も出ています。

今回の事故は、長和町の学校にも当てはまる問題であると考え、質問に入ります。

町内の各小学校プールの設置の形態や環境は違いますが、水泳学習を実施するに当たり、その判断基準はどのような条件の下に決定しているのかお尋ねいたします。

○議長(森田公明君) 羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 議員のおっしゃるとおり、高知市の小学校で起きた水泳授業中の事故を はじめ、毎年悲しい報道を耳にするわけでございます。

今回お亡くなりになった児童の父親が、NHKの取材に際し、児童は身長がおおよそ1メートル 10センチ、体重は15キロと小柄で、水泳の授業の前に中学校のプールが怖いと、学校側に訴え ていたということでございます。その訴えにも関わらず、どこにいるか分からないというのはおか しい、こういう思いをする家族をつくってほしくないとの胸の内を語っておられます。

小学校のプールが老朽化により工事をしていたため、その間、中学校の施設を臨時的に使用した わけでございますが、全国的に学校のプールは老朽化が進んでおり、この問題につきましては深刻 な問題となっております。

また、水泳教育に詳しい大学の教授の話から、教員3人というのは数的には不十分ということはないと思うとしながらも、PTAや地域の大人に依頼して、プールの監視の目を増やしているところもあると指摘をしております。

そのほか、事故防止に向けた児童たちがペアとなってお互いを確認するバディ・システムと呼ばれる動作の習得の重要性も上げております。

プールの水深、大きさ、環境を十分に把握し、施設に合った指導内容とし、もし危険があるとすればどう回避するか、綿密な計画が必要との指摘もあり、事故を起こさない対策を講じなければならないわけでございますが、町内の学校プールの状況につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長(森田公明君) 笹井教育課長。

〇教育課長(笹井佳彦君) 水泳学習におきます基準に関する御質問でございますが、まず、和田小学校におきましては、B&G海洋センターを利用しており、特殊シートで上屋を囲っておりますので、雨天でも実施が可能です。ただし、豪雨・雷雨の場合は実施をいたしておりません。

次に、温度条件でございますが、気温と水温を足して46度以上を目安としています。

次に、薬剤投入でございますが、自動投薬となっておりまして、投薬機の管理は町で行っております。

次に、水質でございますが、学校環境衛生基準に基づき判断をしております。毎朝、日直が遊離 残留塩素濃度を測定し、1リットル当たり0.4 p p m以上であることを確認しております。また、 濁りやプール内への異物の有無も目視で可否を判断しています。

次に、プールサイドの状況でございますが、危険物の有無を日直、授業者が確認しています。 次に、見学者の対応でございますが、室内温度が高いため、プールに入らない児童は教室におい

て自習をさせています。

次に、長門小学校でございますが、気温、水温ともに21度以上で、両方足して45度以上で実施をしています。気温、水温ともに21度以上であっても、熱中症アラートの発令、また熱中症測 定器により計測された暑さ指数によって、活動時間の短縮、活動の中止などを判断しております。 次に、薬剤投入でございますが、1日4回、機械で自動投薬しています。

次に、水質でございますが、残留塩素濃度 0.4 p p m以上を保てるよう管理をしています。

次に、プールサイドの状況、見学者への配慮についてでございますが、テント2基を設置し、見 学者は日陰で行えるようにしております。また、プールサイドには水分を置いております。

以上が学校における状況でございます。

- ○議長(森田公明君) 羽田議員。
- ○6番(羽田公夫君) 学習中の指導と監視について質問したいと思います。

水泳学習時の安全、安心面と、泳力獲得の技術指導時の両立に、各クラス何名の教師が付き添えるのかお尋ねいたします。

もし分かれば、学年ごと泳力がどのほどあるのか、県や国の基準と比較できるかどうかお尋ねいたします。

- ○議長(森田公明君) 笹井教育課長。
- ○教育課長(笹井佳彦君) まず、和田小学校でございますが、1時間の授業に対しまして2名以上の職員が、指導、監視に当たることを原則としています。体育の授業は連学年で行っておりまして、2名の指導者が確実にプールにいる状況にございます。

次に、長門小学校でございますが、安全面等の確保のため、連学年でこちらもプール授業を行えるようにしております。プールの中に職員2名から3名、プールサイドに1名から2名で監視を行い、安全に水泳学習ができるようにしています。

次に、泳力の国・県との比較でございますが、全国的に見ましても泳力調査を行っているケース は少なく、国・県においてそういう調査が行われておりませんので、比較はできておりません。

- ○議長(森田公明君) 羽田議員。
- ○6番(羽田公夫君) 夏季休業中のプール開放日についてお尋ねします。

夏季休業中のプール開放日の日数と参加者数はどれぐらいか。また、1日の開放日に教師と協力 を依頼しているPTAは何人で監視しているのかお尋ねいたします。

- ○議長(森田公明君) 笹井教育課長。
- ○教育課長(笹井佳彦君) まず、和田小学校でございますが、今年度は夏季休業中のプール開放は7月下旬の4日間で、参加児童数は延べ92名、1日平均にしまして23名という状況でございました。

監視につきましては、1日につき学校職員2名、PTA3名の計5名で行っております。

開放日でございますが、休業中の職員の研修会、会合などの動向によりまして、年度ごとに決定をしております。また、夏季休業中のプール開放は慣例的に行われており、規定はないため、決定 基準はございません。

次に、長門小学校でございますが、令和6年度は3日間計画をして、実施したのは2日間でございました。未実施の1日でございますが、朝から熱中症警戒アラートが発令されており、プールの

暑さ指数も危険値の31に達することが見込まれたため、児童やプール監視に当たっていただく保護者の方の安全確保のため中止といたしました。

次に、参加者でございますが、2日間で160名程度でございました。

次に、夏休みのプール監視人数につきましては、職員3名とPTAの4名の合計7名で監視をしています。

次に、開放日数の決定基準でございますが、開放日数についてはプール開放の反省を踏まえて決定をしています。前年度、秋のPTA常任委員会でプール開放について、監視当番に当たってくださった保護者の方に学校から反省を伝え、その中で次年度の開放日数についても諮っています。

開放日数については、スクールバス運行の関係、機械を動かして水質を管理していく関係、プール監視当番の関係、暑い時期の児童の登下校の安全面の関係、職員の夏季研修もあるため、勤務なども考慮して決定している状況でございます。

- ○議長(森田公明君) 羽田議員。
- ○6番(羽田公夫君) 和田小学校のB&Gプールの利用についてでありますが、和田小学校の児童は体育の時間やプール開放に当たり、大プールは小学生の利用基準より深いプールも使用しています。そこの安全対策としては、どのように対処しているのかお尋ねいたします。
- ○議長(森田公明君) 笹井教育課長。
- ○教育課長(笹井佳彦君) まず、和田小学校におきましては、B&G海洋センターでは小プールの水深が 0.5メートルで、1年・2年の児童に適している深さだと考えております。

日本水連が示している最浅水深、最も浅い水深のことですけども、0.8メートルのことだといたしますと、中・高学年児童では足がついてしまい、特に平泳ぎなど、かえって泳ぎづらい状況になります。

大プールの最深水深、最も深い深さということですけれども、これは1.2メートルでございます。昨年度は、身長がまだ低く立っているのがやっとという児童がいたため、プールフロアを設置いたしましたが、今年度の3年から6年の児童は、全員水中に立ったときに首より上が出ていることから設置はいたしませんでした。

ただし、身長や水深に関わらず溺れることはございますので、常に全体を見渡しながら指導をしている状況でございます。

- ○議長(森田公明君) 羽田議員。
- ○6番(羽田公夫君) B&Gプールと依田窪プールの利用についてでありますが、夏季休業中で学校以外の腰越の依田窪プールや和田のB&Gプールの児童の利用状況はどれくらいか、利用するときの学校としての決まりはあるのかお尋ねいたします。
- ○議長(森田公明君) 笹井教育課長。
- ○教育課長(笹井佳彦君) プールの利用状況に関する御質問でございますが、まず、和田小学校におきましては、B&G海洋センターの利用となりますが、園児・児童の利用が延べ538名でご

ざいました。

また、一般利用でございますが、令和5年度が117名でございましたが、令和6年度、8月お 盆明け現在で305名と、2倍以上利用が増加しています。

理由といたしましては、期間従業員の確保ができたことにあります。このため開放日数が大幅に 増え、利用者増につながりました。

利用に当たっての学校の決まりでございますが、夏休みの決まりに「学校指定日以外でB&G海洋センタープールを利用する場合は、保護者の同伴が必要です。ただし、4・5・6年生は2名以上であれば、児童のみでも利用できる」とし、事前に指導を行い、通知を各家庭に配布いたしました。

ちなみに長門小学校でございますが、学校以外のプール利用は安全面確保のため、保護者と一緒 に行くことを決まりとしております。

なお、依田窪プールの利用でございますが、大人・子供別で集計されておりませんので、長和町 の児童がどのくらい利用しているかというのは把握できません。

ちなみに、昨年度は長和町の全体の利用者は、1万5,324人という状況でございました。

- ○議長(森田公明君) 羽田議員。
- ○6番(羽田公夫君) B&G財団との契約についてであります。

長野県内の16市町村が、B&G財団の補助を得て、和田B&G海洋センタープールと同様なプールや体育館等のスポーツ施設を運営しています。

和田のプールは、旧和田村当時にプールが建設され、小中学生を中心に一般にも開放されてきた 歴史を持っています。

このプールは建設されて約40年ぐらいになるのではないかと思いますが、B&G財団とはどのような経緯でお付き合いが始まったのか、またその契約内容はどのような取決めで運営されているのか、それに伴う町のプラス面、マイナス面は何かお尋ねいたします。

- ○議長(森田公明君) 笹井教育課長。
- ○教育課長(笹井佳彦君) 長和町和田B&G海洋センターでございますが、昭和62年、旧和田村のときに開設をいたしました。

開設の経緯でございますが、当時、和田小学校のプールの老朽化が著しい状況下、海洋性レクリエーションを軸とした青少年健全育成活動や地域住民の健康づくりを支援することを目的として、施設提供を全国的に行っておりましたB&G財団に施設建設を要望し、同財団の了承を得て実現したものでございます。

現在では、B&G海洋センター等は全国に480施設ございます。

次に、契約に関しましては、建設後3か年で無償譲渡となりますが、その際に無償譲渡契約を同 財団と締結することになります。当町におきましても、契約を締結しております。

契約の内容でございますが、目的外使用の禁止、看板の提示、利用状況の定期報告、財団事業へ

の協力、施設の維持保全義務、譲渡・売却・抵当権設定の禁止などがございます。

次に、メリットでございますが、高額な建設費のかかる施設を無償譲渡していただき、学校が利用できる施設ができたことに尽きると思います。

次に、デメリットというよりは不都合を感じる部分ということになりますが、一般開放をしなければならず、学校の専用にはできないこと、センター育成士資格取得に財団直轄の施設におきまして、1か月程度研修機関を要する手間とその人材の確保、また期間従業員の確保、それと施設を財団の目的外に転用できないことではないかと感じております。

- ○議長(森田公明君) 羽田議員。
- 〇6番(羽田公夫君) 今後の在り方についてですが、小学生の夏季休業中のプール開放について、 異常な熱さの続く今年度ではありますが、和田のB&Gプールは夏本番なのに利用者が少ないよう に思います。

和田B&Gプールの中長期的にはどのような運営を考えているのか、さらに開設に当たり、町からの持ち出しの年間予算はどれほどの出費をしているのかお尋ねします。

- ○議長(森田公明君) 笹井教育課長。
- ○教育課長(笹井佳彦君) コロナが始まって以来、昨年までは、ほとんど小学校の利用が中心となっておりましたが、今年度は7月20日より、月曜日を除きましてお盆中も一般開放を行いました。

コロナが 5 類に移行となってから、利用者も増えてきておりまして、できる限り一般開放をして まいりたいと考えております。ただ、期間従業員を集めることが非常に難しくなってきておりまし て、そこが一番の課題であると感じています。

次に、年間の町が支出する経費でございますが、光熱水費が主なものになります。金額は150 万円弱ということになります。

- ○議長(森田公明君) 羽田議員。
- ○6番(羽田公夫君) プールについては以上ですが、現在、和田小学校児童は、ほとんどがバス 通学になってしまい、体力の低下が心配されています。水泳学習も含めて、徒歩通学のない分、ど こで体力向上を図れるのか、教育委員会を中心に対策をしっかり考えてほしいと思っています。

次の質問に移ります。

部活動の地域移行についてであります。

今年度の中体連の大会は、地域移行の2年目に当たり、学校の枠を超えたクラブチームの大会参加が本格的になってきたと感じられる様相が見え始めたように感じられます。

去年、中学校総体に参加したクラブチームは60チームほどでしたが、今年度は153チームに増えました。少子化等の影響もあり、中学校単位のチーム結成が難しい場合は、地域を中心にクラブを結成して大会参加を実現して、自分の力を試し向上させたいと考えている生徒は、クラブへ加入して上位を目指す姿も見られます。

今は変革期に当たりますが、このまま進めば、本人の上昇志向と保護者の協力が得られる環境の 子供と、学校の部活動で活動する子供の二極化が進むものと思われます。

しかし、教師の働き方改革もあり、学校の部活動はいずれ変わっていくのではないかと、スポー ツクラブが主流になっていくものと思われます。

質問です。

クラブの受け皿づくりについてです。

少子化の進む中、運動部を例に取れば、他校とチームを編成し大会を目指すのか、それとも家庭の協力が得られ、自分の上昇志向が実現できる名の通ったクラブへ入り、県大会や全国大会を目指す生徒の多様な願いが進路に用意されているのが理想的ではありますけれども、社会体育の面からも、子供の期待に応えられるクラブの育成も必要になってきます。今まで教師が担っていた部活顧問の役を任せられる人材育成も必要です。

それらを見通し、長和町のスポーツクラブでどこまで担ってもらえるのか、受け皿づくりはどこまで期待できるのか、他の町村の打合せは進んでいるのかお尋ねいたします。

- ○議長(森田公明君) 藤田教育長。
- ○教育長(藤田仁史君) 学校部活動の地域移行に関する御質問でございます。

今年の3月議会におきまして、羽田議員に答弁をした内容と重なる部分もございますが、長和スポーツクラブに中学校部活の受入れに関するアンケート結果におきましては、野球、サッカー、バスケットボールなどは、休日において指導者の派遣、受入れ可能との回答をいただいておりますので、休日移行、地域移行の見通しはある状況にございます。

しかしながら、平日の部活動となると、平日の昼間に子供を任せられる人材がいるのかというと 大変難しいと感じておるところでございます。

また現状、依田窪南部中学校におきましては、丸子中学校・丸子北中学校と部活動の連携を既に 初めておりますので、今後も近隣中学校と合同で部活動を行っていく状況がうかがえます。

次に、他市町村との打合せの状況でございますが、上田地域におきましては、近隣中学校との合同部活を進める方針が、各教育委員会からも示されております。その中に、青木村、東御市、長和町の中学校も含まれている状況にございます。

また、先月になりますが、上小校長会の正副会長との懇談におきましては、上田地域の中学校でブロック分けをして、合同で部活動を行う検討を始めているとの話がございましたので、学校現場の状況を踏まえながら、各市町村とも引き続き連携を取りながら対応してまいりたいと考えております。

- ○議長(森田公明君) 羽田議員。
- ○6番(羽田公夫君) 最後の質問に入ります。

クラブチームから大会参加ということであります。南部中学校の生徒の中で、他市町村にあるクラブへ加入して大会に参加した生徒はいるのかをお尋ねします。競技名、大会名、どこまで進んだ

のか、クラブ名と所在地、人数等その他、いろいろありますがよろしくお願いします。

- ○議長(森田公明君) 笹井教育課長。
- ○教育課長(笹井佳彦君) 依田窪南部中学校の生徒の中で、他市町村のクラブに加入をして大会に参加している生徒の状況でございますが、競技名とその成績につきましては、まず陸上競技におきまして、上田市の真田クラブに2名在籍し、北信越大会・全中大会・県大会に出場をしております。

次に水泳競技におきましては、上田市のスポーツクラブアクトスに1名が在籍し、県大会に出場 しております。

次に柔道競技でございますが、長野市の若穂柔剣道育成会に1名在籍し、県大会に出場しております。

最後に女子バレーボールでございますが、上田市のクラブ風信子というところでございますけれ ども、4名が在籍をして県大会に出場している状況がございます。

- ○議長(森田公明君) 羽田議員。
- ○6番(羽田公夫君) 本日の東信ジャーナルの1面に、写真つきで大きく紹介されておりました。 南部中の生徒が、よそのクラブへ加入して頑張っている姿が思い浮かばれる状態が写っていて、大 変よかったかと思っております。

時代の流れに遅れないよう、生徒の受皿となる地域のスポーツクラブの育成に、教育委員会はますます注力して頑張っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長(森田公明君) 以上で、6番、羽田公夫議員の一般質問を終結いたします。 ここで10時28分まで休憩といたします。

 休
 憩
 午前10時17分

 再
 開
 午前10時28分

○議長(森田公明君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

4番、佐藤恵一議員の一般質問を許します。

佐藤恵一議員。

○4番(佐藤恵一君) 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

今朝も朝から非常に暑く、草刈りには大変温度が高くてやりにくい日です。通告いたしました質問項目の第1は、農地、畦畔の景観維持、草刈り等に対する行政の取組と方針についてです。

この夏の猛暑の中、草刈りを行っている最中に熱中症による命の危険を感じられた町民の方も、 数多くいらっしゃると思います。

高齢化、人口減少による担い手不足は、小さな集落から問題が顕在化してきており、集落での共 同の草刈りの範囲を縮小する自治会も出てきています。 自治体による草刈りの担い手不足は、多くの自治体で課題となっており、長和町ではどのように 今後対応していくのかをただしていきたいと思います。

それでは質問に入ります。

現在、計画中の長和町景観計画と農地、畦畔との景観保全についての関係はどうなっているのか。 景観計画の中のアンケートには、町民が長和町で特に大切にしたい景観について、44.1%の 方が里山と農地の景観について大切にしたいと考えています。

長和町景観計画の中で、農地、畦畔等の景観についての位置づけはどうなっているのか質問いた します。

- ○議長(森田公明君) 羽田町長。
- ○町長(羽田健一郎君) 長和町景観計画における、農地、畦畔の景観保全に関する御質問でございます。

長和町景観計画につきましては、令和4年8月に景観計画策定委員会を立ち上げまして、長野大学の先生に会長をお務めいただき、町議会をはじめ財産区、農業委員会、商工会等の関係団体など、大勢の皆様に御参加をいただき、アンケートや地区懇談会、ワークショップの実施を通じて、広く町民の皆さんの声を反映しながら計画を策定をさせていただきました。

そして、昨年11月と今年8月の2回のパブリックコメントを実施をしまして、9月1日より計画の縦覧期間となっておりまして、10月1日から計画が発効となります。

長和町景観計画の策定に当たり、お力添いをいただきました策定委員の皆様、またアンケート等 へ御協力をいただいた町民の皆様に、心から御礼を申し上げる次第でございます。

御質問に関しましては策定いただきました長和町景観計画に基づく内容となりますので、詳細に つきましては担当課長より答弁をさせていただきます。

- ○議長(森田公明君) 清水町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(清水英利君) それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

長和町景観計画の策定に当たりましては、令和4年9月に基礎資料としての活用と計画への反映を図ることを目的といたしまして、18歳以上の町民の皆さん2,000名、高校生年代133名を対象にした景観に関するアンケートを実施しておりまして、両アンケートを合わせて786名の方から御回答をいただいております。

長和町で特に大切にしたい景観をお聞きした項目において、回答数の多かった上位3つでございますけれども、歴史的風情のある街道や宿場の景観が51.4%、町から眺める山並みの景観が49.7%、農地や里山の景観が44.1%といった結果となっております。

このアンケートの結果を参考に、長和町の景観の魅力ですとか景観の特徴を把握し、景観エリアの設定などに活用をさせていただきました。

御質問の農地、畦畔などの景観についての位置づけにつきましては、田園・里山エリアに含まれておりまして、「周辺の山並みや周囲の農地と調和したのどかな暮らしを守り、四季折々に心やす

らぐ景観づくり」という景観づくりの方針を定めておるところでございます。

- ○議長(森田公明君) 佐藤議員。
- ○4番(佐藤恵一君) 長和町景観計画では、農地、畦畔等の保全管理について、具体的な施策は 今後立案されていくのか質問いたします。
- ○議長(森田公明君) 清水町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(清水英利君) 景観計画で、今後具体的な施策は立案されるのかという御質問で ございます。

今回策定をいたしました長和町景観計画につきましては、景観法に基づき一定規模以上の建築物、工作物の建築や開発行為等を行う場合に、行為着手の30日前までに届出をしていただきまして、 景観育成基準への適合確認を行う制度となっていますことから、農地等の保全、管理についての具体的な施策を当計画において実施することは難しいだろうと考えております。

しかしながら、今現在、景観を損ねていると感じるものをお聞きしたアンケート項目におきましては、空き家や空き店舗、耕作放棄地、荒廃した森林といった土地の保全、管理の不作為によるものが上位に上げられており、景観計画による対応が困難であることから、アンケート結果については役場内で共有を図らせていただいております。

今後、他部署で所管する計画ですとか制度の活用、地域住民との連携による取組など、農地、畦畔などの保全管理についての具体的な施策の検討は必要であるだろうと考えておるところでございます。

- ○議長(森田公明君) 佐藤議員。
- ○4番(佐藤恵一君) 高齢化の進展、さらに気候温暖化のため、異常ともいえる高温、炎天下での農作業の危険を考慮すると、里山、農地、畦畔の草刈りが大変困難になってきております。

現在、農地、畦畔の草刈りの解決施策としては、中山間地等直接支払制、多面的機能支払交付金などの制度による支援が主な解決策ですが、年々集落の参加者が高齢化により減少傾向にあります。

町として、農地、畦畔の維持管理を行う住民に対して、今後も継続して農地管理が行えるような 支援策はないか質問いたします。

- ○議長(森田公明君) 中原産業振興課長。
- ○産業振興課長(中原良雄君) 農業人口の減少、高齢化による人手不足に加え、温暖化の影響により、近年では猛暑、炎天下での農作業を余儀なくされており、体力的な負担も大きく、農業者の置かれている状況は厳しさが増していると認識しているところでございます。

町内においては、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業を活用して、農業者が組織化し、協定集落ごとに共同で取り組む地域活動を通じて、農地や水路、農道等の維持管理に当たっていただいております。

中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業においては、条件有利地と条件不利地で農業を 行う場合の格差是正や農業生産活動の継続の下支えとして補助金が交付されているところでありま すが、これとは別に、農地、畦畔の維持管理のために第三者に作業を依頼するとなれば、協定集落 や農業者自身で管理をする場合よりもコストが伴うことになり、その全てを町が負担するというこ とは厳しいものと考えているところでございます。

したがいまして、協定集落における取組の中で効果的な活動を展開していただくとともに、個人でどうしても管理が困難な場合等は、シルバー人材センター等へ依頼して対応していただくなど、引き続き、町民の皆様、御理解、御協力により行っていただきますようお願いいたします。

- ○議長(森田公明君) 佐藤議員。
- ○4番(佐藤恵一君) 歩行型の草刈り機の導入により作業効率化が図れると考えます。現在、町で保有している歩行型草刈り機等の稼働状況はどのようになっていますか。利用者が多いということは、歩行型草刈り機等のニーズが高まってきているのではないかという考えからです。
- ○議長(森田公明君) 中原産業振興課長。
- ○産業振興課長(中原良雄君) 町で保有している草刈り機につきましては、主に平たんな部分の 除草に適したハンマーナイフモアが3台、斜面の上から長いのり面の除草に適したスパイダーモア の2台を保有しており、どちらの機械も歩行型のタイプで、草を細かく粉砕しチップ状に刈ること ができます。

稼働状況につきましては、ハンマーナイフモアの利用者数は、令和4年度が21者、令和5年度が17者、令和6年度、7月末時点でございますが13者で、延べ貸出し日数は、令和4年度が197日、令和5年度が181日、令和6年度、7月末時点で78日、スパイダーモアの利用者数は、令和4年度が1者、令和5年度が4者、令和6年度、7月末時点で4者でございまして、延べ貸出し日数は、令和4年度が4日、令和5年度が16日、令和6年度、7月末時点で21日となっております。

特に利用が夏場に集中する傾向があり、希望者の意向を調整しながら申込みの受付をしていると ころでございます。

統計的には、ここ数年は横ばいの状況であり、新たな機械の増設につきましては、保管場所の確保等の課題も伴いますので、当面は既存の機械の利活用を優先に運用を図ってまいりたいと考えております。

- ○議長(森田公明君) 佐藤議員。
- ○4番(佐藤恵一君) ハンマーナイフモアにつきましては、故障による修理のための貸出し不能 期間が増えているように感じます。

事前に取扱いの注意事項などを説明して、できるだけ多くの方が効率よく利用できるよう要望して次の質問に入ります。

温暖化による熱中症の危険性、高齢化による傾斜地等での草刈りの労働負担や危険が増してきています。

歩行型草刈り機械等の購入補助を検討し、例えば除雪機などと同様に集落単位で導入できるよう

な支援を積極的に行うことはできないか質問いたします。

- ○議長(森田公明君) 中原産業振興課長。
- ○産業振興課長(中原良雄君) 町では、認定農業者等の農業経営を行う方に対しましては、農業経営向上のための規模拡大や農産物の生産、加工、流通、販売等に関わる農業用機械施設導入のため、50万円以上の事業費に対しまして3分の1を補助する農業機械施設導入事業を実施しておりますので、乗用型の草刈り機等を購入することが可能となっております。
- 一般的な草刈り機等の購入補助につきましては、取得価格や耐用年数、汎用性の高いもの等、条件面で差があることから、町といたしましては、現在、助成を実施する考えはございません。

草刈り機の購入補助に代わる制度といたしまして、引き続き、自治会・区・各種団体などが住民協働のまちづくりや魅力ある観光の創出等の事業を実施する場合において、事前に機械器具等使用許可申請を行っていただくことで、歩行型草刈り機や斜面型草刈り機等を貸与しておりますので、積極的に活用していただければと存じます。

また、企画財政課が所管する自治会、区などのコミュニティー組織等が地域の連携を図るために、 直接必要な設備機械等について、1件100万円から250万円の範囲で助成が受けられるコミュ ニティ助成事業等の補助事業により活用を検討していくことも、一つの有効な方法であると考えて いるところでございます。

- ○議長(森田公明君) 佐藤議員。
- ○4番(佐藤恵一君) 畦畔の草刈り作業等は、転倒による農作業事故に注意するとともに、朝夕 の涼しい時間帯に行い熱中症を予防する必要がありますが、しかし、他方、耕作地が住居の近くに ある場合、騒音等を考慮すると早朝の作業がしにくい状況です。

年間の何日か、早朝作業を周辺住民の理解の下、早朝、日の出とともに草刈り機を稼働できる日 を町として設定できないか質問いたします。

- ○議長(森田公明君) 中原産業振興課長。
- ○産業振興課長(中原良雄君) 連日猛暑日が続いており、危険な暑さによる熱中症のリスクが高まっておりますので、小まめな休憩や水分補給等の対策をしっかりと行い、安全を意識した農作業を心がけていただくことは、農作業事故を防止する上で非常に重要であると考えてございます。

また、雑草が生い茂ってくると、病害中の発生源、隣接圃場への雑草の侵食、道路通行等の支障、 有害鳥獣の住みか、災害の危険、景観の悪化など様々な問題が起きやすくなるため、草刈り作業は 農業者の仕事として欠かせないものと認識しているところでございます。

一方で、作業の実施に当たっては、近隣への配慮を怠ると地域住民の方に迷惑を及ぼしトラブル にもつながるおそれがありますので、留意していただく必要があるかと考えます。

草刈りを実施できる日を設定できないかとの御提案につきましては、特に夏場は学校の長期休暇 や都会からの帰省等と時期が重なること、各地区によって作業を実施する日数や内容にばらつきも 多く、また、農作業は天候にも左右されますので、期日ありきではなく、天候や生育状況を見極め ながら、適時適切なタイミングでの実施を推奨してまいりたいと考えております。

町として、一律に特定のルールを設けるのは望ましいことではないと考えますので、これまでどおり、地域ぐるみの取組により時間帯を考慮いただきながら対応していただければと存じますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(森田公明君) 佐藤議員。
- ○4番(佐藤恵一君) 農地、畦畔等の景観維持における特定外来種植物対策について、ケーブルテレビで周知徹底できないか質問いたします。

農地、畦畔にも特定外来植物が拡大していますが、広報紙等で周知するのみではなく、類似植物、例えばオオキンケイギクとキバナコスモスの違いや、なぜ除去対象なのかを、ケーブルテレビ等で映像などを通じて町民へ周知できないか。

以前から一般質問にて質問している、ケーブルテレビでマチの施策や行政用語の分かりやすい解 説番組の一つとして取組を提案いたします。

- ○議長(森田公明君) 清水町民福祉課長。
- ○町民福祉課長(清水英利君) 特定外来種植物対策について、ケーブルテレビで周知徹底できないかとの御質問でございます。

町では、地域の環境や景観活動につなげていただくためにも、文字のみではなく写真つきのほうが幅広い年齢層の皆様に関心を持っていただけるとの判断から、関係団体や町民からの情報等によりまして、これまでも写真つきの掲載により広報でお知らせを行ってまいりました。

一方、町の情報などをお伝えするケーブルテレビでございますけれども、現在、文字のみを流す ものであるため、余り関心を持って御覧になられる方は少ないのではないかと思うことから、行っ てこなかったということでございます。

写真つきやイラストつきによる情報のほうが、一人でも多くの皆様に関心を持っていただき、御理解いただけると思いますので、今後は広報のみならず、公式ホームページですとかソーシャルネットワーキングサービスを活用し、情報の発信に努めてまいりたいと思います。

また、御提案いただきました町の解説番組でございますけれども、今年3月の一般質問におきまして、担当課長が答弁させていただきましたとおり、関係部署などと相談しながら、対応に向けて検討させていただきたいと考えております。

- ○議長(森田公明君) 佐藤議員。
- ○4番(佐藤恵一君) 以上、過疎化、高齢化による担い手不足は、小規模集落を中心に、年々、 農地、畦畔等の景観維持が困難となってきている状況を問題提起いたしました。

引き続き、他の自治体の取組を研究しながら、地元住民と行政が共同で問題解決に当たることができないかを提案質問していきたいと考えております。

次の質問ですが、質問時間の関係で通告3を先に行いたいと思います。

通告3の質問事項ですが、関係人口の創出、にぎやかな過疎づくりについて質問を行っていきた

いと思います。

4月一般質問にて、田福議員より、明治大学農学部、小田切徳美教授による、地域づくりとは持続的低密度居住地域の創造、別の言葉でにぎやかな過疎づくりについて質問がなされましたが、継続して質問を行いたいと考えています。

その中で、関係人口の関わりの段階、外部人材の無関係から移住の5段階について質問を行います。

無関係から移住の5段階は、階段をイメージしていただければよいと思いますが、長和町に無関係、無関心な人が特産物を購入、ふるさと納税などの寄附により階段を上がり、頻繁な訪問、二地域居住と階段を上り移住に結びつくという関係人口を増やす地域モデルです。

その中で、まず移住までの5段階の二地域居住について質問をいたします。

二地域居住とは、都市部と地方に2つの拠点を持つライフスタイルのことを指します。

2022、2024年5月に成立した広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律により、二地域居住の促進が進められています。

市町村が作成すべき特定居住促進計画の進捗状況はどうなっていますか。この計画により、地方の活性化や人口減少対策が期待されています。

- ○議長(森田公明君) 羽田町長。
- 〇町長(羽田健一郎君) 二地域居住に関わる、特定居住促進計画に関わる御質問でございます。

この二地域居住につきましては、議員の質問でも触れられておりましたが、都市と地方部に2つの拠点を持ち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり仕事をしたりする、新しいライフスタイルの一つを指します。

この二地域居住につきましては、二地域居住のメリットとして、実践者がゆとりのある生活が生まれ、雇用主である企業からすると働き方改革や福利厚生、新規ビジネスの展開につながる可能性があるというふうに言われております。

また、受入れ側からしますと、人材不足の解消やコミュニティーの活性化につながるだけではなく、地方自治体としても地域に仕事が生まれるといった経済効果も期待できると言われておりますので、この二地域居住につきましては、地域の活性化に有効なものであるというふうに考えております。

御質問の特定居住促進計画の進捗状況につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。 〇議長(森田公明君) 宮阪企画財政課長。

- ○企画財政課長(宮阪和幸君) それでは、私のほうから特定居住促進計画の進捗状況についてお答えいたします。
- 二地域居住の促進を通じて地方への人の流れを創出、拡大するため、広域的地域活性化のための 基盤整備に関する法律の一部が本年5月改正されました。交付から6か月以内に施行されます。

この法改正により、都道府県・市町村の連携として二地域居住のための市町村計画制度が創設さ

れました。都道府県が二地域居住に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画であります特定居住促進計画を作成可能としております。

特定居住促進計画には、地域における二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項などを記載するものとし、この計画に定められた事業の実施などについて、住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくするなどの法律上の特例を措置することとされております。

また市町村は、都道府県に対し二地域居住に係る拠点施設と重点地区をその内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画の作成について、提案も可能となります。

また、官民の連携として二地域居住者に、「住まい」「なりわい」「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人であります二地域居住等支援法人(特定居住支援法人)の指定制度も創設されました。

これにより、市町村長は二地域居住促進に関する活動を行うNPO法人、民間企業などを二地域居住等支援法人として指定が可能となります。

また、市町村長は空き家など情報、仕事情報、イベント情報などの関連情報の支援法人への情報提供が可能となります。

さらに、支援法人は市町村長に対し、特定居住促進計画の作成変更の提案が可能となります。

町の特定居住促進計画につきましては、都道府県が二地域居住に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したときに、市町村は二地域居住の促進に関する計画であります特定居住促進計画を作成可能としておりますので、長野県の計画策定状況を注視しながら、町の計画策定について検討していきたいと考えております。

- ○議長(森田公明君) 佐藤議員。
- ○4番(佐藤恵一君) では、これに関しましては県の策定状況を見ながら、また質問を続けていきたいと思います。

次の質問なんですが、移住までの4段階の頻繁な訪問について関連事項を質問していきたいと思います。

1つ目が、大学生との交流や関係人口の創出について質問いたします。

1つ目、女子美術大学と長和町は、アートを通じて地域活性化を目指すプロジェクトを進めています。このプロジェクトでは、女子美術大学の学生がデザインや発信力を活用して、長和町の魅力を広める活動を、2016年より活動を行ってきました。

質問ですが、令和6年度活動が中断された理由、女子美術大学及び包括連携室との関係構築について質問いたします。

- ○議長(森田公明君) 宮阪企画財政課長。
- ○企画財政課長(宮阪和幸君) 女子美術大学との連携などに関する御質問でございます。

まず最初に、令和6年度の活動の関係ですが、令和6年度はコロナ禍で休止されていた包括連携 協定に関する取組に集中するため、通常の活動は休止としているところでございます。

これは、女子美術大学の地域連携推進室、アート・デザイン表現学科メディア表現領域の准教授、令和4年度までメディア表現領域助教授でありまして、この事業を始めた平成28年度から関わっており、この事業について最も見識のある方と協議を進めてまいりました。

この女子美術大学の地域連携推進室につきましては、包括連携協定に関する大学の窓口となっている部署でございます。

令和5年度より、地域連携推進室と直接やり取りができるよう体制を整えております。

協議の中で、協定締結後の具体的な流れのイメージをつかみきれていないがゆえに、協定締結に 踏み込めないという課題が上がったため、この課題の解決のために今まで行ってきた通常の活動を 休止させていただいているところでございます。

この課題をクリアするために、協定締結後の活動についてどのようなことができるかを試行する テストケースの実施を予定しており、関係予算につきまして9月議会に上程しました一般会計補正 予算に計上させていただいているところでございます。

テストケースでは、企画だけにとどまらず、その先の実践となる物品の販売などまで実施したい と考えております。

現在、想定していることは、テストケースということで、比較的簡単、安価で成果を出せるものとして、瓶のジュースなどに貼るラッピングシールや、長和町産の野菜に貼るシールなどのデザインを考えています。

また、大学と町の間には両者について見識を備えた方をコーディネーターとして配置し、安定した連携体制を構築していく予定です。

今回はテストケースということで実施しますが、女子美術大学との連携を継続していくための大きなテーマについて、大学と検討していきたいと考えているところでございます。

- ○議長(森田公明君) 佐藤議員。
- ○4番(佐藤恵一君) 2016年から、活動や制作物をどのように今後利用していくのか質問いたします。
- ○議長(森田公明君) 宮阪企画財政課長。
- ○企画財政課長(宮阪和幸君) 女子美術大学の活動に伴う制作物の今後の利用に関する御質問で ございます。

アートによる長和町活性化事業では、これまでに多くの企画や作品が誕生しました。中でも、令和元年度の民話クリアファイル、令和2年度のながわごんバスラッピング、令和3年度の認知症サポーター養成講座受講生向けキーホルダーの制度周知ポスター、同じく令和3年度の職員着用ポロシャツは、大学を通じて利用の許可を取っており、今日も様々な場面で活用されております。

これらの作品などにつきましては、一度利用許可を得ていますが、再度確認が必要と判断した場

合は、その都度大学に確認を行っております。

このほかの企画や作品は、現時点では利用の許可を取っていないため、事業成果として許可をとっています町ホームページの掲載以外のものにつきましては、町が勝手に利用することはできません。

作品などを制作した学生に許可を得ることができた場合のみ利用することはできますが、大学が 学生の卒業後の連絡先を把握しているケースは少なく、連絡を取ることが難しいため、利用につき ましては困難な状況となっております。

- ○議長(森田公明君) 佐藤議員。
- ○4番(佐藤恵一君) 委託に基づき創作された著作物の著作権は、創作した受託者に帰属しますが、契約書等で明示的に著作権の帰属を定めることが重要とされています。

継続的な関係構築ができるように、著作権の帰属に関しては慎重に検討していただくことを要望いたします。そのことが、アートを尊重する自然と文化の町、長和町となることと考えております。 次の質問です。

当初は、アートによる長和町活性化事業、アートビレッジ構想としていました。アートビレッジ 構想は、アーティストの活動拠点として一定期間滞在や定住を目指しますとの構想でしたが、その 進捗状況をお聞きします。

- ○議長(森田公明君) 宮阪企画財政課長。
- ○企画財政課長(宮阪和幸君) アートビレッジ構想に関する御質問でございます。

事業開始当初の目標はアートビレッジ構想でしたが、毎年、事業を積み重ねる中で目指す方向性が柔軟に変化してきております。ワークショップ活動などを通して交流を推進し、その中から生まれる長和町のニーズ、女子美術大学のモチベーションを通して長和町をブランド化させる企画の提案、実現を目指しているところでございます。

人と人との交流を重点として考えているため、活動拠点づくりに関する構想は中断している状況 となっております。

- ○議長(森田公明君) 佐藤議員。
- ○4番(佐藤恵一君) 今後の女子美術大学との関係性構築予定を御質問いたします。
- ○議長(森田公明君) 宮阪企画財政課長。
- ○企画財政課長(宮阪和幸君) 女子美術大学との今後の関係性構築に関する御質問でございます。 さきの女子美術大学との連携などに関する御質問に関する答弁でも触れさせていただきましたが、 包括連携協定締結後を見据えた体制づくりのために、テストケースの実施から始め継続的な交流を 行うことができる活動体制を推進していきたいと考えております。

大学との連携は、大人だけでなく子供たちにもよい刺激になると思いますので、町、大学双方に とってよい成果が出るように、女子美術大学の地域連携推進室と話を進め、今後もより安定、発展 する事業となるよう取組を続けていきたいと考えております。

- ○議長(森田公明君) 佐藤議員。
- ○4番(佐藤恵一君) 以下は要望になりますが、女子美術大学の芸術活動は多岐にわたります。 例えば、和紙に関する様々な取組も行われているようです。学生たちは埼玉県の工房と連携し、 実際の和紙を、和紙製造の工程に参加する機会など地域連携を深めているようです。

コーディネーターの担当の方の専門領域もあり、この町で日本画など伝統的なアートと地方の連携など一概に求めるのは難しいと思いますが、町内にも女子美術大学の卒業生や美術に造形の深い方、プロダクトデザインで活躍されている方などいらっしゃいますので、町民側の意見や共同体制が得られるような受入れ側の体制づくりを要望し、次の質問に入りたいと思います。

次は、東京農業大学についてです。

山村再生プロジェクト2008年より、東京農業大学が取り組んでいる独自の教育プログラム、学生の"自主的な"参加・活動によって運営される過疎地活性化プロジェクトを、学生、町行政、地域住民の協働によって展開、新型コロナウイルス感染拡大により現地実習が難しくなった期間でも、学生自ら「町の外から町のために」の方針を決めて、都市・農村交流の促進のため、世田谷区内で特産品販売活動やSNSを利用した情報発信活動に務めています。また、毎週の勉強会でも、オンラインでの交流を展開しています。

上記活動を通じて、学生・地域住民・行政による協働で地域再生・活性化を担う人材育成を目指していますと、東京農業大学のホームページに掲載されていますが、令和6年度の活動状況について、地域住民との協働が、コロナ禍以降、お祭りの参加など、地元住民との協働が少なくなっているように思えますが、活動内容再構築の計画はあるのか質問いたします。

- ○議長(森田公明君) 中原産業振興課長。
- ○産業振興課長(中原良雄君) 東京農業大学とのつながりは、平成5年から交流がスタートし、 当初は森林体験交流、また大学祭での特産品販売から交流が始まったものでございます。

その後、平成20年度に文部科学省の支援事業に採択されたことから、質の高い大学教育推進プログラムとして取組が行われてまいりました。

平成22年度、文部科学省の補助事業終了後は、東京農業大学と長和町の間で包括教育連携協定 を締結し、山村再生プロジェクトとしてスタートをし、現在まで事業が続いているところでござい ます。

コロナ禍以前の山村再生プロジェクトは、長和町全体をフィールドとして、遊休荒廃農地再生、 自然資源保護・活用、歴史資源活用など様々な実習を行っておりました。

御質問のありました地元住民との協働が少なくなっているように思えるが、活動内容の再構築はあるのかとの御質問につきましては、令和2年度から4年度までの間は、新型コロナウイルス感染症の拡大と感染防止により往来することができなかったことで実習が一度も行えない状況でございました。

昨年度、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に変更になったことで、当町に来町して実

習を再開することができるようになりましたが、この3年間で実習を中断した影響として、山村再 生プロジェクトの活動を認識している学生が入れ替わってしまい、長和町のことを一から再認識す る実習が主となっております。

現在の活動内容としては、マルシェ班、映像広告班、観光班、トマト班、地域文化班に分かれて、トマトソースの販売、SNSによる情報発信・ふるさとCM対象の作品制作やペンションマップ等の作成に取り組んでおり、町民の方との交流も実施はしておりますが、以前の活動とは状況が変わってきてございます。

この山村再生プロジェクトは、令和7年度以降も継続して実施していく方針でございます。

しかし、東京での活動の中心となっているのは、班ごとの活動であり、従来からの長和町の現地 実習のあり方では十分な効果が上げられていないとのことで、来年度におきましては、班ごとに来 町して実習に取り組む方向で検討をしているところでございます。

このことにより、学生が、より主体的、能動的に地域での活動に取り組むことができると考えて おります。

今後の活動について、こうした東京農業大学の意向を踏まえながらしっかりと協議をし、長和町 にとって有益なものとなり、効果が発揮されるか内容を検証しながら、方向性や取組内容の検討を 進めてまいりたいと考えてございます。

- ○議長(森田公明君) 佐藤議員。
- ○4番(佐藤恵一君) コロナ禍で現地実習のない期間を経て、長久保の芹沢圃場が管理されていない状況となっていますが、今後の管理運営方針を問います。
- ○議長(森田公明君) 中原産業振興課長。
- ○産業振興課長(中原良雄君) 東京農業大学との山村再生プロジェクトの実習圃場の所在地でございますが、長久保13区の南側に位置する大石地積の農地、合計で21筆、2万4,638平方メートルを長久保芹沢圃場として利用しております。

農地の所有者は全て個人所有でありまして、東京農大が借受けをして管理が行われてきた状況です。

圃場の状況でありますが、東京農大が獣害防止柵を面的に設置して管理している農地には、立岩 和紙の原料となるコウゾが植えられております。夏場の実習で除草や葉かき作業を行い、2月実習 で刈取り作業を実施しておりますが、それ以外は棚田の湧水による湿害の影響などにより、管理が できていない状況でございます。

このほかに、クルミの苗の定植を行った農地や水稲栽培を行って管理してきた農地がございますが、こちらも、現状管理できていない状況でございます。

圃場については、地元から適正な管理の要望を受けていることをお伝えするとともに、圃場の管理の在り方について協議をしているところでございます。

東京農業大学としては、現在、コウゾの栽培を行っておりますが、来年度はこれを利用して、立

岩和紙について考える演習形式の授業を企画しております。これは、班ごとの活動とは別に、授業 として受講者を募り、年2回、長和町に来て実習を行う計画でございます。

東京農業大学のこうした取組を核に、圃場全体の在り方については、できるだけ早い段階で方向性を示せるように取り組んでまいりたいと考えております。

- ○議長(森田公明君) 羽田町長。
- ○町長 (羽田健一郎君) 東京農業大学の連携につきましては、私からも一言述べさせていただきます。

私は、大学との連携につきましては、非常に有意義なことであると考えております。

大学と連携することにより、地域の活性化や新たな産業振興のきっかけにつながるのではないかと考えておるものであり、長和町の地域資源が発掘できたり、新たな特産品開発ができたり、何より町民の皆様の交流や地域活動への参加により地域が元気になり、また、関係人口の創出にもつながるのではないかと考えるものでございます。

特に東京農業大学とは、交流が始まってから、先ほどもお話しございましたが、30年余り経過をしておりますので、町民の皆様も東京農業大学の連携について御理解をいただいている方も大勢いらっしゃるというふうに思っております。

東京農業大学の連携においては、町内の団体や地域住民との交流、地域活動への参加など、人的な貢献や交流人口の創出については一定の成果はあったと考えますが、協定書にございます遊休荒廃地再生のための連携事業、あるいは地域特産品増産のための連携事業、また、町内農業者や事業者の事業化や所得の向上、地域課題解決などについては、目に見える成果が実現できていない状況になっております。

過日、私と現在の主担当の教授と面談をさせていただきました。そのときに、山村再生プロジェクトの来年度以降の実施方法について説明をお聞きしたところでございますが、東京農業大学としても、従来から続いている今の実習の在り方では、予算や労力と比べても十分な効果が上げられていないと問題となっているということをお聞きをいたしました。

具体的な実施方法について御提案をいただきましたので、今後の在り方についてしっかりと協議をし、この山村再生プロジェクトが東京農業大学、また長和町にとって有意義な活動になるよう、また山村再生プロジェクトに参加している学生が、地域再生・活性化の担い手になっていただくよう取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

- ○議長(森田公明君) 佐藤議員。
- ○4番(佐藤恵一君) ぜひ、今後もいろいろな取組を行っていっていただければと思います。

答弁により、今後の芹沢圃場については、東京農業大学の取組を核に、圃場全体の在り方についてできるだけ早い段階で方向性を提示いただけることを確認いたしました。

要望ですが、先日現地確認した際、用水路が破損しており、耕作が難しい畑地が多数ありました。 用水路の修繕は、今後の土地の有効活用に必要だと考えますので、修繕の要望を行い、次の質問に 入りたいと思います。

次は、長野大学についてお聞きしたいと思います。

長野大学とは、現状どのような関係があるのか、立科町のように、タテシナソンのような学生の アイデアを基に地域活性化はできないのか質問いたします。

- ○議長(森田公明君) 宮阪企画財政課長。
- ○企画財政課長(宮阪和幸君) 長野大学との関係に関する御質問でございます。

現在、長野大学との連携などについて対応している部署はございません。

長野大学との関わりとしましては、以前、福祉の関係で実習生を福祉係で受け入れて、樅の木福 祉会や依田窪福祉会などを訪問していた実績はありますが、ここ数年は、新型コロナウイルス感染 症の感染拡大に伴うものと思われますが、実施されておりません。

また、旧和田中学校の時のアントレプレナーシップ学習会での発表資料を長野大学の協力を得て 作成したり、依田窪プール祭りの際のボランティアとしても参加していただいていた時期もありま した。

最近では、長野大学のゼミ生が地元組織や地域おこし協力隊と協力して、和田宿の古民家改修を 行ったということもありました。

現状、長野大学とは地域連携に関する活動は行っておりませんが、学生については、日本全国から各学校に集まり、卒業後は地元に残る学生もいますし、日本全国へ活躍の場を求めていく学生もおります。自分が在籍した地域について、他の地域に行ってもつながりを持つことができるものであると思います。

また、議員の御質問にあります、立科町のタテシナソンにつきましても、日本全国の大学生が一 定期間、立科町に集い、地域のことを考えるという大変よい取組であると思います。

町としましても、関係人口の増大に向けて学生との連携はよい施策であると思いますので、現在、 地域連携を進めている大学の学生を中心に、町との関わりを深めていくことができればと考えてお ります。

- ○議長(森田公明君) 佐藤議員。
- ○4番(佐藤恵一君) 長野大学の地域連携部署との関係構築はできているのか、質問いたします。
- ○議長(森田公明君) 宮阪企画財政課長。
- ○企画財政課長(宮阪和幸君) 長野大学との地域連携に係る関係構築に関する御質問でございます。

長野大学におきましては、地域連携を担当する部署は、地域づくり総合センターとなっております。

さきの答弁でも申し上げましたが、現在、長野大学とは地域連携につながるような活動は行って おりません。このため、長野大学の地域づくり総合センターとの関係は構築されていないという状 況にございます。 町としましては、現在連携している女子美術大学、東京農業大学との連携強化を図っていきますが、長野大学やほかの大学との連携についても模索していきたいと考えているところでございます。 〇議長(森田公明君) 羽田町長。

- ○町長(羽田健一郎君) 長野大学につきまして、私からちょっと申し上げさせていただきますが、 実は今日、長野大学の教授と、この議会の後、午後お会いして、様々な意見交換をしながら長野大 学との連携、今、いろいろと御提案をいただいた問題について、教授としっかりと協議をさせてい ただきたいと、このように思っております。
- ○議長(森田公明君) 佐藤議員。
- ○4番(佐藤恵一君) ぜひともいろいろと協議を進めていっていただければと思います。

町内からも長野大学に通学している学生も多く、何よりも執行部の方にも長野大学の卒業生がいる中で、大学の目指すものと、町が協働で関係性を深めることができることを積極的に見つけながら、一緒に連携ができるように要望いたします。まずは行動ということでお願いいたします。

次の質問なんですが、その他の大学生との関係人口構築を行うことはできないのか。例えば、夏 のスポーツ合宿等の誘致等が考えられるがいかがでしょうか。

- ○議長(森田公明君) 宮阪企画財政課長。
- ○企画財政課長(宮阪和幸君) 大学生などとの関係人口の構築に関する御質問でございます。 大学生に関連した事業を実施することで、町のことを知ってもらい、関係人口の増加を図ること は有意義なことであると考えます。

そのためには、町としてどのような面で学生にアピールしていくか、検討していくことが必要か と思われます。

議員が例に挙げていますスポーツ合宿誘致につきましては、スポーツの実施に伴う施設面、宿泊 面などの環境が整備されれば可能かと思われます。

夏場におきましては、現在でも町のスポーツ施設を利用して合宿に来ている学校もありますので、 これらの皆さんと関係構築ができればとも考えております。また、スポーツ合宿を誘致するために は、町で実施できるスポーツの特徴などは何かということも検討していくことも必要と思われます。

大学生などとの関係人口の構築は大事なことですので、関係人口の拡大に向けて、関係団体、関係部署と協議を図っていきたいと考えております。

- ○議長(森田公明君) 佐藤議員。
- ○4番(佐藤恵一君) いろいろな大学との関係人口についてお聞きしましたが、大学生のOB会など、企画を行い、関係人口による結びつけをできるように取組ができないか。

例えば、SNSが発達した現在、企画力があれば可能だと考えますが、いかがでしょうか。

- ○議長(森田公明君) 宮阪企画財政課長。
- ○企画財政課長(宮阪和幸君) 大学の卒業生に関する関係人口に係る御質問でございます。大学の卒業生につきましては、さきの女子美術大学の質問の答弁の中でも触れさせていただきま

したが、大学が学生の卒業後の連絡先を把握しているケースは少なく、連絡を取ることが難しい状況にあります。

このため、町のほうから卒業生に直接何かを呼びかけていくことは困難かと思われますが、議員の御質問にもありますように、現在はSNSによる情報伝達などが発達しております。

町から連絡を取るという方法ではなく、卒業生の方からアクセスしてもらうことが可能となって おります。

学生と町、または卒業生同士の交流は、関係人口の拡大に対して有効な手段であると思いますので、まずは、町と連携した大学などの卒業生との交流に向けて、SNSを使った対応について検討していきたいと考えているところでございます。

- ○議長(森田公明君) 佐藤議員。
- ○4番(佐藤恵一君) 時間が迫ってきましたので、今日予定の関係人口の創出の地域おこし協力 隊について及び次期まち・ひと・しごと総合戦略の策定については、次回の一般質問で継続してい きたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長(森田公明君) 以上で、4番、佐藤恵一議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長(森田公明君) 本日予定しました一般質問は全て終了いたしました。 会議を閉じ、散会といたします。

散 会 午前11時28分



第 4 号

(9月20日)

令和6年 9月20日 午前 9時30分 開議 長 和 町 議 会 議 長

(町長提出)

(町長提出)

議案第40号 令和5年度長和町一般会計決算の認定について 日程第 (町長提出) 日程第 議案第41号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)決算の認 2 定について (町長提出) 議案第42号 令和5年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算の 日程第 3 認定について (町長提出) 議案第43号 令和5年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定について 日程第 4 (町長提出) 日程第 議案第44号 令和5年度長和町介護保険特別会計決算の認定について 5 (町長提出) 日程第 6 議案第45号 令和5年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算の 認定について (町長提出) 議案第46号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定について 日程第 7 (町長提出) 日程第 議案第47号 令和5年度長和町和田財産区特別会計決算の認定について 8 (町長提出) 日程第 議案第48号 令和5年度長和町上水道事業会計決算の認定について (町長提出) 日程第10 議案第49号 令和5年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計決 算の認定並びに剰余金の処分について (町長提出)

- 183 -

日程第11 議案第50号 長和町課設置条例の全部を改正する条例について

日程第12 議案第51号 長和町職員定数条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第52号 行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例について (町長提出)

日程第14 議案第53号 長和町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

日程第15 議案第54号 長和町犯罪被害者等支援条例の制定について

(町長提出)

日程第16 議案第55号 令和6年度長和町一般会計補正予算(第3号)について

(町長提出)

日程第17 議案第56号 令和6年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算 (第1号)について

(町長提出)

日程第18 議案第57号 令和6年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について

(町長提出)

日程第19 議案第58号 令和6年度長和町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

日程第20 議案第59号 令和6年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予 算(第1号)について

(町長提出)

日程第21 議案第60号 令和6年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)に ついて

(町長提出)

日程第22 議案第61号 令和6年度長和町和田財産区特別会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

日程第23 議案第62号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

(町長提出)

日程第24 陳情第 4号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情

日程第25 陳情第 5号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情

日程第26 陳情第 6号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を 早急に行うことを求める陳情

追加議事日程(第4号の追加1)

令和 6 年 9 月 2 0 日 長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 議案第65号 国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

日程第 2 意見書案第7号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書

(議員提出)

日程第 3 意見書案第8号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書

(議員提出)

日程第 4 意見書案第9号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を 早急に行うことを求める意見書

(議員提出)

令和6年長和町議会9月定例会(第4号)

令和6年9月20日 午前 9時30分開議

出席議員(10名)

1番	阳	部	由紀子		議員	2番	龍	野	_	幸	議員
3番	荻	野	友	_	議員	4番	佐	藤	恵	_	議員
5番	田	福	光	規	議員	6番	羽	田	公	夫	議員
7番	原	田	恵	召	議員	8番	小	Ш	純	夫	議員
9番	渡	辺	久	人	議員	10番	森	田	公	明	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	町 長		羽	田	健-	一郎	君	副	Ħ	丁	長	高見	見沢	高	明	君
教	育	長	藤	田	仁	史	君	総	務	課	長	藤	田	健	司	君
企画財政課長			宮	阪	和	幸	君	建調	没 水	道課	長	米	沢		正	君
2 ک	ぎも・健康推進	讎課長	小	林	義	明	君	情報』	広報課長	兼会計管	管理者	上	野	公	<u> </u>	君
産	業振興調	果長	中	原	良	雄	君	教	育	課	長	笹	井	佳	彦	君
総	務課長補	佐	遠	藤		剛	君	代表	表 監	查委	員	丸	Щ	淳	子	君

議会事務局出席者

事務局長長井真樹君 議会事務局書記齊藤照恵君

◎開議の宣告

○議長(森田公明君) おはようございます。

長和町議会第3回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 議案第40号 令和5年度長和町一般会計決算の認定について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 日程第1 議案第40号 令和5年度長和町一般会計決算の認定について を議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

渡辺決算特別委員長。

○決算特別委員長(渡辺久人君) おはようございます。それでは、私から決算特別委員会審査報告を行います。

令和6年9月11、12、13日の3日間、今定例会において決算特別委員会に審査付託となりました議案第40号 令和5年度長和町一般会計決算の認定について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に、議会事務局議会係になりますが、質疑等はありませんでした。

次に、会計課会計係になります。

委員より、基金債券による運用を行う中で運用益の減少に歯止めをかけるとあるが国債と県債で 実際どのくらい運用益があるのかに対し、国債や県債の購入は最近のことですので、運用益は10 0万円ほどです。毎年1月に開催する運用検討委員会で検討し、定期貯金から債券へシフトを行っ ていますとの回答でした。

次に、総務課総務係になります。総務管理費について。

委員より、電気代が高騰しており、節電のためにも施設のLED照明について現在の導入状況と 今後どのように考えているかの質問に対し、大門支所は令和4年度前年度比で26%、令和5年度 21%の節減を達成しました。和室の照明は既にLEDに変更済みですが、大会議室など他のエリ アではまだ蛍光灯を使用しています。それでも、LED照明に頼らない節電を実施しており、さら なる省エネの工夫を続けていますとの回答。

和田支所では、事務室の一部にLEDは導入していますが、水銀灯と蛍光灯が施設にはあり、利用の多い部屋から計画的に導入を検討しておりますとの回答。

長久保支所では、故障によって修繕が必要となった箇所から順次LED化しておりますとの回答

でした。

次のページでございます。

選挙費について。移動投票車の検討状況はの質問に対し、導入費用が高額となることもあり、現 状導入に向けて進められておりませんが、デマンドバスが運行となりましたので、御利用いただく よう周知していきますとの回答でした。

次に、消防費については質疑ありませんでした。

税務係。

委員より、滞納整理機構に移管した5名中、死亡した1名について、相続人は財産放棄とあるが、 その財産は差し押さえられないのかの質問に対し、実際は相続放棄で、本人死亡後、両親、兄弟姉 妹が相続放棄したため、戸籍で追える相続人がいない状況になってしまったということですとの回 答でした。

次に、情報広報課情報広報係。ケーブルテレビ施設運営費です。

インターネットサービスの速度はどれくらいかとの委員からの質問に対し、現在町が御案内しているのは2メガから100メガです。サービス提供先の長野県共同電算、JANISの設備的には現在提供している速度よりも速いものを提供できると思いますが、通信渋滞が懸念されます。今後JANISと相談の上、より速い速度についても提供を考えていきたいと思いますとの回答でした。次に、企画財政課まちづくり政策係になります。

委員より、アートによる長和町活性化事業について、令和5年度で完了したのかの質問に対し、令和5年度は平成28年度から7年間のアートデザイン表現学科・メディア表現領域との取組を総括し、まとめたものを発表・展示しましたが、これをもって女子美術大学との連携が終了したというわけではありません。次のステップに向けての一つの区切りとして捉えていただければと思います。現在も女子美術大学と包括連携協同を結ぶことを目標とし、検討を重ねていますとの回答でした。

委員より、青木村と連携した御当地そばイベントについて、何を実施したのかの質問に対し、8 月にアリオ上田にて4年ぶりに開催した。負担金はそのイベントのブース出展のためのテント、そばを調理するための設備、当日配布したうちわ作成費、イベント周知CM作成放映費などの総額を青木村と2分の1ずつ分けた経費となっていますとの回答でした。

次に、委員より空き家バンクについて、7件の取下げがあったとのことだが、理由について把握 しているかに対し、デリケートな部分のため、踏み込んで聞き取りを行うことは難しいと考えてい ます。可能な範囲で聞き取りを行っていきたいと思いますとの回答でした。

町政白書の書き方について、累計登録件数、成約済み件数、売買、賃貸別、販売中の件数を分け て明記してほしいとの質問に対し、今後はそのとおりの表記としたいと思いますとの回答でした。

次に、委員より町公式ホームページの空き家バンクのページでは物件一覧のページが見当たらないがの質問に対し、そのページにたどり着くまでが分かりづらいことも事実ですので、ページ作成

方法を工夫したいと思いますとの回答でした。

委員より、移住交流事業で首都圏での移住相談を行ったとのことだが、相談件数はの質問に対し、 長野県主催のセミナーに計4回上田定住自立圏としての一つのブースを設けて移住相談を行いました。 その中で、長和町のPRもしている状況です。相談実績は、33組46名ですとの回答でした。 委員より、長和町独自で認知度を向上する取組を行っていくことは重要だと考える。要検討をお願いしたいとの要望でした。

次に、財政係です。

長和町長門いこいの丘公園整備事業で活用した旧合併特例事業債の補助率はの質問に対し、旧合併特例事業債は旧法に基づきまして合併が行われた市町村について適用できるもので、充当率95%、交付税算入率70%となりますとの回答でした。

次のページです。

管財係になります。

委員より、旧和田中学校の跡地利用の用途変更について、協議中とはどういうことかの質問に対し、旧和田中学校は学校施設として登録されているが、ボルダリング等を行う施設として利用するには用途変更が必要です。いつまでに用途変更が完了するかは明言できない状況です。今後、町とスポーツコミッションで実施計画等を含め、協議していきますとの回答でした。

次に、建設水道課建設耕地係になります。

委員より、大規模農家が行う草刈り、畑地も含め、にも多面的交付金の補助が適用されるという 認識でよいかの質問に対し、そのとおりです。大規模農家であっても、基本的には借りている農用 地の草刈りは行っていただきたいと考えています。産業振興課とも協議を行っていますが、農政係 を通じて大規模農家への草刈りの依頼を行っているとのことですとの回答でした。

次に、開発公社については質疑ありませんでした。

河川費についても、同様に質疑はありませんでした。

土木施設復旧費についても、質疑はありませんでした。

次に、産業振興課農政係になります。

委員より、ワイン産業プロジェクト展開事業に関する事業費はどのようなことに使われているのかの質問に対し、150万円は生産者 24 への活動に対し、圃場整備や種苗、資材、機械補助等に充てています。10 万円は、東信州ワイン特区連絡協議会への負担金、400 円は昨年 10 月に実施された千曲川ワインバレーフェスタ 1 1 和観光列車ろくもんへのイベント負担金となりますとの回答でした。

次のページです。

林務係になります。森林環境譲与税について。

個人所有の間伐・伐採など、山林整備をしていく場合にも財源として使えるか、また所有者の希望なども含めた森林経営計画の区域、優先順位の決定等はどこで決めているのかの質問に対し、活

用はできます。森林経営計画については、事業として実施可能の可否・意向調査を踏まえ、信州上 小森林組合とも調整して決定させていただきますとの回答でした。

委員より、有害鳥獣が減少している感覚がないのだが、頭数調査等は行っているのかの質問に対し、5年に1度、県事業として消息調査を行っています。令和5年度が対象年に当たり、長和町では旧和田峠スキー場跡地にてこれから調査に入る予定です。令和6年度には、既に約600頭の捕獲がされております。一部地域捕獲が進んでも、他地域から入ってきてしまうことから、県・国レベルの捕獲対策が必要と認識しておりますとの回答でした。

委員より野々入区で民有林の大規模な全伐が行われている。その後、植栽されるなどの対応ができないのかの質問に対し、民有林では植栽を含めると個人負担が出ることなどもあり、難しい面があります。今回の制度改正では、伐採・造林届として用途変更の場合を除き、全抜後植栽をしない天然更新もできますが、届出から5年後に森林機能が有されているか確認し、状況によっては指導等を行えるようになりますとの回答でした。

林道復旧、現状ではきりがないと思うが、どこまでやればよいと考えているかとの委員からの質問に対し、町内全ての林道の完全復旧めどは立たないのが現状であり、緊急性・森林整備予定等を考慮しながら順次対応していくことになりますとの回答でした。

次のページになります。6ページです。

商工観光係になります。

委員より、企業誘致について新規参入のみならず、町内既存企業の要望に応えられるようとあるが、実際に要望があるのかの質問に対し、地域未来投資促進法に基づき、古町呑入地区にて国や県の同意を頂き、現在農業委員会で協議を進めております。町内既存企業から1件要望があり、町外事業者も1件手を挙げている状況です。事業に進展がありましたら、改めて御報告いたしますとの回答でした。

住宅リフォーム補助事業ができて何年目になるのか。同一住宅に対して1回の申請しかできないこの1回という要件を緩めることを検討してはどうかの質問に対し、住まい快適促進助成金事業は、平成23年11月に告示されて以来13年目になります。令和5年度の実績により、2回目以降の申請を受け付けるかどうかという検討を進めているところですとの回答でした。

委員より、観光協会と連携した観光振興のうち、スポーツによる地域活性化支援事業で1,906万500円とあるが、実際には何に使われたのかの質問に対し、スポーツ庁の補助事業となっており、運動スポーツ習慣化促進事業と多角化支援という2事業となっています。多角化支援事業で1,138万8,070円、習慣化促進事業で928万1,450円となっており、和田中学校跡地を活用してボルダリングを造るという事業に充てておりますとの回答でした。

次に、こども・健康推進課子育て支援係、保育園の関係になります。

委員より、不適切な保育のチェックはどのように行っているかに対し、職員がそれぞれ自己評価 を実施しています。また、クラス担当を複数の保育士としてお互いに気をつけ合っております。マ ニュアルに基づいて、どのようなことが不適切保育になるかを職員会の中で確認しながら保育を行っておりますとの回答でした。

委員より、保育園に防犯カメラの設置はないのかの質問に対し、両園とも防犯カメラの設置はありませんとの回答でした。

委員より、コロナ 5 類に移行したことに伴い、行事を再開したとあるが、再開された後、子供並びに保護者の受け止め方はいかがか。違和感なく受入れ再開につながっているかの質問に対し、主に参観日、父母参観です。運動会も全学年で一緒に行うことができてよかったです。いろんな人に自分たちのやっていることを見てもらえる、うれしさを感じられる行事となりましたとの回答でした。

次のページです。

健康づくり係。

出生数が令和元年から令和4年までは順調に増えているが、令和5年にかなり下がった。今年度 の見込みはいかがかの質問に対し、今年度も十数名の見込みですとの回答でした。

委員より、人間ドックのオプション検査の申込方法は、昨年度から依田窪病院に変更になったことで受診率が下がったが、今年度はオプション検査の受診率が改善する見込みかの質問に対し、今年4月の広報にてオプション検査の申込方法について周知しました。今後もさらに周知を行い、受診率向上につながる取組を行いますとの回答でした。

次に、町民福祉課福祉企業センター係については質疑ありませんでした。

福祉係になります。

委員より、白書ページ 5 6 ①生活保護世帯数人数の表記は誤りではないかの質問に対し、1 0 1 とありますが、1 0 名の誤りですとの回答でした。

高齢者支援係になります。

委員より、緊急通報システムについて8台減っているが、原因は何か。必要な方に案内していますが、昨今携帯電話を所持する方が多くなり、そこからSOSを出せるようになったため、減少していると思われますとの回答でした。

次に、委員より運転免許自主返納等促進事業で、タクシー補助券利用は僅か1万9,000円。 デマンドバス利用に変えていく等、実際に使えるものに変えていくことを検討したらどうかの質問 に対し、よい意見を言っていただきました。実際に使えるものに変えることを検討していきますと の回答でした。

次のページになります。8ページです。

窓口係になります。

委員より、コンビニ交付が始まっている中で、休日の証明書発行業務を終了するということだが、 支所で今扱っているものはいつまでやっていくつもりでいるか、やめる方向でいるのか、支所自体 どうなるのか分からないのかの質問に対し、証明書の発行については、権限がない者が発行してい ることがよくないということと、近隣市町村を見ますと休日の日直による発行は行っていない状況もありますので、早急に取りやめるべきということから、10月から廃止させていただくこととしました。コンビニ交付を御利用していただきたいと思います。各支所での発行は、長久保と大門については多くない状況です。支所機能がありますので、平日においては期限がいつまでとは今の段階では決めておりませんが、しばらく様子を見ながら継続すると判断していますとの回答でした。

次に、生活環境係になります。

委員より、カーブミラーの修繕とあるが、修繕内容は何かの質問に対し、さびたりくすんだ鏡面の交換です。ほかに、強風や雨による腐食や損壊の修繕もありますとの回答。

委員より、保育所長久保の通学路院に防犯カメラの設置がないため、設置の検討をお願いしたい との意見に対し、保育所、学校教育係、長門小学校と相談しながら検討していきますとの回答でし た。

次に、地球温暖化・景観担当。

委員より、自治体において地方公共団体実行計画の策定は自治体での策定が努力義務となっているため、長和町では策定を行わないのかの質問に対して、努力義務規定ではありますが、長和町地域温暖化対策実行計画策定委員会において検討をしていただき、令和5年度に策定を行いましたとの回答でした。

委員より、長和町では計画後の取組が行われていないが、他の市町村のように交付金事業は行わないのかの質問に対し、国では公共施設の約50%に太陽光発電設備を導入することを目標としていることから、長和町でも令和6年度事業として国庫補助事業により公共施設への太陽光発電設備の導入量調査を実施しておりますとの回答でした。

清掃費については、質問がありませんでした。

林業費についてです。

委員より、いこいの丘公園の整備は何年計画であったのか。排水路は全面グレーチングかと思っていたが、部分的なものであった。あの方法で大丈夫なのか。大雨時の対応をしていただきたい。 樅の木福祉会にごみ拾いの委託となっているが、ごみが落ちているため、どの程度のごみ拾いなのか確認したいとの質問に対し、第2期長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略により令和3年度から6年度までの4年計画であります。予算の都合もあったかと思いますが、全面グレーチングでないと集水は難しいと思います。ですが、コンサルが設計したものに対し、施工したものになりますので、行政としては今後施設に確認し、不足があれば対応していきたいと思います。トイレ清掃をお願いしているため、その周辺のごみ拾いとなりますとの回答でした。

次に、教育課学校教育係になります。

委員より、給食費補助の区域外の児童・生徒はどこの学校へ通っているのかの質問に対し、山梨 学院中学、佐久長聖中学等に通っておりますとの回答です。

委員より、経田小学校との交流は日帰りで行われているが、これまでのような成果が上げられて

いるのかの質問に対し、日帰りの交流のほかにもオンラインで事前に交流をしたりしておりますが、 交流が深まるように内容を充実させていきたいと考えておりますとの回答でした。

委員より、教員住宅が2棟減少しているが、取り壊したとしたら解体費用は幾らかに対し、教員住宅としての役目を終えた物は行政財産から普通財産にして取り壊しいたしました。解体費用は250万円です。もう1棟は、地域おこし協力隊に貸付けしたため、行政財産から普通財産にしたことで減少していますとの回答でした。

委員から、給食のアレルギー対応や好き嫌いの対策はどのようにしているかの質問に対し、食物アレルギー調査を実施して実態を把握しています。長門小は4名、和田小は3名除去食を提供しています。好き嫌いに関しては直接指導が難しく、一部の児童は偏食傾向が強くなっているが、無理強いはせず、本人が頑張って食べるよう声がけして励ましていますとのことで、資料が提出されております。

次に、10ページになります。

文化財係になります。

委員より、長久保宿本陣について絵図面や記録等の調査や検証が進まないと文化庁からの予算がつかないということが、また調査検証を行う後任の専門家はいるのかの質問に対し、調査検証をクリアしないと事業実施に踏み込めません。元明治大学の教授は、中山道保存活動委員としては残ってもらっているが、直接的な調査指導が受けられない中、別の大学の大学院生に相談に乗ってもらっていますとの回答でした。

地域おこし協力隊員2名の紙すき技術の習得状況はの質問に対し、令和4年12月に着任した隊員は製品化できるほど上達しております。昨年10月に着任した隊員は、すいたうちの半分ぐらいは出来がよい状況で、日々上達しておりますとの回答でした。

委員より、国際交流事業の助成金は直接実行委員会へ入るのか、個人負担金はどうなっているのかの質問に対し、助成金は一度雑入として町の歳入に入ります。国際交流基金繰入金240万円に個人負担金14名分105万円が含まれており、残りの135万円は積み立てている基金からの取崩しとなりますとの回答でした。

次に、人権男女共同参画係になります。

委員より、アルバイト学生について事前に面談はしているのかに対し、長野大学のアルバイト募集を依頼し、募集いただいた学生には主任スタッフと面談を行い、条件等を説明した上で共立ソリューションズに登録いただいていますとの回答でした。

次に、委員より、長門児童クラブについて登録児童が定員を超えており、スタッフが苦労しているとのことだが、対策はどのように考えているかの質問に対し、令和6年度より長門小学校3学年空き教室と体育館をお借りして4、5、6学年の児童をそこで預かることで学校側との協力を頂きました。今後、定員オーバーの状況によっては、さらに空きスペースの活用やスタッフ体制の増員等を考えていきますとの回答でした。

以上で、全ての審査を終了し、討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第40号 令和5年度長 和町一般会計決算は認定すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長(森田公明君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終わります。

これより討論を行います。まず、本案に反対者の発言を許します。反対討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。賛成討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。本案の採決は起立により行います。本案に対する委員 長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(全 員 起 立)

○議長(森田公明君) 全員賛成、御着席ください。よって、議案第40号は委員長報告のとおり 認定されました。

ただいま9時58分です。10時8分まで休憩といたします。

休 憩 午前 9時58分 ______

再 開 午前10時08分

○議長(森田公明君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第2 議案第41号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)決算の認定について

(町長提出)

◎日程第3 議案第42号 令和5年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第4 議案第43号 令和5年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第5 議案第44号 令和5年度長和町介護保険特別会計決算の認定について (町長提出) ◎日程第6 議案第45号 令和5年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 日程第2 議案第41号から日程第6 議案第45号までを一括して議題 といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長(田福光規君) 社会文教常任委員会では、9月18日に委員会を開催し、 今定例会に提案され、委員会付託となりました案件について審査を行いました。

議長の指示に従い、順次結果を御報告いたします。

議案第41号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)決算の認定についての審査 結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。

討論なく、採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

子育て世帯支援事業補助金について、国保税が統一されても国保特別会計で事業施できるのかと の質問に対して、県に確認し、進めてまいりますとの回答でした。

国保特別会計で対応できなくなるのであれば、一般会計に移してでも継続していっていただきた いとの要望が出されました。

次に、議案第42号 令和5年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算の認定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。

討論なく、採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

令和3年度と令和4年度とを比較すると、診療報酬額合計は210万円ほど増え、外来患者数は5名増えているが、令和5年度では、外来患者数は132人減っている。原因の分析をしているかとの質問に対して、外来患者数が減少した原因の分析はしておりません。実績を基に記載しておりますとの回答でした。

次に、議案第43号 令和5年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定についての審査結果 を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。

討論なく、採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

令和6年12月2日以降、短期証が発行できないとあるが、マイナ保険証利用登録者は、保険税

に未納があっても、一部負担金のみで医療機関を受診することが可能という解釈、理解でよろしいかとの質問に対し、令和6年12月2日以降、特別な理由もなく、長期間保険料を滞納している保険者に対し、特別療養費の扱いになることを事前に通知する予定でございますので、マイナ保険証を利用して医療機関を受診される際、被保険者の方は御自身が特別療養費の対象者であるということは承知しているかと思いますとの回答でした。

今までは、滞納の罰則規定として、短期証や一部負担金10割という規定があったが、どちらも廃止となれば、今後は滞納者も国保被保険者は3割、後期高齢者医療保険者は1割で医療機関を受診できるということかとの質問に対し、現在、厚生労働省からの通知では、特別の事情もなく、保険料を原則1年以上滞納している被保険者については、特別療養費として医療機関を受診した際、窓口で10割負担していただくようになるということで調整をしております。また、マイナ保険証を利用して医療機関を受診した際、その方が特別療養費の対象者かどうかを医療機関でも確認が可能であるとのことですとの回答でした。

マイナ保険証に滞納があるという情報が登録されるということかとの質問に対して、医療機関は、各市町村が自庁システムで登録した資格情報をオンライン資格確認システムで確認できるようになっております。現時点で、滞納があるという情報をどのようにシステムに登録するかはまだ示されておりませんが、各市町村にて、特別療養費の対象者である旨を自庁システムにて登録し、医療機関でも確認が可能になる予定ですとの回答でした。

次に、議案第44号 令和5年度長和町介護保険特別会計決算の認定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。

討論なく、採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

居宅介護住宅改修費が87万2,762円で、前年度比186.5%ということだが、住宅改修の件数と1回当たりの上限を聞きたいとの質問に対し、上限は20万円になります。20万円のうち、1割の2万円は自己負担分になりますので、18万円は支給分となります。令和5年度の住宅改修件数は、20件となりますとの回答でした。

次に、議案第45号 令和5年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。

討論なく、採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

納入額26万円について、滞納者全員から取っているのかとの質問に対し、納入実績のあった件数は3件、未納の方が6件ですとの回答でした。

未納の6件については、回収が不可能と判断せざるを得ない。そろそろ見切りをつけるところに

来ていると考えるが、今後の見通しはとの質問に対して、滞納が続いている方につきましては、不動産等の財産調査等を行いながら、法律の関係につきましては専門の方、また、他の市町村の事例等も聞きながら徐々に進めていければと考えておりますとの回答でした。

報告は以上となります。

○議長(森田公明君) 報告を終わります。

最初に、議案第41号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第41号は委員長報告のとおり認定されました。 次に、議案第42号 令和5年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算の認定につい ての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第42号は委員長報告のとおり認定されました。 次に、議案第43号 令和5年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第43号は委員長報告のとおり認定されました。 次に、議案第44号 令和5年度長和町介護保険特別会計決算の認定についての委員長報告に対 する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

(全員 挙手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第44号は委員長報告のとおり認定されました。 次に、議案第45号 令和5年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定につい ての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第45号は委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第 7 議案第46号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第 8 議案第47号 令和5年度長和町和田財産区特別会計決算の認定について

(町長提出)

- ◎日程第 9 議案第48号 令和5年度長和町上水道事業会計決算の認定について (TE F # 11)
- ◎日程第10 議案第49号 令和5年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業 会計決算の認定並びに剰余金の処分について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第7 議案第46号から日程第10 議案第49号までを一括

して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長(佐藤恵一君) それでは、総務経済常任委員会は、9月17日、委員会を 開催し、今定例会に提案された委員会付託になりました案件について審査をいたしました。

議長の指示に従い、順次結果を報告いたします。

議案第46号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定について。

担当課の説明後、質疑応答を行いました。

討論なく、採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決定いたしました。

質疑応答は、以下のとおりです。

委員より、滞納整理について、債務者が行方不明、または戸籍照会ができずに行方がつかめない場合、何とかするためにはどういったことをすればよいのかとの問いに対して、今後の対策として、 行方の分からない方については、現在、顧問弁護士に相談をさせていただいていますとの回答でした。

委員より、白書には重点項目を掲げ、順次対応する必要があると記載があるが、改善していくには目標をしっかり掲げる必要があると思うがいかがかとの問いに対して、重点目標は毎年掲げており、令和5年度については、大規模伐採を別荘地内で実施しました。今年度においても、景観整備や滞納整理を目標に取り組んでいきたいと思いますとの回答でした。

議案第47号 令和5年度長和町和田財産区特別会計決算の認定について。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決定いたしました。

議案第48号 令和5年度長和町上水道事業会計決算の認定について御報告いたします。

担当課の説明後、質疑応答を行いました。

討論なく、採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

委員より、料金改定は何年に一度行っているのか。今までの経過を教えてほしいとの問いに対して、前回は、平成29年度に簡易水道事業から企業会計に移行した際に実施しており、令和元年10月の消費税改定の際にも金額の変動はありましたが、それ以降の改定は行っていません。国は、3から4年に料金改定をすることを推奨しており、今後においてはそのように進めていきたいと考えており、審議会の資料作成を行っていますとの回答でした。

委員より、アセットマネジメントにより具体的な数字が見えていると思うが、5年後や10年後 に必要となる水道料金を把握できているのかの問いに対して、具体的な試算数字は何通りもできて いますので、今後は審議会に諮りながら、町民の皆様にお知らせをしていく予定ですとの回答でし た。 議案第49号 令和5年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計決算の認定並びに剰 余金の処分について。

担当係よりの説明後、質疑応答を行いました。

討論なく、採決の結果、全員賛成により認定すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

議員より、下水道については比較的新しい設備が整っていて、当分使用料の改定はなくてもよいと思うが、料金改定の見通しはどうなっているのかとの問いに対して、下水道事業の使用料収入が維持管理費用に対して24%しかないため、不足分を一般会計繰入金として黒字決算となっています。今後の見通しとしましては、上下水道事業と併せて料金の値上げを検討しています。令和6年度に料金改定支援業務を委託しており、まだ具体的な金額は出ていませんが、人口減少を加味すると30%ずつは値上げをしていかなければならない状況ですとの回答でした。

以上で報告を終わります。

○議長(森田公明君) 委員長報告を終わります。

最初に、議案第46号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第46号は委員長報告のとおり認定されました。 次に、議案第47号 令和5年度長和町和田財産区特別会計決算の認定についての委員長報告に 対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第47号は認定されました。

次に、議案第48号 令和5年度長和町上水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対す

る質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第48号は認定されました。

次に、議案第49号 令和5年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計決算の認定並びに剰余金の処分についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第49号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第49号は認定されました。

◎日程第11 議案第50号 長和町課設置条例の全部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第12 議案第51号 長和町職員定数条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第13 議案第52号 行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第11 議案第50号 長和町課設置条例の全部を改正する条例についてから日程第13 議案第52号 行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例についてまでを一括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長(佐藤恵一君) それでは、議案第50号から52号につきまして報告を行います。

議案第50号 長和町課設置条例の全部を改正する条例の審査結果について御報告いたします。 担当課の説明後、質疑応答を行いました。

討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

庁内機構改革について、庁舎のフロア間の移動を必要とする部署はあるのか。従前より、各課の職務内容が分かりづらく、町民がどこに聞けばよいか分からないことが多かったと思うが、分かりやすい案内があるのかとの質問に対しまして、係の移動につきましては、現在、保健センターにある子育て支援係が本庁舎へ移動、現在、教育課にある人権男女共同参画係が保健福祉課の所管になりますが、それ以外については、基本的に窓口の場所は変わりませんので、これまで対応してきた窓口で引き続き対応するようになります。各課の分掌事務につきましては、広報でも案内するほか、案内表示も順次変更していく予定ですとの回答でした。

委員より、現行の係の統合について、介護高齢者支援係ができたが、要支援者の避難計画等に関する危機管理係との連携は今後どうなるのかとの問いに対しまして、危機管理係にも係長が配属されたことから、必要な連携を強化しながら、要支援者名簿の随時更新等に取り組みますとの回答でした。

委員より、機構改革に伴い、システム、機器などの移動の進捗状況はとの問いに対して、庁舎システムの更新時期及び機構改革に伴う事務用品の購入費用を今回の補正予算で審議いただき、購入納品が10月となる予定と併せて、機器等の大幅な移動については、10月下旬を予定しています。なお、現在使用しているメールアドレスや各課の電話番号については、そのまま使用することとし、町民に迷惑がかからないように対応しますとの回答でした。

議案第51号 長和町職員定数条例の一部を改正する条例の審査結果について御報告いたします。 担当課の説明後、質疑応答を行いました。

討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

委員より、議会事務局の定員を1人減らしている要因は。過去には、総務課長と議会事務局長を 兼務する職員を配置していましたが、議会事務局の特性上、独立した部局であるため、兼務職員を 置かずに、職員2名を専任として現在に至っております。業務配分に対する人員補充等につきましては、議会係内にて検討の上、必要に応じて適正な人員配置を行いますとの回答でした。

議案第52号 行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の審査結果について御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(森田公明君) 委員長報告が終わりました。

議案第50号 長和町課設置条例の全部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。 次に、議案第51号 長和町職員定数条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する 質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第51号は可決されました。

次に、議案第52号 行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例についての委員長報告 に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第52号は可決されました。

◎日程第14 議案第53号 長和町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例 について

(町長提出)

◎日程第15 議案第54号 長和町犯罪被害者等支援条例の制定について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第14 議案第53号 長和町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例について及び日程第15 議案第54号 長和町犯罪被害者等支援条例の制定についてを一括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長(田福光規君) 議案第53号 長和町保健福祉総合センター条例の一部を 改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第54号 長和町犯罪被害者等支援条例の制定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。

討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりであります。

支援金額は、他町村と比べて多いか、少ないかの質問に対し、既に条例施行している他の市町村とほぼ同じメニュー及び金額となっていますとの回答でした。

他町村では、既に始まっているところがあると思うが、なぜ長和町が今なのかの質問に対して、 昨年度から検討していましたが、県の条例の制定が先に行われ、その後、他の市で実際、犯罪事例 が発生したことを受けて、この時期になったということでございます。今回、条例制定するに当た り、人権擁護審議会を立ち上げ、内容を審査し、意見募集等を行い、条例制定を提案させていただ いたところですとの回答でした。

実際起きたときの体制、窓口というのはできているのかの質問に対して、被害が発生した場合の 窓口は、人権男女共同参画係が窓口として一義的に対応することになっていますとの回答でした。

報道対応支援上限23万円とは、具体的にどういう対応支援のことかとの質問に対し、犯罪被害者等が被害を受けたことによる報道機関の対応等を弁護士に依頼する場合の費用の助成ということでございますとの回答でした。

例えば、家事育児支援はどこにお願いするか決まっているかとの質問に対し、窓口は、人権男女 共同参画係で受付をして、各担当課につなぎますが、実際の支援体制は、チームをつくり、協議を 行い、役割を担うという体制でなければできないと思いますので、その方向で考えておりますとの 回答でした。

助成金の交付について、上限がそれぞれ設けられているが、原則的にこれで終わりかの質問に対し、現状で他の市町村と差額がない形で設定しています。今後、状況によってさらに必要となった場合には、金額の変更も考えられると思いますが、現状ではこの金額でいきたいと考えております

との回答でした。

犯罪被害者支援は、結構大変な仕事だと思うので、それなりのマニュアルを作ってやると思うが、どこまで町が関わってできるのか。県の役割、国の役割、町へのサポートはどうなっているか教えてほしいとの質問に対して、県の条例は、特に何か細かい支援があるわけでもなく、県としての指針を示しているものです。また、国においては、別に犯罪被害者支援が警察にございますので、別物と考えています。基本的に、この条例は、県の条例に基づいて市町村が行う支援という位置づけになると思います。ただ、実際の支援においては、例えば情報提供の部分で、警察と連携しなければいけないとか、県の関係機関と福祉部門の機関と連携しなければいけないとか、そういうことが出てくると思いますとの回答でした。

以上で報告を終わります。

○議長(森田公明君) 委員長報告を終わります。

議案第53号 長和町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例についての委員長報告に 対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第53号は可決されました。

次に、議案第54号 長和町犯罪被害者等支援条例の制定についての委員長報告に対する質疑を 行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第54号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第54号は可決されました。

◎日程第16 議案第55号 令和6年度長和町一般会計補正予算(第3号)について (町長提出) ○議長(森田公明君) 次に、日程第16 議案第55号 令和6年度長和町一般会計補正予算 (第3号) についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

まず、総務経済常任会に付託された、議会事務局、会計課、総務課、企画財政課、情報広報課、産業振興課、及び建設水道課の所管する補正予算について、委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長(佐藤恵一君) 議案第55号 令和6年度長和町一般会計補正予算(第3号)について。

議会事務局、総務課ともに質疑なし。

企画財政課まちづくり政策係。

委員より、地域創生、アートによる長和町活性化事業について、女子美術大学連携テストケースの具体的なスケジュールはとの問いに対しまして、補正予算が認められ次第、速やかにコーディネーター、大学関係者、町関係者と協議していきます。令和6年度事業ですので、令和7年3月31日までに完了するように進めていきますとの回答でした。

委員より、コーディネーターには行政の仕事を任せるということか。業務内容を教えてほしいとの問いに対しまして、コーディネーターには町と大学との間に入っていただき、双方の主張を取りまとめ、調整する役割を担っていただきます。そのため、行政の仕事をそのままお任せするということではありません。業務内容については、事業計画の立案から始まり、長和町リサーチ、関係者へのヒアリング、長和町と大学とのやり取り、学生への指導、事業まとめと今後のフィードバック等の業務についてですとの回答でした。

委員より、今後、女子美術大学と連携していく上で、どのようなことを実現させていきたいか。 具体的な案はあるのかとの問いに対しまして、女子美術大学との連携について、過去に町職員、町 民から要望を募った経緯があり、一覧をデータで管理していますので、この要望は取りまとめて大 学と共有しております。実効性を検討していただいておりますので、今後の活動においても、町の 要望は積極的に大学側に伝え、可能なものは実現させていきたいと思いますとの回答でした。

企画財政課財政係、質疑なし。

企画財政課管財係について。

委員より、地域おこし協力隊は、会計年度任用職員となっているが、現会計年度任用職員ではなく、新たに募集するということかの問いに対しまして、ふるさと納税専門の会計年度任用職員を新たに募集するということですとの回答です。

委員より、地域おこし協力隊を2人採用した後、職員を含め、合計何人でふるさと納税を担当することになるのかとの問いに対しまして、今後、機構改革後は、企画財政係2名と地域おこし協力隊の2名、計4名でふるさと納税を担当することになりますとの回答です。

委員より、今回の地域おこし協力隊は、具体的に何をしていくかとの問いに対して、ふるさと納

税の新規開拓、既存商品のブラッシュアップ、ポータルサイトの紹介及びデザイン、ポータルサイトの新規開拓、SNSを活用した情報発信をミッションに、長和町の魅力をアピールしながら、寄附金額の増額を目指してもらいますとの回答でした。

情報広報課。

委員より、ケーブルテレビ施設運営費について、テレビ番組を外部に委託するとのことだが、200万円の内訳はとの問いに対し、番組制作費は試験的なものであり、今回の補正額は33万円です。残りの179万円は、役場宿直の放送機器の交換ですとの回答です。

産業振興課農政係は、質疑なし。

産業振興課林務係。

委員より、林道費町単独事業における実施箇所の詳細について、また、林道本沢線については、 今回の災害復旧工事以前から、毎年のように改修を行っているようだが、根本的に路線自体の強靱 化対策等を考えられないかとの質問に対し、工事箇所については、本沢線1号橋とその先、砂防堰 堤との間で、本沢川と並行している部分の改修です。本沢線については、改修工事が多いと認識し ており、強靱化等、抜本的対策ができないものか、県などとも相談してまいりたいと思いますとの 回答でした。

産業振興課商工観光係。

委員より、地域おこし協力隊の温泉部門とは、どのような業務を行うものかとの問いに対し、町の各温泉の運営に関わることが主な業務になりますが、他市町村が運営する日帰り温泉や人気の温泉地に赴き、その経営方法や魅力的な集客方法を町の温泉運営に取り込むといった業務を中心に行っていきたいと考えていますとの回答でした。

建設水道課建設耕地係。

委員より、工事請負費が1,500万円に対し、委託料が1,050万円ということで、委託料が具体的に何に幾ら係るのかという資料があれば伺いたいとの問いに対しまして、各業務で見積りが分かれていないため、委託料の内訳はお出しできないが、新たな橋台を設置し、コンクリート部分に橋を置くような設計となり、コンクリートを設置する箇所のボーリング調査の費用が多くを占めていますとの回答でした。

以上で報告を終わります。

○議長(森田公明君) 次に、社会文教常任委員会に付託された、町民福祉課、こども・健康推進 課及び教育課の所管する補正予算について、委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長(田福光規君) 議案第55号 令和6年度長和町一般会計補正予算(第3号)についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。

討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりであります。

まず、町民福祉課窓口係です。

コンビニ交付システムの保守委託料について、毎年上がるということがあるのかの問いに対して、 毎年上がるかは不明です。物価等の上昇により、データセンターの利用料が値上げされたため、保 守業務委託料が10月から増額となりますとの回答でした。

標準化システムの補助金について、システムの改修が延期されたが、補助金は今年交付されるのかの問いに対して、標準化対応による戸籍システムの改修等の業務が5つあり、今年度行っているのは2つ、戸籍と戸籍附票のデータクレンジング業務で、戸籍システムを標準システムへ移行するためのデータの整備を行っておりまして、その業務の補助金について交付決定を受けておりますとの回答でした。

次に、福祉係です。

物価高騰対策支援給付金が一般財源となっているが、町の単独事業となるのかの質問に対して、 事業費については、全額国庫補助の予定となっております。企画財政課はまちづくり政策係と協議 の上、一旦は一般財源とさせていただき、補助金が確定したところで、まちづくり政策係のほうで 歳入を計上させていただきますとの回答でした。

次に、高齢者支援係です。

物品購入費で購入する可搬式発電機の燃料と稼働時間を知りたいとの質問に対して、100ボルト用で、非常用家電、パソコン、テレビ、コンセントが使用でき、運転時間は10時間で、燃料は軽油になりますとの回答でした。

1台150万円は高いと思うが、他の業者の相見積りはとの質問に対して、予算が通ったところで財政係と検討し、対応していきますとの回答でした。

工事請負費を減額とし、十分ではないが、必要最小限の発電機購入をし、対応するということか。 居住部分に対応するということだが、デイサービスにはなくてもよいのかとの質問に対して、その とおりです。交付金の対象は入居部分のみで、通所部分は対象とならないため、可搬式発電機を購 入し、居住部分の緊急時に対応できるようにします。居住部分は町が運営し、通所部分のデイサー ビスは、介護保険事業所として依田窪福祉会が運営しています。予算の関係もありますので、今回 は町が運営する居住部分のみの対応とし、デイサービスにつきましては、依田窪福祉会と検討して いきたいと思いますとの回答でした。

次に、生活環境係です。

太陽光発電補助金の増額はどの時点で不足が分かったのかの質問に対して、当初6件60万円で 予算計上しましたが、現時点で3件30万円執行しており、予算残高が30万円です。現在6件6 0万円の申請が出されており、不足分の30万円をお願いするものでありますとの回答でした。

マルメロの実は、出荷・商品化等を検討しているのかとの質問に対して、現段階では出荷までは 至っておらず、虫食いにならないよう消毒作業を行っております。商品化については、なる実の量 にもよりますが、今後農政係との協議によると思われますとの回答でした。

次に、こども・健康推進課です。

子育て支援係、保育園です。

長門保育園の遊具の修繕について、はんとう棒とは何かとの質問に対して、園庭にある子供たちが登って遊ぶ登り棒です。上部に小さな亀裂が見つかったため、子供たちの手の触れない場所ですが、安全のために修繕をするものですとの回答でした。

他市町村の保育園を利用している方は何名で、理由は何かとの質問に対して、現在利用されている方は1名で、理由は勤務地が遠いため、職場近くの保育園を利用するものですとの回答でした。

次に、教育課です。学校教育係です。

和田小の理科教材備品は何を購入するのかとの質問に対して、正規妊娠模型、心臓と血液循環模型、消化器系模型、呼吸器系模型の4体の人体模型ですとの回答でした。

男女共同参画係です。

既に実施した審議会に対する予算ということか。なぜ最初から予算を出さなかったのかとの質問に対して、今回条例の制定に当たり、第1回審議会を今年の3月22日に開催しました。ここで条例の制定を進める予定でしたが、もう少し審議が必要ということになり、8月7日に2回目の審議を行いました。令和6年度当初予算策定に当たりましては、委員の関係予算を計上せずに進めてしまいましたので、改めて今回お願いをするということでありますとの回答でした。

6月に計上してもよかったと思うが、どうかとの質問に対して、予算がないということが分かった時点ですぐに対応して今回の議会に諮ったわけですが、委員おっしゃるとおり、6月に十分対応できる案件だったと思います。今後このようなことがないように十分注意して予算編成を行いたいと思っておりますとの回答でした。

以上で、報告を終わります。

○議長(森田公明君) 以上で、委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第55号は可決されました。

◎日程第17 議案第56号 令和6年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補

正予算(第1号)について

(町長提出)

◎日程第18 議案第57号 令和6年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)について

(町長提出)

◎日程第19 議案第58号 令和6年度長和町介護保険特別会計補正予算(第1号) について

(町長提出)

◎日程第20 議案第59号 令和6年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計 補正予算(第1号)について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第17 議案第56号から日程第20 議案第59号までを一括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長 (田福光規君) 議案第56号 令和6年度長和町国民健康保険特別会計 (事業勘定)補正予算 (第1号) についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第57号 令和6年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第58号 令和6年度長和町介護保険特別会計補正予算(第1号)についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第59号 令和6年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長(森田公明君) 委員長報告を終わります。

最初に、議案第56号 令和6年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1

号) についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第56号は可決されました。

次に、議案第57号 令和6年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第57号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第57号は可決されました。

次に、議案第58号 令和6年度長和町介護保険特別会計補正予算(第1号)についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全員拳手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第58号は可決されました。

次に、議案第59号 令和6年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第59号は可決されました。

◎日程第21 議案第60号 令和6年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

◎日程第22 議案第61号 令和6年度長和町和田財産区特別会計補正予算(第1号) について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第21 議案第60号 令和6年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)について及び日程第22 議案第61号 令和6年度長和町和田財産区特別会計補正予算(第1号)についてを一括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長(佐藤恵一君) 議案第60号 令和6年度長和町観光施設事業特別会計補 正予算(第1号)について、担当者から説明後、審査に入りました。

質疑、討論なく、全員賛成により議案第60号は可決すべきものと決定されました。

議案第61号 令和6年度長和町和田財産区特別会計補正予算(第1号)について、担当課の説明後、質疑応答を行いました。

討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

委員より、消費税の納付の経過と法律相談の内容についてとの問いに対し、令和3年に1,00 0万円を超える立木売払いなどに関わる売上額があったため、支払いの義務が発生し、本年9月末 までに納税する者への対応となります。法律相談の内容につきましては、会計事務所への今後の消 費税納税や届出の相談料となります。

報告は以上です。

○議長(森田公明君) 委員長報告を終わります。

議案第60号 令和6年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第60号は可決されました。

次に、議案第61号 令和6年度長和町和田財産区特別会計補正予算(第1号)についての委員 長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第62号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について (町長提出)

○議長(森田公明君) 次に、議案第62号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について を議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長(田福光規君) 議案第62号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更 についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長(森田公明君) 委員長報告を終わります。

議案第62号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての委員長報告に対する質疑を 行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第62号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全員 举手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第24 陳情第4号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情

◎日程第25 陳情第5号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情

◎日程第26 陳情第6号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情

○議長(森田公明君) 次に、日程第24 陳情第4号 政府の責任で医療・介護施設への支援を 拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情から日程第26 陳情第6号 訪問介護 報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情までを一括して 議題とします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長(田福光規君) 陳情第4号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充 しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情の審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により採択すべきものと決定いたしました。

陳情第5号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情の審査結果を御報告いたします。 担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により採択すべきものと決定いたし ました。

陳情第6号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情の審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により採択すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長(森田公明君) 委員長報告を終わります。

陳情第4号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより陳情第4号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択されました。 次に、陳情第5号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより陳情第5号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、陳情第5号は採択されました。 次に、陳情第6号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより陳情第6号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択されました。 ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

> > 再 開 午前11時13分

○議長(森田公明君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。お手元に配付のとおり、町長及び議員から追加案件が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ただいま追加した案件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本 日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、追加した案件は、本日審議することに決定いたしました。

◎日程第1 議案第65号 国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 追加議事日程第1 議案第65号 国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 先ほどは、9月定例議会に上程させていただきました令和5年度一般会計決算をはじめとする特別会計並びに事業会計決算の認定、条例・規約の変更、令和6年度一般会計をはじめとする特別会計の補正予算を議決を頂き、感謝を申し上げるところでございます。引き続き、的確かつ適正な行政運営に努めてまいりたいと存じます。ありがとうございました。

それでは、本議会に追加議案として提案をさせていただきました条例案件について説明を申し上 げさせていただきます。

議案第65号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和5年度に交付されましたマイナンバー法等の一部改正法を受けましての改正するものでございます。

以上、追加議案として提案をさせていただきました議案について概要のみ説明をさせていただきましたが、詳細につきましては御審議の際、担当課長より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(森田公明君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第65号 国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当課長より詳細説明を求めます。

藤田総務課長。

○総務課長(藤田健司君) それでは、よろしくお願い申し上げます。

議案書の2ページを御覧ください。

議案第65号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の3ページが条文、4ページが新旧対照表となってございます。

内容でございますけれども、第4条におきましては条文中の更正でございます。

第14条につきましては、令和5年6月9日に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法令におきまして国民健康保険法が改

正されまして、本年12月2日からマイナンバーカードと被保険者証を一体化し、従来の被保険者 証を廃止することが決定されたところでございます。

従来の被保険者証の廃止に伴いまして、国民健康保険法の規定にございます被保険者証の返還を 定める条文及び返還義務に応じない場合の罰則に関する条文が削除されたために、本条例第14条 に規定してございます被保険者証の返還に応じない場合の罰則部分について削除、字句の整理を行 うためのものでございます。

施行日につきましては、令和6年12月2日からとしてございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(森田公明君) 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第65号を採決いたします。議案第65号について、原案のとおり可決することに 賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第65号は可決されました。

◎日程第2 意見書案第7号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべての ケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書

(議員提出)

- ◎日程第3 意見書案第8号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書 (議員提出)
- ◎日程第4 意見書案第9号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再 改定を早急に行うことを求める意見書

(議員提出)

○議長(森田公明君) 次に、追加議事日程第2 意見書案第7号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書から追加議事日程第4 意見書案第9号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書までを一括して上程いたします。

ここでお諮りいたします。追加議事日程第2 意見書案第7号から追加議事日程第4 意見書案 第9号は、先ほど採択されました陳情と同趣旨でありますので、提案理由の説明を省略したいと存 じますが、これに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。 初めに、意見書案第7号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の

賃上げや人員増を求める意見書を議題といたします。 本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより意見書案第7号を採決いたします。本案について原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全員举手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。 次に、意見書案第8号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書を議題といたしま

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

す。

これより意見書案第8号を採決いたします。本案について原案のとおり可決することに賛成議員 の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。 次に、意見書案第9号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行 うことを求める意見書を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより意見書案第9号を採決いたします。本案について原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(森田公明君) 以上で、本定例会に提出された案件は全て終了いたしました。したがって、 令和6年9月長和町議会第3回定例会を閉会といたしたいと存じますが、これに御異議ございませ んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、令和6年9月長和町議会第3回定例会を閉会といたします。

 以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長 森 田 公 明

長和町議会議員 龍野 一幸

長和町議会議員 佐藤恵一

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長

長和町議会議員

長和町議会議員